

From
the People of Japan

2018年版 開発協力白書

日本の国際協力



2018年版 開発協力白書

日本の国際協力

外務省

【表紙写真説明】



マラウイ中部、カスング県の小学校で行われたUNDOKAIで綱引きの審判をする古川南青年海外協力隊員。同県に配属されている3名の青年海外協力隊員が現地教師と協力して三校合同UNDOKAIを開催した。詳細は59ページのコラム「国際協力の現場から」を参照。(写真：JICAマラウイ事務所)

【裏表紙写真説明】



ケニア西部の村で子供たちと交流する古藤誠一朗青年海外協力隊員(写真：小池庸介)



外務省になんとなく任命された「ODAマン」について、詳しくは119ページのコラム「開発協力トピックス」を参照。

本書は、外務省の開発協力白書ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>) 上でも閲覧可能です。また、政府開発援助(ODA)に関する統計や、諸外国の経済協力の概要などについても記載している「参考資料集」も同ホームページで閲覧可能ですので、あわせてご参照ください。なお、本書の本文中の人物の肩書はすべて当時のものです。

巻頭言

グローバル化の進展に伴い、格差・貧困、テロ、難民・避難民、気候変動、プラスチックごみを始めとする海洋の問題、感染症など、地球規模課題への対応が急務となっています。こうした国境を越えた課題は、一国のみでは解決することが困難であり、日本を含む国際社会全体が取り組んでいく必要があります。

日本は長年にわたって、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという「人間の安全保障」の理念を掲げ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日本の近代化の経験を踏まえつつ、その国に寄り添った支援を実践してきました。

2015年の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、開発途上国のみならず先進国を含めた全ての国において、「誰一人取り残さない」社会を実現することを目標としています。「誰一人取り残さない」という考え方は、「人間の安全保障」の理念を反映したものであり、この理念を長年提唱してきた日本だからこそ、国際社会におけるSDGs推進のリーダーシップを発揮できると確信しております。

また、インド太平洋地域で法の支配に基づく自由で開かれた秩序を維持・強化し、質の高いインフラ整備により連結性を向上するため、米国、豪州、インド、ASEAN諸国、英仏、EUなどの関係国と緊密に連携しながら重層的な協力関係を築き、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を加速させてまいります。

一方で、2018年は、日本国内でも豪雨や地震などの多くの自然災害に見舞われた年であり、国内の被災地への支援が求められました。厳しい財政状況の下でも、日本は国際社会の一員として、引き続き日本にも影響を及ぼし得る地球規模の課題に取り組み、開発途上国を含む国際社会に平和、安定及び繁栄のために積極的に貢献してまいります。政府としては、限られたODA予算を戦略的かつ効果的に活用し、そしてきちんと結果を出すよう一層努めつつ、開発途上国へのODA実施がひいては日本の国益に資するものであることにつき、国民の皆様の御理解を得ていきたいと思っております。

そのためにも、ODAに関する有識者懇談会の提言も踏まえて、政府や国際協力機構（JICA）が中心を担ってきたODA実施体制からさらに前進し、民間企業、NGO、地方自治体、大学など多様な実施主体とそれぞれの長所を活かしながら緊密に連携し、様々な開発課題に取り組んでまいります。また、JICAボランティアの制度見直しも行いました。

今回の白書では、2018年の開発協力をめぐる取組を紹介するとともに、地方の産官学が連携して開発途上国に支援を行った結果、これらの地域の活性化にも繋がった例などを紹介しています。また、「日本の顔の見える支援」を体現している国際機関で働く日本人職員やJICA海外協力隊の方々の活躍ぶりも掲載しています。こうしたコラムにより、開発協力の第一線で活躍されている方々への理解をより一層深めていただくきっかけとなり、将来、国際舞台で活躍することを目指す方々へのエールとなれば、これ以上の喜びはありません。

2019年は、日本においてG20大阪サミット及び第7回アフリカ開発会議が開催され、また9月には国連で初のSDGs首脳級会合が予定されています。国民の皆様の御理解、御支援を頂きながら、こうした国際的な場を通じ、地球規模課題の解決に向けて、日本としてさらなるリーダーシップを発揮してまいります。

2019年3月

外務大臣

河野 太郎



日本の開発協力政策

－開発協力大綱－

日本の開発協力政策は、開発協力大綱（2015年2月閣議決定）をその根幹としています。日本は、平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献し、それを通じて日本の国益の確保を図ることを開発協力政策の基本としています。開発協力大綱は、こうした日本の基本的方針を明記した上で、その実現に向けた外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助（ODA）を戦略的かつ効果的に活用していくことを定めています。また、開発課題が多様化・複雑化し、国家のみならず民間企業やNGOをはじめとする様々な主体による開発協力が必要とされている中、ODAにはこうした多様な力を結集するための触媒としての役割も求められています。

1. 日本の開発協力の基本方針

開発協力大綱においては上述のような目的のために行われる日本の開発協力の基本方針として以下の三つを掲げています。

（1）非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力は平和国家としての日本に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求するその在り方を体現するものです。日本は今後もこの方針の下、開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する原則を遵守します。

（2）人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求すべきという人間の安全保障の考え方は、日本の開発協力の指導理念です。日本は、特に脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現と、その国際社会における主流化を一層促進します。

（3）自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

開発途上国自身の自助努力を後押しし、将来の自立的発展を目指すのが日本の開発協力における伝統的姿勢です。開発途上国における人づくり、経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎構築を重視し、相手国からの要請を待つだけでなく、日本から積極的な提案を行う等、対話・協働重視の開発協力を進めます。

2. 重点課題

さらに上記の基本方針にのっとり、次の重点課題に沿った開発協力をそれらの相互関連性にも留意しながら推進することとしています。

（1）「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界における貧困削減、特に絶対的貧困の撲滅のためには、経済成長の実現が不可欠ですが、それは①成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとりとして取り残されないという意味での「包摂性」、②環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて続く「持続可能性」、③経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性および回復力に富んだ「強靱性」の3点を兼ね備えた「質の高い成長」であることが必要です。日本はまた、この質の高い成長の実現による貧困撲滅を図る中で、経済成長の基礎および原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発のための支援等を実施しています。

（2）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的な発展の実現には、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠です。これら発展の基盤を強化するため、日本は、普遍的価値の共有や、平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行っています。とりわけ、普遍的価値の共有を図る上で、法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等の実現のための支援に、また、平和で安定し安全な社会の実現を図る上で、平和構築、緊急人道支援、法執行機関の能力強化やテロ対策、海洋・宇宙・サイバーに関する能力強化支援等に、それぞれ取り組んでいます。

（3）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は国際社会全体に大きな影響を与え、特に、貧困層等、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらします。これらの問題には、持続可能な開発目標（SDGs）の推進等を通じ、国際社会が一致して持続可能かつ強靱な社会の構築を目指すことにより対処する必要があります。日本はまさにこれらの地球規模課題の克服に向けて国際社会の取組を主導しています。

以上の重点課題を踏まえ、日本は世界各国のニーズと特性に応じた開発協力に加え、広域開発、地域の連結性強化等も行っていきます。さらに開発が進展しつつも様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対し、その開発ニーズの実態や負担能力に応じた協力も行っています。

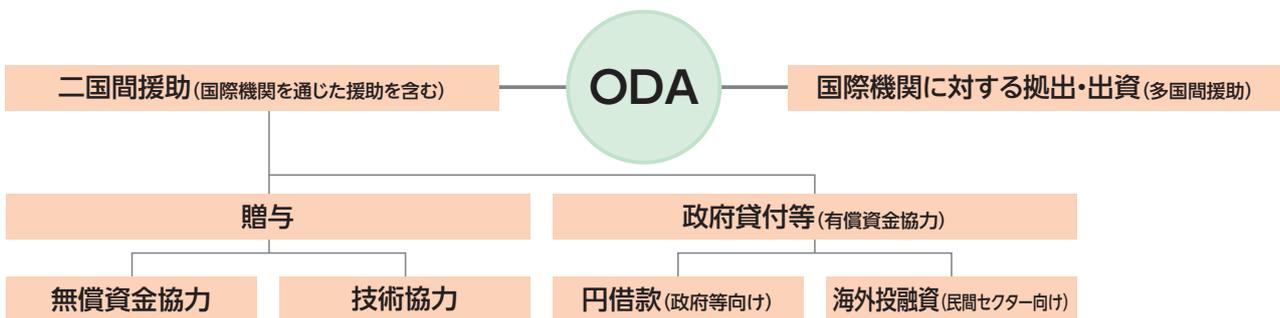
3. 開発協力実施上の原則・体制

(1) 日本は、開発協力を推進するにあたり、①外交政策に基づく方針の策定・目標設定を不断に行い、② ODAとODA以外の資金・活動の相乗効果を目指すとともに、③政策や事業レベルの評価を不断に行い、その結果を、政策決定過程に反映させていきます。また、開発協力の適正化確保のための原則として、①（開発途上国の）民主化の定着、法の支配および基本的人権の保障に係る状況を考慮し、②軍事的用途および国際紛争助長への使用回避（軍または軍人がかかわる民政目的、非軍事目的の開発協力については、実質的意

義に着目し、個別具体的に検討）を図るほか、環境・気候変動への影響、公正性、社会的弱者への配慮、女性参画促進等を念頭に開発協力を進めます。

(2) 日本は、地球規模課題への取組を含む開発協力を担う政府・実施機関の体制整備を続けるとともに、民間企業や地方自治体、大学・研究機関、そしてNGOをはじめとする市民社会など、多様なアクター（援助主体）との連携を強化します。また、緊急人道支援や国際平和協力における国際機関、NGO、PKOとの連携にも引き続き取り組み、国際機関、地域機関、新興ドナーとの連携も推進していく考えです。

日本の政府開発援助（ODA）



● ODAとは？

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

その対象となる開発途上国・地域は、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）のDAC（開発援助委員会：Development Assistance Committee）が作成するリストに掲載されています。

日本は現在、それら対象国・地域に対してODAとして、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」に役立つ資金（贈与・貸付等）・技術の提供を行っています。

● ODAにはどのような種類があるか？

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する**二国間援助**と、国際機関に対する拠出である**多国間援助**があります。

二国間援助は、**贈与**と**政府貸付等**に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、返済義務を課さないで、開発途上国・地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する**無償資金協力**と、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う**技術協力**があります。なお、贈与の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。

政府貸付等には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国・地域に必要な資金を貸し付ける**円借款**と、開発途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う**海外投融資**があります。

多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

☆外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/index.html>）でもODAに関する説明を掲載しています。

第Ⅰ部

| | |
|---------------------|---|
| 2018年の日本の開発協力 | 1 |
|---------------------|---|

第Ⅱ部

| | |
|--------------|----|
| 課題別の取組 | 11 |
|--------------|----|

| | |
|--|-----------|
| 1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 | 12 |
| (1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策 | 12 |
| (2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出 | 18 |
| (3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発 | 20 |
| (4) 債務問題への取組 | 23 |
| 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 | 25 |
| 2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援 | 25 |
| (1) 法制度整備支援・経済制度整備支援 | 25 |
| (2) ガバナンス支援 (不正腐敗対策を含む) | 27 |
| (3) 民主化支援 | 27 |
| 2-2 平和と安定、安全の確保のための支援 | 28 |
| (1) 平和構築と難民・避難民支援 | 28 |
| (2) 自然災害時の人道支援 | 36 |
| (3) 安定・安全のための支援 | 36 |
| 3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の促進 | 41 |
| (1) 保健・医療 | 44 |
| (2) 水・衛生 | 50 |
| (3) 万人のための質の高い教育 | 51 |
| (4) ジェンダー・包摂的成長 | 54 |
| (5) 文化・スポーツ | 57 |
| (6) 環境・気候変動対策 | 60 |
| (7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現 | 63 |
| (8) 食料安全保障および栄養 | 65 |
| (9) 資源・エネルギーへのアクセス確保 | 70 |

第Ⅲ部

地域別の取組 71

| | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 東アジア地域 | 73 |
| 2 | 南アジア地域 | 79 |
| 3 | 大洋州地域 | 84 |
| 4 | 中南米地域 | 87 |
| 5 | 欧州地域 | 92 |
| 6 | 中央アジア・コーカサス地域 | 94 |
| 7 | 中東・北アフリカ地域 | 96 |
| 8 | アフリカ地域 | 100 |

第Ⅳ部

多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組 103

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 連携強化のための取組 | 104 |
| | (1) 官民連携 | 104 |
| | (2) ボランティア、NGOなどの市民参加型連携 | 108 |
| | (3) 地方自治体との連携 | 112 |
| | (4) 大学との連携 | 114 |
| | (5) 諸外国および国際機関との連携 | 115 |
| 2 | 開発協力の発信に向けた取組 | 117 |
| | (1) 情報公開、国民の理解と指示の促進に向けた取組 | 117 |
| | (2) 開発協力人材・知的基盤の強化 | 122 |
| 3 | 開発協力の適正性確保のための取組 | 124 |
| | (1) 不正腐敗の防止 | 124 |
| | (2) 国際協力事業関係者の安全対策 | 124 |
| | (3) 評価の実施 | 125 |
| | (4) 「ODAに関する有識者懇談会」の実施 | 126 |

参考統計 127

1 2018年度政府開発援助予算（当初予算）128

- (1) 政府開発援助予算の内訳128
- (2) 政府開発援助一般会計予算（政府全体）128
- (3) 政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）129
- (4) 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目130
- (5) 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）131
- (6) 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）131

2 2017年の日本の政府開発援助実績132

- (1) 政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2017年）132
- (2) 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2017年）133
- (3) 二国間政府開発援助分野別配分（2017年）138

巻末資料 139

- 日本の開発協力をめぐる動き（2018年1月～2018年12月）140
- 開発協力大綱（2015年2月閣議決定）144
- 略語一覧154
- 用語集159
- 索引163

図表

第I部 2018年の日本の開発協力

- 図表 I - 1 2017年の日本の政府開発援助実績 4
- 図表 I - 2 日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移 5
- 図表 I - 3 主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移 6
- 図表 I - 4 DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2017年） 7
- 図表 I - 5 DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2017年） 7
- 図表 I - 6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移 8
- 図表 I - 7 DAC援助受け取り国・地域リスト 9

第III部 地域別の取組

- 図表 III - 1 二国間政府開発援助の地域別実績（2017年） 72
- 図表 III - 2 東アジア地域における日本の援助実績 78
- 図表 III - 3 南アジア地域における日本の援助実績 82
- 図表 III - 4 大洋州地域における日本の援助実績 86
- 図表 III - 5 中南米地域における日本の援助実績 91
- 図表 III - 6 欧州地域における日本の援助実績 93
- 図表 III - 7 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績 95
- 図表 III - 8 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績 99
- 図表 III - 9 サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績 102

国際協力の現場から

| | | |
|----------|--|-----|
| 1 | 「一村一品」プロジェクトを通じて地域コミュニティを再構築 ～イシククリ州での成功事例をキルギス全国に展開し、人々の経済的自立を支援～ | 17 |
| 2 | 「グリーン経済」が新しい産業を生む！ ～マレーシアにおけるパーム油産業によるグリーン経済の推進 (SATREPSの好例)～ | 24 |
| 3 | アジアの人道支援に尽力する若き日本人国際機関職員の声 ～バングラデシュとミャンマーの現場から～ | |
| | バングラデシュ | 31 |
| | ミャンマー | 32 |
| 4 | 国際機関で活躍する日本人職員の声 ～地雷被害の根絶に向けて～ | 35 |
| 5 | 日本式の運動会 (UNDOKAI) 開催で学校教育にプラスの変化を！ ～アフリカ、マラウイでの青年海外協力隊員の取組～ | 59 |
| 6 | 日本の絵本の読み聞かせで環境・衛生改善に貢献 ～「もったいない」の精神をインドの子どもたちに広める～ | 62 |
| 7 | 地方独自の農業技術支援で互いの地域活性化へ ～宮城県丸森町の農家によるザンビアへの農業支援～ | 68 |
| 8 | 国際機関で活躍する日本人職員の声 ～モルディブから国際協力に関心を持つみなさんへのメッセージ～ | 123 |



匠の技術、世界へ

| | | |
|----------|--|-----|
| 1 | 地震を体験できる起震車で人々の防災意識の向上へ ～地震が多いペルーへの起震車の供与～ | 64 |
| 2 | 日本の技術でスリランカの水問題を改善 ～省スペース、低コストの「PCタンク」および安全な「エアードーム工法」の導入～ | 83 |
| 3 | モロッコ的高速道路に日本式の維持・管理技術を！ ～日本ならではの「ニンジャテック」の導入～ | 105 |
| 4 | 富山の「置き薬」の仕組みを世界へ ～伝統医薬品の改善を通じたミャンマーの保健衛生向上への取組～ | 113 |

開発協カトピックス

| | | |
|----------|--|-----|
| 1 | 自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて | 10 |
| 2 | 日本の経験を活かし開発途上国の法律作りを！ ～法制度整備支援～ | 26 |
| 3 | 持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた日本政府の取組 | 42 |
| 4 | 対中ODA40年の回顧 | 77 |
| 5 | JICA ボランティアの活躍ぶりとは河野外務大臣主催 JICA ボランティアとの懇談会 | 109 |
| 6 | 世界で役立つ日本のODAをもっと知ってほしい！「鷹の爪団の行け！ODAマン」 | 119 |
| 7 | 草の根・人間の安全保障無償資金協力 ～草の根大使「ペナルティ」による広報活動～ | 121 |

2018年版 開発協力白書で紹介されている案件リスト

課題別の取組

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

- ・産業基盤整備・産業育成、経済政策
 - ケニア モンバサ港開発計画 モンバサ港周辺道路開発計画 ————— 13
 - モンゴル モンゴル国国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2 ——— 15
- ・職業訓練・産業人材育成・雇用創出
 - ザンビア 品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクトフェーズ2 ————— 19
- ・情報通信技術（ICT）、科学技術・イノベーション促進、研究開発
 - ペルー 個別専門家派遣「緊急警報放送システム（EWBS）普及支援アドバイザー」————— 21

3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の促進

- ・保健・医療
 - レバノン アル・ラウダ診療所及びダール・アル・ワッフア診療所医療機材整備計画 ————— 45
 - ガボン 公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト — 47
 - パキスタン 定期予防接種強化プロジェクト ————— 49
- ・水・衛生
 - パキスタン ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト ————— 50
 - ブルキナファソ 村落給水施設管理・衛生改善プロジェクト・フェーズ2 ————— 51
- ・万人のための質の高い教育
 - エジプト エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）「エジプトにおける日本式教育の導入」 — 52
- ・ジェンダー・包摂的成長
 - タンザニア 若年妊娠によるドロップアウトと社会的孤立を予防するための教育支援事業 ————— 55
 - ケニア 有機農法を通じたストリートチルドレンのリハビリテーションセンター建設計画 — 57

地域別の取組

1 東アジア地域

- ベトナム ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画 ————— 75

3 大洋州地域

- 大洋州12か国 違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策 ————— 85

4 中南米地域

- ボリビア 消化器疾患診断・治療フェーズ2 ————— 88
- ブラジル 日系社会シニア・ボランティア [高齢者介護] ————— 89

6 中央アジア・コーカサス地域

- ウズベキスタン タシケント州立がん診療センター医療機材整備計画 ————— 94

7 中東・北アフリカ地域

- チュニジア 品質・生産性向上プロジェクトフェーズ2 ————— 96
- トルコ ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画 ————— 98

8 アフリカ地域

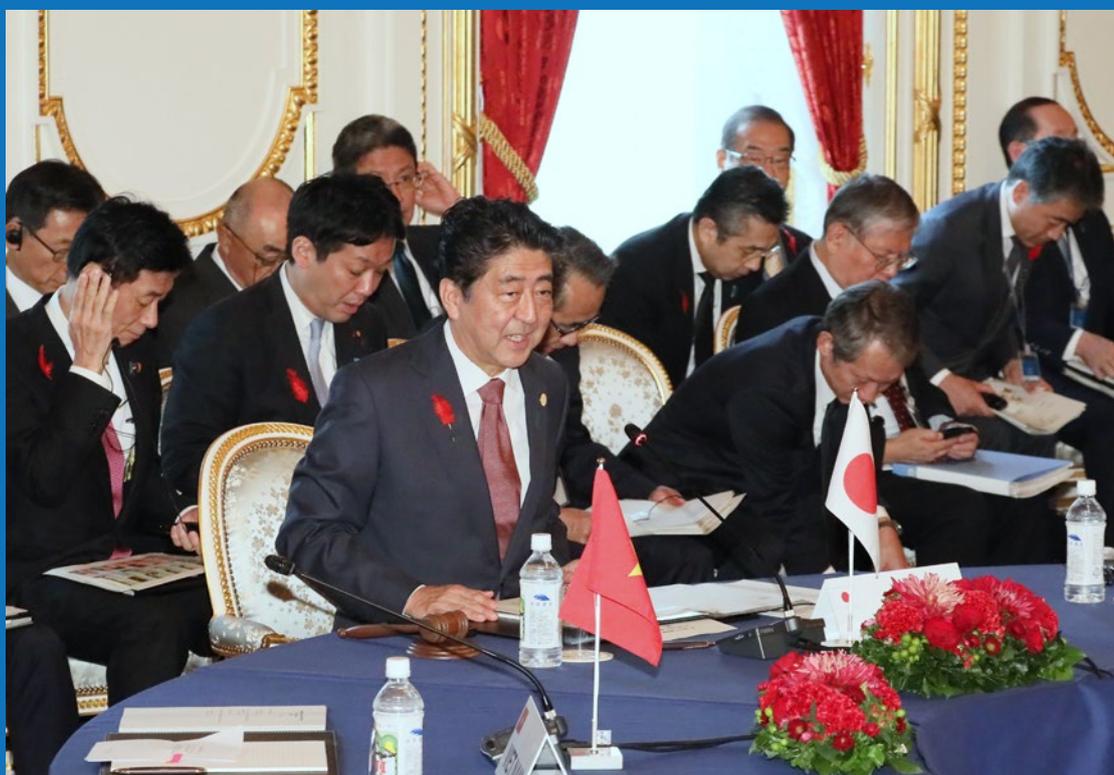
- タンザニア タザラ交差点改善計画 ————— 101

多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

1 連携強化のための取組

- ・ボランティア、NGOなどの市民参加型連携
 - マダガスカル 青年海外協力隊 [助産師] ————— 110
- ・大学との連携
 - タンザニア アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラムおよびザンジバル都市水道配水施設改善事業 — 114

2018年の 日本の開発協力



2018年10月9日に東京で開催された「第10回日メコン首脳会議」にて、今後の日メコン協力の指針「東京戦略2018（詳細は74ページを参照）」を説明する安部晋三総理大臣（出典：首相官邸ホームページ）



第 I 部 2018年の日本の開発協力

2018年も日本は、長年にわたり日本が国際社会の取組を主導してきた「人間の安全保障」の理念に基づき、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が目指す「誰一人取り残さない」社会を実現すべく、従来の開発途上国へのODAにとどまらず、格差・貧困、テロ、難民・避難民、環境問題・気候変動、感染症対策などの先進国・途上国双方にとって解決が急務となっている地球規模課題に取り組んできました。

たとえば、途上国を含むすべての人が基礎的な保健サービスを必要とときに負担可能な費用で受けることができる、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage）を積極的に推進し、アフリカ諸国をはじめ保健・衛生状態が不十分な国々に対する支援のほか、グローバル化が進展する今日、容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与える感染症への対策も強化しています。

また、昨今のシリアやバングラデシュ、ミャンマーなどの情勢を受け、世界の難民、避難民の数は約7,000万人に達し、第二次世界大戦後、最多になって

おり、難民、避難民の人々の生命、尊厳および安全を確保することが一層喫緊な課題となっています。日本は、こうした難民をはじめ、途上国の女性や障害者、子どもなど、脆弱な立場におかれている人々への人道支援も重点課題の一つとして積極的に行っています。



9月にニューヨークで開催されたシリア危機に関するEU主催ハイレベル会合において、WHOを通じたシリア市民および避難民に対する緊急・人道支援として、約1,000万ドルの無償資金協力の実施を表明する河野太郎外務大臣

さらに、2016年8月に安倍総理大臣が提唱した「自由で開かれたインド太平洋」については、その実

現に向けて、様々な国との連携を一層強化しつつ、航路の自由や法の支配の普及・定着、国際スタンダードに則った質の高いインフラ整備による連結性の向上、海洋安全保障分野の能力構築などの分野における具体的な取組を推進しています。

こうした点に重点を置きつつ、日本は2018年も「開発協力大綱」に基づき、途上国の自立的発展に向けた経済成長を実現するための「『質の高い成長』の実現に向けた協力」、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保のための「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「地球規模課題への取組と人間中心の開発の促進」といった課題に対し、引き続き様々な開発協力を行ってきました。具体的な実績については、本部に続く第II部の「課題別の取組」において紹介しています。

2018年、日本は5月に開催された「第8回太平洋・島サミット (PALM8)」や10月に行われた「日メコン首脳会議」、[「アフリカ開発会議 (TICAD) 閣僚会合」]をはじめとする途上国の開発課題に関する国際会議を主催し、各地域における開発課題のため日本のイニシアティブを発揮しました。こうした会議をはじめ、2018年の各国・地域における日本の取組に関する実績について、第III部「地域別の取組」において紹介しています。



アフリカ開発会議 (TICAD) 閣僚会合でスピーチを行う河野外務大臣

日本の開発協力は、これまでは主に政府や国際協力機構 (JICA) がODAの主要な実施主体として途上国

への支援を行ってきましたが、近年、民間企業、NGO、地方自治体、大学など多様なアクター (援助主体) もそれぞれの長所を活かしながら緊密に連携していくことがこれまで以上に求められています。日本は、国内の多様なアクターと緊密に連携し、様々な開発課題に取り組んでいます。最近では、他の支援国と連携しながら開発課題に取り組んでいるほか、様々な国際機関を通じた支援なども重視して行っています。

また、政府としても、ODAをこれまで以上に効果的かつ効果的に活用していく観点から、2018年に計4回、ODAに関する有識者懇談会を開催し、「開発協力の全体像の中での役割分担の検討、競争と連携の強化」などの内容が盛り込まれた有識者の方々からの提言をいただきました。こうした多様なアクターの連携については、今後さらなる強化が必要となります。2018年の多様なアクターとの連携の成果については、コラムも交えて第IV部にて紹介しています。

さらに、日本は、開発協力の国際現場で活躍する人材育成の強化にも力を注いでいます。国際機関職員を志望する若手の日本人を国際機関に職員として派遣することで経験を積んでもらい、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣制度などを実施してきており、開発協力分野を含む国際機関で活躍する人材の育成に努めています。

● 支出額から見た日本の政府開発援助の実績

2017年^{注1}の日本の政府開発援助 (ODA) の支出総額は、約184億6,120万ドル (約2兆710億円) で、前年 (2016年) に比べ、ドルベースで約9.8%増 (円ベースで約13.2%増) となりました。政府貸付の回収額を差し引いた支出純額^{注2}は約114億6,265万ドル (約1兆2,859億円) で、ドルベースで前年比約10.0%増 (円ベースで約13.5%増) となりました。経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) 加盟国における順位は、総額は米国、ドイツに次ぎ第3位に上昇し、純額は昨年同様、米国、ドイツ、英国に次ぎ第4位^{注3}となりました。

注1 2018年の実績の確定値は2019年末に確定する予定。

注2 支出総額 (グロス) と支出純額 (ネット) の関係は次のとおり。
支出純額 = 支出総額 - 回収額 (被援助国から援助供与国への貸付の返済額)
援助実績の国際比較においては、通常支出純額が用いられている。

注3 卒業国向け援助を除く。「卒業国を含む」実績値について、詳しくは132ページをご覧ください。

内訳は、支出総額では二国間ODAが全体の約81.7%、国際機関に対するODAが約18.3%、支出純額では、二国間ODAが全体の約70.5%、国際機関に対するODAが約29.5%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。また、国際機関に対するODAでは、専門的知識や政治的中立性を持った国際機関を支えることを通じて、直接日本政府が行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図りつつ、また援助が「日本の顔」が見える形で適切に供与されるよう努力しています。

援助手法別に見ると、二国間ODAでは、無償資金協力として計上された実績が約26億1,653万ドル（約2,935億円）で、ODA支出総額の実績全体の約14.2%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約13億4,494万ドル（約1,509億円）で全体の約7.3%です。技術協力は約28億8,340万ドル（約3,235億円）で、全体の約15.6%を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約95億7,889万ドル（約1兆746億円）で、ODAの支出総額全体の約51.9%を占めています。貸付実行額から回収額を差し引いた純額は、約25億8,035万ドル（約2,895億円）となっています。

図表 I - 1 2017年の日本の政府開発援助実績

| 2017年（暦年） | ドル・ベース（百万ドル） | | | 円ベース（億円） | | |
|--------------------------|--------------|------------|---------|------------|------------|---------|
| | 実績 | 前年実績 | 対前年比（%） | 実績 | 前年実績 | 対前年比（%） |
| 無償資金協力 | 2,616.53 | 2,806.95 | -6.8 | 2,935.31 | 3,054.04 | -3.9 |
| （うち、債務救済） | (19.10) | (15.32) | (24.70) | (21.43) | (16.67) | (28.57) |
| （うち、国際機関を通じた贈与） | (1,344.94) | (1,598.82) | (-15.9) | (1,508.79) | (1,739.56) | (-13.3) |
| 技術協力 | 2,883.40 | 2,775.70 | 3.9 | 3,234.68 | 3,020.04 | 7.1 |
| 贈与計（A） | 5,499.93 | 5,582.66 | -1.5 | 6,169.99 | 6,074.08 | 1.6 |
| 政府貸付等（D）=（B）-（C） | 2,580.35 | 1,465.81 | 76.0 | 2,894.71 | 1,594.84 | 81.5 |
| （貸付実行額）（B） | 9,578.89 | 7,856.80 | 21.9 | 10,745.90 | 8,548.41 | 25.7 |
| （回収額）（C） | 6,998.55 | 6,390.99 | 9.5 | 7,851.19 | 6,953.56 | 12.9 |
| 二国間政府開発援助計（総額ベース）（A）+（B） | 15,078.82 | 13,439.45 | 12.2 | 16,915.89 | 14,622.49 | 15.7 |
| 二国間政府開発援助計（純額ベース）（A）+（D） | 8,080.27 | 7,048.47 | 14.6 | 9,064.70 | 7,668.92 | 18.2 |
| 国際機関向け拠出・出資等（E） | 3,382.38 | 3,368.34 | 0.4 | 3,794.46 | 3,664.84 | 3.5 |
| 政府開発援助計（支出総額）（A）+（B）+（E） | 18,461.20 | 16,807.79 | 9.8 | 20,710.35 | 18,287.33 | 13.2 |
| 政府開発援助計（支出純額）（A）+（D）+（E） | 11,462.65 | 10,416.80 | 10.0 | 12,859.16 | 11,333.76 | 13.5 |
| 名目GNI速報値（単位：10億ドル、10億円） | 5,038.44 | 5,114.54 | -1.5 | 565,227.80 | 556,475.60 | 1.6 |
| 対GNI比（%） | 0.23 | 0.20 | | 0.23 | 0.20 | |

（注）

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・卒業国向け援助を除く。（卒業国向け援助を含めた実績については132ページの「参考統計2（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2017年）」を参照。）
- ・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与（国別に分類できるもの）を含む。
- ・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。

- ・換算率：2016年＝108.8027円/ドル、2017年＝112.1831円/ドル（OECD-DAC指定レート）
- ・卒業国とは、9ページの「図表 I -7/DAC 援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
- ・DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の12カ国・地域（アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バハマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、[香港]）。

地域別の二国間ODAは次のとおりです。支出総額（支出純額）（構成比）の順。

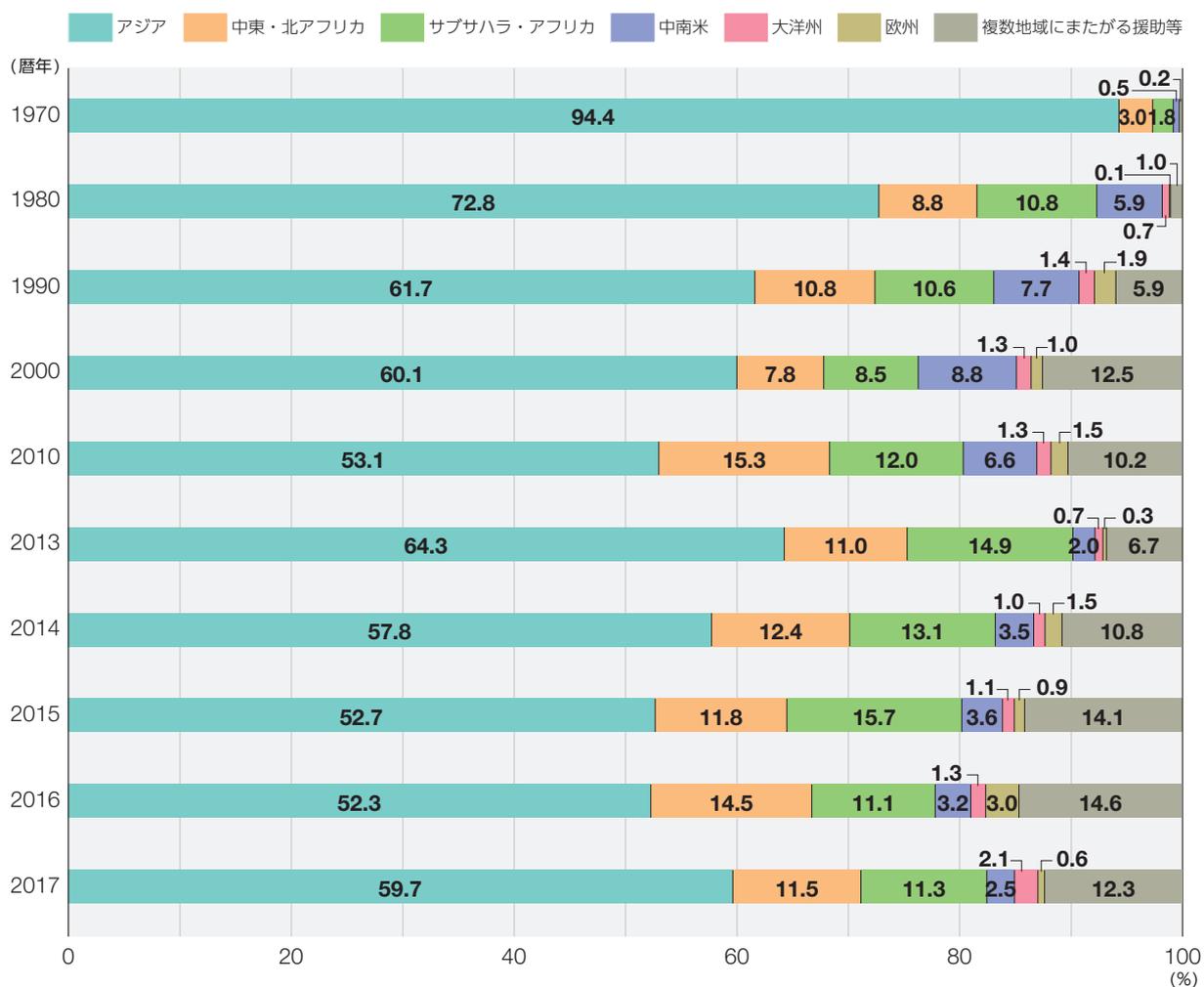
（以下の実績値は、卒業国向け援助を含む。）

- ◆アジア：約90億943万ドル
（約36億48万ドル）（59.7%）
- ◆中東・北アフリカ：約17億3,516万ドル
（約10億7,933万ドル）（11.5%）
- ◆アフリカ：約17億329万ドル
（約15億9,470万ドル）（11.3%）
- ◆中南米：約3億7,245万ドル
（約3億4,391万ドル）（2.5%）
- ◆大洋州：約3億2,174万ドル
（約2億3,061万ドル）（2.1%）
- ◆欧州：約1億9,275万ドル
（約1億2,496万ドル）（0.6%）
- ◆複数地域にまたがる援助：約18億4,994万ドル
（約18億4,994万ドル）（12.3%）

図表 I-2

日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

支出総額ベース



（注）

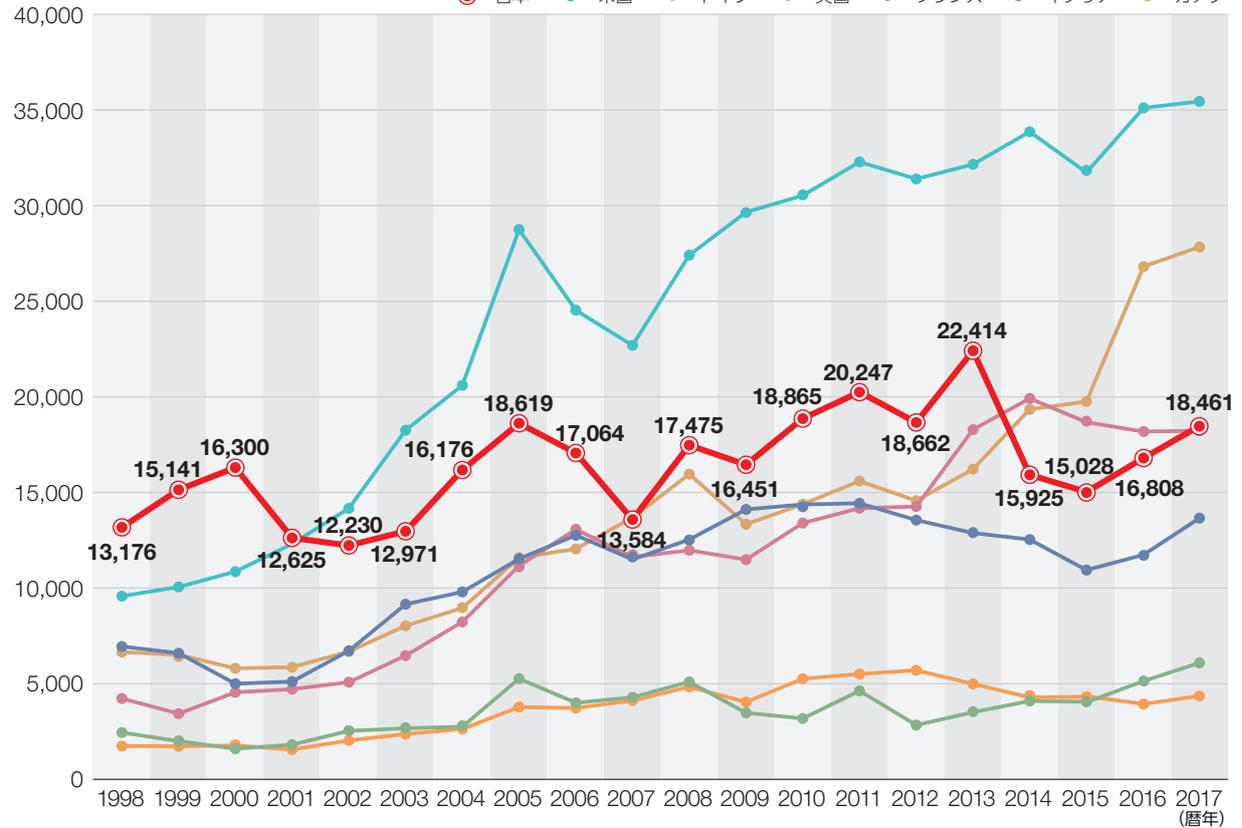
- ・1990年以降の実績には卒業国向け援助を含む。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

図表 I - 3

主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

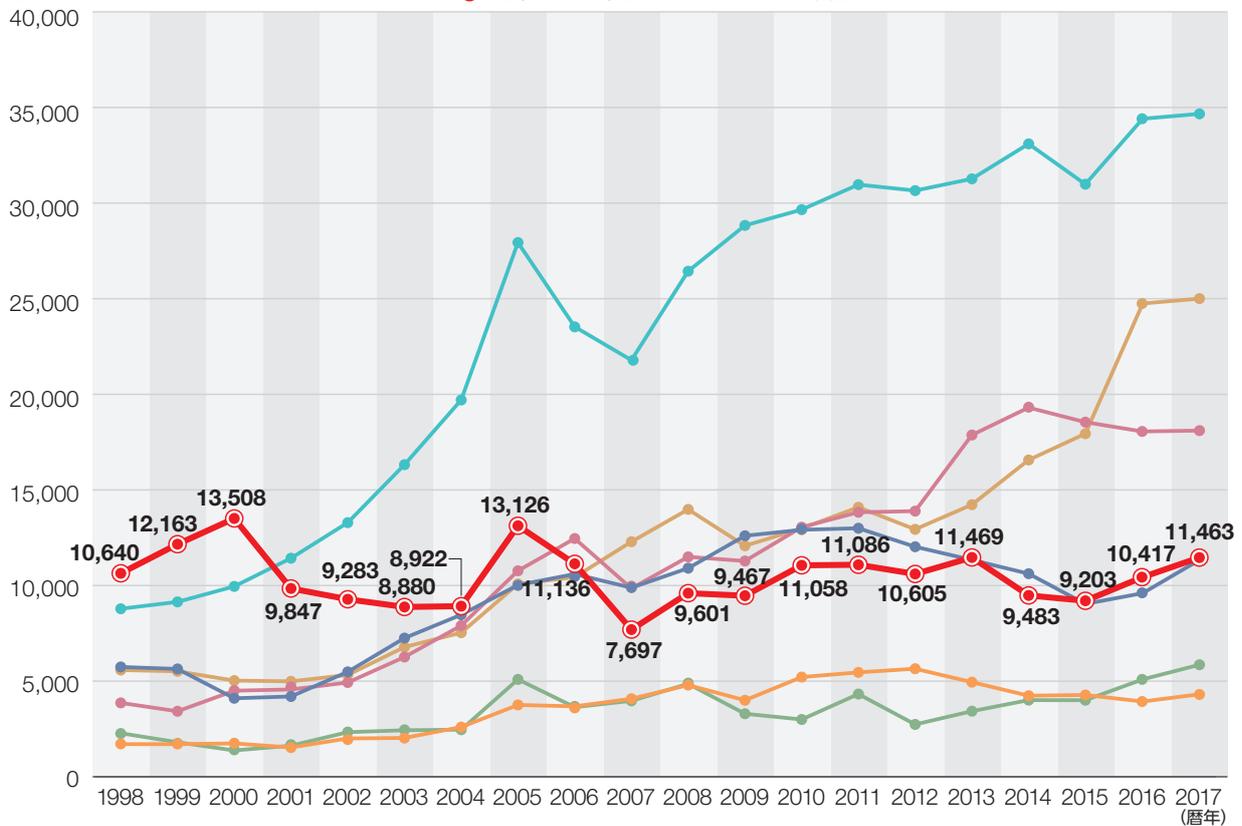
■ 支出総額ベース

(百万ドル)



■ 支出純額ベース

(百万ドル)

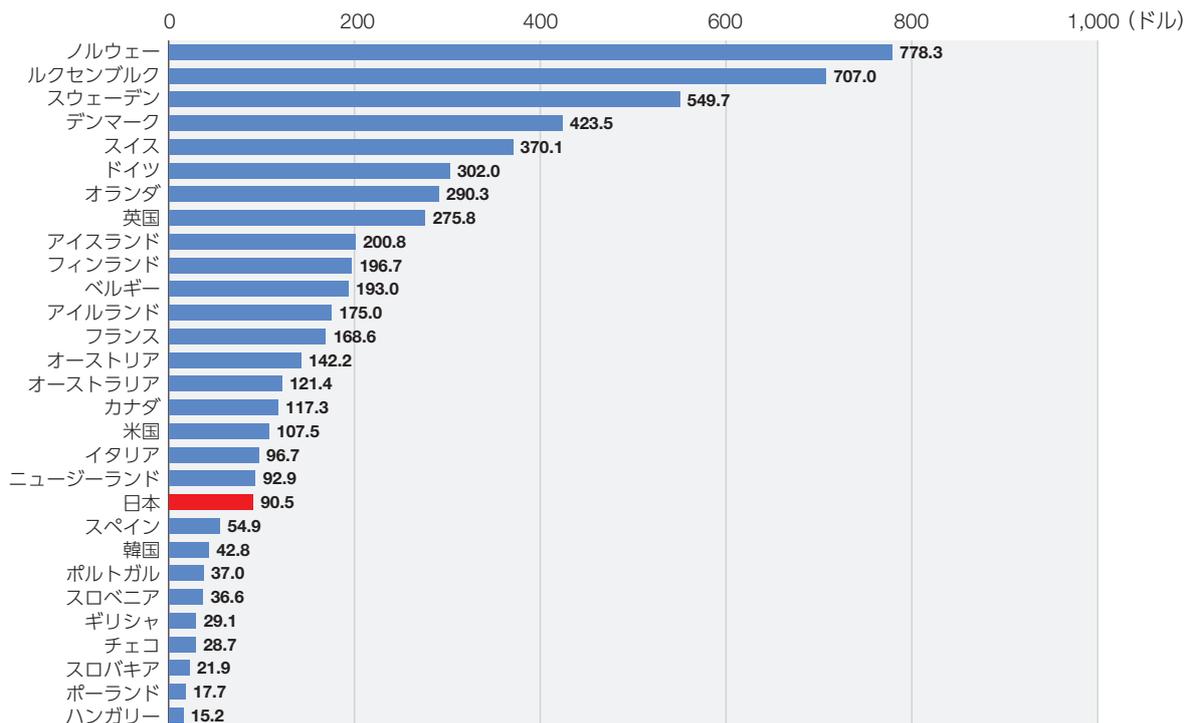


出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

・卒業国向け援助を除く。

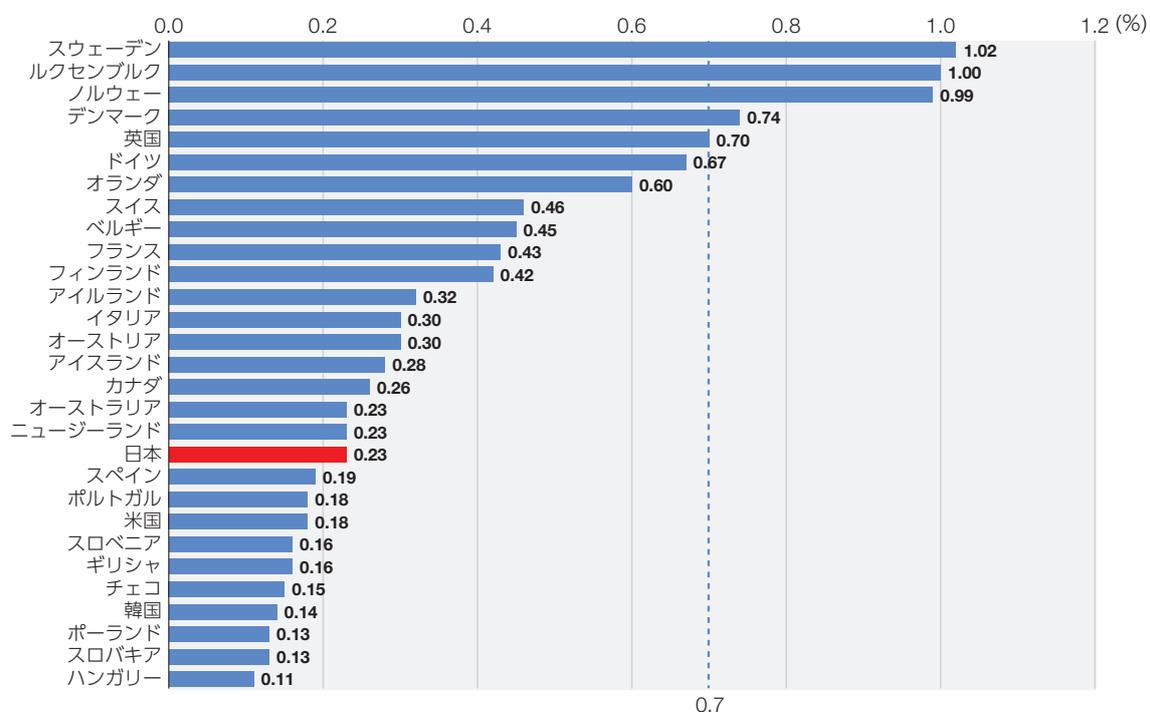
図表 I - 4 DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2017年）



出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

(注)
・支出純額ベース。
・卒業国向け援助を除く。

図表 I - 5 DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2017年）

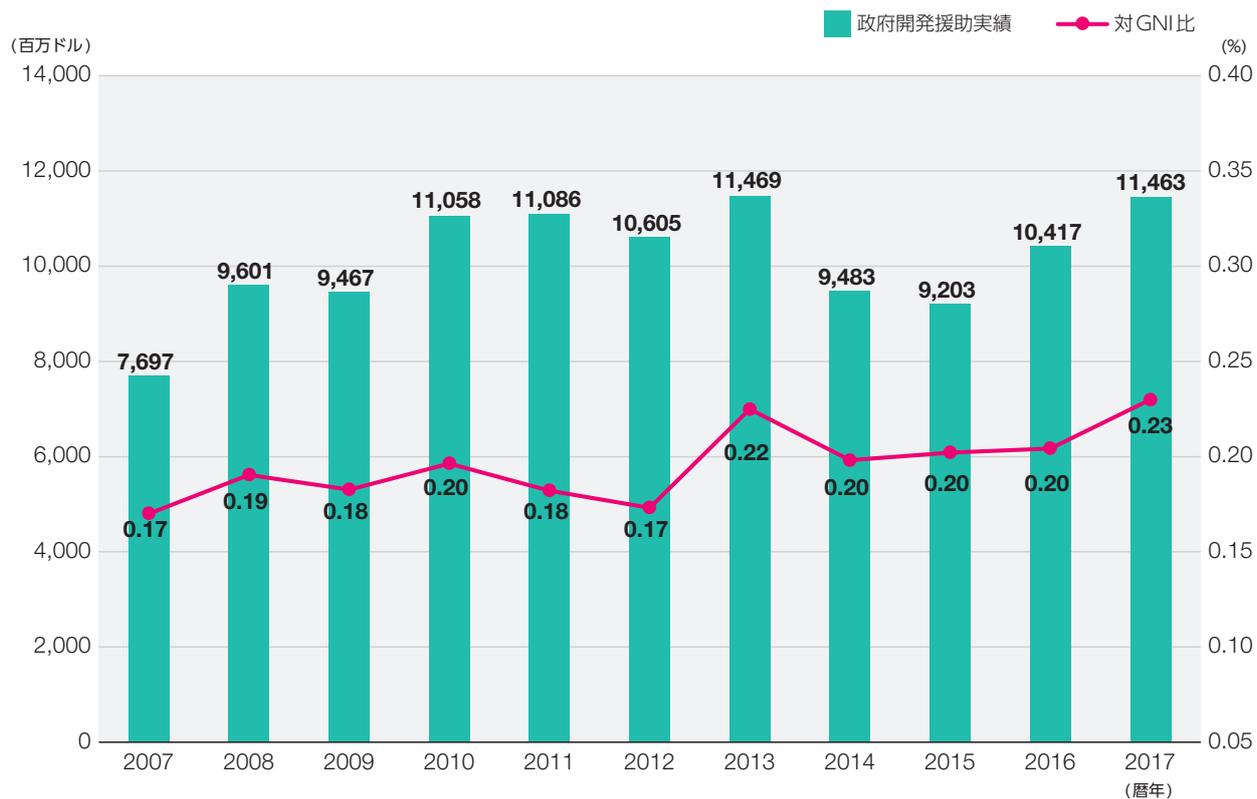


出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

(注)
・支出純額ベース。
・卒業国向け援助を除く。
・1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。

図表 I -6

日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移



(注)

- ・支出純額ベース。
- ・卒業国向け援助を除く。

図表 I-7

DAC援助受け取り国・地域リスト

(2014年～2017年実績に適用)

| 政府開発援助 (ODA) 対象国 | | | | | |
|---|---------------------------------------|--|--|---|---|
| 後発開発途上国 (LDCs) (48カ国) | 低所得国 (LICs) 一人当たりGNI \$ 1,045以下 | 低中所得国 (LMICs) 一人当たりGNI \$ 1,046- \$ 4,125以下 | 高中所得国 (UMICs) 一人当たりGNI \$ 4,126- \$ 12,745以下 | | |
| アフガニスタン アンゴラ イエメン ウガンダ エチオピア エリトリア ガンビア カンボジア ギニア ギニアビサウ キリバス コモロ コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ スーダン 赤道ギニア セネガル ソマリア ソロモン タンザニア チャド 中央アフリカ ツバル トーゴ ニジェール ネパール ハイチ バヌアツ バングラデシュ | [北朝鮮] ケニア ジンバブエ タジキスタン | アルメニア インド インドネシア ウクライナ ウズベキスタン エジプト エスワティニ エルサルバドル ガーナ カーボヴェルデ ガイアナ カメルーン キルギス グアテマラ コートジボワール コンゴ コンゴ共和国 サモア シリア シリア スリランカ [トケラウ] ナイジェリア ニカラグア パキスタン パプアニューギニア パラグアイ [パレスチナ] フィリピン ベトナム ボリビア ホンジュラス | ミクロネシア連邦 モルドバ モロッコ モンゴル | アゼルバイジャン アルジェリア アルゼンチン アルバニア アンティグア・バーブーダ イラク イラン ウルグアイ エクアドル カザフスタン カボンド キューバ クック グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ スリナム セーシェル セルビア [セントヘレナ] セントビンセント セントルシア タイ 中国 チュニジア チリ ドミニカ共和国 ドミニカ国 トルクメニスタン トルコ トンガ | ナウル ナミビア ニウエ パナマ パラオ フィジー ブラジル ベネズエラ ベラルーシ ベリーズ ペルー ボスニア・ヘルツェゴビナ ボツワナ マーシャル マダガスカル マケドニア マレーシア 南アフリカ メキシコ モリシヤス モルディブ [モンセラット] モンテネグロ ヨルダン リビア レバノン [フランス・フテユナ] |

出典：DAC資料

(注)
・GNI値は2013年の数値。
・[アンギラ] およびセントクリストファー・ネーヴィスについては2014年に卒業。
・[] は地域名を示す。

自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて

2016年8月に安倍総理大臣が提唱した「自由で開かれたインド太平洋」という考え方は、この2年半の間に広く国際社会に理解され、その実現に向けた具体的な取組が進展しました。アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至る広大なインド太平洋地域において、いかなる国にも分け隔てなく安定と繁栄がもたらされるためには、質の高いインフラの整備によって膨大なインフラ需要に応じて地域の連結性を高めるとともに、海賊やテロといった繁栄を阻害する要因を取り除く努力が必要です。日本は、ODAも効果的に活用して、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて様々な国と協力しています。

港湾、鉄道、道路等の整備による地域の連結性の向上は、モノやヒトの流れを活発にして経済圏を拡大することで地域全体の経済発展に寄与します。しかし、インフラの質が低かったり、財務状況を圧迫するようなプロジェクトはかえって地域の成長を妨げることになり得ます。そのため、質の高いインフラの整備を進めることが重要です。東南アジアにおける日本の協力の中核が、ミャンマー、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナムをつなぐ東西経済回廊と南部経済回廊の整備です。日本は、インド洋と太平洋を結ぶ2つの回廊の整備を長年にわたって進めており、現在も、通行量を倍増するカンボジアの国道5号線の改修やミャンマー中央部の橋梁改修等、数多くの案件の施工を進めています。南西アジアでは、インドで日本の新幹線の技術を活用した高速鉄道の整備に取り組んでいます。これまで在来特急線で約7時間かかっていた移動時間が、高速鉄道を利用すると約2時間に短縮される見込みで、人材育成による技術移転を進めながら、駅周辺の整備等も通じてインドのさらなる経済発展と雇用創出、それに伴う貧困削減が期待されます。また、アフリカ内陸国とインド洋をつなぐケニアのモンバサ港の開発では、2,000人に及ぶケニア人を雇



円借款の支援を通じて建設されたケニアのモンバサ港の新コンテナターミナル（写真：東洋建設）



フィリピン沿岸警備隊職員等への技術指導（写真：JICA）

用して技術移転を進めつつ、環境配慮技術や維持管理コストの削減にも最大限考慮して、港開発のみならず周辺道路開発等を進めています。

2つの大洋を地域全体に安定と繁栄をもたらす海洋とするためには、地域の連結性を高めるだけではなく、経済発展の妨げとなる海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業等への対策も必要です。例えば、インド太平洋地域の沿岸国の海上法執行機関の能力を強化して海上交通の安全を確保するために、各国の海上保安機関に巡視船艇や沿岸監視レーダー機材の供与を行うとともに、各機関の職員を日本へ受け入れ研修を実施したり、日本の専門家の各国への派遣を行っています。2017年6月にフィリピンのミンダナオ島付近で日本の海上保安庁とフィリピンによる海賊対策の合同演習を行った際には、日本が供与した巡視船も使われ、その翌日に起こった海賊事案で早速成果を上げました。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、パートナーと共に様々なプロジェクトや協力を実施しており、2018年には様々な国との連携が進展しました。米国との間では日米がどのように協力して域内の主要国を支援できるか協議を重ね、2018年9月の首脳会談の機会に日米連携のリストを公表しました。また、インドとの間でも、以前から地域の連結性の強化を始めとする具体的な協力を深化させていくことで一致しており、同年10月のモディ首相訪日の際に、日印協力に係るファクトシートを発表しました。同ファクトシートには、質の高いインフラ整備による連結性強化やエネルギー分野等の様々な協力が含まれています。さらに、同年11月の日メコン首脳会議では、メコン地域における多くの協力案件を自由で開かれたインド太平洋を実現するための協力と位置付けました。すでに、豪州、英国、フランス、EU等の様々なパートナーとも連携を強化していくことで一致しており、今後も緊密に連携しながら重層的な協力関係を築いて、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を加速させていきます。

課題別の取組



市川志野青年海外協力隊員（理科教育）がザンビアの学校での授業の最後に生徒のノートチェックを行っている様子（写真：JICA）

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 | 12 |
| 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 | 25 |
| 3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の推進 | 41 |



第Ⅱ部 課題別の取組

ここからは、日本が世界で行っている開発協力^{注1}に関し、「1 『質の高い成長』の実現に向けた協力」、「2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の促進」の3つの主要な課題に関する最近の日本の取組を紹介します。

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

開発途上国が自立的発展に向けた経済成長を実現するには、単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的^{ほうせつ}」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性^{きょうじん}」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓

および技術を活かし、途上国の「質の高い成長」を実現すべく支援を行っています。

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要となります。

数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し

^{注1} ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指す。

民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

■ 日本の取組

● 質の高いインフラ

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。同原則の具体的要素（①ライフサイクルコストから見た経済性、安全性、自然災害に対する強靱性、②雇用創出、能力構築、技術とノウハウの移転、③社会・環境配慮、④経済・開発戦略との整合性等の確

保、⑤効果的な資金動員の促進）の重要性はその後のG20杭州サミット、第6回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド）VI）、東アジア首脳会議、APEC首脳会議等においても共有されました。

また、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に沿ったインフラ投資に関する日本独自の貢献策として、2017年から5年間で総額2,000億ドル規模の質の高いインフラ投資を世界全体に対して実施していく「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に基づき、質の高いインフラ投資を推進しています。2018年のTICAD閣僚会合においても、河野外務大臣から「質の高いインフラ投資」を通じアフリカ全土において、また大陸外との連結性強化を支援していく考えが説明されました。

さらに、日本は開放性、透明性、経済性、対象国の財政健全性といった要素を含む質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を進めるべく、経済協力開発機構（OECD）やEU等と連携して取り組んでいます。2018年4月に日本はOECD開発センターとの共催で「質の高いインフラの推進に関するセミナー」を東京で開催し、質の高いインフラに関する活発な議論を行



ケニア

モンバサ港開発計画 モンバサ港周辺道路開発計画
有償資金協力 モンバサ港開発計画（フェーズ1：2012年3月～2016年3月）、
フェーズ2：モンバサ港周辺道路開発計画（2013年1月～（実施中））

グローバル化が進むなか、世界の貿易において海運が果たす役割は非常に大きくなってきています。ケニアにおいても、東アフリカ地域最大の物流拠点であるモンバサ港の貨物取扱量は、空運による貨物取扱量の約100倍となっており、海運業がケニアの経済活動や人々の生活を支えているといえます。

また、アフリカ大陸は海に面していない内陸国が多いため、港のある一か国のためだけではなく、内陸国への物流の起点として、モンバサ港は重要な役割を果たしています。同港では、貨物取扱量の約3割がウガンダ、南スーダン、ルワンダといった内陸国へと輸送されており、これらの国々の玄関口としての役割を果たしています。

モンバサ港における貨物取扱量は、人口増加や経済成長を背景に年々増加しており、今後も堅調に増加することが見込まれる一方、既存の施設だけでは、増大する貨物に対応しきれないといった問題を抱えていました。こうした状況を踏まえ、日本は、モンバサ港がより多くのコンテナ貨物を円滑に取り扱えるよう、港拡張工事への支援を行っています。この工事により、モンバサ港で取り扱うことのできるコンテナ貨物の量は大幅に増加し、2017年に、2011年と比較して1.5倍以上に増えました。

また、地域全体の物流を円滑にするためには、港湾施設の拡張のみではなく、港からの物流を支える道路の整備も重要となります。そのため、日本は、モンバサ港の拡張工事に加え、モンバサ地域の大動脈となる道路の整備も支援しています。

日本は、こうしたインフラ整備に対する開発協力を通じ、ケニアのみならず、東アフリカ諸国の経済発展や人々の生活水準の向上に寄与しています。



日本の開発協力により拡張したモンバサ港（写真：東洋建設）

いました。同年9月の国連総会ハイレベルウィークの際には河野外務大臣出席の上、EUおよび国連と共催で「質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント」を開催するなど、「質の高いインフラ」に関する国際的な議論を牽引^{けんいん}しました。また、同月にEUとの共催で、アジア欧州会合（ASEM）の枠組みにて「ASEM持続可能な連結性／質の高いインフラに関するセミナー」を東京で開催し、同年10月の第12回アジア欧州会合首脳会合において、このセミナーの成果を踏まえて安倍総理大臣が、アジアと欧州の発展には連結性強化が不可欠であり、そのためにも「質の高いインフラ」を国際スタンダードとしていくべき旨述べました。さらに、同年9月、OECD・世界銀行と共催で、「質の高いインフラ投資」に係るセミナーを東京で開催し、インフラの需給ギャップの縮小に向けて「質の高いインフラ投資」が果たす役割や、その構成要素や期待される効果について掘り下げた議論を行いました。日本としては、今後も質の高いインフラ投資の国際スタンダード化に向けた取組を進めていく考えです。

● 貿易・投資環境整備

日本は、ODAや**その他の公的資金（OOF）***を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

世界貿易機関（WTO）では、加盟国の約3分の2を途上国が占めており、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度（GSP）を導入しており、特に**後発開発途上国（LDCs）***に対しては**無税無枠措置***をとっています。また、日本は、**経済連携協定（EPA）***を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「**貿易のための援助（Aft）***」に関する議論が活発になっています。日本は、途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与、および税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力を実施してきています。

さらに日本は、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「**一村一品キャンペーン**」*への支援も行っています。また、日本は途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

2017年2月に発効した「**貿易の円滑化に関する協定（TFA）***」の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、開発途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。

● 国内民間資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ（主体的な取組）で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、国際通貨基金（IMF）、および国際開発金融機関（MDBs）等の議論の場において重要性が指摘されている分野であり、「**持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）**」においても取り上げられている分野です。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を開発途上国に対して提供してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力を積極的に取り組んでいます。2018年に日本は、税務調査、国際課税、徴収、職員研修等の分野について、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへ国税庁の職員を講師として派遣しました。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約^{注2}や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する途上国の理解を深めるために、それらの分野における専門家を途上国に派遣してセミナーや講義を行う「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきました。そのほか、日本は、IMFやアジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を進めており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに関与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、実効的な税務情報交換の欠如など税の透明性が欠如していると認められる地域を投資経路地として利用する案件について、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は途上国の発展にとって重

要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増えています。

最後に、OECD/G20 BEPSプロジェクト*の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要という点に触れておきます。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所での適切な課税が可能になります。途上国は多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、途上国を含む120以上の国・地域が参加しています。

●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要



モンゴル

モンゴル国国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2 技術協力プロジェクト（2017年1月～(実施中)）

モンゴルは、1990年代初頭に、社会主義経済から市場経済に移行しましたが、多数の外資系企業・国際資本のモンゴル進出に伴い、国際課税に係る制度整備および人材育成と、効率的な徴収システムの確立が課題となっていました。日本は、モンゴルの市場経済体制移行支援の一環として、1998年から、徴税制度の構築や税務行政の強化など、モンゴル国税庁の機能強化を支援してきました。

現在実施中の「モンゴル国国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2」は、多国籍企業の租税回避への対抗措置という国際的要請^{（注1）}に応えつつ、自国の課税権を確保するために、明確でなかった課税や納税、徴収に関連する制度や体制の整備・構築を支援しています。現在、このプロジェクトで作成を支援した改正法案がモンゴル国会で審議中ですが、承認されれば、適切な徴税体制の下で、税収の増加につながる事が期待されます。

また、滞納者への効率的な督促が可能となるように、納税対象者のデータベース化や、小口滞納者を対象とした「催告^{（注1）}センター」の設立、税務職員の徴税能力強化に向けた研修も支援しています。2013年11月から2019年1月の間で、延べ824名のモンゴルの税務職員に研修を実施、催告センターでは、2016年3月の設立から2018年11月の間で、207億320万トゥグルグ（日本円で約8億8750万



国際課税研修における研修員グループワークの様子（写真：JICA）

円)の小口滞納税を徴収することができました。

日本は今後も、モンゴルの国民が安心して暮らせるような財政基盤の強化、また、モンゴルの納税者、モンゴルでビジネスをする日本企業の役に立つ公平、公正な税務行政サービスの確立に貢献していきます。

注1 債務者に対して債務の履行を請求すること。

注2 所得に対する租税に関して、二重課税を除去したり、脱税および租税回避を防止したりする二国間の条約。

不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。金融庁では、2018年2～3月、8月および10月に、

アジア等の途上国の銀行・証券・保険監督当局の職員（しやうへい）を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。



用語解説

* その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

* 後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れている国々。2016～2018年の1人当たり国民総所得 (GNI) 平均1,025ドル以下などの基準を満たした国。2018年現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州4か国の47か国。

* 無税無枠措置

先進国が後発開発途上国 (LDCs) からの輸入産品に対し原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで同措置の対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

* 経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易やサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながることを期待される。

* 貿易のための援助 (Aft : Aid for Trade)

途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

* 一村一品キャンペーン

→17ページ「国際協力の現場から」も参照
1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すもの。これを海外でも活用している。一村一品キャンペーンではアジア、アフリカなど途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

* 貿易の円滑化に関する協定 (TFA : Trade Facilitation Agreement)

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年のWTO一般理事会特別会合において、TFAを2017年2月にWTO協定の一部とするための議定書が採択された。TFAは、WTO加盟国の約3分の2に当たる110加盟国が受諾したことで発効に至った。日本は2016年に受諾。TFAはWTO設立(1995年)以降、初めて全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、TFAの完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があるとされている。

* OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため2012年6月にOECD租税委員会 (2016年末まで日本が議長) が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。

BEPSプロジェクトでは、2013年に「BEPS行動計画」、2015年には「BEPS最終報告書」が公表された。2016年には、BEPS実施フェーズのキックオフとなる「第1回BEPS包摂的枠組会合」が京都で開催され、日本は、BEPSプロジェクトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや途上国、関係する国際機関と協調して議論を先導した。2019年2月現在、「包摂的枠組」には、120以上の国・地域が参加している。

また、日本は「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約 (BEPS防止措置実施条約)」の交渉に積極的に参加し、2016年末には同条約が署名のため開放された。2017年6月には同条約の署名式が行われ、日本も署名を行った。2019年2月25日現在、85か国・地域が同条約に署名、我が国を含む21か国・地域が締結している。

国際協力の
現場から

1

「一村一品」プロジェクトを通じて 地域コミュニティを再構築

～イシククリ州での成功事例をキルギス全国に展開し、人々の経済的自立を支援～

旧ソビエト連邦の構成国の一つだったキルギスでは、ソ連崩壊の影響により経済活動が停滞し、多くの人々が海外に出稼ぎに行き、地域コミュニティが機能不全に陥るなど貧困化が進んでいました。こうしたコミュニティを再構築し、キルギスの人々の経済的自立を促すため、日本の支援により、一村一品（OVOP：One Village One Product）事業がキルギスで展開されています。

モデル地域として最初に選ばれたのは、キルギスの北東部にあるイシククリ湖周辺の地域でした。この地域では、塩や羊毛や野生の果実類など、商品化できる可能性の高い物が多く生産されています。しかし、2006年にその商品化を始めた当初は苦労の連続でした。

「家族単位で移動する遊牧民として生きてきた人たちが多く、他人との共同作業に慣れていない人が多いのです。農産物を加工するという経験もほとんどないため、道具の使い方や作業前の手洗いなど、本当に基本的なところから教えました」と、現地で長く活動するJICAの原口明久はらぐちあきひこ専門家は振り返ります。ただ作るのではなく、「売れるもの」を作ることでお金を稼ぎ、豊かな生活を送ることの大切ささえも、当初は現地の人々になかなか理解してもらえませんでした。

それでも、2年、3年と経ち、加工製品が売れてお金が入って来るようになると、人々の意識も変わり、行動も変わりました。製品の品質に対する意識も高まり、一定の規格をクリアした商品をコンスタントに作り出すことができるようになったのです。

特筆すべき成功例のひとつとして、株式会社良品計画（MUJI）とのコラボ企画によるフェルト商品（地元の良質な羊毛を材料にしたぬいぐるみなど）があります。良品計画が世界中で販売する他の商品と品質およびデザインで同等のレベルの商品作りが求められ、その期待に応えることで、生産者の技術力や品質管理能力も大きく向上しました。「いまでは、イシククリ湖周辺に点在する約500人の生産者が個人で制作する製品の質が、全て同じ規格内に収まるまでに成長しました」と、原口専門家は語ります。

その他にも、自然豊かなキルギスには、さまざまな種類の植物を筆頭に、多くの潜在的資源があります。そんな中、今後の展開が期待される商品の一つに、同地に自生するフルーツであるシーバクソンを使った製品があります。シーバクソンは、ポリフェノールや各種ビタミン



キルギスに自生し「奇跡のフルーツ」とも呼ばれるシーバクソン（写真：JICA）

などに加え、健康効果が期待されるオメガ3、6、7、9脂肪酸を含んでおり、近年、「スーパーフード」として世界的な注目を集めています。しかし、その茎には棘トゲがあって収穫に手間がかかるなど、製品化が難し

日本人専門家による食品加工トレーニングの指導を受ける現地の生産者（写真：JICA）



い植物でした。しかし現在では、そのシーバクソンの果肉を利用したジャムや、老化予防に効果的な果実のオイルを利用した化粧品など、多彩な商品開発が進んでいます。

イシククリ州における一村一品事業は大きく成長し、プロジェクト開始以降の10年間で、商品数のみならず、商品の生産に携わる人々の数も増加し、当初の500人から2,300人にまで増えました。現在、こうした事業は、イシククリ州のモデル地域から州全体にまで広がり、そこで生産・加工された商品は、「イシククリブランド」として高い評価を受けるまでになっています。これら商品は、地元開設したショップだけでなく、首都ビシュケクのOVOPセンターでも販売されています。地元の製品と比べ、価格が高めであるにもかかわらず、その品質の良さから、現地の人々も商品を買うようになりました。さらには、海外のバイヤーが購入する動きも始まっています。たとえば、シーバクソンジャムは、カザフスタンで開催されたワールド・フードエキスポにおいて金賞を受賞するなど、海外においても、その品質の良さが高く評価されています。

2017年1月からは、さらに一歩進み、イシククリ州で成功したモデルをキルギス国内の他の州に展開する活動を行っています。現地公益法人「OVOP+1」の最高経営責任者（CEO）であるナルギザ・エルキンバエバさんは、今後の展望についてこう語ります。

「イシククリでも最初はそうだったように、キルギスの人々には、農産物や資源を加工して商品にするという考えが希薄でした。そのため、プロジェクトに参加した生産者たちに、顧客の立場から商品を開発し、生産・販売するという視点を持ってもらえたという点で、日本の専門家による支援は大きな意味があります。継続的に事業を展開していくためには、生産者の経済的自立が不可欠であり、私たちはそのための支援を続けます。そしていずれは、私たちの助けがなくても、各地域が経済的に自立して、自ら事業を展開できる、そんな未来を描いています。」

まずはひとつの地域で、世界に通用する商品を生み出す仕組みを作り、その事業を国全体に広げていく。そのための日本の支援が、ここキルギスで着実に進んでいます。

II
1

第II部

課題別の取組

1

「質の高い成長」の実現に向けた協力

(2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長を後押しするには、その国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が少ない傾向にあります。適切な人材の不足が、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による所得の向上は、人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、世界の雇用情勢は低迷しており、2018年に失業率が若干減少することが見込まれるものの、失業者数は横ばいの1億9,200万人超になると予想されています。また、2019年には、さらに約130万人の失業者が出ると見られています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

■ 日本の取組

● 職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成への要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施に当たり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2000年から2018年の間に、31か国63案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実施しました。これにより、6か国12校の施設および機材の整備や、拠点技術職業訓練教育（TVET：

Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、8か国14案件で、女性・障害者・除隊兵士や、難民・紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

2015年の日ASEAN首脳会議において発表したアジア地域において3年間で4万人の産業人材育成を目指す「産業人材育成協カイニシアティブ」が目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、2018年11月の日ASEAN首脳会議では、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、アジア地域において今後5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協カイニシアティブ2.0」を発表しました。この中では、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を新たな協力分野としています。また、2016年のTICAD VIにおいても、安倍総理大臣が、2016年から2018年の3年間で、日本の強みである質の高さ（quality）を活かした約1,000万人の人材育成を行う旨を表明しています。

さらに、「日本再興戦略2016」（2016年閣議決定）において、日本は、ODAを活用し、日本とアジアの開発途上国の双方におけるイノベーション促進に貢献することを目的として、2017年度から5年間で、約1,000人を目標に、アジアの優秀な学生等に日本での留学やインターンシップの機会を提供し、日本とアジア諸国間で高度人材を環流させる新たな取組（「イノベティブ・アジア」事業）を行うこととしました。この事業は、首脳会談等の機会に相手国側からも高く評価されており、2017年度は152名、2018年度は74名がこの枠組のもと来日し、研修に参加しています。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア^{注3}を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等^{注4}を日本国内および対象国内で行っています。2017年度にこれらの研修に参加した

注3 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスを対象としている。

注4 「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。



ザンビア

品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクトフェーズ2 技術協力プロジェクト（2017年7月～2020年7月）

ザンビアでは、国際市況に左右されやすい銅資源への依存度が高いという産業構造が問題となっていました。そこで、同国政府は、外国投資の増加を通じて産業を多角化することで経済成長を図ることを目的に、投資家に対するインセンティブの付与や複合的経済特区の計画・整備等、投資家に魅力的な環境整備に努めてきました。

ザンビアの民間セクターは、少数の大企業と大多数の零細・中小企業（MSMEs）で構成されています。大企業では高い生産コストを販売価格に転嫁できる構造となっていますが、MSMEsを中心とする国内産業のほとんどは低い生産性にとどまっています。

このため、日本の職場内で品質管理活動を小グループで自発的に行うカイゼン活動を紹介したところ、同国において幅広く展開されはじめました。本プロジェクトに先立つフェーズ1では、カイゼン普及活動を推進するザンビアカイゼン機構（KIZ）を設置するとともに、その組織・人材の能力強化を支援しました。フェーズ2となるこの協力では、カイゼン

の指導員育成システムの強化と全国普及のための活動を行うことにより、カイゼンの持続的な普及・拡大体制の整備を図り、民間および公共部門における品質・生産性の向上に寄与しています。



カイゼン活動の実施状況を視察する日本人専門家（写真：JICA）

のは、6か国合計260名なります。これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

ほかにも、国際労働機関（ILO）に対する拠出金により、ILOのアジア・太平洋地域プログラムであるアジア・太平洋地域技能就業能力計画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等を開催しました。

●雇用

日本は、労働分野における支援も進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で、労働者の権利保護や雇用安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備が重要な課題となっています。日本は、これらの課題

に対し、ILOへの任意拠出金等を通じて、アジアを中心とした開発途上国に向けて、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善を図るための労働法令と施行体制の改善・向上等に寄与する技術協力支援を行うほか、ザンビアでの若者雇用支援をはじめとした、アフリカ地域における支援に貢献するなど、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けた取組を行っています。



ケニアにおける若者の持続的な雇用創出と自立支援に向けた「土のう」による道路補修事業の作業の様子（写真：NPO法人「道普請人」）

(3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT) ^{注5} の普及は、産業の高度化や生産性の向上、および持続的な経済成長の実現に役立つとともに、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決に貢献します。さらに、ICTの活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備といった民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、ICTは、利便性とサービスの向上を通じた市民社会の強化、および質の高い成長のために非常に重要です。

また、ICTの急速な発展により、研究開発のグローバル化やオープン化が進む中で、科学技術・イノベーションは本質的に変化しています。2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範な課題の統合的解決が求められるSDGsの実施においても、科学技術・イノベーションを駆使した国際協力が重視されています。こうした中、より戦略的かつ積極的な科学技術外交の取組が求められています。

■ 日本の取組

● 情報通信技術 (ICT)

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、ICT分野でも「質の高いインフラ投資」を推進すべく、2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定しました。

また、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。具体的には、日本は、自国の経済成長に結びつける上でも有効な、**地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)**^{*}の海外普及活動に積極的に取り組み、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。ISDB-Tは、2018年12月現在、中南米、アジア、アフリカ各地域で普及が進み、計18か国^{注6}で採用されるに至っており、日本は、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省でも、ISDB-T

の海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。



ペルー・リマ市の国立工科大学電気通信研究訓練所 (INICTEL-UNI) にて、無償資金協力により供与した機材を用いて、地上デジタル放送、HD番組制作のための研修を実施している様子 (写真: JICA)

総務省では、「防災ICTシステムの海外展開」に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上等に寄与することが目指されています (「防災」について、詳細は63ページを参照)。

日本は、各種国際機関と積極的に連携した取組も行っており、電気通信に関する国際連合の専門機関である**国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)**^{*}と協力し、開発途上国に対して、電気通信分野の様々な開発支援を行っています。特に、防災、医療、およびサイバーセキュリティの分野における開発途上国内の人材育成を目的として、電気通信開発部門 (ITU-D: ITU Telecommunication Development Sector) の研究委員会の協力の下、日本主導で上記各分野に関するワークショップ等を開催してきました。

2018年5月には、スイスで早期警報システムに関するパネルセッションを開催しました。また、同年10月には、同国で緊急通信システムを利用した防災訓練に関するワークショップ、新たなデジタル医療技術の

^{注5} Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

^{注6} ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドルの18か国。(2018年12月時点)



ペルー

個別専門家派遣「緊急警報放送システム (EWBS) 普及支援アドバイザー」
個別専門家派遣 (2015年9月23日~2017年9月22日)

ペルーは2009年にスペイン語圏で初めて地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) の採用を決定し、現在は首都のリマ市やカヤオ市をはじめとする大都市圏において地デジの導入・普及が進められています。

地デジ日本方式の特徴の1つである緊急警報放送システム (EWBS : Emergency Warning Broadcast System) は、地震や津波などの災害情報を迅速に伝達するため、特殊な信号を使用しテレビで緊急警報放送を行う方法です。EWBSは、日本と同様に自然災害が多いペルーにとって有効な警報システムとして認識される一方、専門家が不足していたため円滑な運用が十分になされていませんでした。

こうした状況を踏まえ、日本は「緊急警報放送システム (EWBS) 普及支援アドバイザー」を派遣し、EWBSの知見をペルー政府機関やメディアに共有するための支援を行いました。また、ペルーの担当省庁と協力し、リマ市や地方都市においてEWBSを紹介するセミナーを開催した結果、技術者

の育成だけでなく、住民の防災意識も向上しました。

こうした日本人専門家の支援により、それまで機器の動作確認のための試験放送のみに使用されていたEWBSが、近隣国で地震が発生した際に実際に信号が発信され、津波の情報が住民に伝達されました。これにより、ペ

ルーは中南米で初めてEWBSを実用化した国となりました。ペルーは、今後、中南米における地デジ・EWBS普及のリーダーとして、こうした経験を中南米の他の地デジ日本方式採用国に共有するなど、自主的な取組を行っていくことが期待されます。



地デジセミナーにおいて、EWBSを紹介するEWBS普及支援アドバイザーの岡部伸雄さん (写真：在ペルー日本国大使館)

導入に関するワークショップおよびサイバーセキュリティの新たな課題に関するワークショップを開催し、防災および医療分野における日本の優れたICT技術およびシステムを紹介するとともに、サイバーセキュリティに関する日本の政策や取組を周知しました。これらのワークショップは、それぞれ50~80名前後の参加者を集め、高い評価を受けました。また、これらの分野に加え、アクセシビリティ、スマート社会、環境等の分野においても、関連するITUの研究委員会に日本の優良事例に関する文書を提出し、途上国をはじめとする各国との情報共有を積極的に進めています。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関である**アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity)***が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。APTでは、5年に1度大臣級会合を開催し、同地域のICT発展に向けて地域協力を一層強化するため、中期的な方向性をステートメントとして策定しています。2014年には、APT大臣級会合がブルネイで開催され、同地域における「スマート・デジタルエコノミー」の創造に向けて、38の加盟国およびAPTが共同声明を採択しました。

日本は、この共同声明の優先分野の一つである「キャパシティビルディング (人材育成)」を推進するため、毎年、APTが実施する数多くの研修を支援しています。また、APTは2016年から若手行政官向けに国際会議で活躍するスキル向上のための研修を開始し、2017年の第2回研修には30名が参加しました。

ICTは1か国にとどまる分野ではないため、海外の様々なステークホルダー (関係者) と意見を調整することが重要です。この研修を通じて、国際会議におけるプレゼンテーションや交渉のスキル等の向上を図るとともに、APT加盟国の若手行政官同士の人的ネットワークの構築を通じ、国際協力と国際連携のさらなる進展が期待されています。次回の大臣級会合は2019年6月にシンガポールで開催予定です。

また、東南アジア諸国連合 (ASEAN) では、2015年11月にASEAN首脳会議で採択された「2025年までの新たな指標となるブループリント (詳細な設計)」で、ICTがASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられ、同年11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICTマスタープラン2020 (AIM2020)」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で、情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年、日本は、サイバーセキュリティ分野での開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針をサイバーセキュリティ戦略本部に報告しました。その実施例として、2018年9月、日ASEAN統合基金 (JAIF) を通じ、ASEAN諸国のサイバーセキュリティ分野における人材育成を行

う「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター (AJCCBC)」がタイ・バンコクに設立されました。今後、日本は同方針に沿って、当面は対ASEAN諸国を中心に、積極的に支援を行っていきます。

● 科学技術・イノベーション促進、研究開発

また、SDGs達成に向け、科学技術イノベーション(STI)を最大限に活用するためのロードマップ(工程表)策定の必要性が国際社会で指摘されていることを受け、日本は、2018年6月に開催された第3回国連STIフォーラムにおいて、岸輝雄外務大臣科学技術顧問を座長とする科学技術外交推進会議により提出された「国連持続可能な開発目標(SDGs)達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップに関する提言 ～世界と共に考え、歩み、創るために～」の提言内容を発表しました。提言では、ロードマップが、政府、科学者、産業界、市民社会、資金調達機関、NGO等のマルチ・ステークホルダー(関係者)にとって、いつまでに何をすべきかを可視化できる「コミュニケーションツール」として重要であることが述べられています。また、国際社会に貢献するため、日本が世界の人々と共通の目線に立ち、共に創っていく姿勢で、ロードマップ策定に向けた取組を先導していく重要性も強調されています。こうしたロードマップ策定の重要性は、STIフォーラム共同議長サマリーにも反映され、同年7月の国連経済社会理事会「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム」においても報告されました。

このほか、日本の科学技術外交の主な取組としては、ODAと科学技術予算を連携させた**地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)***が2008年に始まり、2018年までに、世界50か国において133件の共同研究プロジェクトが採択されています。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。アジアでは、マレーシア日本国際工科院(MJIIT: Malaysia-Japan International

Institute of Technology)に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。また、日本は、タイに所在し、工学・技術部や環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学であるアジア工科大学(AIT: Asian Institute of Technology)に、日本人教官が**教鞭**をとるリモートセンシング(衛星画像解析)分野の学科の学生に対する奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人材育成に貢献しています。

アジア以外にも、たとえばエジプトでは、日本は2008年から、日本型の工学教育の特長を活かした、「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする公的な大学である「エジプト日本科学技術大学(E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology)」を支援しています。日本国内の15大学が協力して教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラム作成を支援してきており、オールジャパンの体制で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝えていくことを目指しています。

また、ICT立国を目指すルワンダに対して、2017年から開始した技術協力「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」を通じて、日本の専門家を派遣し、政策提言や起業家育成を行っています。ICT分野の日本企業とルワンダ企業のマッチングも支援すべく、2018年には、20社以上のICT関連の日本企業がルワンダを訪れるなど、官民双方においてルワンダのICT分野の発展に貢献しています。

さらに、日本は、開発途上国の社会・経済開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や、様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをするものと期待されています。



用語解説

* 地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。



用語解説

* 国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野に関する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等々使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

* アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立された、アジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

* 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

→ 24 ページ「国際協力の現場から」も参照

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装（研究成果を社会に普及させること）を目指し、開発途上国と日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構（JICA）が文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と相手国側の研究機関・研究者を支援している。

(4) 債務問題への取組

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用する限りにおいては、債務は経済成長に役立つものです。しかし、返済能力が乏しく、過剰に債務を抱える場合には、債務は途上国の持続的成長を阻害する要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPC）が、IMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案が合意されました（マルチ債務救済イニシアティブ（MDRI : Multilateral Debt Relief Initiative））。最貧国の債務問題に関しては、これまでに39か国が重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%削減などを行うこととした、拡大HIPCイニシアティブ^{注7}の対象となっています。経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を満たした結果、2017年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国の中にも、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないよう、適

切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ^{注8}において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

■ 日本の取組

円借款の供与に当たっては、日本は、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策等を十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延^{注9}、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2017年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2016年に引き続き、2018年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

注7 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

注8 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注9 債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

「グリーン経済」が新しい産業を生む！

～マレーシアにおけるパーム油産業による

グリーン経済の推進（SATREPSの好例）～

パーム油は、アブラヤシの果実から得られる植物油で、食品、洗剤などに広く使用されています。マレーシアでは、パーム油産業は工業化が進んだ今もなお、サバ州をはじめとする地方の経済を支える産業です。

その一方で、パーム油の搾油工場から排出される廃液による環境汚染が懸念されています。たとえば、工場面積の3倍もの大きさの廃液処理用の溜池から、二酸化炭素の25倍の温室効果をもたらす大量のメタンガスが発生しています。また、バイオマス*として利用できる残渣（搾油後の果実の房）が、工場1カ所あたり、年間4万トンも廃棄されています。そこで、マレーシア国内のパーム油産業をグリーン経済（環境に優しい経済）産業に変えることが重要な課題となっています。

こうした状況のもと、九州工業大学の白井義人教授は、1994年から20年以上にわたり、マレーシアのパーム油廃液の有効利用を研究しています。また、2013年11月、マレーシア・プトラ大学（UPM）のモハメッド・アリ教授と協力し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」を活用して、「生物多様性保全のためのパーム油産業によるグリーン経済の推進プロジェクト」を立ち上げました。白井教授は、プロジェクトの目的について、次のように語っています。

「大切なのは、廃棄物をただ単に環境に悪影響のないように処理するだけではなく、廃棄物を活用することで、新たな産業を生み出せるようなビジネスモデルを示すことでした。」

白井教授らは、サバ州のパーム油工場に隣接した試験装置（パイロットプラント）で研究、実験を繰り返した結果、広大な溜池を使わずにパーム油廃液をきれいに処理することに成功しました。また、メタンガスを資源として、搾油工場に必要な電力量以上を発電できるポテンシャルがあることを証明しました。こうしたバイオマス発電は、日本でも以前から研究されていますが、発電に必要な大量のバイオマスが得られる場所が国内に少なく、発電にかかるコストが高くなってしまったため、実用化されるケースは限られていました。しかし、マレーシアでは、一つの工場からでも発電に十分な量の廃液が排出されることに加え、発電にかかる費用も日本に比べて安く



ヒダヤUPM准教授（写真右）が社長をつとめるベンチャー企業が販売するナノセルロースファイバー製品と、プロジェクト研究者代表白井教授（写真中央）および共同研究者のアリUPM教授（写真提供：白井義人九州工科大学教授）

済みます。これにより、年間を通じて、1メガワットの電力を安定的に生み出す可能性が示されました。これは、一般的な工場で使用される電力を十分にまかなうほどの量です。

さらに、SATREPSプロジェクトを通じ



パームオイル廃液を処理し、燃料となるメタンガスを発生させるための廃水処理装置（写真提供：白井義人九州工科大学教授）

て、環境とエネルギーだけでなく、バイオマスから高付加価値製品を生み出すための、基礎から応用、製品化までの幅広い研究がなされました。UPMと白井教授らは、車体などの材料への応用が期待できるプラスチック補強繊維である「ナノセルロースファイバー」をバイオマス残渣から開発し、大学発ベンチャーとして事業化しています。これは、UPMのアリ教授をはじめ、マレーシアの多くの研究者が白井教授と共同で研究を行うことで、研究のノウハウが共有された成果の一つです。

これらの実績を土台に、白井教授はさらなる構想を描いています。

「今、私たちが提案しているのは、バイオマス資源による電力を活用して、新しい産業を創り出すことです。溜池の跡地に、安価な電力を大量に必要とする野菜工場などを造る計画も考えています。もともとマレーシアでは、パーム油を運搬するトラックのため、国中のあらゆる場所に、大きな車が通れるような立派な道路が整備されています。こうした道路は、野菜工場などの建設資材の運搬のみならず、商品の流通にも役立つものです。つまり、現地には、バイオマス資源を活用した新たなビジネスのための工場や施設を作る条件がすでに整っており、環境に配慮した新たな産業を生み出す土壌があるのです。」

廃棄物をただ処理するのではなく、そこからエネルギーを生み出す取組や、新たなビジネスの展開を進めることは、「環境改善に役立つとともに、現地の人々の雇用も生み出すという点で、まさにSDGsの趣旨にも合致するものです。」と、白井教授は語ります。こうした意味で、このプロジェクトは、産業と環境保全との関係に新たな視点をもたらす試みといえます。また、日本のODAを活用した学術面における研究成果が外国でも取り入れられ、活用されている好例にもなっています。

* 家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

経済社会基盤の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重等が開発途上国の発展の礎いしづえとなります。この観点から、法令の整備や、法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

■ 日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える開発協力」の一翼を担っています。

また、これにより途上国の法制度・経済制度が整備

されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、国際研修（年2回）と国際高官セミナー（年1回）を実施しています。毎回、国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では、主に犯罪防止や犯罪対策の問題を、秋の国際研修では、主に犯罪者の処遇の問題を、そして国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも、法務省では、途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究、および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア等のアジア諸国から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘し、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナー等を実施しました。

さらに、途上国のニーズに沿った支援を、能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度や、その解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

日本の経験を活かし開発途上国の法律作りを！

～法制度整備支援～

明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、多岐にわたる近代化への取組を行い、国の基本的な形を築き上げていきました。その過程で、日本は、欧米の法律を学びながらも、日本の伝統的な文化や社会制度に合わせた近代的な法体系整備が進められました。こうした自国の経験を踏まえて、日本は、アジアをはじめとする開発途上国の立法支援や制度整備支援などの法制度整備支援を行ってきました。こうした支援は、法の支配に基づき、途上国の自助努力を支援するとともに、途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものです。

具体的には、途上国に日本の法曹^{ほうそう}専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、日本の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、社会、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長があります。さらに、相手国自身による法制度の運用ができるよう、法の起草・改正にとどまらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れた支援を行っています。

日本による法制度整備支援は、1990年代のベトナムにおいて始まりました。ベトナムでは、1980年代に「ドイモイ（刷新）」と呼ばれる市場経済の導入を柱とする政策が導入されましたが、当時の民法をはじめとする法律や法制度は市場経済に合致するものではありませんでした。そこで、日本政府やJICAは、日本の法曹専門家らの協力を得ながら、ベトナム政府の民法の起草を支援すると同時に、ベトナム現地の法曹人材の育成を支援してきました。その結果、2015年には、日本側の関係者の提言が数多く反映され、現代的な取引に関する条項等が盛り込まれた新たな民法が制定されるに至りました。そのほか、日本は、民事訴訟法や行政訴訟法などの各種法律・法制度の支援も行って

きました。ベトナムへの法制度整備支援は現在も続いており、近年では、法規範文書間の整合性を確保するための制度を整備することを目的とした協力などを実施しています。

また、日本は、ベトナム以外の国々でも法制度整備支援を行っています。最近では、2018年12月6日、ラオス初の民法が国会で承認され成立しました。日本は、1998年からラオスへの法整備支援を開始し、現役の検察官や弁護士等を派遣して、法律の知識を普及するとともに、法曹人材の育成を実施してきました。さらに2012年からは、ラオスの人たちが自分たちの社会や文化に合う民法は何なのかを考え、まとめるための起草支援に力を注いできました。その結果が、600余りの条文からなる民法となりました。日本が起草を支援し成立した民法としては、ベトナムのほか、カンボジア、ネパールに続く4例目となります。

また、ミャンマーに対しては、2013年から協力を実施しており、日系企業等のビジネス環境の改善にも大きな重点を置き、ビジネス関連紛争解決に関する裁判官向け教科書作りや、民事調停制度の導入等に取り組んでいます。

昨今では、途上国への法制度整備支援は民法や民事訴訟法に加え、知的財産法などにも協力が拡大してきています。これからも日本は、法制度整備支援をはじめ、日本が近代化を行う中で得てきた教訓を活かしながら途上国に様々な支援を行っていきます。



ラオスの国会議員らと民法の草案に関する検討会議を行っている様子（写真：JICA）

(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済発展の過程で公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件が発生すると、国家の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因ともなります。そこで援助国は、公正かつ安定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

■ 日本の取組

日本は、国際社会における腐敗対策のための唯一の普遍的枠組みである国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への協力を通じ、腐敗に関する法執行や、腐敗に脆弱な国に対する能力構築支援に積極的に関与してきました。2018年、日本は2016年及び2017年に引き続き約10万ドルをUNODCに拠出し、各国による腐敗防止策や腐敗に関する犯罪収益の返還に向けた協力等、国連腐敗防止条約の諸規定の実施状況を審査するレビュー・メカニズムの運営を支援するなど、国際的な腐敗対策における課題の特定と解決に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「汚職撲滅のための効果的な刑事司法の実務、国際協力及び市民社会との連携」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。同研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国における取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から、「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2018年は、ベト

ナム・ダナンで、「最新の汚職の地域的携行と刑事司法機関における効果的な施策」をテーマに開催しました。

(3) 民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

■ 日本の取組

日本はカンボジアに対し、2018年2月、国民の意思が適切に反映された国政選挙の実施が極めて重要との認識の下、日本製の投票箱等の選挙用物品を供与しました。また、議会運営や選挙管理に携わる職員を対象に、民主主義のあり方に関する研修を行う一方で、法曹関係者を対象に、司法アクセス改善に向けた研修を実施しました。その他にも、2017年から、地方分権化を志すカンボジア内務省地方行政担当職員に対し、戦略・実施計画の策定や人材育成に関する技術協力支援を行っています。



カンボジア内務省の人材育成を担当する研修局の職員を対象に、講師養成研修を実施している様子（写真：JICA）

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題や人権問題を引き起こします。また、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

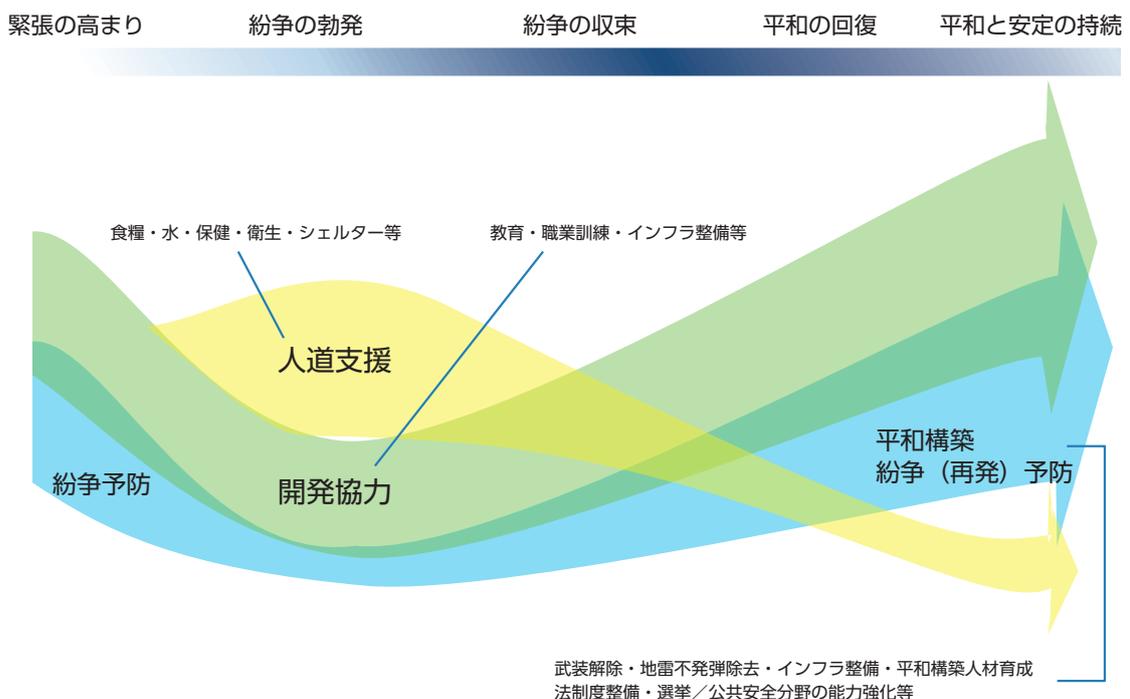
■ 日本の取組

2005年に設立された国際連合平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本も国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。2016年には、岸田外務大臣（当時）がニューヨークにおいて、「アフリカにおける平和構築」に関する国際連合安全保障理事会（安保理）公開討論の議長を務めるとともに、平和構築基金プレッジング会合において、日

本は当面1,000万ドル規模の拠出を目指す旨を表明しました。これまで日本は、平和構築基金に5,050万ドルを拠出しています。2018年2月には、「平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書」が公表され、平和構築のための資金調達の強化、国連平和構築委員会（PBC）の活動および政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任やキャパシティの強化、および国際機関や市民社会とのパートナーシップの強化などを目的とした様々な提案がなされました。同報告書を踏まえ、同年4月には、「平和構築及び平和の持続に関するハイレベル会合」が開催され、日本は平和構築分野における事務総長のイニシアティブを支持する旨を表明しました。

また、日本は、紛争下における難民・避難民の支援や食料支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。このほか、紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）への取組を支援し、治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、復興のための支援も行っています。さらに、平和

ODAによる平和構築支援



人道と開発と平和の連携により、紛争の根本原因に対処

が定着し、紛争が再発しないようにするため、日本は、その国の行政・司法・警察の機能を強化するとともに、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。これらの取組においては、平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うため、日本は、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

さらに、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが開発協力大綱に掲げられています。国連PKOなどの現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎的インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

● 難民・避難民支援

シリアやバングラデシュ、ミャンマーなどの情勢を受け、2017年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるような自立支援のため、難民・避難民支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）をはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的な生活に必要な物資等の支援を、世界各地の難民・避難民に対して継続的に実施しています。また日本は、国連世界食糧計画（WFP）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用し、難民等への支援を実施しています。

こうした国際機関を通じた難民支援を行う際、日本の開発協力実施機関であるJICAや、民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急

人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」（110ページ「イ. 日本のNGOとの連携」を参照）が難民・避難民支援を行っており、2018年には、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、アフガニスタン人道危機対応支援、ミャンマー避難民人道支援などを実施しました。

また、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、緊急に必要とされる「人道支援」と並行して、中長期的な視点の下に自立を後押しする「開発協力」を行うこと（「人道と開発の連携」）を推進しています。これは、難民や避難民が再び人道支援を必要とする状況に陥ることを防ぐ観点から極めて重要です。さらに、長期化および深刻化する人道危機に対処するに当たっては、「人道と開発の連携」に加え、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視しており、紛争による人道危機が発生している国・地域では、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開しています。

具体的事例：ミャンマー・ラカイン州避難民への人道支援

ミャンマー・ラカイン州北部において、2017年8月にアラカン・ロヒンジャ救世軍（ARSA）による治安部隊に対する襲撃、ミャンマー治安部隊による掃討作戦およびその後の情勢不安定化により、約70万人が避難民としてバングラデシュ南東部に流出しました。同地域のキャンプで生活する避難民の人道状況は悪化し、また、流入地域周辺のホストコミュニティ（避難民受け入れ地域）の生活環境にも深刻な影響を及ぼしています。

この状況を受けて日本は、バングラデシュ側では、2017年10月以降、日本のNGOによる支援として、特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」を通じて生活に必要な物資の配布、衛生環境の改善、医療提供、女性および子どもの保護等に取り組んでいます。また、2018年2月、国際機関やNGOを通じた水・衛生、保健・医療、教育等の避難民およびホストコミュニティの生活環境改善のための支援を決定し、UNICEFを通じて、バングラデシュ



2018年3月、堀井巖政務官（当時）が、バングラデシュ国内のコックスバザール県ウキア郡クトゥパロン地区およびバルカリ地区の避難民仮設キャンプを訪問・視察した様子

におけるミャンマーからの避難民に対し、新規水源の確保、既存水源の改修、トイレの設置等の支援を行っています。さらに2019年1月には、WFPと連携して、避難民への食糧支援およびホストコミュニティを含むバングラデシュの小規模農家への生計向上支援を

行う無償資金協力事業の実施を決定しました。

ミャンマー側では、2018年1月に避難民の帰還環境整備のための支援を決定し、住宅やコミュニティセンターの建設が開始されたほか、2月には、国際機関を通じた食料、栄養、保健衛生等の支援を決定しました。

今後も日本は、人道状況の改善、および安全で自発的かつ尊厳のある避難民帰還の実現に向けた環境整備のため、両国における支援を継続していきます。



2018年1月に河野太郎外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外務大臣と会談および共同記者会見を行った。

国際協力の
現場から
3

アジアの人道支援に尽力する 若き日本人国際機関職員の声

～バングラデシュとミャンマーの現場から～

II
2

第一部

課題別の取組

2

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

バングラデシュ

2017年8月、ミャンマーのラカイン州北部で激しい衝突が発生し、72万人以上の人々が隣国バングラデシュに逃れています。衝突以前から47万人の避難民がいた同国内のコックスバザール避難民キャンプは突如として、約100万人を超える避難民を抱える世界最大、そして最も密度の高いキャンプになりました。こうした緊急人道危機が起こると、国連WFPは世界中から多くの専門スタッフを緊急対応のために派遣します。私も、危機の発生から1



コックスバザール難民キャンプにて日本が支援した防災事業の受益者たちと（2018年8月）

年経った2018年7月より、ローマ本部から2か月間、バングラデシュの現場に入りました。

現地では私の赴任期間中も、依然として避難民への大規模な支援が必要な状況は変わらず、約90万人の避難民への食料支援のほか、急性栄養不良の状況にある妊産婦および5歳以下の子どもへの栄養改善事業を実施していました。現在、WFPが特に注力しているのは、避難民に食料引換電子カード（以下カード）を配り、世帯状況に合わせて決められた金額を振り込み、避難民が指定された店で必要な食材を購入することを可能にする支援です。カードは家族の中の女性にも配られ、何をかうかの決定権を委ねることで、女性の生きる力を引き出しています。またWFPは、この支援を展開する上で必要な世帯情報や、指紋等の生体情報を管理できるデジタル基盤システムを導入しており、同システムは食料以外の物資を支援する他機関の活動にも裨益しています。

また、人道危機の現場では人道支援団体が数多く活動しており、支援調整やロジスティクス（物の流通やその管理）分野の基盤整備が必要不可欠です。そうした現場でWFPは、物流、通信および基礎インフラ環境整備分野にて主導的な役割を果たしており、コックスバザールの避難民キャンプでも活躍しています。

また現地では、現在も避難民の多くが生計手段を持たない中、子どものための学校給食など、食料不足・栄養失調を回避しながら、避難民の自立を促し、人の尊厳を維持するための支援が必要です。このような支援を実現するために私は、避難民の食料不足・栄養状況や貧困度合い、その他多様なニーズに関する世帯調査の分析を担当しており、WFPはこうした分析に基づき、中長期的

な「処方箋」となる支援を避難民に提供しています。

日本政府をはじめ、国際社会の理解によって避難民への支援が行われていますが、WFPは、日本の民間企業とも連携し、ホストコミュニティ（避難民受け入れ地域）の小規模農家への生産支援を通じた避難民への食料支援も実施するなど、支援効率の最大化と日本の「顔の見える支援」も進めています。

「紛争や自然災害による難民や避難民が日々増える中、いかに食料難に苦しむ人々を減らせるか。」自分なりに考えた答えは、人道支援と人々の自立を促す支援をつなぐ事でした。私は、外務省の「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（詳細は122ページ参照）を通じて国連WFPに入って5年、国連ボランティア^{*1}・JPO（Junior Professional Officer）^{*2}として中東地域およびスーダンでの事業に携わってきました。今後さらに人道支援と自立支援をより効果的につなぐため、最適な支援を提案していきたいと思っています。

国連世界食糧計画（国連WFP）ローマ本部
食料安全保障分析担当官 内海 貴啓
うつみ たかひろ

※1 国連開発計画（UNDP）の下部組織として1970年の国連総会決議によって創設された国連ボランティア計画（UNV）から派遣される職員で、途上国の保健・医療、農村開発といった開発分野で活躍する。

※2 将来的に国際機関で正規職員として勤務することを志望する若手日本人を対象に、日本政府が派遣にかかる経費を負担して一定期間（原則2年間）各国際機関に職員として勤務する制度（JPO派遣制度）により派遣される職員。（詳細はJPOに関する外務省ウェブサイトを参照：<https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html>）



ラカイン州北部に位置するマウンドー県で緊急食料支援および栄養補強支援に参加した時の様子 (2018年10月)

ミャンマー

2017年8月の事件直後の2か月余り、WFPを含む赤十字国際委員会（ICRC）以外の人道支援団体には、ラカイン州北部での活動は許可されませんでした。一方でWFPとしては、活動再開を見据え、迅速に対応するための計画の立案が急務でした。当時私は、緊急支援担当のチームとして、日々刻々と変化していく現場情報を収集し、ローマ本部等に逐次報告するなどの業務を行っていました。バングラデシュでの大規模な緊急食料支援とは異なるも、ミャンマーは全く違った緊迫した状況がありました。

WFPは、2017年11月、国連機関の中で事件後初めてラカイン州北部での活動許可を獲得し、以降現在に至るまで毎月数万人（2018年7月からは約10万人）に緊急食料支援を続け、2018年12月現在、最も裨益者に接している機関です。この活動は、WFPに対する日本や他のドナー（援助主体）の寛大な支援によって、今も継続する事ができています。現在私は、緊急支援対応に追われる地方オフィスのサポート、支援事業調整、ドナー等への事業進捗報告業務に従事しています。

緊急支援の一方で、WFPは、長期的にラカイン州北部の地域社会の自立を促すための事業も徐々に再開しました。2018年3月から、小規模インフラを作るための労働への対価として現金を払い、地元経済の活性化支援を促進すると同時に、同インフラを活用し、食料安全保障の確保を担保しています。ラカイン州での同事業には異なる民族が混在する場所も含まれており、事件以降に悪化した民族間の信頼関係を取り戻す役割も果たしています。

そのほか、ラカイン州北部に位置する約140校の約2万人の生徒に対し、給食配布事業も行っています。給食の提供は子どもが学校に通学する動機となり、授業中の集中力向上にもつながります。どの国でも子どもは国の未来です。WFPは、給食を通して少しでも教育環境が改善されるよう、その整備に力を入れています。またWFPは、ラカイン州において、最も食料難の影響を受ける妊産婦、5歳未満の子どもへの栄養補強支援も行っています。

2018年7月、8月、10月に私は、ラカイン州北部を視察に行く機会がありました。以前栄えていた場所が今は見渡す限り荒地になっているのを見ると、非常に心が痛みます。一方、村々を訪れ、食料の配給に立ち会うと、人々に少しでも希望を与えられていることを実感します。WFPは様々な国や状況下で効率的かつ有意義な食料支援を行っているとは信じていますが、緊急支援に関わっている時ほど、自分がWFPの職員であることを誇りに思うことはありません。

私がWFPに興味を持ち始めたのは、飢餓をなくすというシンプルな使命と、食料支援という目に見える活動にひかれたのが大きな理由です。WFPに入って5年余り経ちますが、今もこれが私の原動力です。今は人道・開発支援をいかに効果的に実施するかを日々学び、「飢餓の撲滅」に自分なりに少しでも貢献できたらと思っています。今後は、実際の食料支援が行われているフィールド・オフィスでの経験をさらに積み重ねたいと思っています。

国連世界食糧計画 (国連WFP) ミャンマー事務所
プログラム政策担当官 唐須 史 嗣

● 社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から日本政府は、避難民への支援として、日本のNGOであるチェルノブイリ連帯基金(JCF)とともに、イラク・クルド自治区エルビル県において、現地医師への投薬指導や医療機材の供与等を通じ、避難民の健康・保健サービスの向上を支援しました。また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、日本は国連児童基金(UNICEF)を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、UNICEFを通じて「武装グループからの子どもの解放及び社会統合支援」事業に拠出しています。

● 社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興に関しては、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

● 対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国や地域には対人地雷や不発弾が未だに残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く使われています。これらは一般市民等に対して無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国々を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター

弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、リスク低減教育等の予防的な取組を通じた国際協力も着実に進んでいます。たとえば、カンボジア地雷対策センター(CMAC)では、設備支援にとどまらず、地雷廃棄処理の教育課程の支援、地雷廃棄処理教育の基盤づくりを支援し、ここで教育を受けた職員は、カンボジア国内外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。さらには、コロンビア等他国の地雷対策職員の研修場所としても機能するなど、南南協力も実現しています。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人「難民を助ける会(AAR Japan)」が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム(JPF)事業を通じて、アフガニスタンにおいて教材の開発や講習会等を通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が進んできています。

このほか、不発弾の被害が特に大きいラオスにおいて、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われてきており、日本は、不発弾処理機関の能力向上支援のほか、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において灌木除去の機械化および前進拠点の整備を行うとともに、不発弾廃棄後の土地の開発支援を行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷対策も積極的に行っています。2018年には、アフガニスタン、イラク、シリア、南スーダン、スーダン、コンゴ民主共和国に対して、国連PKO局地雷対策サービス部(UNMAS)を通じた地雷・不発弾対策支援(除去・危険回避教育等)を行ってきました。また、国連開発計画(UNDP)経由で、ベナンの紛争後地域の地雷・不発弾処理訓練センター(CPAD)において、中西部アフリカ向けの地雷処理訓練の強化も支援しています。ほかにも、地雷回避教育支援として日本は、UNICEF経由で、2015年以降、パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。また、赤十字国際委員会(ICRC)を通じて、アフガニスタン、イラク、ヨルダンで、地雷の危

険回避教育や、地雷の被害者への義足提供支援を行っています。

また、小型武器対策に関して日本は、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行ってきています。加えて、輸出入管理

や取締り能力の強化、治安の向上などを旨して、関連する法制度の整備や、税関や警察などの法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰（DDR）支援等も実施してきています。



レバノンにて、2006年のイスラエル侵攻により残存する地雷を日本の支援により供与された機材で除去する様子（写真：サンドリン・ハシェム/在レバノン日本国大使館）

国際協力の
現場から
4

国際機関で活躍する日本人職員の声 ～地雷被害の根絶に向けて～

一般的に地雷対策というと対人地雷を除去する活動を思い浮かべる方も多いと思いますが、実際に市民、難民、避難民が影響を受ける危険は地雷だけでなく、紛争で使われたあらゆる種類の不発弾、また住宅やインフラ施設に仕掛けられた即席爆発物(IED)など多岐にわたり、それに対応するための活動も幅広くなってきています。これらの地雷や不発弾の除去のみならず、回避教育も重要な活動のひとつです。また仮に地雷や不発弾などの除去が完了しても、被害者への支援は不可欠であり、特に被害者に若年層が多い地域などでは長期的な支援が求められています。

地雷対策は紛争のいずれの段階でも重要な活動のひとつであり、活動の成果は平和維持活動、紛争後の復興、平和構築、開発などに貢献します。また、除去された地雷の数だけ将来の被害者を防ぐことが出来るという人道的、予防的な成果のみならず、住宅地、農地、学校、病院、浄水場などを再び使用できるようになるという社会経済的な効果も多大です。

2002年にアフガニスタンに赴任してから約16年間、これまで20か国以上の国連の地雷対策事業に関わり、この仕事を通して感じたのは、自分の仕事が様々な意味で人の命につながっている事実、現場で命を懸けて活動している人たちをサポートできる充実感、そして自分達の国の将来に対する現地の人々の想いであり、それが日々の活動のモチベーションになっています。

イラクでは、ISILが撤退した村の住宅に仕掛けられたIEDの中に、子供がぬいぐるみを動かすと爆発するよう



スーダンのハルツーム郊外の避難民キャンプにて子どもたちに地雷回避教育を行ったときの様子(筆者中央)(写真: UNMAS)

なひどいものもあり、これらを除去する活動をしている同僚の勇気に頭が下がるとともに、自分の娘が同じ状況に置かれたらと考えると胸が痛くなる思いがしました。

アフガニスタンに赴任中の2003年、カブール郊外で技術的にも大変難しい地雷原があり、その対応のために予算獲得の努力をしたり、現場に足を運んで報告書の作成をしたりと駆け回っていました。約10年後に再び出張で同じ場所を訪れた際、住宅が建ち並び、子供たちが走り回っている姿を見て、胸が熱くなったのを覚えています。

2018年末には、西ダルフール(スーダン)のクルブスという地域で、既存の不発弾の除去完了式典に本部を代表して参加する機会がありました。クルブスはダルフール紛争が激しかった地域のひとつで、住民に回避教育を実施しながら大量の不発弾を処理するのに1年1か月かかりましたが、この成果により約32,000人の住民と避難民の安全が確保されました。式典での住民の笑顔を見ながら、この地域ではまた紛争が起きない限り、被害者が出ることなく紛争後の復興に進んでいけるのだと思うと、微力ながら平和が作られていく過程に貢献することが出来たという達成感を感じました。

現在は、ニューヨークの国連本部の地雷対策サービス部事業管理セクションの次長として17か国での活動を統括しています。今まで以上に現場で見たり感じたりしたことを仕事に反映できればと日々思っています。

国連PKO局地雷対策サービス部 (UNMAS)
プログラム管理次長 久保 拓人



アフガニスタン、カブールにて地雷除去活動を視察(筆者右端)(写真: UNMAS)

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し、複雑になってきています。日本は、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました（2007年度～2014年度）。この事業は、平和構築分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象に、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術習得のための国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援（プライマリー・コース）を柱としてきました。2015年度以降は事業内容を拡大し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、これまでの「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」、新たに国際機関でのキャリア構築を目指す実務家向けの「グローバルキャリア・コース」（2018年度より実施）および国際機関等でのポスト獲得やキャリアアップに必要なスキル・知識を提供するキャリア構築支援を実施しています。また、これらのコースの修了生の多くが、南スーダン、ヨルダンやイスラエルなどの平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。

(2) 自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊の①(被災者の捜索・救助活動を行う) 救助チーム、②(医療活動を行う) 医療チーム、③(感染症対策を行う) 感染症対策チーム、④(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う) 専門家チーム、⑤(大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う) 自衛隊部隊の5つがあり、個別に、または組み合わせて派遣します。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2018年には、ジブチ、

グアテマラ、コンゴ民主共和国、インドネシアなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

日本のNGOもまた、ODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」は、自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。2018年には、インドネシア・ロンボク島およびスラウェシ島での地震・津波被災者支援およびラオスやモンゴルでの水害被害者支援プログラムを実施しました。



2018年10月の日・ラオス首脳会談において、トシム・シースリット・ラオス首相より、7月下旬に発生したダム決壊に伴う水害に対する日本政府からの緊急支援に感謝する旨が述べられた。（出典：首相官邸ホームページ）

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHA（アハ）センター）の能力強化を目的として、情報通信技術システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器

の不正な取引、**人身取引***、サイバー犯罪、**資金洗浄(マネーロンダリング)***などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。また、戦闘地から帰還・移転した外国人テロ戦闘員(FTF: Foreign Terrorist Fighters)等を通じて、ISILの影響を受けた各地の関連組織等が、中東やアフリカのみならず、アジア地域においてもその活動を活発化しています。また、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるホームグロウン・テロ(自国で成長した人が起こすテロ)の問題も深刻な脅威をもたらしています。さらに、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみでの努力では限りがあるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

■ 日本の取組

ア. 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転を中心とした支援をしています。

警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察



グアテマラにて、「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」(日本の技術協力によりブラジルに根づいた日本式コミュニティ警察普及のための三角協力プロジェクト)により、ブラジル人警察官による指導のもと、市民とのコミュニケーションを図る現地の警察官。(写真: JICA)

の在り方を伝えていきます。

イ. テロ対策

2018年も世界各地でテロが頻発しました。テロおよび暴力的過激主義の脅威が、中東・アフリカのみならずアジアにも拡大している現状において、G7伊勢志摩サミットで策定した「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の確実な実施は一層重要なものとなっており、日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。

日本は、「中庸^{ちゆうちゆう}が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の3年間で約2万人の人材育成を含む、総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。アフリカに対しては、2016年に日本が議長国を務めた国連安全保障理事会公開討論の場において、岸田外務大臣(当時)は、アフリカの平和と安全への日本の強いコミットメントを強調するとともに、アフリカのテロ対策のため、2016年から2018年までに3万人の人材育成を含む1.2億ドル(約140億円)の支援実施を表明しました。

また、アジアに対しては、2016年の日ASEAN首脳会議において、総合的なテロ対策支援として、①テロ対処能力向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発の分野において、3年間で450億円の規模の支援を実施するとともに、3年間で2,000人のテロ対策人材を育成することを発表しました。この2年間で、既に目標を大きく上回る800億円規模の支援、および2,653人のテロ対策人材の育成という成果を上げています。このほか日本は、各国政府や国際機関とも連携し、「テロに屈しない強靱なアジア」の実現に向け、世界トップレベルの日本製機材である生体認証(顔認証、指紋認証等)システムや爆発物・麻薬検知機材を導入するなど、日本の技術を活用した支援を着実に実施しています。

ウ. 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化^{あんない}しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧

の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約(UNTOC)の締約国として、同条約に基づく捜査共助等による国際協力を推進しているほか、主に次のような国際貢献を行っています。

●薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)に拠出し、薬物対策を支援しています。日本は、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、アジア地域を中心とした国境管理支援を行い、薬物の不正取引の防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

●人身取引対策

日本は2014年に策定された人身取引対策行動計画2014に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である**人身取引**^{*}の根絶のため、様々な支援を行っています。また、同行動計画を踏まえて、2014年以降の日本による人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関及びNGO等との連携を強化しています。また、日本は、人身取引に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国でもあります。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は国際移住機関(IOM)への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等の社会復帰のための援助を実施しています。また、日本は、JICAの技術協力やUNODCの法執行機関能力強化プロジェクトへの拠出を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献し、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バ

リ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。

●資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された「金融活動作業部会(FATF)」等の政府間枠組みを通じて、国際的な**資金洗浄(マネーロンダリング)**^{*}対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、日本はUNODCを通じて、イランや東南アジア地域等におけるテロ資金供与対策に取り組んでいます。

エ. 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

●海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海上の安全確保は日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題として、さらには地域の経済発展のためにも極めて重要です。しかし、日本が大量の原油を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾、スルー・セレバス海などの国際的にも重要なシーレーンにおいて海賊の脅威が存在しており、そうした地域の海賊対策の強化が急務となっています。

たとえば、アジアにおいて日本は、地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ReCAAP-ISC)を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を実



2018年5月に東京でReCAAP全締約国(日本を含む20か国)およびインドネシア、マレーシアの海上法執行機関職員等を対象に行われた第2回海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修

施しており、日本は事務局長および事務局長補の派遣や財政支援により、ReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年からReCAAP-ISCと共催で、ASEAN諸国等の海上法執行機関の海賊対策に係る能力構築を目的とした訪日研修を実施してきており、2018年5月19日から25日まで東京において、第2回目となる研修を関係省庁と協力して実施しました。

さらに、海における「法の支配」の確立・促進のため、日本はODA等のツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN諸国の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握能力向上といった国際協力も推進しています。具体的には、日本はベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材の供与を実施しているほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊による脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本はソマリアとその周辺国の地域協力枠組みであるジブチ行動指針の実施のために国際海事機関（IMO）が設立した信託基金に1,510万ドルを拠出し、この基金により、海賊対策のための情報共有センター、ジブチの地域訓練センターが設立され、同センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。このほか、日本はソマリアおよびその周辺国における海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金^{注10}に対して累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも、海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、ソマリア国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約4億6,800万ドルの支援も実施しています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故などは、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそ

れがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、アジアと中東・アフリカを結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し、2018年度以降も引き続き、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（油防除対応能力向上アドバイザー）の派遣を継続することを決定しました。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、日本の海上保安庁海洋情報部が運営に参画し、日本財団の助成の下、途上国の海図専門家を育成する研修を2009年から毎年英国で実施し、これまで39か国から65名の修了生を輩出しています。このIHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、世界海底地形図を作成するGEBSCOプロジェクトを共同で実施し、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。また、日本財団の助成の下、GEBSCOに貢献できる人材育成研修を2004年から毎年米国ニューハンプシャー大学で実施し、これまで37か国から84名の修了生を輩出しています。

●宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組む新興国・開発途上国に対する人材育成も積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション「きぼう」実験棟を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は高く評価されており、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を提供する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連の連携プログラム（KiboCUBE）を通じて、ケニアの超小型衛星が放出されました。

このほか日本は、2016年に宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に支援を行うための基本方針を策定し、宇宙開発戦略本部に報告しました。日本はこうした方針に沿って積極的に支援を行っていきます。

注10 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、国連開発計画マルチパートナー信託基金事務所（UNDP-MPTF）が資金管理を行っている。

●サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっていますが、近年、サイバー空間における脅威への対策が急務となっています。このため、世界各国の多様な主体が連携して対処していく必要があり、開発途上国をはじめ一部の国や地域における対処能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。また、日本国民の海外への渡航や日本企業の海外への進出は、渡航先国・進出先国の管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。こうしたことから、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力の構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

総務省では、日本政府が拠出する「日ASEAN統合基金（JAIF）」を活用し、タイのバンコクに「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター」を設立し、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業

者のサイバーセキュリティ担当者等を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を提供することで、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力を推進しています。



2018年12月に開催された「サイバー・イニシアチブ東京2018」でスピーチする河野太郎外務大臣

また、警察庁では、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処等に係る知識・技能の習得および日越治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。



用語解説

*人身取引

人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、（さうたく） 威匿し、または収受する行為。

*資金洗浄（マネーロンダリング）

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。

例）麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の促進

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困、テロ、難民・避難民、気候変動、海洋プラスチックごみ問題等様々な課題に直面しています。これらの社会・経済・環境問題は相互に絡み合い、かつ国境を越えて繋がっています。このような国境を越えた地球規模の課題の解決に際しては、旧来の先進国と開発途上国という概念を越えて国際社会が連携して取り組む必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs）は、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サ

ミットで全国連加盟国によって合意された、2030年を期限とする17の国際目標です。MDGsが途上国のための目標であったのに対し、先進国を含む国際社会全体がコミットしたSDGsは、これらの絡み合う地球規模の課題を同時かつ根本的に解決する「羅針盤」となりえます。

ここでは、地球規模の課題の解決を通じた日本のSDGs達成に向けた取組について、保健、水・衛生、教育、ジェンダー、環境、気候変動などの各分野の切り口から広く紹介します。

人間の安全保障

SDGsが描くのは、日本が長年にわたって推進してきた「人間の安全保障」の理念が反映された、豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという考え方であり、開発協力大綱でも、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会である「人間の安全保障委員会」およびその後継となる「人間の安全保障諮問委員会」の設置や、非公式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」の開催を主導してきました。2012年には、日本が主導して、人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導しました。これまで日本は累計で約460億円を拠出し、95か国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト243件を支援してきました。

持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた日本政府の取組

1. SDGsが採択されるまで

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17のゴール及び169のターゲットを定めています。

SDGsが採択される以前は、その前身としてミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals) がありました。MDGsは、2001年に国連の専門家間の議論を経て策定され、主に発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つのゴールが設定されていました。このMDGsは一定の成果を上げ、極度の貧困やHIV・マラリア等を中心に大きな成果を達成した一方で、乳幼児や妊産婦の死亡率削減等、一部の分野では未達成の部分も残されました。また、世界がMDGsの達成に向け取り組んでいるさなかにも、環境問題や気候変動の深刻化、国内や国際間の格差拡大といった、相互に絡み合うグローバルな課題が新たに顕在化してきました。更に、開発アクターとして民間企業やNGOの役割が拡大する等、国際社会を取り巻く状況が大きく変化しました。

SDGsはこのような時代の変化に対応する形で、途上国だけでなく先進国を含む国際社会全体が行動するという普遍性を有するとともに、政府や一部の専門家に限ら

ず、民間企業や地方自治体、NGO/NPOや学界等、あらゆるアクターが重要な役割を担う参画型の目標であるという特徴があり、これらの点がMDGsと大きく異なります。

2. SDGs達成に向けた日本政府の取組

日本は、SDGsの採択後、まず国内の基盤整備を行いました。具体的には、総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、政府が一丸となってSDGsに取り組む体制を整えました。同時に、SDGs達成の上で重要となる多様なステークホルダーとの連携も十分に図れるよう、広範な関係者（行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等）から構成される「SDGs推進円卓会議」を設置しました。

2018年12月に開催された、SDGs推進本部の第6回会合では、①官民を挙げたSDGsと連動する「Society5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、③SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメントを3本柱とした、「SDGsアクションプラン2019」を決定しました。同アクションプランには、日本が豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、人間の安全保障の理念に基づき、世界の「国づくり」とそのための「人づくり」に貢献すべく、2019年のG20議長国として国際社会においてリーダーシップを発揮していくSDGsの主要課題について明記されています。



SDGsに掲げられている17のゴール



第6回SDGs推進本部会合で発言する安倍晋三総理大臣（出典：首相官邸ホームページ）

3. 多様なステークホルダーとの連携

SDGsは達成すべき目標が多岐に渡っていると同時に、「誰一人取り残さない」という理念を実現するためには、政府のみならず民間企業、地方公共団体、NGO/NPO等あらゆるステークホルダーがSDGs達成に向けて協力して取り組む必要があります。

2018年7月にニューヨークで開催された国連持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）における日本政府主催レセプションでは、日本の関係省庁、民間企業、市民団体等、日本でSDGs推進に取り組む広範な機関・団体のパートナーシップの下、スピーチ・映像・ブース等を通じて2025年大阪・関西万博の魅力印象づけるとともに、SDGs推進に向けた日本のイニシアティブを発信しました。

他にも、日本全国のSDGsに関する取組を見える化し、行動を促進する観点から、SDGs達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を表彰する「ジャパンSDGsアワード」を実施しています。2018年12月に開催された第2回ジャパンSDGsアワード授賞式では、食品廃棄物を活用して食品ロス対策に取り組む株式会社



HLPFにおける日本主催レセプションの様子

フードエコロジーセンターがSDGs推進本部長賞（内閣総理大臣賞）を受賞した他、「エシカル消費^{*}」に対応した商品を開発・供給する協同組合、独自のリサイクルシステムを国際展開している地方自治体、障がい者や引きこもりの方々と共に手がけるチョコレートブランドによって障がい者雇用を促進する社団法人、安価で高品質なトイレを途上国に提供する企業、HIV陽性シングルマザーのエンパワメントに取り組むNGO、自動車リサイクルのバリューチェーン構築と現地雇用の創出に取り組む企業等が表彰されており、まさに、幅広いアクターがSDGsを主導していることの証左となりました。こうした国内主体による創意工夫が、日本のSDGs達成に向けた大きな原動力となっています。

政府は、アワード受賞団体も含め、SDGsにコミットする団体に対して、ロゴマークの付与や「外務省×SDGs」ツイッター（https://twitter.com/SDGs_MOFA_JAPAN）での発信、外務省ホームページ「Japan SDGs Action Platform」への取組掲載等を通じてそれらの取組を後押ししています。

政府は、アワード受賞団体も含め、SDGsにコミットする団体に対して、ロゴマークの付与や「外務省×SDGs」ツイッター（https://twitter.com/SDGs_MOFA_JAPAN）での発信、外務省ホームページ「Japan SDGs Action Platform」への取組掲載等を通じてそれらの取組を後押ししています。

4. 日本の「SDGsモデル」を世界へ

日本は、国内でのSDGs推進のみならず、その取組を国外にも積極的に共有・展開していく決意です。例えば、2018年10月に行われた日メコン首脳会談では、日メコン両地域間でのSDGs推進に向けた協力を強化すべく、「持続可能な開発目標（SDGs）を推進するための日メコン協力プロジェクト」を採択しました。引き続き、東南アジアやアフリカ等の地域を中心として、国際社会への流れをより一層加速化させていきます。

2019年は日本がG20、TICAD7を主催し、また9月には国連で初のSDGs首脳級会合を控えており、いわばSDGs達成に向けた重要な一年と言えます。「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示し、リーダーシップを発揮できるよう、引き続きあらゆるステークホルダーと協働し、叡智^{えいち}を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けて邁進^{まいしん}していく決意です。

^{*} 人や社会、環境に配慮して、製品やサービスを選び、消費すること。

(1) 保健・医療

開発途上国に住む人々の多くは、多くの先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。現在もなお、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間540万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約30.3万人以上の妊産婦が命を落としています。さらに、貧しい国は、高い人口増加率により一層の貧困や失業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環境悪化などに苦しめられています。このため、SDGsの目標3において「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことが設定されました。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要となるときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」の達成が重要となっています。

■ 日本の取組

● UHCの推進

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、同年9月、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、②すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示しており、これらの取組は、SDGsに掲げられた保健分野の課題解決を追求していく上でも重要なものです。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) とは、すべての人が基礎的な保健サービスを必要となるときに負担可能な費用で受けられることを指します。保健医療サービスの格差を是正し、すべての人の基礎的な保健ニーズに^{こた}え、被援助国が自ら保健課題を検討・解決する上で、UHCの達成は重要です。日本政府は、G7、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としてのUHC推進を積極的に主導してきました。これを受けて、2015年に採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、UHC

の達成が国際的な目標の一つに位置付けられました。

2016年のG7伊勢志摩サミットでは、感染症等の公衆衛生危機への国際社会の対応能力の強化、また幅広い保健課題への対応の鍵となり、危機へのより良い備えを有するUHCの推進、薬剤耐性 (AMR) への対応強化等が重要との点で一致し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発表しました。また、2017年12月には、「UHCフォーラム2017」を開催し、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、29億ドル規模の支援を行うことを発表しました。また、日本は、UHC推進に向けた国際機関・ドナー国等との知見の共有、開発途上国の保健システム強化に向けた連携強化の必要性について国連総会やG7伊勢志摩サミットで訴え、これまでの保健分野の援助協調枠組みを発展させた「IHP (International Health Partnership) for UHC2030」(通称：UHC2030)の設立に主導的な役割を果たしました。

また、アフリカに対して、日本は、UHCの推進を2016年に開催したTICADVIの重要な柱の一つに位置づけ、ケニアやセネガルでUHC達成に向けた政策円借款を供与する等、アフリカにおける保健分野支援に積極的に取り組んでいます。さらに、2018年10月に開催されたTICAD閣僚会合では、強靱な保健システムが、包括的成長をもたらす健康で生産的な人口を下支えする基盤となることを踏まえ、UHCの推進の必要性が改めて確認されました。また、日本は、国際機関と緊密に連携し、保健分野におけるファイナンスの改善の必要性や民間部門の役割強化といった、アフリカにおける新たな課題に取り組んでいく旨を述べました。



2018年10月に東京で開催されたTICAD閣僚会合でスピーチする山田賢司外務大臣政務官

さらに、日本はUHC達成の上で参考となる道筋や具体的行動を示す「UHC in Africa」を世界銀行、



レバノン

アル・ラウダ診療所及びダール・アル・ワッフア診療所医療機材整備計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力（2017年3月～2018年2月）

レバノンは、パレスチナ難民のほか、約95万人のシリア難民を受け入れており、国内情勢が不安定化しています。中東和平の実現の要の一つである同国の安定化を図るべく、日本は、レバノン国内の社会的弱者である、こうした難民に対し支援を実施してきています。

ブルジュ・バラジネ町は、計約4万人のパレスチナ難民及びシリア難民が居住しており、アラムーン町には、約1.5万人のレバノン人および約1万人のシリア難民が居住しています。現地NGO「救済と開発のための協会連合」は、これら2つの町において診療所を運営していますが、ブルジュ・バラジネ町の診療所では、超音波診断装置の老朽化により正確な診断を行うことができず、また、アラムーン町の診療所では、そもそもこうした装置が設置されていないため、貧困層の患者は診断が受けられない状況にありました。

こうした状況を改善するため、日本は同協会連合と協力し

て、これら2つの診療所に、超音波検査機材をそれぞれ1台ずつ供与しました。

この結果、ブルジュ・バラジネ町の診療所では、高度かつ正確な超音波検査が可能となりました。また、アラムーン町の診療所では、

新たに超音波診断機材が設置されたことにより、貧困層も検査を受けられるようになり、レバノン人及びシリア難民患者の医療へのアクセスが大幅に改善されました。本案件は、レバノン国内で大きな評価を受けています。



超音波検査機材を確認する山口又宏駐レバノン日本国大使（写真：在レバノン日本国大使館）

WHO、グローバルファンド等と共に発表しました。日本は、2017年9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にUHC推進のためのイベントを主催し、UHCの重要性に対する国際的な関心を喚起しました。これに続き、2017年12月に東京で開催されたUHCフォーラム2017では、安倍総理大臣、麻生副総理、グテーレス国連事務総長、サル・セネガル大統領等の国際保健分野を牽引するリーダーの出席のもと、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルな機運（モメンタム）の強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」が採択されました。その上で、安倍総理大臣は、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、日本が今後29億ドル規模の支援を行うことを表明しました。さらに、2018年4月にはIMF・世銀春総会の際にUHC財務大臣会合を開催し、UHC達成に向けた持続可能な保健財政枠組構築のための財務当局の関与や、財務大臣と保健大臣の連携の重要性を発信しました。

具体的な支援として、日本は、2015年に定めた「平和と健康のための基本方針」の下、病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・避難民、少数民族・先住民などの「誰一人取り残さない」UHCを

現するための支援を行っています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善（65ページの「(8) 食料安全保障および栄養」を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾病対策、高齢者の地域包括ケアや介護などすべてのサービスが含まれます。なかでも予防接種は、最も費用対効果の高い投資のひとつであり、毎年200万～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立された**Gavi ワクチンアライアンス***に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約1億1060万ドル^{注11}の支援を行いました。Gaviは2000年の設立以来、7億人の子どもたちに予防接種を行い、1,000万人以上の命を救ってきました。この取組を推進すべく、日本政府は2016年、2020年までに新たに7,600万ドルを拠出する方針を表明しました。また、二国間援助において日本は、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献していきます。

途上国の母子保健については、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加などで大幅な改善が見られたものの、目標値の達成には至らず、大きな課題が残されています。日本は、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、途上国のオーナーシップ（主体的な取組）

注11 2018年度当初まで



ザンビアのマタニティハウスに宿泊する妊婦と市民社会連携グループ（ジョイセフ）のスタッフ（写真：山本 篤）

や能力の向上を基本として、持続的な保健システムを強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において効率的に支援を実施しています。こうした支援を通じて日本は、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。

また、日本は、日本の経験・知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期（さんじょく 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、ほぼ産後1～2か月間）、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。日本の協力により全国に母子健康手帳が定着しているインドネシアは、同様に母子手帳を活用して母子保健サービスを提供してきているタイ、フィリピン、ケニアと各国での経験を共有して学び合い、母子手帳のさらなる可能性と課題を議論しました。また、インドネシアは、2018年以降の母子手帳に関する国際研修実施に関するニーズを検討するために、現在母子手帳の試行運用を実施しているアフガニスタン、タジキスタンの参加者も同時に招聘し、意見交換を行いました。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）など、ほかの開発パートナーと共に性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています。



ザンビアの巡回診療にやってきた母親たち。木につるした体重計で子どもの体重を量っている様子。（写真：金森 大輔）

● 公衆衛生危機対応

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えるため、**新興・再興感染症***への対策が重要です。2014～2015年の西部アフリカ諸国でのエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。また2018年5月以降、コンゴ民主共和国ではエボラ出血熱が再び流行しています。こうした流行国や国際機関に対し、日本は、資金援助に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本はその技術を活かした治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィーカメラの供与など、官民を挙げてエボラ危機の克服を後押ししました。

従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本になるとの観点に立ち、とりわけアフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力および予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けられることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障強化等、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組み（グローバル・ヘルス・アーキテクチャー）構築においても、G7やTICAD等の国際会議の場において議論を主導してきました。特に、WHOの健康危機プログラムには、安倍総理大臣が2016年のG7伊勢志摩サミットの際に5,000万ドルの拠出を表明し、そのうち2,500万ドルを同年内に、

300万ドルを2018年に拠出したほか、緊急対応基金（CFE）には約1,080万ドルを2016年に拠出しました。さらに、2018年にはWHOの健康危機プログラムに約300万ドルを拠出しました。これらのWHOの健康危機プログラムやCFEへの拠出は、2018年のコンゴ民主共和国でのエボラ出血熱アウトブレイクへの対応等に活用されています。

加えて日本は、日本政府の後押しを受けて世界銀行がG7伊勢志摩サミットの機会に創設した**パンデミック緊急ファシリティ（PEF）***に対しても、他国に先駆けて5,000万ドルの拠出を表明しました。2018年のコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に際しては、PEFから1200万ドルが拠出され、危機対応に貢献しました。さらに日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）と連携して危機に対応するための標準業務手順書の策定を主導しました。そのほか、日本は2015年に国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、翌2016年にはコンゴ民主共和国における黄熱の流行に対して、また2018年には同国におけるエボラ出血熱の流行に対して同チームを派遣するなど、感染症流行国での迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っています。

● 感染症の薬剤耐性（AMR）への対応

感染症の薬剤耐性（AMR：anti-microbial



持永孝弘青年海外協力隊員（看護師）がブルキナファソのディエブ保健局にて診察を指導する様子（写真：アン・ミモー）

resistance) ^{注12} は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増しています。日本は、AMRへの対策を進めるために2016年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定するとともに、同月にアジアAMR東京閣僚会議を開催し、検査機関ネットワークや抗微生物剤の規制等の4本の柱から成る「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアティブ」を採択しました。G7伊勢志摩サミットにおいても、保健アジェンダの柱の一つにAMRを取り上げ、G7として協働して取り組む方針をまとめました。さらに、同年9月の国連総会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関する政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な作業部



ガボン

公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト
技術協力プロジェクト（2016年4月～（実施中））

中部アフリカに位置するガボンでは、国民の死因の大半を、マラリアやHIV、結核といった感染症が占めるほか、これまでに、エボラ出血熱の発生が確認されています。日本は、技術協力を中心に、長年に渡り、ガボンの保健分野の強化に貢献する支援を継続的に実施してきており、本案件はその一つです。

同国のランバネ市は、かつて、^{たかはしいさお}高橋功博士がシュヴァイツァー博士と共に、ハンセン病の診療を手伝った街として知られています。ランバネ医療研究センターは、ガボンにおける中核研究機関であるにもかかわらず、新興・再興感染症に関する研究実績がほとんどありませんでした。そこで、エボラ出血熱等の感染症研究を行う長崎大学熱帯医学研究所は、ランバネ医療研究センターと共同で、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を活用して、研究を始めました。

両研究機関の研究者は、エボラ出血熱をはじめとするウイ

ルス性出血熱等の原因不明の感染症の病原体の同定、感染症の現地診断システムおよび早期警戒システムの構築をテーマに、共同で研究を実施しています。今後、こうした研究を通じて、ガボンをはじめとするア

フリカのエボラ出血熱の流行や、その他感染症に関する問題を解決すると同時に、地球規模課題の一つである感染症研究の発展に資することが期待されています。



デングウイルス遺伝子検出による実験室診断法の研修風景（写真提供：牛島由理 長崎大学熱帯医学研究所・特任研究員）

注12 病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

会を設置することが求められ、2017年11月にはAMRワンヘルス東京会議が開催されました。また、2018年に開催されたG20ブエノスアイレスサミットにおいて、AMR対策について議論が行われました。

●三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）

SDGsのターゲット3.3に2030年までの三大感染症の終息が掲げられており、日本は2000年G8九州・沖縄サミットで設立された機関である「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」を通じた支援に力を入れています。日本は、2002年の設立時から2018年12月末までに約21.19億ドルを拠出しました。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を日本の二国間支援でも補完できるようにしています。日本は保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化するなどの支援を行っています。特に、予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「感染症・エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、外務省と厚生労働省が、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」の下、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。また、2014年にWHOが採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする新たな世界戦略（Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015）を踏まえ、外務省と厚生労働省、JICA等は2014年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つである

マラリアについて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組の支援や、WHOとの協力による支援を行っています。

●ポリオ

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は未だ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国）であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携し、撲滅に向けて支援してきました。具体的には、2017年2月にUNICEFと連携して、ナイジェリア、チャド、ニジェール、カメルーン、中央アフリカ共和国におけるポリオ対策のため、40億円の支援を行い、推定7,200万人の5歳未満の子どもにワクチンを投与することができました。ナイジェリアでは、2014年以来発見されていなかった野生のポリオウイルスからの感染症例が2016年に報告されて以降、2018年11月現在までに新たな感染は確認されていません。

ほかにも、日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降、UNICEFと連携して計130億円の支援を行っています。また、パキスタンにおいて、日本は1996年以降UNICEFと連携した累計110億円を超える無償資金協力を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。これにより、ポリオの新規感染の減少・撲滅に貢献しています。この円借款については、新たな方法であるローン・コンバージョンが採用されました。これは、一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務を民間のゲイツ財団が肩代わりするものです。直近では、日本は2018年度に、アフガニスタンに対する約10億900万円の支援、パキスタンに対する約5億1000万円の支援を行いました。これらの事業により、約3,100万人の5歳未満児へのワクチン接種を通じ、両国におけるポリオの新規発症件数の減少についてはポリオ撲滅につながることを期待されます。

●顧みられない熱帯病（NTDs）

また、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症等の「顧みられない熱帯病」（NTDs：Neglected Tropical Diseases）には、世界全体で10億人以上が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えうることから、国際社会が一



パキスタン

定期予防接種強化プロジェクト 技術協力プロジェクト (2014年11月～2018年6月)

パキスタンでは、保健分野の取組、特にポリオなどの感染症対策の強化は重要な課題の一つです。なかでも、定期予防接種体制の強化が求められており、具体的には、ワクチンを保管する機材の維持管理の強化、定期予防接種サービスを行う医療従事者の能力の向上のほか、定期予防接種に関する住民への適切な啓発活動の強化も課題となっています。

こうした事情を踏まえて、日本は、2014年から2018年にかけて「定期予防接種強化プロジェクト (SRIプロジェクト : Strengthening Routine Immunization Project)」を通じて、パキスタンのハイバル・パフトゥンハー州 (KP州) の保健局とともに技術協力を実施してきました。様々な研修の機会を通じて、2,000人近い予防接種活動に携わる医療従事者の能力強化を図りました。

日本の支援活動としては、JICA専門家がその中心的な役

割を果たしました。本プロジェクトでは、2016年11月から2018年のプロジェクト終了までの間、KP州の治安上の問題や、関係者との連絡調整を遠隔で行わざるを得ないといった制約の中で、KP州の公的保健施設のワクチン管理の改善や遠隔地での予防接種活動の強化に取り組み、現地での定期予防接種体制の強化に大きく貢献しました。

こうしたプロジェクトの成果のKP州における着実な定着を含め、日本は引き続き、パキスタンの保健分野の支援に取り組んでいきます。



予防接種受診のため待合室で待機するパキスタンの患者達 (写真 : JICA)

丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。また、1998年には、「橋本イニシアティブ」を提唱し、国際的な寄生虫対策に寄与してきました。フィラリア症についても、日本は駆虫剤のほか多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、日本は青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行の拡大防止を目指しています。

さらに2013年、NTDs等の開発途上国の感染症に

対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップである公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund : Global Health Innovative Technology Fund) を立ち上げました。本基金は、日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、効果の高い治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて途上国における感染症の制圧を目指しています。また、日本は2016年、NTDsの治療薬等の研究開発・普及の促進や、医薬品の供給準備・供給支援のため、GHIT およびUNDPに対し、合わせて1億3,000万ドルの資金拠出を行う方針を表明し、着実にコミットメントを実施しているところです。今後アフリカなどで顧みられない熱帯病に苦しむ人々の治療に貢献することが期待されます。



用語解説

* Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

* 新興・再興感染症

新興感染症とは、SARS (重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症のこと。再興感染症とは、コレラ、結核など、かつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

* パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility)

パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。パンデミックが発生し、あらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に資金が途上国や国際機関、NGO等にPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

(2) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2017年に世界で約8億4,400万人、トイレや下水道などの改善された衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約23億人に上ります。約36万人の5歳未満の子どもが、安全な水と衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢によって命を落としています。さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。たとえば、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くので、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、水の供給が不安定だと、医療や農業にも悪影響を与えます。

こうした観点から、SDGsの目標6において「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」旨が定められています。

■ 日本の取組

日本は、1990年代から累計して水と衛生分野における援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、専門家の派遣や開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力や円借款や無償

資金協力により、開発途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、UNICEFなどの国際機関を通じた支援も行っています。具体的には、①総合的な水資源管理の推進、②衛生施設の整備等による安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保、③食料増産等のために水（農業用水など）を安定的に利用できるようにする支援、④排水規制等による水質汚濁の防止、および緑化や森林保全による生態系の保全、⑤予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化等による水に関連する災害の被害軽減など、ソフト・ハードの両面で支援を実施しています。

アジア・大洋州地域では、日本は、ミャンマー、カンボジア、ベトナムといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施中であり（パラオは実施済）、



マーシャル諸島共和国北西に位置するエネウェタック地区にて、地方政府の役員が日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力によって整備された給水車を使って地域住民の家庭のドラム缶に生活用水を補給している様子（写真：山崎秀幸草の根外部委員）



パキスタン

ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト 技術協力（2016年7月～2019年6月）

パキスタンの第三の都市であるファイサラバード市では、安定的かつ衛生的な水の供給や水道施設の整備が急務となっています。さらに、上下水道料金の徴収率の低さや適切な設備投資や維持管理に必要な資金の不足など、同市の上下水道事業体であるファイサラバード上下水道公社（WASA-F）の経営状況も大きな課題となっています。

こうした同市の上下水道に関する問題を改善するため、日本は「ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト」を実施しています。このプロジェクトでは、2038年までの20年間における上下水道事業および経営体制の長期計画に基づき、パイロット地区におけるメーターの設置、新たな料金徴収体系の導入などにより、持続的な水道事業体制の確立を目指す取り組みが行われています。これにより、パイロット地区の水道契約数を約20%増やすことに成功しました。また、横浜市など日本の自治体の協力を得て、給水時間をこれまでの6時間から12時間に拡大することに成功し、給水水質の改善を実現するなど、衛生面でも大

きな改善が見られました。今後、長期計画の内容を踏まえ、設備投資の拡大や、上下水道の維持管理やWASA-Fの経営のさらなる改善を行っていく予定です。



パイロット地区であるサルフラッグスタウンでの水流量の測定（写真：横浜ウォーター株式会社 松岡康氏）



ブルキナファソ

村落給水施設管理・衛生改善プロジェクト・フェーズ2
技術協力プロジェクト (2015年9月～2020年3月)

中央プラトー州ガズルグ県におけるポンプ修理工対象のポンプ修理・整備研修 (写真提供: JICA)

ブルキナファソは、厳しい自然環境にさらされており、生活環境、水、衛生設備へのアクセス改善が喫緊の重点課題とされています。日本は、無償資金協力による給水施設建設や専門家の派遣など、様々なスキームを活用し、長年に渡り、ブルキナファソの水資源分野で継続的に支援してきており、本案件はその一つです。

2011年以降、日本は、ブルキナファソの中央プラトー地方および南部中央地方に、人力ポンプ付深井戸給水施設を300か所建設し、研修や井戸修理の技術指導を実施しながら、施設の維持管理を指導してきました。現在も、給水施設の維持管理システムをブルキナファソ全土へ普及する支援を

実施していきます。

ブルキナファソに派遣されている小野健^{おののけん} 専門家は、ブルキナファソで18年以上支援を続け、そのほかのアフリカ6か国でも給水プロジェクトに携わってきました。本案件においては、同国の水・衛生省の担当者と共に、水利利用者管理組合の組織化や、組合員への研修、料金徴収システムの構築および井戸修理に関する技術指導などを実施しています。現場での活動に加えて、同国の給水施設維持管理システム改善を目的とした公共給水サービス管理国家戦略を、現地の関係者と共に策定するなど、同国の給水衛生セクターに対する政策立案支援も行っています。こうした小野専門家の活動は、「日本の顔が見える支援」として、ブルキナファソ国内外で高い評価を得ています。



村人から謝意を表した贈呈品 (工芸品の帽子) を受け取る小野専門家 (写真: 在ブルキナファソ日本国大使館)

地方の給水率の改善が課題となっているカンボジアにおいても、2017年3月に無償資金協力「コンポントム上水道拡張計画」の交換公文署名が行われました。人口増加や経済発展が進むインドにおいては、2018年3月、深刻な水不足に対応するため、海水淡水施設の整備を行う円借款「チェンナイ海水淡水化施設建設計画 (第一期)」の交換公文署名が行われました。

また、アフリカでは、日本は安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施しており、たとえば、スーダンにおいては、給水環境を改善するため、コスティ市における浄水場施設の新設および整備の協力を行っています。

ほかにも日本は、日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる水・衛生環境改善事業を支援しています。たとえば、特定非営利活動法人APEXは、インドネシアにおいて2017年2月から3年間の予定で、低コストで運転管理が容易でありながら、良好な処理水質が得られるコミュニティ排水処理システムの広域的普及促進事業に取り組んでいます。

また、2017年度には、ジャワ島内で12基分の設置が進んでおり、このシステムはインドネシアの公共事業国民居住省の推奨するシステムとなりました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力などによる協力、国内および現地の民間団体と連携した開発途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。

また、環境省でも取組を行っており、たとえば、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、関連する情報・知識不足を解消するため、同省はアジア水環境パートナーシップ (WEPA) を実施し、アジアの13の参加国の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスの強化を目指しています。

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済開発において重要な役割を果たすと同時に、個人が持つ才能と能力

を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育むことで、平和の礎となります。また、教育を通じて、貧困削減のために必要な経済社会開発のための知識を得ることができます。ところが、未だ世界には小学校に通うことのできない子どもが約6,400万人もいます。特に、紛争の影響下にある国や地域で学校に通えない児童の割合は、初等教育では2000年に29%であったものが、2014年には35%（約2,150万人）に上昇しており、深刻な課題となっています。

このような状況を改善するために、SDGsの目標4として「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられました。国際社会は、2015年に「**教育2030行動枠組**」*を策定し、SDGs目標4の達成を目指しています。

■ 日本の取組

日本は、「国づくり」と「人づくり」を重視しており、開発途上国の**基礎教育***や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は教育分野における新たな戦略である「平和と成長の

ための学びの戦略」を発表しました。この戦略は、開発協力大綱（2015年閣議決定）の教育分野の課題別政策として、開発教育専門家や教育支援NGO、関連国際機関等と幅広く意見交換を行い、策定されたものです。同戦略では基本原則として、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。

2017年7月の国連ハイレベル政治フォーラムで、岸田外務大臣（当時）は、子ども・若年層に焦点を当て、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨表明し、日本は脆弱な立場に置かれた子どもへの教育機会の確保や職業訓練、女性・子どもの人権状況の改善や子どもの感染症対策・衛生改善等の支援を着実に実施中です。

また、初等教育の完全普及を目指す国際的な枠組みである「**教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)**」*に対して、日本は2008年度から2018年までに総額約2,653万ドルを拠出しました。GPEの支援を受けたパートナー国では、2016年には、2002



エジプト

エジプト・日本教育パートナーシップ(EJEP)「エジプトにおける日本式教育の導入」技術協力プロジェクト(2017年2月～(実施中))、円借款(2018年～(実施中))

エジプトでは現在、日本による教育分野への支援が非常に注目を浴びています。

「教育は、水であり、空気である。」これは、エジプトに伝わる、教育の重要性を表す言葉です。どこの国でも、自国民の教育は、国の発展を左右する重要なものです。2015年の安倍総理大臣のエジプト訪問時



新たに開校した「エジプト日本学校」における清掃活動の様相

に、エルシーシ大統領から「日本式教育の導入」への関心が示され、翌2016年に合意された「エジプト・日本教育パートナーシップ(EJEP)」の一環として、大統領の強いリーダーシップの下で、着々と進められています。

もともと、エジプトでは、学校教育の質が十分確保されているとはいえない状況でした。このような状況下、日本は、2017年2月から「日本式教育の導入」として、日本人なら誰もが経験している、学校での掃除、日直、学級会などを、日本語で「トッカツ(特別活動)」と呼んで、現地の学

校での導入を進めています。これらを通じて、子どもたちの協調性や責任感、相手を思いやる心などを身につけてもらうことを目指しています。

2017年から開始されたパイロット校での活動を経て、2018年9月、この日本式教育を導入する学校が、「エジプト・日本学校」として、新たに35校開校しました。児童の保護者からは「子供が家で積極的に手伝いをするようになった。」という声が寄せられ、教員自身からも「子供の意見をより聞くなど、子供への接し方が変わった。」という声が聞かれています。



パイロット校における「手洗い活動」の様相

「トッカツ」の取り組みは今後、エジプトの学校に更に広まっていくと期待されますが、人づくりは一朝一夕には進むものではありません。エジプトの事情に合わせて日本式教育が根付くよう、これからも息の長い支援を続けていきます。

年と比較して7,700万人以上の子どもが初等教育を受けられるようになりました。また日本は、2018年12月、バングラデシュの初等教育の質の向上を目的として、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行、UNICEFといった他のドナーと連携し、同国の初等教育政策実施のための財政支援を行う無償資金協力「第四次初等教育開発計画」の交換公文に署名しました。

アフリカに対しては、2016年のTICAD VIにおいて、日本は2016年からの3年間で約2万人の理数科教員を育成することを表明し、科学技術分野の基礎学力強化にも貢献しています。また、ニジェールをはじめとした西アフリカ諸国では、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、子どもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」を実施しています。



「中等理数科教育強化プロジェクト」において、光合成・葉緑体の実験を行うマラウイの生徒たち（写真：久野真一/JICA）

このほか、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関(UNESCO)

に設置した信託基金を通じて、SDGsの目標4の進捗を議論するアジア太平洋地域教育2030会合(APMED2030)の開催および同地域のSDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。ほかにも日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れ等の多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

●持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2014年に日本で開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）*に関するユネスコ世界会議」以降、「国連ESDの10年（UNDESD）」の後継プログラムとして採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の下、世界中でESDに関する活動が展開されています。国際的な推進プログラムであるGAPが2019年で区切りを迎えることを受け、日本の提案により、UNESCOはGAP後継枠組の草案に取り組んでおり、2019年春のUNESCO執行委員会に草案を提出することとなっています。また日本は、UNESCOに拠出している信託基金を通じてGAPの実施を支援するとともに、「ユネスコ/日本ESD賞」を創設し、これまで12団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。現在、ESDをさらに推進するためのGAP後継枠組みについて、国際的な議論が進められています。



用語解説

*教育2030行動枠組（Education 2030 Framework for Action）

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動枠組の後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

*基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

*教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI：Fast Track Initiative）から改称。

*持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとしている。

(4) ジェンダー・包摂的成長

ア. 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標 (MDGs) が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率が格段に向上し、女性の政治参加が増加したことなどにより、より多くの女性が要職に就くようになりました。しかし、現在も多くの国で、政府による高度な意思決定などの公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、女性が男性と同じように自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を持っていない状況が続いています。

一方で、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワーメントの促進につながります。さらには、途上国の包摂的な経済成長にも寄与するものです。

「2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。そして、SDGsの目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

■ 日本の取組

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしておくため、日本は国内外で「女性が輝く社会」を構築すべく、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、国際社会の先頭に立って、ジェンダー主流化と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

2017年7月、G20ハンブルク・サミットにおいて

立ち上げが発表された女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) *は、開発途上国の女性が自ら生計を立て、社会への積極的な参画・貢献を促す重要な取組です。日本はこれを強く支持し、5,000万ドルの支援を行いました。また、2018年6月にカナダで開催されたG7シャルルボワ・サミットでは、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択されました。日本はこの機会に、途上国の女児・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のための2億ドルの支援を発表しました。



ホンジュラスの「エル・パライソ県エル・パライソ市、アラウカ市における思春期リプロダクティブヘルス推進プロジェクト」で啓発活動を実施するピアリーダーたち。少しずつ思春期層の妊娠が減少を見せるなどの成果も出てきている。(写真：(特活)AMDA社会開発機構)

このほか日本は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) を通じた支援も実施しており、2017年には約2,200万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。レバノンでは、ベイルートをはじめとする13の社会開発センターで、レバノン人およびシリア難民女性に対し、メイクアップ、ケイタリング、フラワーアレンジメント等の職業訓練を提供しました。これにより、3,780人の女性が生活向上のためのスキルを習得し、うち800人が実際に就職しました。本事業は、女性のスキル習得、就職、生計向上、社会的地位向上、家庭内での自立を促進するとともに、シリア難民とレバノン人の社会的融和にも貢献した好例といえます。



タンザニア

若年妊娠によるドロップアウトと社会的孤立を予防するための教育支援事業 JICA 草の根技術協力 (2017年4月～2019年9月)

タンザニアでは、44%の女性が19歳までに最初の妊娠、出産を経験していると言われています。若年妊娠は死亡の危険性が高いだけでなく、学校に通っている生徒の場合は強制退学を余儀なくされ、妊娠による退学者数はタンザニア国内で年間8,000人いると報告されています。強制退学となった10代の少女たちは両親を頼って生活していますが、学習の遅れやサポートの欠如から出産後に社会復帰して仕事に就く機会を得ることが非常に難しく、貧困状態に陥りやすい状況となっています。この背景には、タンザニアでは学校での思春期教育（性教育）がほぼ実施されておらず、家庭内でも親から子に教える習慣がないことがあります。

こうした状況を改善するため、日本のNPO法人「Class for Everyone」は、日本の大学関係者とタンザニアの助産師と共にタンザニアの小学校・中学校向けの思春期教育プログラムを立ち上げました。現在、タンガ州コログウェ県において、移動型図書館で学校を巡回しながら若年妊娠を予防するための思春期教育を実施しています。教育を受けた子どもたちは徐々に若年妊娠予防の意識を持ち始めており、対象校の先生からは好評で、「是非また来てほしい」という声が出ています。また、移動図書館の巡回により生徒の学習意欲が向

上し、今後中学校への進学率が高まることも期待されます。

2017年11月25日～26日にかけて、タンザニアでの男女平等社会の実現に向けた取り組みとして、タンザニア初の女子陸上競技会「LADIES FIRST」を開催しました。同競技会のサイドイベントとして、競技を観戦に来ていた近隣の女子生徒1,000名を対象に、「Class for Everyone」と現地のカウンターパートとなるNGOによる若年妊娠予防啓発プログラムが実施され、教材絵本が配布されました。さらに、2018年11月24日～25日にかけて開催した「第2回LADIES FIRST」の際には、女子生徒だけでなく男子生徒も対象に同様の啓発プログラムを実施しました。



若年妊娠予防啓発に関する教材絵本を真剣に読む女子生徒 (写真: JICA)

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRS-G-SVC: Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict) 事務所との連携を重視しています。2017年、日本は同事務所に対し、イラク、中央アフリカにおける案件について110万ドルの拠出を行い、加害者処罰のための法制度整備などへの支援を通じ、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しました。同事務所に対する日本の継続的な支援は、2017年にコンゴ民主共和国で1,726件の性的暴力が報告され、643件の判決、460件の量刑が与えられるなど、具体的な成果となって現れています。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れる

ことが重要との考えから、日本は、2015年に女性・平和・安全保障 (WPS: Women, Peace and Security) に関する国連安全保障理事会決議第1325号および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定、実施しており、2019年度に向けて、改訂版を策定中です。また、2018年のG7外相会合で合意されたG7 WPSパートナーシップ・イニシアティブの履行につき、パートナー国をスリランカとし、同国駐在のG7各国大使館とも協力しながら、2019年度から、スリランカのWPS行動計画策定支援や、過去26年間の内戦により寡婦^{かぶ}となった女性を含めたスリランカの女性のエンパワーメント支援を促進していきます。

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女兒のエンパワーメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、多様化する開発課題に対応するため、各国と協力していきます。



用語解説

* 女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi: Women Entrepreneurs Finance Initiative)

開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害 (資金アクセス、法制度等) を克服するための支援を実施することにより、途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画の促進を目的とする、世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力等。同イニシアティブはドナー国から約3.4億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指している。

イ. 格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの達成に向けた取組が進められる中、大局的な国家レベルで課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化していますが、「格差の拡大」への対応も同様の問題を抱えています。また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとって不可欠といえます。

■ 日本の取組

● 障害者支援

社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことが重要です。日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などを、ODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、日本は現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また日本は、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っています。

2014年に日本が批准した障害者権利条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしており（第32条）、日本は今後もODA等を通じて、途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

● 子どもへの支援

一般に、子どもは脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害等により、世界各地で多くの子どもたちが苛酷な状況に置かれています。また、子どもの難民も急増しています。開発途上国の子どもの状況改善に向け、日本は様々な形で人道支援や開発支援を行っています。

たとえば、UNICEFとの連携を通じ、教育、保健、栄養、水・衛生等の分野で、子どもたちの状況を改善するプロジェクトなどを実施しています。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ、特に草の根レベルで住民に直接裨益^{ひえき}するような協力を行っています。具体的には、小・中学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、井戸や給水設備の整備などを通じて、子どもたちの生活状況の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。



マケドニア北部カルポシュ自治体のプロレット幼稚園にて、改修されたトイレを使用する子供たち（写真：ガリーナ・ストラチコヴァ草の根外部委員/在マケドニア日本国大使館）

また、カンボジアに対して、日本は2019年1月に、無償資金協力「カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画の下で、日本は、児童に対する暴力の防止および対応のための主要な取組の実施規模をさらに拡大するべく、暴力撲滅のために世界的に認知されている研修をカンボジア政府職員に対して実施するほか、児童に実際に相対するソーシャルワーカー・医療関係者等の接遇能力強化を行います。これにより、教育現場等における身体暴力の減少および身体的暴力を受けた児童が専門官等に相談しやすい環境の創設が期待されます。

このほかパキスタンでは、2018年に、シンド州、バロチスタン州およびハイバル・パフトゥーンハー州



ケニア

有機農法を通じたストリートチルドレンのリハビリテーションセンター建設計画
草の根・人間の安全保障無償資金協力 (2017年2月7日~2018年7月11日)

保護施設で暮らす子どもたちや職員と松下さん (写真: 在ケニア日本国大使館)

ケニアには数万人のストリートチルドレンがいるといわれていますが、路上生活には様々な危険があり、生活の苦しさや精神的な辛さを紛らすために、安価な薬物に依存するストリートチルドレンも多くいます。

モヨ・チルドレンセンターは、日本人の^{まつしたてるみ}松下照美さんによって創設されたNGO団体であり、1999年から、スト

リートチルドレンを対象にした活動を始めました。当初は、松下さんの自宅で子どもたちの保護を行っていましたが、2005年、ナイロビ近郊のティカ市に、ストリートチルドレンのための保護施設を設立し、彼らの生活支援を始めました。現在、15名がその施設で生活しながら学校に通学しており、これまでに30名以上が施設から卒業し、進学や就職を果たしています。

本案件では、保護施設の別館として、薬物中毒に陥っているストリートチルドレンのためのリハビリセンターを建設しました。松下さんは、リハビリセンターの治療により、子供たちが心身を回復して集団生活に順応し、やがては進学や就職を含む社会復帰ができるようになることを目標に活動しています。また、リハビリセンターには農園が併設されており、農作業を行い、農業の知識を身につけることで、子どもたちの将来の自立促進に貢献しています。



リハビリセンターの農園でナスの収穫をする様子 (写真: 在ケニア日本国大使館)

において、地域コミュニティの既存施設や教員を活用し、教育の機会を持ってない、もしくは持てなかった人々に基礎的学習機会を提供するため、ノンフォーマル教育^{注13}用施設(400か所)の整備や、400名の教員に対する研修等の支援を行いました。この協力により、約14,750人の非就学児童および青年が基礎教育を受けられるようになるとともに、ノンフォーマル教育センターを開設する地域コミュニティの住人約8,000名が、センター運営にかかる知識・ノウハウを習得する機会を得られることから、同国におけるノンフォーマル教育に対する理解度の促進や、非就学児童および青年の基礎教育へのアクセスが改善されることが期待されます。

また、パレスチナにおいて日本は、2018年に、公立病院における新生児医療の質の向上、障害児・発達障害児の早期発見・早期治療制度の改善、障害児・発達障害児に対する行政サービスの向上、障害を取り巻く差別をなくすために正しい知識を普及する活動への支援を実施しました。この支援により、新たに5,000人の新生児が適切な治療を、7,000人の乳幼児が早

期に発育検査をそれぞれ受けられるようになるとともに、子どもの発達や養育に関する知識を得ることにより、障害者一般に対する差別的な態度や行動が改善されることが期待されます。

(5) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は国民の誇りであり、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、資金や機材、技術等の不足から、存続の危機に^{さら}晒されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、途上国では、スポーツの振興にも関心が高まっています。スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するのみならず、相手を尊重する気持ちや他者

^{注13} 学校教育制度における教育活動を指す「フォーマル教育」に対する概念で、広く組織化されていない学習過程のこと。公民館で開設される市民のための講座等がその例。

との相互理解の精神、規範意識を育むことから、人々の生活の質の向上に貢献しています。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、途上国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たします。

■ 日本の取組

日本は、**文化無償資金協力***を通じて1975年より、開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。日本は2017年度に、教育分野、放送・出版分野、スポーツ分野への支援を含む23件の文化無償資金協力を決定しました。2018年も引き続き、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行いました。具体的には、文化無償資金協力を活用して4か国に対するスポーツ施設・器材の整備支援を決定するとともに、スポーツ分野において278名のJICAボランティアを派遣しました。



タンザニアで実施されたジャイアンツアカデミー 注14 の様子。同国で日本は野球全国甲子園大会を計6回開催しており、タンザニアにおける野球の普及に貢献している。(写真：JICA)

また日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「ユネスコ拠出金」等を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。特に、将来、その国の人々が自分たちの手で自国の文化遺産を守っていけるようにとの考えから、日本は途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく拠出金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの支援を行っています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招き、研修事業を実施しています。



用語解説

*文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。この協力には、政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体等を対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みがある。

注14 JICA・読売巨人軍が締結した業務協力協定に基づく指導者派遣プログラム（ジャイアンツアカデミーコーチによる野球指導）

国際協力の
現場から
5

日本式の運動会 (UNDOKAI) 開催で 学校教育にプラスの変化を！

～アフリカ、マラウイでの青年海外協力隊員の取組～

2018年5月、マラウイの首都リロングウェの北部にあるカスング県の小学校で、日本式の運動会 (UNDOKAI) が開催されました。これは、青年海外協力隊の隊員として、2017年に当地に赴任した栗田優隊員をはじめとする3人の隊員が企画し、実現させたものです。

マラウイでは、SPORT FOR TOMORROW^{*1}の取組の下で、2015年に初の日本式UNDOKAIが開催され、国内で徐々に広がっていました。それ以前、マラウイでは、子どもたちはサッカーなどのスポーツを楽しんでいましたが、授業科目の中に体育が存在しませんでした。そのような中、なぜ日本式UNDOKAIを同小学校で実施するに至ったのか。栗田隊員はそのきっかけを次のように語ってくれました。

「私は算数の教員として赴任しましたが、一クラスが70～80名程度と規模が大きいこともあって、クラスにまとまりがなく、授業中も騒がしいなど、勉強に集中できていない子どもが多くいました。また、マラウイの学校では課外活動もなく、生徒は毎日授業を受けて帰宅するだけであり、日本でいえば、学習塾に通っているような状態です。そこで、子どもたちに、クラスメイト全員で何かに熱中して取り組めるような経験をさせてあげたいと思い、近い場所に赴任していた青年海外協力隊の仲間と相談し、UNDOKAIの実施を企画しました。」

日本では当たり前のように行われている運動会ですが、マラウイでの開催には様々な課題がありました。最初の課題は、運動会という未知のものを現地の先生に理解してもらい、協力を得ることでした。栗田隊員は、日本の運動会の様子や、子どもたちの熱中する姿を動画で見せながら協力を仰いだと言います。その結果、少しずつ現地の先生の協力を得るようになり、UNDOKAI開催に向けて子どもたちとの練習がスタートしました。

「練習を始めた当初は、整列することやルールを守ることなど、体育の基本から教える必要がありました。同時に、体育を教えた経験のない現地の先生にも学んでもらう必要がありました。しかし、練習を重ねるうち、子どもたち同士で協力する姿勢が生まれ、どうしたら上達できるのか、そうした話し合い



歯を食いしばりながら綱を引く生徒たち (写真：安富藍さん)

まで持たれるようになりました」と栗田隊員は語ります。

UNDOKAIは、学校が休みとなる土曜日に行われました。3校から選抜された、

各校50名ずつの子どもたちが、それぞれチームに分かれて競技を行いました。種目は「つなひき」「リレー」「相撲」「騎馬戦」など、ルール



真剣なまなざしで相撲にのぞむマラウイの子どもたち (写真：安富藍さん)

が分かりやすく、競技しやすいものを採用しました。当日の子どもたちの競技に対する集中力は大変なもので、同じチームのメンバーや、応援に駆けつけた家族からの大声援のもと、勝って大喜び、負けて悔しがれる光景が繰り広げられました。

栗田隊員は、「あんなにみんなで真剣に団結して物事に取り組む子どもたちを見たのは初めてだったので、それが何よりも嬉しかったです。この活動を通して、普段の授業にも大きな変化が起こりました。まず、子どもたちの中に、ルールを守ろうという意識が芽生え、クラスにまとまりができ、授業に対する集中力も高まりました。毎日の生活の中で、遊ぶ時間は遊ぶ、勉強する時間はしっかり勉強するというメリハリがついて、授業に取り組む姿勢が明らかに変わったのを実感しました」と話します。UNDOKAIが終わったあとには、「先生、次のUNDOKAIはいつ!？」と聞いてくる子どもたちがたくさんいたそうです。

栗田隊員は引き続き同校でUNDOKAIの開催を続けてもらうため、現地の先生向けにUNDOKAI実施のためのマニュアルを英語で作成しています。2019年のUNDOKAIの開催は、現地の教員主導で行ってもらう予定です。種目についても、日本の競技だけでなくマラウイ伝統の遊びも取り入れて、UNDOKAIをより現地に根付いた行事にしてもらおうと考えています。

「マラウイに赴任した当初は、文化の違いもあり、戸惑うことも多い毎日でしたが、子どもたちへの教育を通して、僕も彼らから、本当に多くのことを学ばせてもらいました。UNDOKAIの成功や、ひいては子どもたちの学習意欲を高められたことは、教師としても大きな自信になりました。日本に帰ってからも、この素晴らしい経験を活かして、教師の仕事に取り組んでいきたいと思っています」と栗田隊員は語ってくれました。

注1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年までに、官民連携のもと、開発途上国を中心とした100カ国・1000万人以上を対象に推進されるスポーツ国際貢献事業のこと。

(6) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7/8、G20サミットで繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、近年では2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても取り上げられるなど、国際的にその取組の重要性が一層認識されています。これまでも日本は、これらの問題解決に精力的に取り組んできており、今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。

■ 日本の取組

● 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業、および人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっています。2018年6月、G7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣は、この問題が開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があること、リデュース・リユース・リサイクルの「3R」や廃棄物処理に関する能力向上等の対策を国際的に広げていくことが不可欠であること、また、2019年のG20大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明しました。

また、2018年11月のASEAN+3首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から賛同を得ました。同イニシアティブでは、①環境上適切な廃棄物管理および3Rによるプラスチックごみ管理の改善、②海洋プラスチックごみに関する意識向上・研究・教育の促進、③地域的・国際的協力の強化が表明されました。また、同月の日・ASEAN首脳会議においても安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援の拡大が表明されました。



マーシャル諸島共和国のマジュロ環礁廃棄物管理公社にて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により建設されたリサイクルセンター内で、同公社の職員およびシニア海外ボランティアがリサイクルのための空き缶の仕分けを行っている様子（写真：山崎秀幸草の根外部委員）

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみ削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、2016年に発効しました。2018年に開催されたCOP24では、温室効果ガス削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討する、タラノア対話（議長国のフィジー語で「透明性・包摂性、調和」を意味する促進的対話）が実施されたほか、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針が採択されました。また、気候変動対策にかかる資金（気候資金）について、2020年時点で、先進国から途上国に対して1,000億ドル供与する目標に向けて、着実な進捗が各国から確認されました。

日本としても、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%（2005年度比で25.4%）削減する「**自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）**」*の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、途上国における気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。

その一つとして、日本は優れた低炭素技術などを世界に展開していく「**二国間クレジット制度（JCM）**」*を推進しています。これは、途上国への低炭素技術等の普及や気候変動対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度です。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2018年末までに17か国との間でJCMを構築しました。2016年以降、インドネシア、モンゴル、パラオ、ベトナム、タイで省エネルギーや再生可能エネルギーのプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での排出削減に寄与しています。

また日本は、「**緑の気候基金（GCF）**」*を通じて、気候変動分野で途上国支援を行っています。これまでに93件の案件がGCFのプロジェクトとして承認されており、また、2017年7月にはJICAおよび三菱UFJ銀行が

認証機関として承認されたことにより、日本が案件形成の段階から協力することが可能となりました。

● 生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、2010年10月に**生物多様性条約***第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、**愛知目標***の達成に向けた途上国の能力養成などを支援するため、「生物多様性日本基金」に拠出しており、条約事務局において、本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップ開催等が進められています。

また、近年ゾウやサイを始めとする野生動植物の違



阿部俊子外務副大臣が「第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議」に出席しスピーチを行っている様子

法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。10月、ロンドン（英国）で開催された「第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議」に、阿部俊子外務副大臣が出席し、象牙の違法取引対策について、国内象牙取引管理を引き続き厳格に実施していくことに加え、生息国におけるゾウの密猟対策支援を推進していくこと等を表明しました。

● 環境汚染対策

日本は、環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。2013年に日本で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導しました（同条約は2017年8月に発効）。日本は、水俣病^{注15}の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮していきます。2018年11月に開催された水俣条約第2回締約国会議においては、条約の運営を主導するビューロー会合（理事会に相当）のアジア・太平洋地域の代表として、会合の円滑な実施に貢献しました。また、EUと共同で水銀廃棄物の範囲や分類の具体的基準についての提案を行うなど、水銀の規制に係る国際的なルール作りにも積極的に貢献しています。



用語解説

* 自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）

パリ協定第4条2に基づき、各国が自ら決定する温室効果ガスの削減目標のこと。パリ協定では、5年ごとにこれを提出し、目標達成のための国内措置をとることとされている。

* 二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）

開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

* 緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応を支援する基金。

* 生物多様性条約

生物に関する問題に国境はなく、生物多様性問題に対する世界規模での取組が必要なことから、1992年に「生物多様性条約」が採択された。同条約は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること）、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的・技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

* 愛知目標（戦略計画2011-2020）

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、短期目標として、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施するため、20の個別目標を設定。

注15 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式確認された。

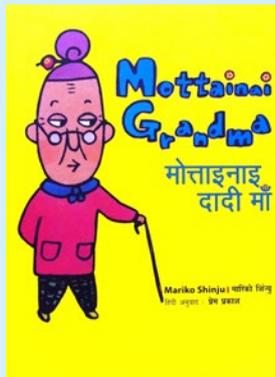
日本の絵本の読み聞かせで環境・衛生改善に貢献

～「もったいない」の精神をインドの子どもたちに広める～

経済成長が著しいインドでは、屋外排泄による水質汚染や都市ゴミの不適正処理による大気汚染をはじめ、全土において劣悪な衛生環境にあります。そこでモディ政権は、2014年より公衆衛生の促進を図る「クリーン・インド」キャンペーンを展開し、マハトマ・ガンジーの生誕150周年となる2019年10月までに屋外排泄などの根絶を目標にインフラの整備等を推進しています。

こうした状況の下、講談社の古賀義章海外事業戦略部担当部長は、日本の「もったいない」の精神を広めることで物を大切にすることを説く真珠まりこさんのベストセラー絵本『もったいないばあさん』をインドの子どもたちに読み聞かせることで、インドの環境や衛生に対する人々の意識の改善に役立つのではないかとひらめきました。2016年にJICAの「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」（現：中小企業・SDGsビジネス支援事業（詳細は106ページ参照））に採択され、伊藤忠商事とマルチ・スズキ^{※1}といった日系企業の協賛を得て、移動図書館のように改造したキャラバンカーを造り、デリーや近郊のハリヤナ州の公立学校を回って、『もったいないばあさん』の読み聞かせ活動を行いました。

「インドの子どもたちが日本語で“MOTTAINAI”という言葉覚えてくれたのは感動的でした」と話すのは、日印間のビジネスをサポートするJ懸け橋サービス株式会社のサンジェイ・パンダ代表。古賀部長と共に、現地の教育関係者との交渉や読み聞かせ活動に尽力してきました。絵本を読んだ延べ3000人の子どもたちにどんな効果が出ているかを調査したところ、パンダ代表は、ある子は自分の皿に必要以上の食べ物をよそらなくなったり、ゴミを散らかす親の意識を変えようとしている子もいると話します。さらには、読み聞かせを実施した学校の中で「もったいないアンパサダー」に指名された児童がもったいないことをしている子どもの行為を指摘したり、子どもたちが自分たちで使った皿や空き缶で遊具を作る姿を目にし、努力の成果の芽が出てきたことを実感。「絵本を通じて子どもたちの意識を変えて実生活につなげることができる」と、パンダ代表は確信しています。



インド版『もったいないばあさん』（National Book Trust刊）

また、古賀部長やパンダ代表は、日本企業が建設に携わったデリーの地下鉄の車両を貸し切り、現地で制作された「もったいないダンス」を踊りながら子どもたちに読み聞かせを行ったほか、「もったいない」をコンセプトに子どもたちに絵を描いてもらい優秀作品を表彰するなど、新たな事業を続々と手がけています。

さらに、4つの州政府に働きかけ、子どもたちへの絵本の配布や、教科書の補助教材として絵本を導入してもらうことを提案しています。



キャラバンカーの前で絵本の読み聞かせを楽しむ子供たち（写真：講談社）

2018年1月、連邦公用語のうちヒンディー語・英語の翻訳版『もったいないばあさん』が、インド最大の政府系出版社National Book Trustより出版されました。今後はヒンディー語以外の11の州公用語にも翻訳される予定で、今後、真珠さんは訪れたガンジス河にヒントを得て「川」を舞台に命のつながりや大切さをテーマとした新たな本を世に出す予定です。

これら絵本の根底には、真珠まりこさんの切実な想いが流れています。「MOTTAINAIキャンペーン」提唱者であるワンガリ・マータイさん^{※2}は真珠さんに、「もったいない」には、環境「3R」^{※3}に加え「Respect（尊敬）」の念を加えた「4R」があるから、世界平和につながる、がんばってね」と声をかけ、励ましてくれました。真珠さんは、「もったいない」の精神を絵本に描くことで子どもたちに伝え続けています。

真珠さんはこう語ります。「もったいないってどういう意味？」と息子に聞かれたことがきっかけで、『もったいないばあさん』の絵本を作りました。当初は、「もったいない」を他の一言で説明するのは難しいから、絵本を読んでもなんとなく意味がわかってくれたら、と考えていました。今では、「もったいないは、感謝の気持ちと思いやり、やさしい気持ちがいっぱいつまるとるんじゃ」と説明したり、「もったいないは、敬う心なんじゃよ」と話しています。いただく命、自然のめぐみ、作ってくれた人に感謝して、残さないようにいただくこと、ものを大切にすることを子どもたちに伝えていけたらと思います。」

古賀部長は、こうした活動を通じて、インドの子どもたちがモノや自然を大切にできるようになり、さらには、インドにおける環境や衛生に対する考え方が変わっていくと期待しており、パンダ代表の「知識があれば人の意識は変わる」との哲学の下、今後もインド全土に活動の場を広げ続けていきます。

※1 自動車メーカー・スズキ株式会社の子会社。

※2 元ケニア共和国環境・天然資源省副大臣。環境分野において、かつアフリカの女性として史上初のノーベル平和賞受賞（2004年）。

※3 Reduce（消費削減・ゴミ減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとった語。

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、干ばつ、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、難民化することが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。このため、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

また、近年、人間の主要な居住地であり、経済・社会・政治活動の中心である都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことは重要な開発協力課題となっています。そこでSDGsでは、目標11として「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

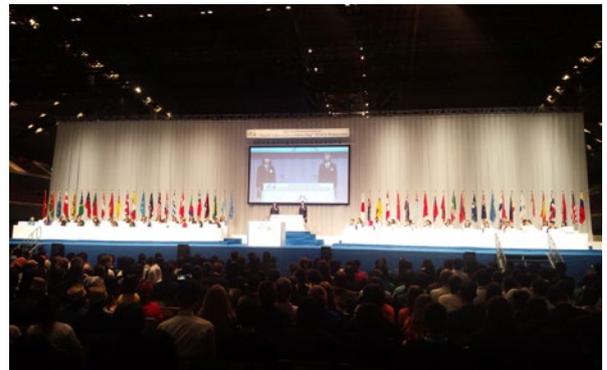
■ 日本の取組

● 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。2015年には、仙台において開催された第3回国連防災世界会議の結果、「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。この枠組には、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協カイニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協カイニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～2018年の4年間で、40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かし、国際社会により一層貢献していく姿勢を示しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測等の人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。

2015年9月の2030アジェンダを採択する国連サミットにおいて、安倍総理大臣は津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、同年12月、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2018年10月31日および11月1日に和歌山県和歌山市にて、「『世界津波の日』2018高校生サミット in 和歌山」が開催されました。



「世界津波の日」2018高校生サミット in 和歌山開会式

● 持続可能な都市の実現

日本は「開発協力大綱」を踏まえ、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等を実施しています。このほか、日本は持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、福岡に所在するアジア・太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介



匠の技術、
世界へ

1

地震を体験できる起震車で人々の防災意識の向上へ

～地震が多いペルーへの起震車の供与～

日本同様、マグニチュード7～9クラスの巨大地震もしばしば発生するペルーでは、人々の防災意識の強化に力を注いでいます。主にペルーの国立工科大学内の地震・津波防災教育・啓発センター（CESATT）によって、防災教育に関する教材作成やプログラム開発、啓発ワークショップやトレーニングが行われています。こうした活動には、JICAの協力による防災専門家の派遣をはじめ、日本のさまざまな知見が活用されています。

その一環として、防災関連機材の要望に基づきペルー国家防災庁（INDECI）に、2018年2月、ODAの「中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力」※によって日本の起震車が3台供与されました。起震車とは、地震を想定した揺れを起こす振動装置付きの自動車のことで、過去に起こった地震の揺れを分析しデータを登録することで、様々な種類の地震を疑似体験できるようになっています。実際に日本の多くの自治体では起震車が導入されており、起震車による臨場感のある振動を体験することによって、震災への備えがいかに大切か、住民自らが認識し、被害を最小限に抑えるために何をすべきか対策が講じられています。

ペルーが起震車を導入することになったきっかけは、INDECIのホルヘ・チャベス長官が来日した際、起震車に乗って地震を体験したところ、ペルーの小中学校等の教育機関での防災訓練時に、日本の最新技術を持った起震車を活用することで、児童・生徒の防災への意識を向上したいと強く思うに至り、起震車の提供につながりました。ペルーへ送られた起震車の製造を手掛けたのは、飛鳥特装株式会社です。今では東京23区をはじめ各地方自治体に飛鳥特装の起震車が導入されているのみならず、アルジェリアやチリなどへも送られ、現地で活躍しています。

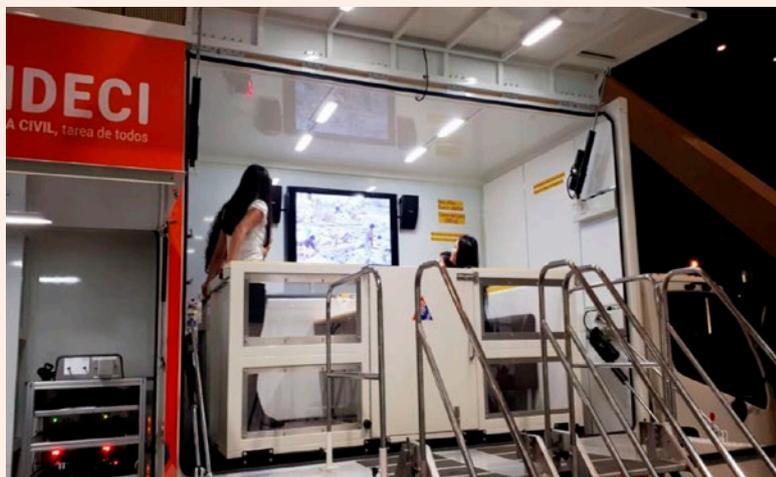
「他国の起震車と比べて、私たちのつくる起震車は小回りが利くため、様々な場所にすぐに出向いて多くの人に



起震車引き渡し式典における（右から）キジック国防大臣、高木在ペルー臨時代理大使、チャベス防災庁長官（写真：在ペルー日本国大使館）

地震を体験してもらうことができ、さらにさまざまな『揺れ』に対応できるのが特徴です」と説明するのは、同社技術部の川名浩太氏。飛鳥特装の起震車は一回あたり2分間、震度7までを体感できるもので、過去に起きた地震の揺れ（前後・左右・上下方向）をリアルに再現することや地震の揺れを自由に設定するなど、ニーズに合わせてカスタマイズすることが可能です。また、川名さんはペルーにも出向き、INDECI職員に操作方法やメンテナンスなどの技術指導を行いました。「たとえ同じ震度でも、ペルーでは、日本とは建造物の造りが異なるために被害状況も大きく違うので、現地に即した防災対策ができるように起震車を改良しました。」といます。

この起震車を用いて、国立工科大学日本ペルー地震防災センター（CISMID-UNI）は2018年6月から地震体験の防災教育を実施し、これまで22の防災イベントにおいて、4,500人に対して啓発活動を行っています。イベントに参加したほとんどの人から、起震車での地震体験は非常に有益な体験であり、地震対策の重要性を認識するきっかけとなったという声が寄せられました。これまでもINDECIが保有する簡単な起震装置による地震体験はできましたが、今では小回りのきく起震車が、ペルーの各地に赴き、現地の人々が地震の揺れを体験できるようになりました。起震車は、防災関係者およびペルー国民の防災教育に大いに役立っています。この起震車の導入を皮切りに、今後ペルーの人々の防災意識が一層高まり、各家庭において大規模災害に対する備えを行うようになっていくことが期待されています。



ペルーの人が起震車を体験している様子（写真：INDECI）

※ 「経済社会開発計画」の旧称の1つ。外務省が実施する調達代理方式の無償資金協力。

しています。

また2016年、南米エクアドルのキトで開催された国連人間居住会議（HABITAT III）において、人間居住に関する各国の取組実績をもとに、都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択されました。NUAは目標11を含むSDGsの達成に貢献するものであり、日本としてもNUAの実施に取り組んでいく考えです。

(8) 食料安全保障および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）共同の報告「世界の食料安全保障と栄養の現状2018」によると、2017年の世界の栄養不足人口は8億2,100万人（世界の9人に1人）近くに達したと推定されます。栄養不足人口は2014年まで10年以上減少傾向にありましたが、2015年に増加に転じ、以降は増加傾向が継続しています。SDGsの目標2として掲げられた「^{しゅうえん}飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するためには、さらなる努力が不可欠な状況です。また、近年の気候変動と極端な気象現象は、深刻な食料危機を引き起こし、最近の飢餓人口を増大させる重要な要因の1つであり、レジリエンス（^{きょうじん}強靱さ）や適応能力の強化に向けた行動の加速・拡大が世界に呼びかけられています（「気候変動問題」について、詳細は60ページを参照）。

食料安全保障（すべての人がいかなるときにも十分に安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態）を確立するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善、社会的セーフティー・ネット（人々が安全で安心して暮らせる仕組み）の確立、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な施策が求められています。栄養状態の改善については、特に妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における子どもの栄養改善は、その後の成長過程にも多大な影響を与えるため重要とされています。

また食料安全保障を確立する上で、開発途上国の農業開発への取組は差し迫った課題です。途上国の貧困層の多くは農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることから、農業・農村開発に取り組

むことは重要であるといえます。また、途上国の農家の多くは、農産物を高く買い取ってもらえないことなどが要因となって、貧困から抜け出せない状況にあり、その解決策として、フードバリューチェーンの構築が提起されています。これは、農家をはじめ、種や肥料、農機などの必要な資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、農産物の付加価値を生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高められるような連鎖をつくる取組です。農産物の付加価値としては、具体的には、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などがあげられます。

■ 日本の取組

日本は、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、^{かんがい}灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備等を実施しています。

● 食料支援と栄養改善への取組

日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、食糧援助を行っています。2017年度には、二国間食糧援助として16か国に対し、総額58.7億円の支援を行い、日本政府米を中心に約8万トンの穀物（コメ、小麦粉）を供与しました。2018年、日本は「食糧援助規約」のすべての締結国で構成する食糧援助委員会の議長国を務めました。

また日本は、国際機関と連携して、^{ききん}飢饉の要因となる紛争の発生・再発を予防する観点からの食料支援にも取り組んでいます。たとえば、WFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、農地や社会インフラ整備などへの参加を食料配布により促し、地域社会の自立をサポートする食料支援

食料安全保障に関する日本の外交的取組

【背景】

日本の状況

- ✓ 食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存
- ✓ 農地の減少、農業人口の高齢化等の生産拡大に向けた課題



世界の状況

- ✓ 世界人口の増加
- ✓ 新興国の経済発展による食生活の変化
- ✓ バイオエネルギー生産の増加
- ✓ 気候変動、異常気象の頻発
- ✓ 輸出余力のある国は限定的
- ✓ 食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【日本の外交的取組】

1. 世界の食料生産の促進

- **投資促進**
日本がG8ラクイラ・サミット（2009年）で提唱した「責任ある農業投資」のイニシアティブを継承し、2014年に世界食料安全保障委員会（CFS）総会で採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進等。
- **農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進**
ブラジルでのセラード開発、アフリカにおける稲作振興（CARD）等

2. 安定的な農産物市場・貿易システムの形成

- **自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視**
世界貿易機関（WTO）の下での輸出制限の原則禁止
経済連携協定への輸出制限に関する規律の盛り込み（日豪EPA）
農業市場情報システム（AMIS）による価格動向のフォロー 等

3. 脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- **多国間フォーラムでの目標設定**
持続可能な開発目標（SDGs）の一つにゼロハンガー実現を設定（SDGsの目標2）
G7エルマウ・サミット（2015年）で「2030年までに5億人を飢餓・栄養不足から救出する」目標を設定
- **二国間の支援**
国際協力機構（JICA）を通じた農業開発支援等
- **国際機関との連携による食料支援**
栄養支援 FAO（国連食糧農業機関）、IFAD（国際農業開発基金）、WFP（国連世界食糧計画）、FAC（食糧援助規約）等への拠出、栄養補助食品の供与、生計獲得手段の付与、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP） 等

4. 気候変動や自然災害などの緊急事態に備えた体制づくり

- **国際的な協力枠組**
ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）
早期計画システムの構築
農業市場情報システム（AMIS）の迅速対応フォーラム（RRF）

などを実施しています。WFPは2017年に、世界83か国で約9,140万人に対し、約380万トンの食料を配布するなどの活動を行っており、日本は2018年、WFPの事業に総額1億3,240万ドルを拠出しました。また日本は、FAOを通じて、開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備なども支援しています。加えて、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ（CGIAR）が行う品種開発等の研究にも支援を行うとともに、研究者間の交流を通じ、連携を進めているほか、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援も行っています。この点、日本は^{こうしていき}口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）をつくるなど、国際獣疫事務局（OIE）やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

また栄養改善への取組に関しては、二国間で母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っているほか、多国間では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じて支援協力しています。ほかにも、日本は国際的に



ホンジュラス西部に位置するラパス県サンタマリア市にて、栄養バランスの良い食事をとる子供たち。米州開発銀行（IDB）日本信託基金（JPO）のプロジェクトとして、住民に対して栄養指導が行なわれた。（写真：木部日出海 / 在ホンジュラス日本国大使館）

栄養改善の取組を^{けんいん}牽引する国際的イニシアティブであるSUN (Scaling Up Nutrition) にドナー国として参加しています。近年は、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム (NJPPP) を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は民間企業、市民社会、学術研究機関といったパートナーと協同で、食品関連事業者等による開発途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献します。このほか、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA) をJICAが中心となり立ち上げるなど、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。また日本は、栄養をUHC達成に重要な基礎分野と位置づけ、2020年に栄養サミットを開催し、このイベントを通じて栄養改善に対する国際的機運の向上に寄与します。

● 農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

日本は、2014年6月に農林水産省が策定した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、官民連携で途上国等のフードバリューチェーンの構築を推進しています。2017年度においては同戦略に基づき、フィリピン、ロシア、ブラジル、インド、カンボジア、ミャンマー、アルゼンチン、豪州と二国間政策対話等を実施しました。2018年4月には、ベトナムとの対話において、同国におけるフードバリューチェーン構築のための「日越農業協力中長期ビジョン」を改訂するとともに、農産物・食品の品質に関する規格・認証の活用に向けた協力について合意しました。

また日本は、アフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視し、その発展に貢献しています。たとえば、アジア稲とアフリカ稲を交配した**ネリカ***の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム (CAADP) に基づいたコメ生産増大のための支援等を行っています。また、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV) にて**アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)***を設

立し、CARDイニシアティブを発表しました。それ以来、日本は、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を2008年時点の1,400万トンから2018年までに倍増(2,800万トン)させることを目標として掲げ、実際に、2016年のサブサハラ・アフリカ地域の年間コメ生産量は2,611万トンまで増加しており、約93%の生産量増を達成しています。



タンザニア北部の灌漑地区での「コメ振興支援計画プロジェクト」の一環で、灌漑地水路の維持管理の重要性について意見交換を行う専門家と水利組合関係者 (写真: カスパート・キマロ)

さらには、自給自足から儲かる農業への転換を推進するため、2016年、第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) において、日本は、アフリカにおける食料安全保障を強化するためCARDのイニシアティブの下で、2018年までに6万人の農民と2,500人の普及員に対する稲作技術を普及し、**収穫後の損失 (ポストハーベスト・ロス)***の削減や食産業の振興と農村所得向上の観点から、市場志向型農業の振興とフードバリューチェーンの構築を支援していくことを表明しました。これまで日本は、2016年以降、30,393人(2013年以降60,381人)に対し、**小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP) アプローチ***を通じて市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施するとともに、50,000人以上に対し、CARDを通じた稲作技術の普及を実施してきました。

また、日本は、TICAD VIにおける各国からの農業分野へのさらなる協力要請を受けて、アフリカ諸国と現地をつなぐプラットフォームを立ち上げました。このプラットフォームに基づき、2018年5月から3名の専門家を派遣し、優れた農業技術の移転と人材育成を進めると同時に、農業分野の優れた案件を推進しています。

地方独自の農業技術支援で互いの地域活性化へ

～宮城県丸森町の農家によるザンビアへの農業支援～

アフリカ南部にあるザンビアは、農村人口のおよそ8割弱が貧困の状態にあり、多種多様な農産物の安定的な生産が課題となっていました。

一方で、宮城県丸森町耕野地区では人口減少・高齢化に加え、2011年の東日本大震災の際の原発事故による放射能の被害とそれに伴う風評被害のため、地域社会が活力を失い閉塞感が漂うようになっていました。

同地区の住民自治組織である耕野振興会は、こうした状況を打破すべく、他の地域では行っていないような特徴ある地域づくりをしようと考えました。折よく、震災前に丸森で暮らしたあと、日本がザンビアで実施する技術協力プロジェクトに専門家として赴任した方が、ザンビアと耕野地区を繋げてくれました。その方が「丸森とザンビアは決して農業に恵まれた環境とはいえない共通点がある。丸森の農家が培ってきた伝統的技術をザンビアに伝えたら面白いのでは」と提案してくれました。そこで、耕野振興会から丸森町役場に相談し、さらに他の地区にも協力を呼びかけ、丸森町民が持っている農業技術、様々なアイデアや創意工夫などを途上国の小規模農家に伝えることで貧困解消に貢献できるかもしれないという思いの中で、丸森町とザンビア・ルサカ州の農村部との関係が始まりました。

丸森町は2016年から草の根技術協力プロジェクトの地域活性化特別枠を活用し、ザンビア・ルサカ州内の農村部において丸森の伝統的な農業技術を伝える技術協力を行いました。丸森からは短期専門家をルサカ州に派遣し、さらにザンビア農業省から研修員を丸森に招待して地域住民と交流しながら農業技術研修を行いました。

ザンビアでの技術協力や丸森における研修では、農業の多様化を実現するための農産物生産、生産した農産物を長期保存できるための加工・保存技術、生産した農産物を売るためのマーケティング、生産した農産物を消費するための栄養・調理の4分野を取り上げました。

この研修で取り組んだ活動の一つが養蜂でした。以前のザンビアでは、蜂蜜の収穫は、蜂の巣を壊して採取する方法しか行われておらず、非常に効率が悪いものでした。そこで、日本で行われている重箱式巣箱を使った方法を伝え、効率的かつ継続可能で安全な養蜂を行うための支援を行いました。



日本の養蜂技術を使って蜂蜜採集を行うザンビアの養蜂農家（写真：耕野振興会）

また、ザンビアの研修員は、丸森で「土」を作ることの大切さも学びました。「化学肥料を使用すれ

ばうまくいくことは分かっていますが、農家にとっては高価で購入することができませんでした。

しかし、丸森では身近



丸森町で土づくりの研修を行っている様子（写真：耕野振興会）

な材料である竹を使って堆肥を作ることで良質な土づくりを行っていることを知り、ザンビアの農家にとって身近なトウモロコシの収穫後の残りかすなどを使って堆肥作りを行ったところ、生産量を上げることができました」と、かつて丸森で研修を受け現在プロジェクトのカウンターパートであるチパシャ・ルサカ州農業長官は成果を語ります。

こうした農業技術の支援を通じた丸森町とザンビアとの関係は、ザンビア側への一方的な技術支援のみならず丸森にも様々な変化をもたらしました。農業技術研修に協力した町民の間では、ザンビアの研修員と交流する事で国際協力への理解が深まり、ザンビアのことをさらに知ろうという動きの下、ザンビアの農業に関する勉強会を開催しています。ザンビアに実際に行った丸森の農家の中には、ザンビアで活用され始めた農業技術を丸森でも試してみるといった動きもあります。

2018年12月19日、訪日したザンビアのエドガー・チャグワ・ルング大統領と安倍総理大臣との首脳会談および安倍総理大臣主催夕食会が行われ、夕食会には保科丸森町長も出席しました。「いつかザンビアに行って、交流し、文化に触れてみたい」との研修員受入れ家庭の高校生の手紙を町長が紹介しメッセージを読み上げると、ルング大統領は喜びの笑顔を浮かべました。

そして何より大きいのは、町民の方たちのモチベーションの変化です。自分たちの伝えた技術やアイデアが、ザンビアの農家の暮らしを豊かにしている。この事実が、自分たちの持っている知識や技術や経験の大切さを認識する素晴らしい機会になっています。丸森町で農業を営み、ザンビアの研修員のホームステイの受け入れ先の一人は、このように語ってくれました。

「ザンビアの農業の現在の姿は、戦後日本の農業が歩んできた道です。日本人がかつて十分な機械もない中で懸命に知恵を絞ってやってきたことが、今ザンビアで行われようとしています。そこに日本の、丸森の技術が伝えられている。ザンビアとの交流は、自分たちがたどってきた道を振り返り原点に戻る素晴らしいきっかけとなりました。」

● 多国間協力による食料安全保障

2009年のG8ラウライラ・サミット（イタリア）において日本は、「責任ある農業投資」を提唱しました。これは、国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資（外国資本による農地取得）が問題となる中、農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指すイニシアティブです。このコンセプトの下、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）が事務局を務める世界食料安全保障委員会（CFS）において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFS-RAI）」が2014年の第41回CFS総会で採択されました。2018年には、CFS-RAIの地域版であるASEAN-RAIガイドラインがASEAN事務局により採択されました。

2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット（米国）において立ち上げられた「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」については、ア

フリカ連合委員会（AUC）のニュー・アライアンス事務局の下、自律的な運営がなされ、パートナー国は10か国となっています。このほか、日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで、関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」が実施されています。

またG20において、日本は、国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム（AMIS）」*を支援する取組等を行ってきました。これは、2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げた、関連する組織間のプラットフォームで、G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格等）を共有するためのシステムです。日本は、AMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきました。そのほか日本は、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、WFPなどの国際機関を通じた農業支援も行っています。



用語解説

* ネリカ

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）とは、1994年にアフリカ稲センター（Africa Rice Center 旧WARDA）が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥（干ばつ）に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、などの特長がある。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、日本は農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

* アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）

稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。

* 収穫後の損失（ポストハーベスト・ロス）

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的（食用等）を果たせないまま廃棄等を行うこと。

* 小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment Project）アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援するもの。日本はアフリカにおいて、その導入を支援している。

* 農業市場情報システム（AMIS：Agricultural Market Information System）

2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格等）を共有する。日本はAMISデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきた。

(9) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は約9億人以上（世界の人口の13%に相当）、特に、サブサハラ・アフリカでは、約6億人以上（世界人口の約57%に相当）に上るといわれています。また、同地域では、9億人近くの人口が調理用のエネルギーを木質燃料（木炭、薪など）に依存しており、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の一つにもなっています。電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

■ 日本の取組

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備も支援しています。



2019年1月、アラブ首長国連邦を訪問し、国際再生可能エネルギー機関第9回総会で演説を行った辻清人政務官

世界のエネルギー情勢に大きな変化が起きていることを踏まえ、2018年7月、外務省は、河野外務大臣による政策スピーチ「進化するエネルギー外交—エネルギー転換と日本の未来」を発表しました。本スピーチにおいては、パリ協定の発効を契機として脱炭素化に向けた国際的な取組が本格化している中で、供給面および需要面双方の大きな変化を踏まえ、外務省として、世界のエネルギー情勢およびエネルギー転換に対応するエネルギー外交を進めていく旨を表明しました。

また、2018年2月に開催した「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」では、外務本省関係者に加え、在外公館職員、他省庁関係者、各種機構や民間企業関係者、有識者を交え、我が国の資源の安定供給確保における課題や対策等について議論を深めました。本会議では、第一命題である我が国へのエネルギー・資源の安定供給確保、世界のエネルギー安全保障にトータルで貢献する姿勢の提示、我が国の技術力を世界市場での競争力につなげるエネルギー外交の展開、持続的な開発目標（SDGs）への貢献を含む国際機関との重層的な連携の強化等の重要性が参加者で共有され、日本のエネルギー・資源外交の一層の強化が図られました。

また日本は、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をそれぞれEITIに報告し、資金の流れを透明化します。51の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。

地域別の取組



ブルキナファソのボボ・デュラッにて活動を行う土分野分専門家ひじかたのわきが現地の人々とともにゴマの種まきを行っている様子（写真：アン・ミモー）

| | | | |
|----------------|----|-----------------------|-----|
| 1 東アジア地域 | 73 | 5 欧州地域 | 92 |
| 2 南アジア地域 | 79 | 6 中央アジア・コーカサス地域 | 94 |
| 3 大洋州地域 | 84 | 7 中東・北アフリカ地域 | 96 |
| 4 中南米地域 | 87 | 8 アフリカ地域 | 100 |

第Ⅲ部 地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。したがって、それぞれの地域が抱える状況に応じた協力を行っていく必要があります。日本は、各地域における問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に開発協力などを行うことで開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表Ⅲ-1 二国間政府開発援助の地域別実績（2017年）

（単位：百万ドル）

| 援助形態 地域 | 二国間政府開発援助 | | | | | | | | | | | |
|------------------|----------------------|----------|----------|----------|------------------|------------|-----------|----------|-------------|-----------|------------|-------------|
| | 贈与 | | | | 政府貸付等 | | | 支出純額 | | 支出総額 | | |
| | 無償資金協力 | | 技術協力 | 計 | 貸付 実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | 合計 | 対前年比 (%) | 合計 | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
| | うち国際 機関を通 じた贈与 | | | | | | | | | | | |
| アジア | 686.22 | 131.93 | 781.59 | 1,467.81 | 7,541.62 | 5,408.95 | 2,132.67 | 3,600.48 | 101.4 | 9,009.43 | 59.7 | 28.0 |
| 東アジア | 402.65 | 50.52 | 438.78 | 841.43 | 3,047.27 | 3,930.69 | -883.42 | -41.99 | 84.0 | 3,888.70 | 25.8 | 4.5 |
| 北東アジア | 31.51 | - | 32.57 | 64.08 | 462.73 | 974.74 | -512.02 | -447.94 | 42.1 | 526.81 | 3.5 | 140.0 |
| 東南アジア | 369.88 | 49.26 | 401.64 | 771.51 | 2,584.54 | 2,955.95 | -371.40 | 400.11 | -20.9 | 3,356.06 | 22.2 | -4.0 |
| 南アジア | 188.59 | 27.27 | 299.35 | 487.94 | 3,844.07 | 1,375.07 | 2,469.00 | 2,956.94 | 68.8 | 4,332.00 | 28.7 | 48.6 |
| 中央アジア・ コーカサス | 46.95 | 15.75 | 34.94 | 81.89 | 326.41 | 103.19 | 223.22 | 305.11 | 36.3 | 408.30 | 2.7 | 24.8 |
| アジアの 複数国向け | 48.03 | 38.37 | 8.53 | 56.56 | 323.87 | - | 323.87 | 380.43 | 407.8 | 380.43 | 2.5 | 407.8 |
| 中東・ 北アフリカ | 631.49 | 508.03 | 131.27 | 762.76 | 972.39 | 655.83 | 316.56 | 1,079.33 | -16.2 | 1,735.16 | 11.5 | -10.8 |
| サブサハラ・ アフリカ | 637.51 | 265.11 | 379.92 | 1,017.43 | 685.86 | 108.58 | 577.28 | 1,594.70 | 14.8 | 1,703.29 | 11.3 | 14.3 |
| 中南米 | 88.03 | 3.02 | 156.17 | 244.20 | 128.26 | 716.37 | -588.11 | -343.91 | -517.4 | 372.45 | 2.5 | -13.2 |
| 大洋州 | 79.58 | 0.58 | 52.42 | 132.00 | 189.24 | 90.63 | 98.61 | 230.61 | 41.5 | 321.24 | 2.1 | 77.7 |
| 欧州 | 10.43 | 1.96 | 20.79 | 31.22 | 61.53 | 67.78 | -6.26 | 24.96 | -92.6 | 92.75 | 0.6 | -76.9 |
| 複数地域に またがる援助等 | 487.33 | 435.30 | 1,362.61 | 1,849.94 | - | - | - | 1,849.94 | -5.9 | 1,849.94 | 12.3 | -5.9 |
| 合計 | 2,620.59 | 1,345.93 | 2,884.77 | 5,505.36 | 9,578.89 | 7,048.14 | 2,530.76 | 8,036.11 | 14.6 | 15,084.25 | 100.0 | 12.1 |

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・卒業国向け援助を含む。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
- ・「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

1 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国（LDCs）、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように市場経済化を進める国など様々な国が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力内容の変化に対応しながら、開発協力活動を行っています。

■ 日本の取組

日本は、質の高いインフラ整備を通じた経済社会基盤整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。近年は、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのため、日本は、これまでのインフラ整備と並行して、防災、環境・気候変動、法の支配の強化、保健・医療、海上の安全等様々な分野での支援を積極的に実施するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

日本と東アジア地域諸国がより一層繁栄を遂げていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

● 東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国^{注1}は、日本のシーレーンに位置するとともに、2017年10月時

点で12,000に上る日系企業（事業所数）が進出するなど経済的な結びつきも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。2015年に「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」からなる「ASEAN共同体」を宣言し、域内の連結性強化と格差是正に取り組んできました。日本は、こうしたASEANの取組を踏まえ、連結性強化と格差是正を柱として、インフラ整備、法の支配の強化、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築等の様々な分野でODAによる支援を実施し、これまで、ASEANに対して累計で約17兆9,300億円を供与してきました。さらに日本は、2013年に開催された日・ASEAN特別首脳会議において、ASEANに対し、5年間で2兆円規模のODAによる支援を表明し、その額を上回る支援を実施しました。これが呼び水となり、日本企業による過去5年で8兆円を超える投資が行われました。2018年11月に開催された日ASEAN友好協力45周年記念首脳会議においてもASEAN側から表明されたとおり、このような取組はASEANから高く評価されてきています



日・ASEAN首脳会議での写真撮影に臨む安倍晋三総理大臣（出典：首相官邸ホームページ）

連結性の強化に関しては、日本は、物理的インフラの整備にとどまらず、制度の改善や現地の人々の技術移転等を通じてインフラを最大限活かす「生きた連結性」を実現しています。2016年のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」の後継文書である「ASEAN連結性マスタープラン2025」*が採択され

^{注1} ASEAN諸国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。（ただし、シンガポール、ブルネイはODA対象国ではない。）

ました。日本は、この新しい文書に基づいて、引き続きASEAN連結性支援を行っていきます。

インフラ整備に関しては、日本は、東南アジア諸国に対するこれまでの支援の経験も踏まえ、国際スタンダードに沿った「質の高いインフラ投資」の重要性を表明しています。2016年のG7伊勢志摩サミットに先立ち、安倍総理大臣は「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善を進めていくことを表明しました。

また、日本は各国のニーズに沿った個別の支援を進めるとともに、2016年からは、ASEAN全域を対象としたASEAN災害医療連携強化プロジェクトを行っており、ASEAN地域の災害医療分野における連携体制構築を目指し、同分野の調整能力強化を進めています。

さらに、日本は、アジアにおける持続的成長には、インフラ整備に加え、各国の基幹産業の確立や高度化を担う産業人材の育成が不可欠との考えの下、安倍総理大臣が、2015年の日・ASEAN首脳会議の場において、3年間で4万人の産業人材の育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表し、2018年時点で、アジア地域において約8万人の産業人材育成を実施しました。また、2018年11月の日・ASEAN首脳会議において、次の5年を見据え、「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」としてAI等のデジタル分野を含め、新たに8万人規模の人材を育成することが表明されました。また、技術協力を通じてASEANの一体性・中心性に貢献するため、日・ASEAN外相会議の機会に日・ASEAN技術協力協定の実質合意を確認しました。日本は今後も、アジアにおける産業人材育成を積極的に支援していきます。加えて、日本は、ASEANを含むアジア諸国との間で、日本の大学院等への留学、日本企業でのインターンシップ等を通じ、

高度人材が環流することをODAで支援し、日本を含むアジア全体のイノベーションを促進するための「イノベティブ・アジア」事業を行っており、2017年度から2021年度までの5年間でアジア全体から約1,000人の受け入れを目指しています。

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域^{注2}に関しては、毎年開催している日本・メコン地域諸国首脳会議（日・メコン首脳会議）のうち日本で開催する回（おおむね3年に1度）において、地域に対する支援方針が策定されています。2018年10月、日・メコン首脳会議が東京で行われ、今後の日メコン協力の方向性を示した「東京戦略2018」が採択されました。同戦略は、①生きた連結性、②人を中心とした社会、③グリーン・メコンの実現を3本柱として協力を進めていくことを定めています。また、この3分野での協力を通じて、(1)「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現、(2)自由で開かれたインド太平洋の実現、そして(3)メコン諸国自身の経済協力枠組みであるアクメクス(ACMECS)との連携という目標の実現を図るとしており、同戦略の行動計画として、これら3つの目標の実現に資する具体的なプロジェクトを特定しました。メコン各国からは、過去3年間で7,500億円以上のODA支援の実施完了コミットメントを含む、日本のこれまでの協力に対する評価が示されました。



2018年10月に東京で開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（出典：首相官邸ホームページ）

注2 カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム



ベトナム

ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画 有償資金協力 (2010年3月～2014年12月)

ベトナムでは、外国投資や輸出の伸びを原動力に1990年代から急速な経済成長を遂げるに伴い、首都ハノイやホーチミン市を中心とした大都市で航空旅客輸送量が急増しました。特に、ハノイの玄関口であるノイバイ国際空港の航空旅客輸送量は急増しており、旅客ターミナルビルの利用者(2010年は約950万人)は当初の計画(年間600万人)を超過していました。

2010年から実施された「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画」では、年間1,000万人の旅客取扱いを可能とする第二旅客ターミナルビルの建設と関連施設一式の整備を行いました。本事業では、インフラ整備のみならず、給油、手荷物管理、商業施設開発など、空港運営に関しても日本式ノウハウの移転を行ったことにより、空港サービスを大幅に改善しました。その結果、ノイバイ国際空港は、英国航空サービスリサーチ会社が発表した「世界の空港ベスト100」2016年版において、「世界で最も改善された空港ナンバー1」に選出されました。

ベトナムでは、引き続き安定的な経済成長が続いていますが、運輸・交通セクターにおけるインフラ需要に対して、同国内のインフラ整備はまだまだ不足しています。日本は今後も、ハード・ソフト両面のインフラ整備を通じて、ベトナムの持続的成長を支援していきます。



整備した第二旅客ターミナルの3階出発ロビー (写真提供：JICA)

メコン地域の中では、特に民主化の進展に取り組むミャンマーに対して、2012年、日本は経済協力の方針を見直し、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため、①少数民族に対する支援を含む国民の生活向上、②法整備支援や人材育成、③インフラ整備を3本柱とし、幅広い支援を行っています。特に、最大都市ヤンゴン近郊のティラワ経済特別区(SEZ: Special Economic Zone)の整備のため、日本は官民を上げて協力しており、日本政府はODAにより周辺インフラの整備に貢献しています。2019年1月現在、世界から101社(そのうち52社が日本企業)が

進出し、既に68社(うち日本企業は40社)が稼働しています。これは、日本の「質の高いインフラ投資」が世界からの信頼に結実した成功例といえます。

また、少数民族和平を促進すべく、停戦が実現したミャンマー南東部において、住宅や基本インフラ整備、農業技術指導を含む復興開発支援を進めているほか、2017年に70万人以上の避難民が流出した西部のラカイン州では、現地の状況改善及び避難民の安全、自発的且つ尊厳のある帰還の促進のため、人道・開発支援に重点的に取り組んでいます。



用語解説

* ASEAN連結性マスタープラン2025

2015年を目標年としていた「ASEAN連結性マスタープラン」(2010年採択)の後継文書として、2016年のASEAN首脳会議にて採択された、ASEAN連結性強化のための行動計画。2015年採択の「ASEAN2025:共に前進する」の一部と位置付けられている。同文書は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を5大戦略としており、それぞれの戦略の下に重点イニシアティブが提示されている。

● 中国との関係

対中ODAは近年も日中関係強化に大きな役割を果たしてきましたが、2018年10月、安倍総理大臣の中国訪問の際、日本政府は、日中両国が対等なパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識の下、対中ODAを終了させるとともに、開発分野における対話や人材交流等の新たな次元の日中協力を推進することを発表しました。この発表を受けて、対中ODAは2018年度をもって新規採択を終了し、既に採択済みの複数年度の継続案件については、2021年度末をもって全て終了することになります。

近年の中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品の安全等の協力の必要性が真に認められるものに絞って極めて限定的にしており、技術協力（2017年度実績4.04億円）^{注3}と、草の根・人間の安全保障無償資金協力（2017年

度実績995万円）^{注4}によるものです。

技術協力について、日本は、たとえば、日本への影響も懸念されているPM2.5を含む大気汚染を中心とした環境問題に対処する案件や、現地進出日本企業の円滑な活動にも資する中国の民法や特許法等の起草作業を支援する案件を実施しています。

また、中国の経済発展を踏まえた新しい協力の在り方として、最近是中国側が費用を負担する形での協力を進めています。たとえば、2018年に開始した石綿関連癌診断能力向上のための技術協力や、2013年に四川省で発生した芦山地震の被災地における防災教育推進および耐震免震技術指導者等の支援に係る費用は中国側が負担しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力については、少数民族地域が草の根レベルで裨益する支援として、2017年度に新疆ウイグル地区の児童・中高年の眼科検診に必要な機材を供与する支援を実施しました。



注3 技術協力の近年の実績
32.96億円（2011年度）、25.27億円（2012年度）、20.18億円（2013年度）、14.36億円（2014年度）、8.06億円（2015年度）、5.00億円（2016年度）、4.04億円（2017年度）

注4 草の根・人間の安全保障無償資金協力の近年の実績
8.43億円（2011年度）、2.88億円（2012年度）、2.84億円（2013年度）、0.85億円（2014年度）、1.07億円（2015年度）、0.29億円（2016年度）、995万円（2017年度）

開発協カトピックス 4

対中ODA40年の回顧

中国に対するODA（対中ODA）は、1979年に開始して以来、中国沿海部のインフラのボトルネック解消、環境対策、保健・医療などの基礎生活分野の改善、人材育成等を中心に活用され、中国の改革・開放政策の維持・促進に貢献するとともに、日中関係を下支えする主要な柱の一つとして強固な基盤を形成しました。日本のODAによる経済インフラ整備を通じて中国経済が安定的に発展したことで、中国における投資環境が改善して日本企業の中国進出を後押しすることにつながり、日中の民間経済関係の進展が実現しました。また、技術協力等を通じて日本にも悪影響を及ぼす越境公害や感染症等の対策が可能になりました。このように、対中ODAは日本も裨益する形で実施されました。

インフラ分野では、石炭産地の山西省から沿岸部への円滑な石炭輸送を可能にして対日石炭輸出にも貢献した北京-秦皇島間鉄道拡充事業（有償）や秦皇島港拡充事業（有償）、天安門東駅・西駅を含む北京市中心約13kmを横断する北京市地下鉄一号线建設事業（有償）、2017年に旅客輸送者数がのべ7,000万人を突破した上海浦東国際空港建設事業（技協及び有償）、北京市の下水処理量の4割をカバーする北京市下水処理施設建設事業（有償）等、大型案件を着実に実施してきました。

環境対策分野では、日中友好環境保全センター（無償及び技協）が酸性雨・黄砂・PM2.5といった越境公害対策の拠点となっており、また、13省・自治区等を対象にした植林・森林保全事業（有償、技協及び無償）は中国の森林被覆率向上（1990年16.7%→2015年22.2%）に貢献しました。

保健・医療分野では、病床数1300床の規模を誇り、中国の「100の優秀病院」に選定された中日友好病院（無償及び技協）が、北京五輪指定病院や重症急性呼吸器症候群（SARS）流行時の重症患者受け入れ病院に指定されるなど存在感を示していることに加え、ポリオ撲滅やパンデミック対策に貢献した感染症対策（技協、無償及び有償）、2000年から高齢化社会に突入した中国に我が国の経験を共有する日中高齢化対策戦略技術プロジェクト（技協）などを実施してきました。

人材育成分野では、将来の国づくりを担う人材育成を目的に計約5,100人の中国青年を受け入れた青年研修（技協）や、若手行政官等の社会・経済開発政策の立案



四川大地震時における国際緊急援助隊救助チームの活動（写真：JICA）

実施能力強化を目的とした計430人を超える留学生受け入れ（無償）を行いました。

この他にも、防災分野では、2008年の四川大地震を受けた緊急援助隊派遣、物資供与及び復興支援（技協）、司法分野では、中国の経済秩序の維持とともに日本企業の円滑な活動支援を目的として独占禁止法制定や会社法、民事訴訟法改正、民法総則制定等を支援（技協）しました。このように対中ODAの対象は多岐にわたり、現時点で総額は約3兆6,000億円に上ります。

一方、中国の発展に伴い、2006年に一般無償資金協力、2007年に円借款の新規供与が終了するなど、対中ODAは段階的に規模を縮小していきました。そして、2018年10月の安倍総理訪中の際、中国の改革開放40周年を契機に、対等なパートナーとして新たな次元の日中協力を推進すべきであるとの考えの下、対中ODAの終了を発表しました。現在実施中の技術協力が2021年度末に全て完了することをもって、対中ODAはその役割を終えることとなります。

これに対し、中国側からは、日本の対中ODAは中国の改革開放及び経済建設において積極的な役割を果たした旨発言があるとともに、安倍総理大臣訪中の際には、安倍総理及び李克強総理が出席の下、これまでの対中ODAを含む日中経済協力を回顧する写真展も開催されました。今後、日中間の新たな協力として、開発分野における対話や人材交流、SDGs、気候変動、海洋プラスチックごみ等、地球規模課題に関する協力の実施などの検討を進めていくこととなります。

図表Ⅲ-2

東アジア地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|----------------|------------------|-------|--------|--------|--------------|------------|-----------|--------------|--------------|
| | | 無償資金協力 | | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| | | うち国際機関 を通じた贈与 | | | | | | | | |
| 1 | ベトナム | 19.60 | - | 76.17 | 95.76 | 1,293.84 | 461.64 | 832.20 | 927.96 | 1,389.60 |
| 2 | インドネシア | 11.50 | 3.87 | 69.30 | 80.80 | 439.79 | 1,568.72 | -1,128.94 | -1,048.13 | 520.59 |
| 3 | モンゴル | 31.25 | - | 27.10 | 58.35 | 458.38 | 15.65 | 442.73 | 501.08 | 516.73 |
| 4 | タイ | 9.89 | 7.75 | 28.38 | 38.27 | 350.34 | 296.94 | 53.40 | 91.67 | 388.61 |
| 5 | ミャンマー | 135.96 | 18.99 | 91.15 | 227.11 | 151.96 | - | 151.96 | 379.07 | 379.07 |
| 6 | フィリピン | 63.17 | 10.20 | 52.01 | 115.18 | 237.12 | 494.00 | -256.89 | -141.71 | 352.30 |
| 7 | カンボジア | 83.15 | 4.34 | 41.58 | 124.73 | 64.19 | 5.64 | 58.55 | 183.28 | 188.92 |
| 8 | ラオス | 25.52 | 3.12 | 21.70 | 47.23 | 30.17 | 4.97 | 25.19 | 72.42 | 77.39 |
| 9 | マレーシア | 6.36 | - | 13.32 | 19.68 | 14.71 | 124.03 | -109.31 | -89.63 | 34.39 |
| 10 | 東ティモール | 13.74 | - | 7.96 | 21.70 | 2.43 | - | 2.43 | 24.13 | 24.13 |
| 11 | 中国 | 0.26 | - | 5.44 | 5.70 | 4.35 | 959.09 | -954.74 | -949.04 | 10.05 |
| | 東アジアの 複数国向け | 1.26 | 1.26 | 4.58 | 5.84 | - | - | - | 5.84 | 5.84 |
| | 東アジア地域合計 | 402.65 | 50.52 | 438.78 | 841.43 | 3,047.27 | 3,930.69 | -883.42 | -41.99 | 3,888.70 |
| | (ASEAN合計) | 356.14 | 49.26 | 393.68 | 749.82 | 2,582.11 | 2,955.95 | -373.83 | 375.98 | 3,331.93 |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

2 南アジア地域

南アジア地域には、インドをはじめとして大きな経済的潜在力を有する国があり、国際社会における存在感を強めています。同地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、この地域はテロおよび暴力的過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、この地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如、人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の未整備、不十分な母子保健、感染症、そして法の支配の未確立など、取り組むべき課題が依然として多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、南アジア地域に住んでいる約17億人のうち約2.5億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。^{注5} SDGs達成を目指す上でも南アジア地域はアフリカに次いで重要な地域となっています。日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

■ 日本の取組

日本は年に1度、南アジア地域の中心的存在であるインドと、首脳が相互訪問を行っており、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。近年、インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて電力や運輸などの経済インフラの整備等を支援しています。

2018年10月にモディ首相が訪日した際には、日本の新幹線システムを導入するムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設や地域の連結性向上に資するインド北東部での橋梁建設等を含む計7件の円借款供与のための書簡の交換が行われ、首脳会談では、モ

ディ首相から日本のODAへの感謝が表明されました。また、日印ビジョンステートメントにおいては、安倍総理大臣から、主要な質の高いインフラ案件と能力開発を通じたものを含め、インドの社会産業開発のための取組を引き続き支援していく意図が表明されました。たとえば、高速鉄道整備計画では、在来線特急で最速7時間、飛行機で約1時間半かかるムンバイ・アーメダバード間を2時間で移動でき、料金は航空運賃の約半分になることが見込まれるなど、日本のODAは、インフラ開発、貧困対策、投資環境整備、人材育成等を通じ、インドの成長において大きな役割を果たしています。

近年、発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加しているバングラデシュと日本は、二国間関係強化の中で、①バングラデシュの経済インフラの開発、②投資環境の改善、および③連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想を中心に政策対話を強化し、経済協力を進めています。2016年には、ハシナ・バングラデシュ首相が、G7伊勢志摩サミットのアウトリーチ会合参加のため訪日した際、安倍総理大臣は、「日本は、バングラデシュの『2021年までの中所得国化』実現に向けて支援を継続していく」と述べた上で、BIG-B構想の推進、両国間の人物交流の拡大や貿易・投資の一層の促進への期待等を表明しました。これら首脳間の合意の下、2018年6月には、日本はバングラデシュとの間で、バングラデシュ国内の連結性向上や経済インフラ整備に寄与する「ダッカ都市交通整備計画（III）」、「マタバリ港開発計画（調査・設計のための役務）」および「ジャムナ鉄道専用橋建設計画（第一期）」等の計6件の円借款の供与に関する交換公文に署名しました。

アジアと中東・アフリカをつなぐシーレーン上の要衝^{しょう}に位置するスリランカは、伝統的な親日国であり、2017年4月のウィクラマシンハ首相の訪日に続き、2018年3月にはシリセーナ大統領が訪日し、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、特に連結性強化や海洋分野での協力を強化することで一致しまし

^{注5} (出典) 世界銀行HP 人口 <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=85>
貧困率 <https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?locations=85>

た。また、同大統領の訪日に際して、保健医療サービス改善に資するよう、高度医療機材等供与のための約106億円の円借款供与に係る書簡の交換を行うなど、スリランカの国民生活に根差した支援を行う旨を表明しました。今後も日本は、スリランカの質の高い経済発展とともに、進出している日系企業の活動環境の改善にも寄与する港湾、道路等の運輸ネットワークや電力基盤等のインフラ整備の分野で協力を行っていきます。また、同国の紛争の歴史や格差が拡大している現状を踏まえ、日本は開発の遅れている地域を対象に生計向上や農業分野を中心とした産業育成など、国民和解に役立つ協力、および災害対策への支援を継続していきます。

モルディブは、スリランカ同様、インド洋シーレーンの要衝に位置し、我が国にとって地政学的な重要性を有する国です。2018年1月には河野大臣がモルディブを訪問、同年6月及び新政権発足後間もない12月の2度に渡りモルディブ外相が訪日して外相会談を行い、両外相の間で、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していく旨合意しました。この方針の下、2018年には、保健医療サービスの質及びアクセス改善のための医療機材供与及び、海上油流出事故への対応能力強化のための油濁処理機材供与に関する、各々3億円の無償資金協力に係る書簡の交換を行いました。

パキスタンは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っています。これまで日本は空港・港湾の保安能力向上支援や、テロ掃討軍事作戦で発生した避難民への支援を実施しています。また、日本は不正薬物取引および国際的な組織犯罪に対する国境管理能力強化のための支援や、平和構築・人道支



草の根無償資金協力により、パキスタン南部に位置するシンド州カラチ市に建設した職業訓練センターにて、理容コースを受講する生徒たち（写真：最首 映代草の根外部委職員/在カラチ日本総領事館）

援・テロ対策分野の機材、製品を供与する支援を実施しています。さらに、ポリオ・ワクチンの調達を通じたパキスタンのポリオ撲滅支援等保健分野でも支援を実施しています（詳細は49ページのコラム「案件紹介」を参照）。

伝統的な友好国であるネパールにおいては、2018年のギャワリ外務大臣訪日や、2019年1月の河野大臣のネパール訪問を通じて、日ネパール間関係のさらなる促進・強化が図られました。2015年に同国で発生した大地震に際して、日本は、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与とともに、シェルターや生活物資の提供により13,592世帯の避難生活の状況改善を行った国際移住機関（IOM）の支援をはじめ、8つの国際機関等を通じて1,400万ドル（16.8億円）の緊急無償資金協力を実施し、ました。また、中長期の復興プロセスとして、仙台の国連防災世界会議の成果である「より良い復興」のコンセプトを活用し、強靱なネパールの再建に向けて総額2.6億ドル（約320億円超）規模の住宅（約4万戸）、学校（約280校）および公共インフラの再建を中心とする支援策を実施中であるほか、地震災害軽減のための各種技術支援を実施中です。

加えて、新憲法を通じて民主主義の定着と発展に向けた取組をしているネパールに対して、中央および地方政府のガバナンス能力向上を支援するとともに、社会的弱者を含む住民のニーズを行政施策に反映させるための支援等を行っています。地域間、民族間における教育へのアクセスの格差や児童の学力差の是正のため同国政府の教育開発計画である「学校セクター開発計画」を支援するための援助資金の供与や、ネパールの若手行政官が日本で学位を取得するために必要な学費等を供与する「人材育成奨学計画」の支援も行いました。

また、日本はブータンと1986年に国交を樹立して以来良好な関係を築いてきており、2016年には国交樹立30周年を迎えました。2018年4月には首脳会談、同年6月には外相会談が行われるなど近年両国の関係は益々深化しています。ブータンに対する日本の経済協力は、両国間の友好関係の礎^{いしづえ}となっており、ブータンの基本理念である国民総幸福量（GNH：Gross National Happiness）を念頭に置いた国家開発計画を尊重しつつ、主に技術協力と無償資金協力を通じた支援を実施してきています。日本は、農業生産

性の向上、道路網、橋梁等の経済基盤整備や、人材育成といった分野における支援で着実に成果を挙げてきています。2018年6月には、ブータンの若手行政官等が修士または博士の学位を取得するために必要な学費等を供与する無償資金協力事業「人材育成奨学計画」の交換公文に署名し、ブータンの発展のみならず、日本との友好関係強化に貢献する人材の育成を支援しています。

日本の
国際協力の
方針

南アジア地域の重点課題

テロ対策を含む
地域安定化・平和構築支援



南アジア支援

- 地域の連結性の強化を含むインフラ等のビジネス環境整備および民間経済交流の活性化
- 貧困削減および環境・気候変動対策ならびに防災支援の推進
- 平和と民主主義の定着支援
- 海上の安全確保に向けた支援

図表Ⅲ-3 南アジア地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|------------|--------------|-------|--------|--------|--------------|------------|-----------|--------------|--------------|
| | | 無償資金協力 | | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| | | うち国際機関を通じた贈与 | | | | | | | | |
| 1 | インド | 1.35 | - | 162.76 | 164.11 | 2,212.00 | 821.48 | 1,390.52 | 1,554.63 | 2,376.10 |
| 2 | バングラデシュ | 40.32 | 6.45 | 44.67 | 84.99 | 1,336.66 | 108.99 | 1,227.67 | 1,312.66 | 1,421.65 |
| 3 | スリランカ | 26.28 | 1.20 | 25.93 | 52.21 | 171.80 | 192.44 | -20.64 | 31.58 | 224.02 |
| 4 | パキスタン | 71.47 | 17.82 | 21.01 | 92.49 | 75.79 | 241.63 | -165.84 | -73.36 | 168.28 |
| 5 | ネパール | 28.25 | - | 29.96 | 58.21 | 47.70 | 8.51 | 39.20 | 97.41 | 105.91 |
| 6 | ブータン | 16.43 | - | 11.95 | 28.37 | 0.11 | 0.95 | -0.83 | 27.54 | 28.49 |
| 7 | モルディブ | 3.14 | 0.46 | 2.41 | 5.55 | - | 1.07 | -1.07 | 4.47 | 5.55 |
| | 南アジアの複数国向け | 1.34 | 1.34 | 0.67 | 2.01 | - | - | - | 2.01 | 2.01 |
| | 南アジア地域合計 | 188.59 | 27.27 | 299.35 | 487.94 | 3,844.07 | 1,375.07 | 2,469.00 | 2,956.94 | 4,332.00 |

(注)

- 順位は支出総額の多い順。
- 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- [-] は、実績が全くないことを示す。
- 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

- 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
- マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

日本の技術でスリランカの水問題を改善

～省スペース、低コストの「PCタンク」および
安全な「エアードーム工法」の導入～

スリランカでは、多くの国民に質の良い水を安定的に提供することが大きな課題となっており、水道の普及率は5割以下にとどまっています。しかし、水道の普及地域においても、水道タンクの不足により、十分な量の水を安定的に供給することができず、一定時間のみ水が供給される「時間給水」が頻繁に行われていたため、生活に不便が生じており、安定的な水の供給のため、水道タンクの増設が求められていました。そこで、スリランカ上下水道庁(NWSDB: National Water Supply and Drainage Board)の関係者が、こうした問題の解決策を探していたところ、岐阜県に本社がある安部日鋼工業の「PCタンク」と呼ばれる水道タンクの技術に興味を持ちました。

PCとは、「Pre-stressed Concrete (あらかじめ圧縮力を加えられたコンクリート)」を略した用語で、薄さと、強度・耐久性を兼ね備えたコンクリートです。PCタンクであれば、タンクのひび割れを防止できるだけでなく、限られた狭い土地にも大容量のタンクを造ることができます。日本と同様、国土が狭いスリランカでは、限られた土地に大容量のタンクを建設する必要があるため、狭い土地でも高水位のタンクを建設できるPCタンクが非常に適しています。そこで、安部日鋼工業は、2013年9月より、外務省の委託費による案件化調査として、スリランカでPCタンクの有用性を探る調査を行うことになりました。

また、安部日鋼工業は、PCタンク自体の改良も常に重ねており、塩化ビニール製の膜で円筒形のタンク上方全体を覆い、内側から空気圧を加えてドーム状の仮設屋根を構築することによって、短い工期で安全にタンクを建設できる「エアードーム工法」などの独自の技術を持っています。

安部日鋼工業が、こうした技術の優位性をNWSDB幹部に説明したところ、同国では非PCタンクを建設してほしいということになり、2014年12月から、JICAの普及実証事業によるパイロットプロジェクトとして、スリランカ南西部のペールワラ市に、一般的な水道タンクの水位の2倍となる水位10m、貯水容量2,000m³のPCタンクをエアードーム工法によって建設することになりました。

しかし、多くの利点があるにもかかわらず、当時のスリランカの設計計画担当者の間では、それまで同国が使用してきた英国の技術で不都合はなく、わざわざ日本から新しい技術を調達する必要はないという考え方が主流であったため、安部日鋼工業の技術をなかなかスリランカ側に理解してもらえませんでした。



PCタンク上方のエアードームの据え付けを確認する日本及びスリランカの技術者たち (写真: 安部日鋼工業)



安部日鋼工業がスリランカ南西部のペールワラ市に建設したPCタンク (写真: 安部日鋼工業)

「そのため、スリランカからNWSDBの技術者を日本に招いてPCタンクを実際に見てもらい、設計方法も伝えることにより、その素晴らしさを理解していただきました。また、日本に招いたNWSDBの技術者が本国に帰国後、新しい技術による水道タンクの建設など必要ないと思える人々に対して、安部日鋼工業のPCタンクの素晴らしさをきちんとアピールしてくれたことも大きかったと思います。」このプロジェクトを推進した堅田茂昌容器技術部長は、当時の状況をこのように語ります。

安部日鋼工業は、2015年からPCタンクの建設に入りました。同社の技術者は、NWSDBの技術者に対して、従来の技術からの改善点を一つ一つ示しながら、日本の工法の利点を明確に説明し、互いに理解を深めながら建設を進めました。

「それでも、ほとんどのNWSDBの技術者の方々には、PCタンクの素晴らしさについて、実際に完成品を見ないと理解してもらえないという状況でした。しかし、2016年に完成したPCタンクを見て、彼らも我が社の技術とその利点について十分に理解してくれました」と出川寛和海外事業部長は語ります。

その後、NWSDB側で行う配管工事が完成したのが2018年3月。ようやく給水所全体が完成し、同年5月に運用を開始することで、新たに14,650世帯に安定的に水を届けられるようになりました。スリランカの現況に鑑み、平均世帯数を5人とすると、7万人以上の人々が建設されたPCタンクの恩恵にあずかることとなります。この実績がスリランカ側に高く評価され、現在、さらに6基のPCタンク建設の計画が進められています。

西尾浩志副社長はこう語ります。「海外でプロジェクトを進める上でとても大切なことは経験です。弊社は、ここスリランカで本当にとくさんの貴重な経験を積み、大きな自信を得ることができました。この経験を活かし、2018年6月にはバングラデシュのダッカにおいて、日本企業と現地企業と弊社の3社で都市高速鉄道(MRT)の建設を受注することができました。」

今後も、スリランカで積んだ経験を活かして、主に開発途上国を中心に、PCで建設するインフラ需要の多い地域へのビジネス展開を積極的に行っていきたいと、西尾副社長は期待を膨らませています。

3 大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域であるとともに、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国の安定と繁栄は日本にとって重要です。

一方、太平洋島嶼国には比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。また、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の問題があります。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施しています。

■ 日本の取組

太平洋島嶼国における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）^{注6}との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに太平洋島嶼国との首脳会議である太平洋・島サミット（PALM）を開催しています。また、2010年以降、3年ごとに太平洋・島サミットの中間



2018年12月、パラオにてレメンゲサウ・パラオ大統領と会談した鈴木憲和外務大臣政務官

に中間閣僚会合が開催されているほか、2014年以降、毎年国連総会の機会をとらえ、日本・太平洋島嶼国首脳会合をこれまで4回開催しています。



マーシャル諸島の首都マジュロ環礁の道路脇にて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により整備された小型エクスカベーターを用いて、水道管設置のために土を掘り起こしている様子。（写真：関千鶴）

2018年5月、福島県いわき市で第8回太平洋・島サミット（PALM8）が開催され、「I 自由で開かれた持続可能な海洋、II 強靱かつ持続可能な発展の基盤強化、III 人的交流・往来の活性化」を柱とし、これまでの実績を踏まえた、従来同様のしっかりとした開発協力の実施と、成長と反映の基盤である人材の育成・交流の一層の強化（3年間で5000人）を謳った協力・支援方針が発表されました。

このPALM8で表明した支援方針も踏まえ、日本は、港湾・空港など基礎インフラ整備などの二国間の協力や、複数の国を対象とした技術協力を実施しています。PALM8第1の柱である「自由で開かれた持続可能な海洋」では、太平洋島嶼国の担当職員に向け違法・無報告・無規制漁業（IUU）の抑止のための研修を行いました（詳細は85ページのコラム「案件紹介」を参照）。また、「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」では、太平洋島嶼国において災害に強靱な社会を構築するため、日本の知見や経験を活用しつつ、各国気象局の人材の育成や、住民が適切に避難できる体制づくりなどの包括的な支援による「防災の主流化」や、太平洋島嶼国の廃棄物管理にかかる人材と制度の強化に取り組んでいます。また、太平洋島嶼国の気候

^{注6} PIF加盟国・地域：オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア



大洋州 12か国^{注1}

違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業の抑止にかかる政策・対策 国別研修 (2018年11月~12月)



海上保安庁職員によるIUU漁業対策の説明を受ける研修生 (写真: JICA)

広大な排他的経済水域 (EEZ) を有する大洋州では、豊かな海洋資源が現地の人々の生活を支えています。しかし、近年、違法・無報告・無規制 (IUU: Illegal Unreported and Unregulated) 漁業により、限られた海洋資源の持続性が脅かされていることや、経済的な損失が大きな問題となっています。例えば、大洋州ではマグロ類のIUU漁業が年間約700億円規模に及ぶとの報告もあります^{注2}。

日本は、大洋州でのIUU漁業への対策支援として、2018年11~12月に大洋州12か国 (パプアニューギニア、フィジー、トンガ、バヌアツ、サモア、ソロモン、マーシャル、ミクロネシア、パラオ、キリバス、ツバル、ナウル) を対象に、本邦での国別研修「違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業抑止にかかる政策・対策」を実施しました。研修には12ヶ国の12名のIUU漁業対策担当者が参加し、水産庁、海上保安庁等からの講義や現場視察を通し、関係省庁間の連携の重

要性、漁業関係法令違反事件の処理などの日本におけるIUU漁業対策への理解を深めました。これにより、日本と太平洋州諸国の関係省庁間の連携も深めることができました。

そのほか、日本とともに「自由で開かれたインド太平洋」を進めている米国からIUU対策の専門家が来日し、講義を実施しました。研修後、研修員からは日本で学んだことを生かし、母国のIUU対策強化に取り組んでいきたいという声が聞かれました。

日本は、今後も大洋州のIUU漁業対策強化に向けた支援を継続していきます。



海上保安庁の巡視艇についての説明を受ける研修生 (写真: JICA)

注1 パプアニューギニア、フィジー、トンガ、バヌアツ、サモア、ソロモン、マーシャル、ミクロネシア、パラオ、キリバス、ツバル、ナウル

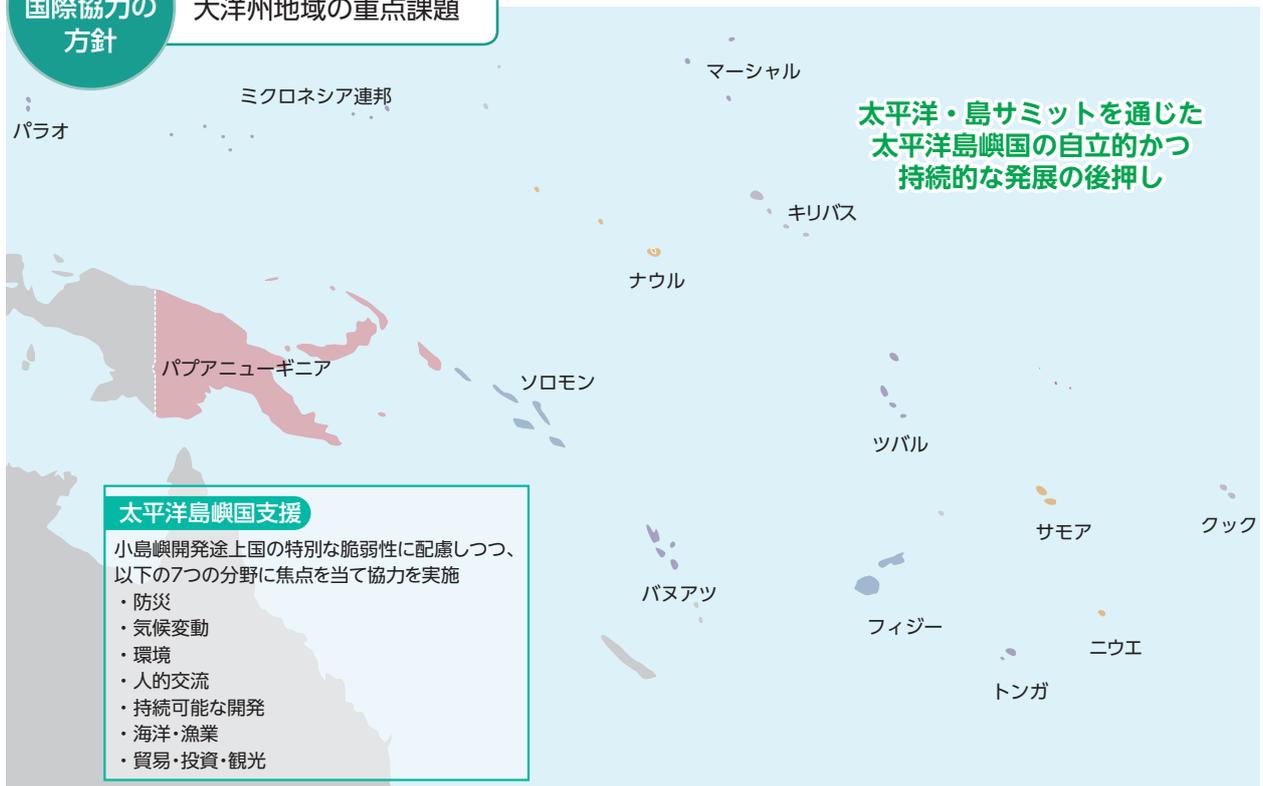
注2 フォーラム漁業機関 (Pacific Islands Forum Fisheries Agency: FFA) 報告による。

変動問題への対処を支援するため、日本はサモアにある地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) と連携し、各国の気候変動対策に携わる人材の育成に向けた取組を進めています。「人的交流・

往來の活性化」では、太平洋島嶼国の将来を創る若い行政官等に対する、本邦大学院における修士課程教育と、本邦省庁等におけるインターンシップを実施する事業などを行っています。

日本の
国際協力の
方針

大洋州地域の重点課題



図表Ⅲ-4 大洋州地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|---------------|--------|------------------|-------|--------|--------------|------------|-----------|--------------|--------------|
| | | 無償資金協力 | | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| | | | うち国際機関 を通じた贈与 | | | | | | | |
| 1 | パプアニューギニア | 2.16 | - | 12.04 | 14.20 | 23.17 | 16.18 | 6.99 | 21.19 | 37.37 |
| 2 | バヌアツ | 0.77 | - | 3.99 | 4.76 | 25.20 | - | 25.20 | 29.97 | 29.97 |
| 3 | サモア | 17.01 | - | 5.31 | 22.32 | 7.16 | 0.89 | 6.27 | 28.59 | 29.48 |
| 4 | トンガ | 19.44 | - | 3.48 | 22.92 | - | - | - | 22.92 | 22.92 |
| 5 | フィジー | 12.86 | 0.01 | 6.70 | 19.56 | - | 1.08 | -1.08 | 18.48 | 19.56 |
| 6 | パラオ | 8.32 | - | 4.66 | 12.97 | - | - | - | 12.97 | 12.97 |
| 7 | ソロモン | 7.88 | - | 4.81 | 12.69 | - | - | - | 12.69 | 12.69 |
| 8 | キリバス | 5.73 | - | 1.14 | 6.87 | - | - | - | 6.87 | 6.87 |
| 9 | ミクロネシア連邦 | 2.77 | - | 2.38 | 5.15 | - | - | - | 5.15 | 5.15 |
| 10 | マーシャル | 0.78 | - | 3.92 | 4.69 | - | - | - | 4.69 | 4.69 |
| 11 | ツバル | 0.34 | - | 1.16 | 1.50 | - | - | - | 1.50 | 1.50 |
| 12 | クック | 0.42 | - | 0.09 | 0.51 | - | - | - | 0.51 | 0.51 |
| 13 | ナウル | 0.31 | - | 0.13 | 0.44 | - | - | - | 0.44 | 0.44 |
| 14 | ニウエ | - | - | 0.10 | 0.10 | - | - | - | 0.10 | 0.10 |
| 15 | [トケラウ] | - | - | 0.00 | 0.00 | - | - | - | 0.00 | 0.00 |
| | 大洋州の 複数国向け | 0.80 | 0.57 | 2.51 | 3.31 | 133.71 | 72.48 | 61.23 | 64.54 | 137.02 |
| | 大洋州地域合計 | 79.58 | 0.58 | 52.42 | 132.00 | 189.24 | 90.63 | 98.61 | 230.61 | 321.24 |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・[] は地域名を示す。

4 中南米地域

中南米地域は人口6.4億人、域内総生産約6兆ドル（2017年）の巨大市場であり、通商戦略上も重要な地域です。また、民主主義が根付き、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル（希少金属）、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、この地域は国際社会での存在感を着実に高めています。また、200万人以上に上る日系人の存在などもあり、日本との人的・歴史的な絆は伝統的に深く、日本は中南米地域と長い間、安定的な友好関係を維持してきました。

ODA対象国の中では平均所得水準は比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多数いることがこの地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、ハリケーンなど自然災害に脆弱な地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。

■ 日本の取組

● 防災・環境問題への取組

中南米地域は、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。日本は、2010年のマグニチュード7.0の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対する累計3.1億ドル以上の復旧・復興支援、カリブ海上の国々や地震が頻発するメキシコ、ペルー、チリをはじめとする太平洋に面した国々に対する日本の防災分野の知見を活かした支援を行っています。また、日本は累次のハリケーンによる被害があったアンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、キューバ等のカリブ諸国に対して、緊急援助物資の供与を行いました。

ブラジルに対しては、2011年に同国史上最悪・最大規模の土砂災害が発生したことを契機に、日本は土砂災害リスクを低減させることを目的として2013年から2017年まで総合的な防災協力プロジェクトを実施し、災害リスクの把握、それに基づく都市拡張計画、モニタリングや情報伝達など総合的な災害対応力

強化への協力を実施しました。本プロジェクト活動を通じ、日本で発展した防災技術への関心を高めたブラジルでは、2018年に砂防堰堤技術を学びに関係者が来日し、また同国のパラナ州では雨量レーダーが導入されました。都市部への人口集中が加速する中南米地域において、日本企業の防災技術がさらに普及することが期待されます（ペルーでの日本の起震車の供与について、64ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。



BOSAIプロジェクトとして2018年11月に行われたハリケーンミッチ20周年イベント（写真：JICA）

また、中米域内においては、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」が大きな成果を上げています。

カリブ諸国に対しては、気候変動や自然災害に対する小島嶼開発途上国特有の脆弱性を克服するため、日本は1人当たりの所得水準とは異なる観点からの支援も行っていると同時に、災害に強靱な橋梁や緊急通信体制の整備、災害対策能力強化に資する機材の供与等に加え、カリブ8か国に対する広域の気候変動対策支援や技術協力等を行っています。

また、環境問題に関して日本は、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保全、アマゾンの森林における炭素動態^{注7}の広域評価や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野において、日本は太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、コスタリカやボリビア等では地熱発電所の建設に向けた支

注7 一定期間中における炭素量の変動。

援も行っているほか、ジャマイカにおける省エネルギー導入促進のための借款^{しゃっかん}の供与を決定しました。また、カリブ諸国に対し、水産分野で施設整備や専門家派遣を行い、限りある海洋生物資源の持続可能な利用促進に貢献しています。

●インフラの整備

中南米は、近年、産業の生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。中南米諸国の経済開発のための基盤整備の観点から、日本は首都圏および地方におけるインフラ整備も積極的に行っており、2018年ボリビアにおける物流改善及び国内経済の発展のための無償資金協力の供与を決定しました。

このほか日本は、特に中南米諸国において、官民連



草の根無償資金協力により電化整備が完了したホンジュラス西部に位置するインティブカ県ジャマランギラ市。電柱が立てられたことにより、住民は電気を使用できるようになった。(写真：在ホンジュラス日本国大使館)

携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T方式）の普及に取り組み、2018年12月時点で中南米では14か国が日本方式を採用しています。日本は採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。

●医療・衛生分野および教育その他での取組

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。中米地域において日本は、病院前診察の整備や医療技術の普及への協力、母子保健分野では、妊産婦や乳幼児死亡率低下等の問題解決のために技術支援を行っています。たとえば、日本はメキシコに対し、肺や気管支が傷つきやすい低出生体重児に対する治療や救命に向けた人工呼吸器の紹介等を実施したほか、メキシコに31台の医療機器が納入されました。同国における新生児呼吸障害の改善、ひいては新生児死亡率の低減に繋げていくことが期待されます。衛生分野では、日本は、安全な飲料水の供給や生活水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行いました。パラグアイに対しては、2018年に医療機材の供与を通じた保健医療サービス向上のための無償資金協力に係る交換公文に署名しました。

さらに、中南米各国には日系社会が形成されており、日本は日系福利厚生施設への支援、研修員の受入れ、日系ボランティアの派遣等を継続しています。

また、今も貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要で



ボリビア

消化器疾患診断・治療フェーズ2

技術協力個別案件（第三国研修）（2015年10月～2018年10月）

中南米の各国では、食生活が現代化するに伴い、胃がん、大腸がんなどの消化器慢性疾患にかかる患者が増えており、ボリビアも例外ではありません。

日本は、ボリビアに対し、40年間にわたり消化器疾患の診断や治療などの医療サービス向上の支援を行ってきました。1979年に無償資金協力で首都ラパス市に建設された「日本・ボリビア消化器疾患研究センター（IGBJ）」は、日本による保健医療分野の支援・協力拠点の一つであり、2001年には国内最優秀病院に選ばれ、2005年には世界消化器疾患機関（WGO）の中南米初のトレーニングセンターとして認定されました。2005年以降、中南米18か国から500人以上の医療関係者が研修に参加しました。

2018年の第14回国際研修（4月11日～18日）では、米国、スペイン、日本等から16名の外国人講師が参加し、日本からは帝京大学と九州大学の医師が講師を務めました。また、オリンパス、富士フイルム、ペンタックス、栄研化学といった日本企業

も協力し、大学や民間企業との連携による研修が実現しました。

かつてIGBJ院長を務めていたビジャゴメスWGOラパストレーニングセンター長は「日本人専門家による実技指導や日本での研修を通じて、患者重視の姿勢や時間厳守など、仕事への向き合い方について大きな影響を受けた。本センターには日本の哲学が受け継がれている」と語っています。



帝京大学の小田島慎也医師による実技指導（写真：JICA）



ペルー中部に位置するカヤオ市において、日本の草の根無償資金協力により整備した校舎で学習する小学生たち（写真：在ペルー日本国大使館）

す。日本は、ハイチに対する「中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画」などの基礎教育施設の建設や、指導者の能力向上のための技術協力プロジェクトやボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

このほか日本は、半世紀以上国内紛争が続いたコロンビアに対して、地雷除去や被災者支援等の平和構築

分野の支援をこれまで実施しており、和平プロセスの進展を踏まえつつ、2017年6月、地雷除去関連機材等の供与に係る無償資金協力の供与を決定しています。

●南南協力や地域共同体との協力

長年の日本の開発協力の積み重ねが実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、およびアルゼンチンの4か国は、**南南協力***で実績を上げています。また、これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを締結し、たとえば、アルゼンチンと協力し、中南米やアフリカにおいて中小企業支援を実施しています。チリでは、三角協力を通じて中南米諸国の防災に資する人材育成を行っており、目標の4,000人を達成しました。

また日本は、より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題について、中米統合機構（SICA（シカ））やカリブ共同体（CARICOM（カリコム））といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。



用語解説

*南南協力（三角協力）

より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナー（援助国）や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。



ブラジル

日系社会シニア・ボランティア [高齢者介護]

日系社会シニア・ボランティア（2015年6月30日～2018年6月29日）

沖縄生まれの與那覇順子氏は、金融機関などで働いた後、1980年にご家族の都合でブラジルに渡航しました。地元の人たちの日本に対する信頼の厚さに対し、「こうした信頼の裏側には、ブラジル全土に190万人いるともいわれる日系ブラジル人の先駆者たちが地元社会のために積み重ねてきた汗と努力があるのだ」と感銘を受けたそうです。

帰国後、日本で介護福祉士としてさまざまな技術を学んだ與那覇氏は、再びブラジルに渡り、サンパウロから南東60キロに位置するサントス市の日系人を中心とする高齢者介護施設であるサントス厚生ホームにて、日系社会シニア・ボランティアとして活動を始めました。ホーム入居者の大半が、日系社会の基盤を作った90歳を超える人々で、彼らの穏やかな生活の支えとなっています。

與那覇隊員は、「加齢に伴って体力は衰え、介助が必要になりますが、せめて食事はご自身で食べられるようにと考えています。そのために、手先を使う作業や、作業の合間のおしゃべりを楽しむことが大切なのです」と、特に介護予防に力を入れています。

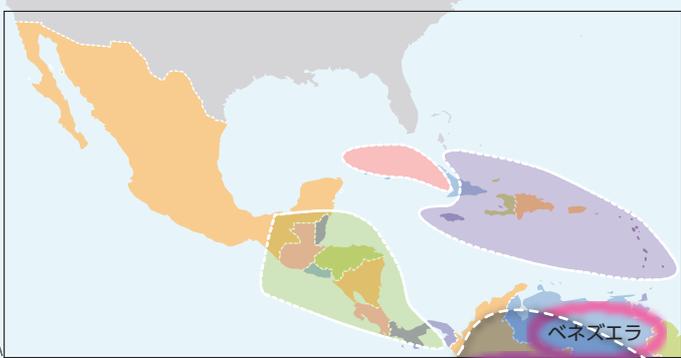
與那覇隊員が持参した沖縄の伝統的な染物である「**紅型**」模様の布20メートルを使い、入居者と一緒にブラジル伝統のパッチワーク「フシコ」のクッションを作ったり、おしゃべりをして楽しみながらできる活動をしています。



サントス厚生ホーム入居者がクッションを作っている様子（奥が與那覇隊員）（写真：JICA）

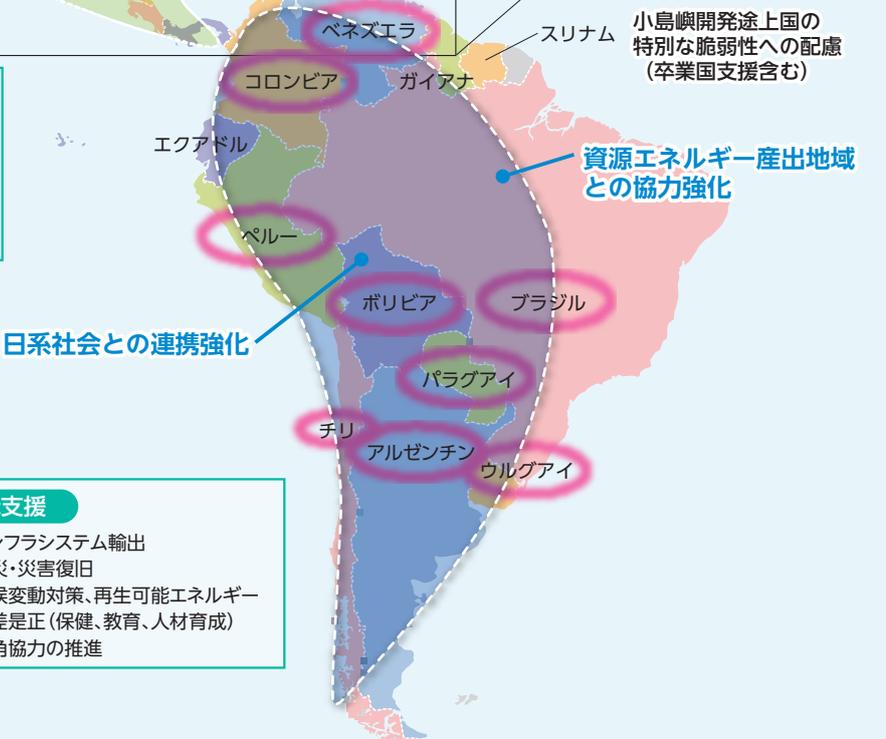
日本の
国際協力の
方針

中南米地域の重点課題



- カリブ諸国支援**
- ・環境、防災
 - ・気候変動対策・再生可能エネルギー
 - ・水産
 - ・(ハイチ) 社会基盤体制の強化

- 中米支援**
- ・インフラシステム輸出
 - ・防災・災害復旧
 - ・気候変動対策、再生可能エネルギー
 - ・格差是正(保健、教育、人材育成)
 - ・三角協力の推進



- 南米支援**
- ・インフラシステム輸出
 - ・防災・災害復旧
 - ・気候変動対策、再生可能エネルギー
 - ・格差是正(保健、教育、人材育成)
 - ・三角協力の推進

凡例
○ : 日系社会との連携強化

図表Ⅲ-5 中南米地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|--------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| | | 無償資金協力 | | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| | | | うち国際機関 を通じた贈与 | | | | | | | |
| 1 | コスタリカ | 0.35 | - | 4.37 | 4.72 | 51.02 | 16.77 | 34.25 | 38.97 | 55.74 |
| 2 | ブラジル | 1.15 | - | 19.35 | 20.50 | 27.62 | 86.30 | -58.68 | -38.19 | 48.12 |
| 3 | ペルー | 1.60 | - | 8.55 | 10.14 | 27.09 | 500.66 | -473.57 | -463.43 | 37.23 |
| 4 | キューバ | 32.34 (13.24) | 0.13 (0.13) | 3.37 (3.37) | 35.72 (16.62) | - | - | - | 35.72 (16.62) | 35.72 (16.62) |
| 5 | パラグアイ | 4.06 | - | 9.29 | 13.35 | 9.93 | 34.65 | -24.71 | -11.36 | 23.29 |
| 6 | コロンビア | 11.20 | - | 6.88 | 18.07 | - | - | - | 18.07 | 18.07 |
| 7 | ハイチ | 11.70 | 2.63 | 3.68 | 15.38 | - | - | - | 15.38 | 15.38 |
| 8 | ニカラグア | 0.96 | - | 11.00 | 11.96 | 3.36 | - | 3.36 | 15.31 | 15.31 |
| 9 | メキシコ | 0.17 | - | 11.90 | 12.07 | - | 3.25 | -3.25 | 8.82 | 12.07 |
| 10 | エクアドル | 6.81 | - | 4.96 | 11.78 | - | 8.86 | -8.86 | 2.91 | 11.78 |
| 11 | ボリビア | 1.61 | 0.17 | 8.92 | 10.53 | 0.22 | - | 0.22 | 10.75 | 10.75 |
| 12 | ホンジュラス | 1.81 | - | 6.90 | 8.71 | 0.77 | - | 0.77 | 9.48 | 9.48 |
| 13 | エルサルバドル | 0.45 | - | 6.40 | 6.86 | 2.33 | 16.16 | -13.83 | -6.97 | 9.18 |
| 14 | グアテマラ | 0.52 | 0.09 | 6.45 | 6.97 | 0.95 | 10.19 | -9.23 | -2.27 | 7.92 |
| 15 | アルゼンチン | 0.82 | - | 6.24 | 7.05 | - | 10.26 | -10.26 | -3.21 | 7.05 |
| 16 | ドミニカ共和国 | 0.60 | - | 6.22 | 6.82 | - | 5.98 | -5.98 | 0.84 | 6.82 |
| 17 | パナマ | 0.52 | - | 5.93 | 6.45 | - | 12.45 | -12.45 | -6.00 | 6.45 |
| 18 | ジャマイカ | 1.28 | - | 4.50 | 5.78 | - | 9.94 | -9.94 | -4.16 | 5.78 |
| 19 | セントルシア | 1.96 | - | 2.24 | 4.19 | - | - | - | 4.19 | 4.19 |
| 20 | チリ | 0.43 | - | 3.26 | 3.69 | - | 0.90 | -0.90 | 2.79 | 3.69 |
| 21 | セントビンセント | 1.78 | - | 0.45 | 2.23 | - | - | - | 2.23 | 2.23 |
| 22 | アンティグア・バーブーダ | 1.78 | - | 0.43 | 2.22 | - | - | - | 2.22 | 2.22 |
| 23 | ウルグアイ | 0.58 | - | 1.29 | 1.87 | - | - | - | 1.87 | 1.87 |
| 24 | ベリーズ | 0.28 | - | 1.25 | 1.53 | - | - | - | 1.53 | 1.53 |
| 25 | ガイアナ | - | - | 1.13 | 1.13 | - | - | - | 1.13 | 1.13 |
| 26 | ベネズエラ | 0.10 | - | 0.82 | 0.92 | - | - | - | 0.92 | 0.92 |
| 27 | グレナダ | 0.09 | - | 0.12 | 0.21 | - | - | - | 0.21 | 0.21 |
| 28 | ドミニカ国 | - | - | 0.16 | 0.16 | - | - | - | 0.16 | 0.16 |
| 29 | スリナム | - | - | 0.11 | 0.11 | - | - | - | 0.11 | 0.11 |
| | 中南米の複数国向け | | | 9.82 | 9.82 | 4.97 | | 4.97 | 14.79 | 14.79 |
| | 中南米地域合計 | 88.03 (68.93) | 3.02 (3.02) | 156.17 (156.17) | 244.20 (225.10) | 128.26 (128.26) | 716.37 (716.37) | -588.11 (-588.11) | -343.91 (-363.01) | 372.45 (353.35) |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・() 内の値は債務返済を含まない金額。

Ⅲ
4

第Ⅲ部

地域別の取組

4

中南米地域

5 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、民主化と自由化を達成し、現在は民主的な政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域、ひいては欧州全体の一層の安定と発展のため、また、基本的価値（人権、民主主義、市場経済、法の支配等）を共有する関係をさらに強化するため、市場経済化、経済インフラの再建、環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

■ 日本の取組

西バルカン諸国^{注8}は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していましたが、ドナー（援助国）や国際機関などの支援および各国自身による改革の結果、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は、持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は、2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を重点分野として開発協力を展開し、2018年には、安倍総理が西バルカン諸国との協力促進および社会経済改革を目的とする「西バルカン協イニシアティブ」を発表しました。引き続き、日本は、西バルカン諸国において、特に「持続可能な経済成長の促進」を重点方針として支援しています。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置し、地政学上重要な位置にあります。これらの国々の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとって、なくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援する

必要があります。日本は、2014年以降のウクライナ情勢の悪化を受け、国別では最大規模となる約18.6億ドルの支援を表明し、保健医療分野、民主主義の回復、財政、経済基礎インフラなどの幅広い分野において、ウクライナの国内改革を後押しする支援を行うと同時に、情勢が悪化したウクライナ東部に対しては、避難民等への水・衛生分野の支援、シェルターの提供、子ども、女性、障害者および高齢者など最も脆弱な人々のための社会ケア機関の修復、地雷除去、住居修復等の支援を着実に実施しています。日本は、資金供与以外でも、技術協力を通じた行財政改革支援、汚職対策支援、メディア支援を含む民主化支援等を実施しています。



マケドニア南西部のオフリド自治体における医療環境改善のため、日本からオフリド総合病院に供与された救急車を使用する現地の医療関係者（写真：在マケドニア日本国大使館）

欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、日本は、EUに加盟した国々に対し、援助対象国から卒業したのものとして支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー国として欧州地域の開発途上国に対する開発協力に一層積極的に取り組むことを促していきます。

注8 西バルカン諸国：アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ。

日本の
国際協力の
方針

欧州地域の重点課題

III
5第III部
地域別の取組
5 欧州地域

図表Ⅲ-6

欧州地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|----------------------|------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 無償資金協力 | | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| | | うち国際機関 を通じた贈与 | | | | | | | | |
| 1 | セルビア | 0.62 | - | 3.45 | 4.07 | 30.86 | 1.00 | 29.87 | 33.94 | 34.93 |
| 2 | アルバニア | - | - | 3.75 | 3.75 | 15.32 | 3.03 | 12.30 | 16.04 | 19.07 |
| 3 | ボスニア・ヘルツェゴビナ | 1.31 | 0.44 | 0.95 | 2.26 | 15.34 | 1.20 | 14.14 | 16.40 | 17.60 |
| 4 | ウクライナ | 2.43 | 1.52 | 8.31 | 10.75 | - | 8.30 | -8.30 | 2.44 | 10.75 |
| 5 | モルドバ | 4.93 | - | 0.59 | 5.53 | - | - | - | 5.53 | 5.53 |
| 6 | コンボ | 0.39 | - | 2.69 | 3.08 | - | - | - | 3.08 | 3.08 |
| 7 | マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国 | 0.45 | - | 0.36 | 0.81 | - | 4.67 | -4.67 | -3.85 | 0.81 |
| 8 | ベラルーシ | 0.17 | - | 0.07 | 0.23 | - | - | - | 0.23 | 0.23 |
| 9 | モンテネグロ | 0.13 | - | 0.02 | 0.16 | - | - | - | 0.16 | 0.16 |
| | 欧州の 複数国向け | - | - | 0.26 | 0.26 | - | - | - | 0.26 | 0.26 |
| | 欧州地域合計 | 10.43 | 1.96 | 20.79 | 31.22 | 61.53 | 67.78 | -6.26 | 24.96 | 92.75 |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

6 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれており、この地域の発展と安定は、ユーラシア地域全体の発展と安定にとっても大きな意義を有しています。また、この地域には石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などのエネルギー・鉱物資源が豊富な国も含まれることから、資源供給国の多様化を目指して資源・エネルギー外交を展開する日本にとっても戦略的に重要な地域です。この観点から日本は、これら地域の国々における人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値の広まりを支え、同時にアフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに近接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、同地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

■ 日本の取組

日本は、旧ソ連の崩壊に伴い独立した中央アジア・コーカサス諸国に対し、1991年の独立以来、市場経済体制への移行と経済発展に向けた各国の取組を支援するため、経済発展に役立つインフラ整備、市場経済化のための人材育成、保健医療など社会システムの再構築など多彩な分野で支援を行っています。

中央アジアとの関係においては、同地域が開かれた地域として安定・発展し、域内国が共通の課題に共同

で対処することが重要であるとの考えから、日本は2004年に「中央アジア+日本」対話の枠組みを立ち上げ、地域協力の「触媒」としての役割を果たすよう努力してきました。近年は対話にとどまらない、より実践的な協力を目指しています。

2018年1月にタジキスタンのドゥシャンベで開催された「中央アジア+日本」対話・第12回高級実務者会合（SOM）では、実践的協力の新たな優先的分野として観光分野に取り組んでいくことで一致しました。これを踏まえて開催された第4回専門家会合（2月）及び第2回ビジネス対話（3月）では、中央アジア各国の観光の実務専門家^{しょうへい}を招聘し、日本の観光業関係者と意見交換を行いました。このビジネス対話では、各国からの参加者と日本企業・経済団体の関係者との間でのビジネスマッチングも行われました。

7月に開催したシンポジウム「東京対話」では、中央アジア及び日本の有識者により「中央アジアの地域協力と地域安全保障の戦略的展望」をテーマとして活発な議論がなされました。議論の範囲は中央アジアの地域協力にとどまらず、アフガニスタン情勢や中東情勢が中央アジア地域に及ぼしうる影響等にも及び、同地域の重要性が改めて認識される機会ともなりました。また、11月東京において各省関係者の参加を得て行われた第13回高級実務者会合では、観光を中心



ウズベキスタン

タシケント州立がん診療センター医療機材整備計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力（2017年3月～2018年1月）

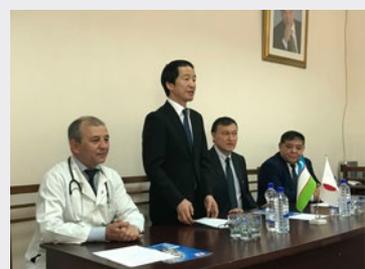
ウズベキスタンの首都タシケントにある州立がん診療センターは、耳鼻腫瘍科、小児腫瘍科、婦人腫瘍科などからなる大規模な医療機関であり、年間で約7万2000人の外来患者が受診する地域の拠点病院です。

ウズベキスタン政府は、国家計画に基づき、保健医療サービスの向上を目指しているものの、各病院に配分される予算が限られており、予算の多くを医薬品の購入や医療従事者の人件費等に充てざるを得ない状況となっているため、各病院では、品質の良い医療機材に買い換えるための資金が不足していました。

タシケント州立がん診療センターも、年間約8,000件近くの内視鏡検査を実施していましたが、既存の機材は絶えず修理を余儀なくされ、レンズの劣化、カメラ内の色彩分析装置の故障により、胃がんや食道がんなどの正確な診断が困難な状態にあり、良質の機材導入が急務となっていました。

このような状況の下、日本は草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、同センターに日本製の高品質かつ高解像度の内視鏡機材一式を供与しました。こうした協力により、現在では、こ

うの内視鏡機材が有効に活用されており、毎日15～20人、週に100人を超える患者の診断が適切に行われるようになったことにより、現地の人々のがんの早期発見、治療に非常に役立っています。



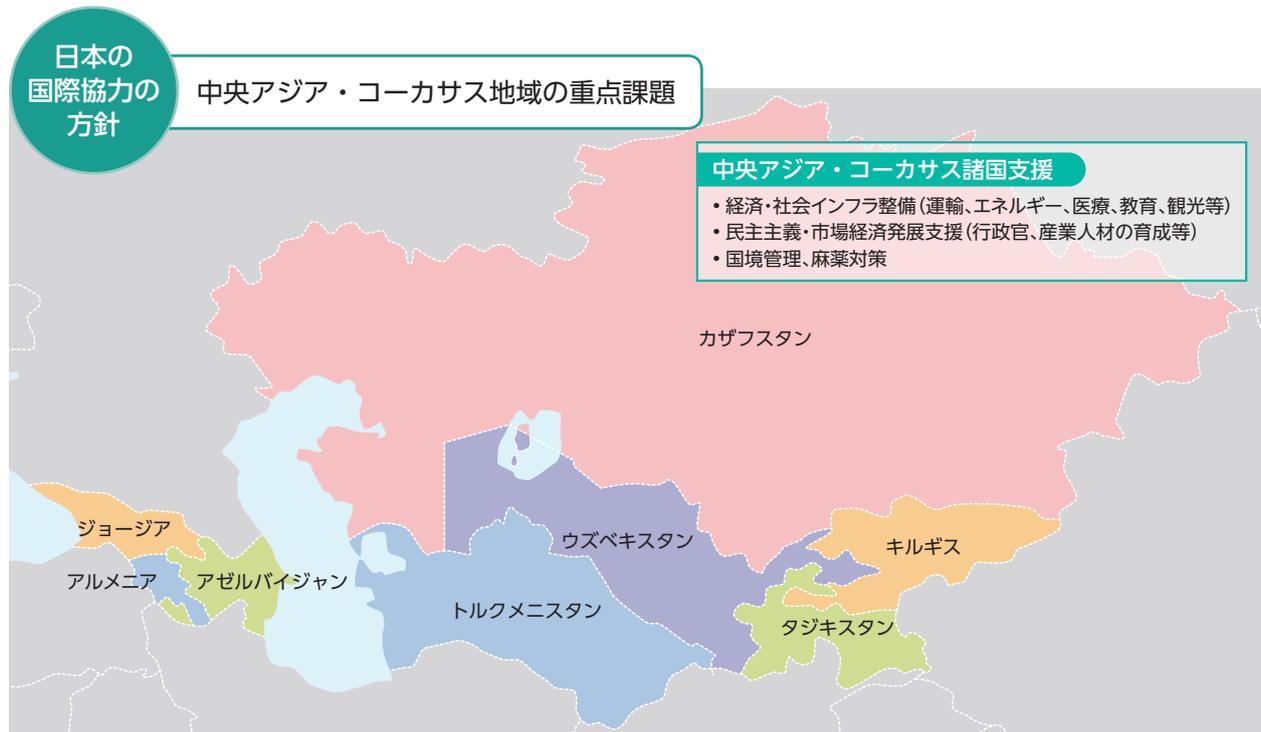
内視鏡機材供与式において挨拶する伊藤伸彰駐ウズベキスタン大使（写真：在ウズベキスタン日本国大使館）

とした実践的協力、地域安全保障、地域協力、貿易・投資、開発等についての意見交換が行われました。

コーカサス諸国との関係では、河野外務大臣が2018年9月にコーカサス3か国（アルメニア、ジョージア、アゼルバイジャン）を訪問した際、日本がアジアと欧州をつなぐゲートウェイとして重要な役割を担うコーカサス地域の自立的な発展のための協力を進めたいとの考えの下、国づくりのための人づくり支援と、インフラ整備やビジネス環境整備を通じた魅力的

なコーカサス造りの支援を柱とする「コーカサス・イニシアティブ」を発表しました。

このほか、日本は中央アジア・コーカサス諸国に対して、2017年までに10,647名の研修員の受入れ、3,463名の専門家の派遣をしており、他にも、若手行政官の日本留学プロジェクトである人材成奨学計画や、日本人材開発センターを通じたビジネス人材育成など、新しい国づくりに必要な人材の育成を支援してきています。



図表Ⅲ-7

中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 無償資金協力 | うち国際機関を通じた贈与 | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| 1 | ウズベキスタン | 3.65 | — | 5.86 | 9.51 | 263.24 | 27.73 | 235.51 | 245.01 | 272.74 |
| 2 | アゼルバイジャン | 1.15 | — | 0.43 | 1.58 | 48.39 | 19.83 | 28.56 | 30.14 | 49.97 |
| 3 | キルギス | 17.31 | 7.13 | 11.64 | 28.95 | — | 0.51 | -0.51 | 28.44 | 28.95 |
| 4 | タジキスタン | 16.86 | 1.78 | 7.23 | 24.09 | — | — | — | 24.09 | 24.09 |
| 5 | ジョージア | 0.88 | 0.37 | 0.96 | 1.85 | 14.78 | 2.55 | 12.23 | 14.08 | 16.63 |
| 6 | アルメニア | 0.33 | — | 3.87 | 4.21 | — | 10.01 | -10.01 | -5.80 | 4.21 |
| 7 | トルクメニスタン | — | — | 1.93 | 1.93 | — | 1.95 | -1.95 | -0.02 | 1.93 |
| 8 | カザフスタン | 0.28 | — | 1.35 | 1.63 | — | 40.62 | -40.62 | -38.98 | 1.63 |
| | 中央アジア・コーカサスの複数国向け | 6.48 | 6.48 | 1.66 | 8.13 | — | — | — | 8.13 | 8.13 |
| | 中央アジア・コーカサス地域合計 | 46.95 | 15.75 | 34.94 | 81.89 | 326.41 | 103.19 | 223.22 | 305.11 | 408.30 |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・「—」は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

7 中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、石油と天然ガスの埋蔵量とともに世界の約5割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。日本は原油輸入の9割強を中東地域に依存している上、日本と欧州とを結ぶ貿易の中心となる航路は中東地域を経由しているため、同地域は、日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からも極めて重要な地域となっています。また、2011年以降、同地域は大きな政治的変動を経験し、長期政権が崩壊した国では民主化プロセスが進められています。そうした国々の改革努力を経済的支援や人材育成等を通じて後押ししていくことは、その国自身や周辺諸国だけでなく、世界全体の平和と安定にもつながります。

一方で、この地域は、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」などの暴力的過激主義、大量の難民の発生、シリア危機、湾岸諸国間の緊張関係の継続、イラク北部における緊張、中東和平問題、アフガニスタン、イエメンおよびリビアの国内情勢など、地域を不安定化させる様々な課題を抱えています。ISILは

2014年、イラクおよびシリアの国境をまたぎ、「国家」の樹立を一時的に宣言しましたが、米国を中心とする「対ISIL連合」の支援等を受けて、2017年12月にはイラク政府がISILからのイラク全土解放を表明するなど、ISILの支配地域の縮小は顕著となっています。しかしながら、ローンウルフ型テロ^{注9}などへの脅威は残り、ISILをはじめとする暴力的過激主義が伸張した原因の根本に対処することは、引き続き、国際社会全体の大きな課題です。

また、人口に占める若者の割合が高い国が多いことも中東・北アフリカ地域の特徴であり、そのような国が今後も安定した成長を実現できるよう、支援していくことも重要です。このような諸課題を抱える同地域の平和と安定を実現することは、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすことから、日本を含む国際社会全体にとって極めて重要であり、持続的な平和と安定の実現、国づくりおよび国家の再建に向けて、国際社会が一致団結して取り組んでいくことが求められています。



チュニジア

品質・生産性向上プロジェクトフェーズ2 技術協力プロジェクト（2016年1月～2019年12月）

チュニジアは、EUとパートナーシップ協定を締結し、関税障壁の撤廃が進んだため、国際市場における産業競争力の確保・強化に取り組んでいます。チュニジア政府は、とりわけ雇用創出に貢献し得る国内産業、特に中小企業の品質や生産性の向上を重点課題としています。

日本が2016年から実施している「品質・生産性向上プロジェクトフェーズII」では、品質・生産性向上活動（「カイゼン」）普及コンサルタントの継続的な人材育成などの支援をしています。

日本式のカイゼン手法は、「5S」（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）や、見える化などで仕事の質を高め、安全性や作業効率を見直しながら、現場で働く人が中心となってチーム力を高めて課題解決を図っていく点が特徴です。カイゼンの結果、品質・生産性が向上することで、企業の利益が増大するだけでなく、現場で働く人も自らカイゼンを提案することでモチベーションを高められるなど、経営者と従業員にとってウィン・ウィンの関係性を構築することができます。

本事業では、まず日本人専門家がチュニジア人23名をカイゼンのマスタートレーナーとして育成しました。次に23

名が産業中小企業省の傘下の機械・電機電子、化学、繊維分野の各技術センターのコンサルタントとして、各分野における約6社のモデル企業を対象に、現在までに56社の現場カイゼンの指導を行いました。さらに、マ



カイゼンを導入し生産性が向上したチュニジアの中小企業（写真：kaizenプロジェクト池田専門家）

スタートレーナーが新規のコンサルタントを対象として日本の専門家と共にカイゼンコンサルタントを育成しています。実際にカイゼンを導入したある電子部品の中小企業では、生産性が3割から6割向上したことで、新しい生産ラインが設置され、事業拡大に繋がっています。

今後も、本事業を通じて持続可能な産業育成と国内産業振興を担う人材育成の支援を行い、チュニジアの産業競争力や経済成長の強化に貢献していきます。

注9 特段のテロ集団に所属していない個人が行うテロ攻撃のこと。

■ 日本の取組

● シリア・イラク、およびその周辺国に対する支援

国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2017年4月にブリュッセルで開催された「シリアおよび地域の将来の支援に関する会合（ブリュッセル会合）」において表明した、総額約2.6億ドルの支援を速やかに実施しました。これに加え、人道危機への対応、テロ対策、新たに過激主義を生み出さないための社会安定化等の観点から、2018年4月、河野外務大臣が第2回ブリュッセル会合において、シリア国内や周辺国に対する支援も含め、総額約2.2億ドルの追加的な支援を表明し、その緊急性に鑑み、速やかに実施しました。この支援には、避難民支援や電力供給の復旧に加え、若者の人材育成、女性のエンパワーメントといった分野への支援が含まれています。さらに日本は、急激に悪化した首都ダマスカス郊外の東グータ地区を含むシリアへの支援、ヨルダンおよびレバノンの難民に対する保健、食料等の分野への支援として、2018年4月、約1,400万ドルの支援を決定しました。また、2018年には、シリア難民の受入に伴って行政サービス等の負担が増加したヨルダンに対し、廃棄物処理分野において、機材等を調達するための支援も行いました。2011年のシリア危機発生以降、日本のシリア・イラク、およびその周辺国に対する支援の総額は約25億ドルとなっています。このように、絶えず人道状況が変化している同地域において、日本は時宜に即した効果的な支援を実施しています（28ページの「(1) 平和構築と難民・避難民支援」も参照）。

また日本は、人材育成や難民の自立支援に向けた取組も行っています。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて、中東地域における「寛容で安定した社会」



2018年7月、ヨルダンを訪問した佐藤副大臣がフレイハート・ヨルダン軍統合参謀議長とシリア情勢を中心に意見交換を行い、日本が引き続き難民支援等の支援を行う考えであることが説明された。

の構築のため、2016年から2018年の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明し、着実に実施しています。この支援の一環として日本は、5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れ、教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成することとしており、2018年には29名の留学生を受け入れました。また、難民への人道支援、自立支援（教育・職業訓練等）や受入国等に対する支援として、2016年に開催された「難民および移民に関する国連サミット」において安倍総理大臣が表明した、3年間で総額28億ドル規模の支援も実施しました。

● アフガニスタン支援

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年以降の支援総額は約66億ドルに上ります（2018年12月現在）。また、アフガニスタン支援における主要ドナーとして、同国政府およびG7や国連機関、世界銀行等の他ドナーとの協調に努めてきました。また日本は現在、アフガニスタンの自立と安定に向けた取組を支えるため、治安分野では警察の能力強化、開発分野では農業開発、人づくり、インフラ整備に支援の重点を置いています。

2012年には、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、日本は、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク（TMAF）」を構築しました。この相互責任の枠組みは、2018年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ閣僚級会合」にて採択された「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」に引き継がれています。

● 中東和平（パレスチナ支援）

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、1993年のオスロ合意以降、パレスチナに対して総額約19億ドル以上の支援を実施しています。具体的には、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その厳しい生活状況を改

善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、人々の生活の安定・向上、財政基盤の強化と行財政能力の強化、経済的自立のための支援のために、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備と、パレスチナ経済の自立化を目指した取組を行っています。

2006年以降は、日本独自の中長期的な取組として、日本は、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンとの4者による域内協力により、ヨルダン深谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）開発に取り組んでいます。2018年5月には、パレスチナを訪問した安倍総理大臣がJAIPを訪れ、ハムダッラー・パレスチナ首相から現状について説明を受けるとともに、JAIP内で稼働するテナント（入居契約を済ませた37社のうち12社が稼働）の展示ブースをまわって各テナントの説明を受け、JAIPで生産されたジュースやナッツ等を試食しました。

さらに2013年、日本は人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」を立ち上げ、これまで、人



2018年11月に会談を行った河野太郎外務大臣とマーリキー・パレスチナ外務・移民庁長官

材育成のための三角協力（89ページの用語解説「南南協力」を参照）や貿易・投資拡大に向けた会合を実施しています。また、日本は同会合を通じて、パレスチナ難民支援を担っている国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の支援国拡大に向けた働きかけを行うなど、重要な役割を果たしています。

また2018年11月、河野外務大臣は、マーリキー・パレスチナ外務・移民庁長官との会談の中で、日本として、JAIPやCEAPADを通じて引き続きパレスチナを支援していくと伝えるとともに、CEAPADに関連



トルコ

ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画 有償資金協力（1999年8月～2019年12月）

トルコのイスタンブールは、現在、人口1,500万人を超える同国最大の都市であり、今も人口が増え続けています。同市内はボスポラス海峡によりアジア側と欧州側に分断されていますが、主に住宅地区であるアジア側と商業地区である欧州側を結ぶ2か所の橋では、慢性的な交通渋滞が発生し、交通渋滞時の排気ガスによる大気汚染や、エネルギーの浪費が問題となっていました。このため、同市の増大する交通需要に対応し、環境負荷が低い交通手段として、ボスポラス海峡を横断する地下鉄を建設する計画が立てられ、1999年から日本の支援により実施されました。

本計画では、ボスポラス海峡の速く複雑な潮流に加え、多数の船舶の航行という厳しい条件のもと、世界最深となる60メートルの海底に沈埋トンネル^{注1}を敷設するという高い技術が求められました。また、埋蔵文化財に配慮しながら地下駅を建設する必要性など、歴史都市ならではのきめ細かな対応も要求されました。実際、海峡の流れや速度に対するデータの収集に1年近くを要し、また、多数の遺跡が発掘され、その都度工事が中断するなどの困難に遭いましたが、日本企業の高い技術力により、2013年10月にボスポラス海峡横断地下鉄（通称：マルマライ^{注2}）が開通しました。これにより、開通当時、行き来に30分を要していたものが、4分にまで短縮されました。

マルマライの開通式典は、トルコ建国90周年の記念日である2013年10月29日に開催され、日本側からは安倍総理が、

トルコ側からはエルドアン首相（当時）が出席するなど、日本とトルコの新たな友好の懸け橋として大々的に祝われました。また、ボスポラス海峡に地下トンネルを作る構想は、1860年にスルタン・アブドゥルメジド1世により提唱されたことに始まるといわれて

いることから、現地では、本計画によりトルコ国民の150年の夢が実現したとして、1860年当時の構想図とマルマライをデザインした記念切手が同日付けで発行されました。

本計画では、2013年10月以降も、マルマライ以外の既存の地上線改良の一部の支援を続けており、これが完了すれば、ヨーロッパと中央アジアを結ぶ長大な鉄道が誕生します。マルマライは、貨物鉄道として石油やガスの輸送も想定して作られていることから、今後、国際幹線鉄道の一部として、人だけでなく物流の大動脈としての活躍も期待されます。



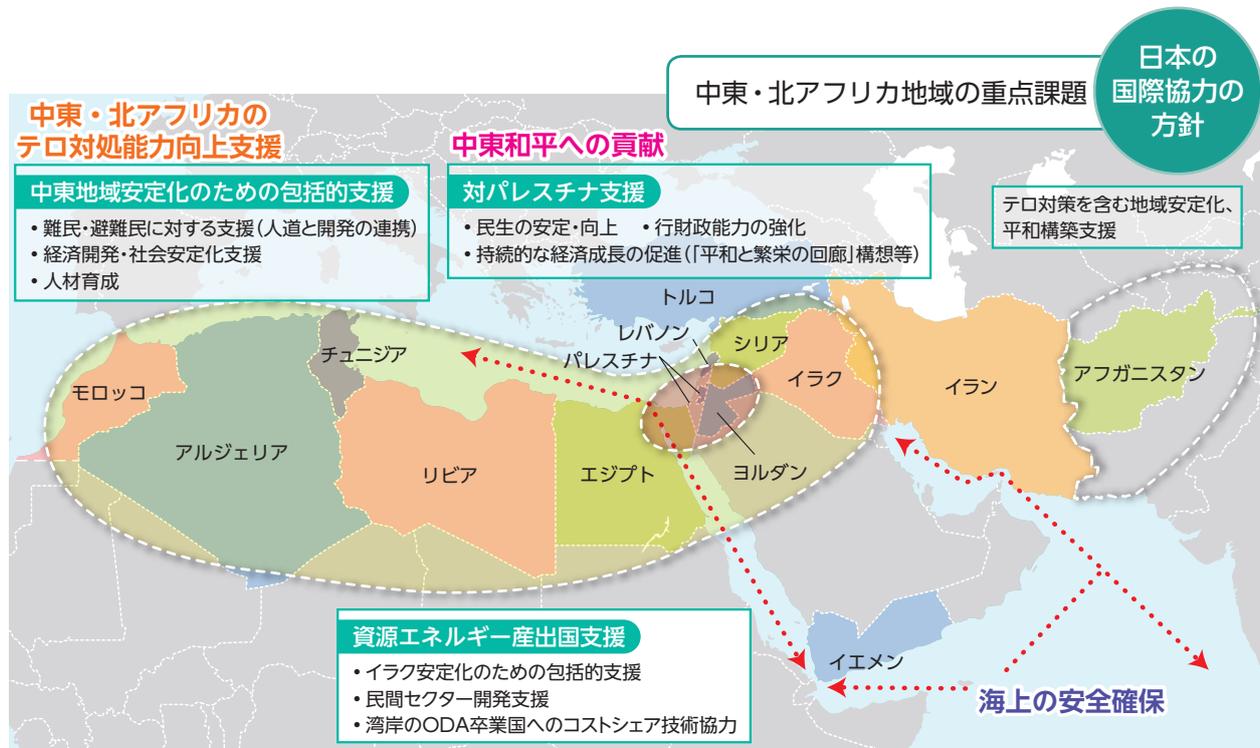
マルマライを待つ利用客

注1 函体^{かんたい}と呼ばれる箱形の構造物を造って船で運び、海底に沈めてつなぐ工法。本計画では11個の函体が敷設された。

注2 マルマライ（Marmaray）は、本計画の事業区域の南側にあるマルマライ海（Marmara）と、トルコ語で鉄道を意味するrayを組み合わせた混成語。

した会合をパレスチナで開催することを提案しました。これに対し、マーリキー長官からは、「平和と繁栄の回廊」構想やCEAPAD等の日本独自のイニシアティブによる対パレスチナ支援に謝意が表敬されるとともに、当該会合のパレスチナでの開催の提案に対し

て歓迎の意が示されました。日本は、このような支援を着実に実施し、国際社会と協力して、人道支援のみならず中長期的な視点から、日本の強みを活かした「人づくり」など、社会安定化と包摂的成長のための支援を行ってまいります。



図表Ⅲ-8 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|
| | | 無償資金協力 | うち国際機関を通じた贈与 | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| 1 | イラク | 53.25 | 50.41 | 13.14 | 66.40 | 303.61 | 16.88 | 286.73 | 353.13 | 370.00 |
| 2 | ヨルダン | 84.20 | 54.14 | 10.25 | 94.45 | 178.01 | 83.17 | 94.84 | 189.29 | 272.46 |
| 3 | アフガニスタン | 208.58 | 179.80 | 25.11 | 233.69 | - | - | - | 233.69 | 233.69 |
| 4 | トルコ | 14.31 | 13.89 | 3.20 | 17.51 | 146.25 | 191.68 | -45.42 | -27.91 | 163.76 |
| 5 | モロッコ | 7.47 | - | 10.32 | 17.80 | 140.64 | 81.26 | 59.38 | 77.18 | 158.44 |
| 6 | エジプト | 7.62 | 1.98 | 32.24 | 39.86 | 100.11 | 183.21 | -83.10 | -43.24 | 139.97 |
| 7 | チュニジア | 2.71 | 0.19 | 4.67 | 7.39 | 102.79 | 67.40 | 35.39 | 42.78 | 110.18 |
| 8 | シリア | 52.43 | 52.43 | 2.51 | 54.95 | - | - | - | 54.95 | 54.95 |
| 9 | イエメン | 50.58 | 50.58 | 0.06 | 50.64 | - | 0.07 | -0.07 | 50.57 | 50.64 |
| 10 | [パレスチナ] | 34.72 | 31.59 | 12.22 | 46.94 | - | - | - | 46.94 | 46.94 |
| 11 | イラン | 16.66 | 5.42 | 12.84 | 29.51 | - | 23.08 | -23.08 | 6.43 | 29.51 |
| 12 | レバノン | 18.18 | 17.38 | 1.40 | 19.59 | - | 6.21 | -6.21 | 13.38 | 19.59 |
| 13 | リビア | 2.64 | 2.64 | - | 2.64 | - | - | - | 2.64 | 2.64 |
| 14 | アルジェリア | 0.24 | 0.19 | 0.61 | 0.85 | - | 0.72 | -0.72 | 0.14 | 0.85 |
| | 中東・北アフリカの複数国向け | 77.88 | 47.39 | 1.91 | 79.78 | 0.98 | 2.16 | -1.18 | 78.61 | 80.77 |
| | 中東・北アフリカ地域合計 | 631.49 | 508.03 | 131.27 | 762.76 | 972.39 | 655.83 | 316.56 | 1,079.33 | 1,735.16 |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-]は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・[]は地域名を示す。

8 アフリカ地域

サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、豊富な天然資源と12億の人口を背景に大きなポテンシャルを有していますが、近年、国際資源価格の下落、脆弱な保健システムやテロ・暴力的過激主義の台頭など新たな問題にも直面しています。こうした課題に対応するため、2015年のアフリカ連合(AU)首脳会合において、アフリカ自身の新たな開発アジェンダである「アジェンダ2063」が採択され、国連でも同年「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が新たに採択されるなど、アフリカ自身の取組と密接に結びついた国際社会による新たな取組も開始されています。

■ 日本の取組

国際社会との協調の下で、上記のようなアフリカ自身の取組を後押しする枠組みとして、日本が国連、国連開発計画(UNDP)、世界銀行、アフリカ連合委員会(AUC)と共に継続的に開催している、アフリカ開発会議(TICAD: ティカッド)があります。2016年にケニアのナイロビで開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、①経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、②質の高い生活のための強^{きょうじん} 靱な保健システム促進、③繁栄の共有のための社会安定化について議論が行われ、その成果として、アフリカ開発の方向性を示す「ナイロビ宣言」がまとめられました。



岡崎まり青年海外協力隊員(看護師)が、任地のブルキナファソのサボネ保健局にて活動する風景。(写真: アン・ミモー)

これを受けて、日本政府は、TICAD VIの取組として、2016年から2018年の3年間で、日本の強みである質の高さを活かした約1,000万人の人材育成を

はじめ、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や強靱な保健システム促進、平和と安定の基盤づくりなどのアフリカの未来への投資を行う旨を発表しました。こうした取組の中には、約3万人の産業人材の育成、基礎的保健サービスにアクセスできる人数をアフリカ全体で約200万人増やすこと、約5億ドル以上の支援により約30万人の命を救うことなどが含まれています。第7回アフリカ開発会議(TICAD VII)は、2019年に横浜で開催予定です。

日本の対アフリカ外交にとっての重要課題の一つは、平和構築です。日本はTICADプロセスを通じ、アフリカの平和と安定のため、2008年以降、アフリカ15か国内のPKO訓練センターが裨益するプロジェクトに対して約1億ドルの支援を行い、延べ56名の日本人講師を派遣し、平和構築にかかる研修・策定を支援してきました。また、南スーダンにおいても、2018年9月に「再活性化された衝突解決合意」に関係者が署名するなど、平和と安定の回復に向けた大きな進展がありました。平和の定着を同国の国民が実感し、再び衝突が繰り返されないように、国際社会が協力して、南スーダンの平和の定着を支援していくことが重要です。

南スーダンの独立以来、日本は、JICAや国際機関を通じて、インフラの整備、代替産業育成、基礎生活分野の改善、ガバナンスの向上等の分野で南スーダンの国づくりを支援してきました。一方、南スーダンで治安が悪化した2013年以降、日本は、国際社会と協力して、東アフリカの地域機構である「政府間開発機構(IGAD)」を通じて、南スーダンの平和の定着を後押ししてきました。2018年3月には、日本はIGADに3,600万ドル規模の支援を実施し、「再活性化された衝突解決合意」に関する協議の開催や、合意事項の履行のために活用されました。また、日本は、南スーダン自身の平和イニシアティブである国民対話プロセスへの支援も行っています。国民対話への支援は、公共財政管理、警察能力の強化、税関能力向上等の人材育成支援、食料援助を含めた人道支援といった支援と並んで、南スーダンにおける平和と安定の回復に大きな役割を果たしています。

このほか、2017年5月、5年以上にわたって国連

南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に派遣されていた自衛隊の施設部隊は活動を終了しましたが、

司令部要員の派遣を通じて日本のUNMISSの活動への貢献は引き続き行われています。



タンザニア

タザラ交差点改善計画 無償資金協力（2016年2月～2018年10月）

タンザニア最大の都市であるダルエスサラームは、同国の交通の要衝であるばかりでなく、アフリカの内陸諸国にとっても、流通の起点として重要な役割を担っています。しかし、人口増加や、経済活動の活発化による交通量の増加から、交通渋滞は年々悪化し、タンザニアおよび近隣諸国の経済活動にも影響が出ていました。

このため、日本は、無償資金協力プロジェクト「タザラ交差点改善計画」により、ダルエスサラーム市内で最も混雑の激しい2大幹線道路が交わるタザラ交差点の立体交差化を支援しました。タンザニア初の立体交差点は、3年弱の年月をかけ、日本式安全管理を導入した建設により、無事故で完成しました。

2018年9月27日、マグフリ大統領と後藤駐タンザニア日本国大使をはじめとする多くの関係者が出席して、開通式が行われました。大統領は、本式典において、この素晴らしい

成果を踏まえ、さらなる立体交差点の建設を検討したいと述べました。

この立体交差点の完成により、交通渋滞は大幅に緩和され、物流が発展し、ダルエスサラームの商業都市

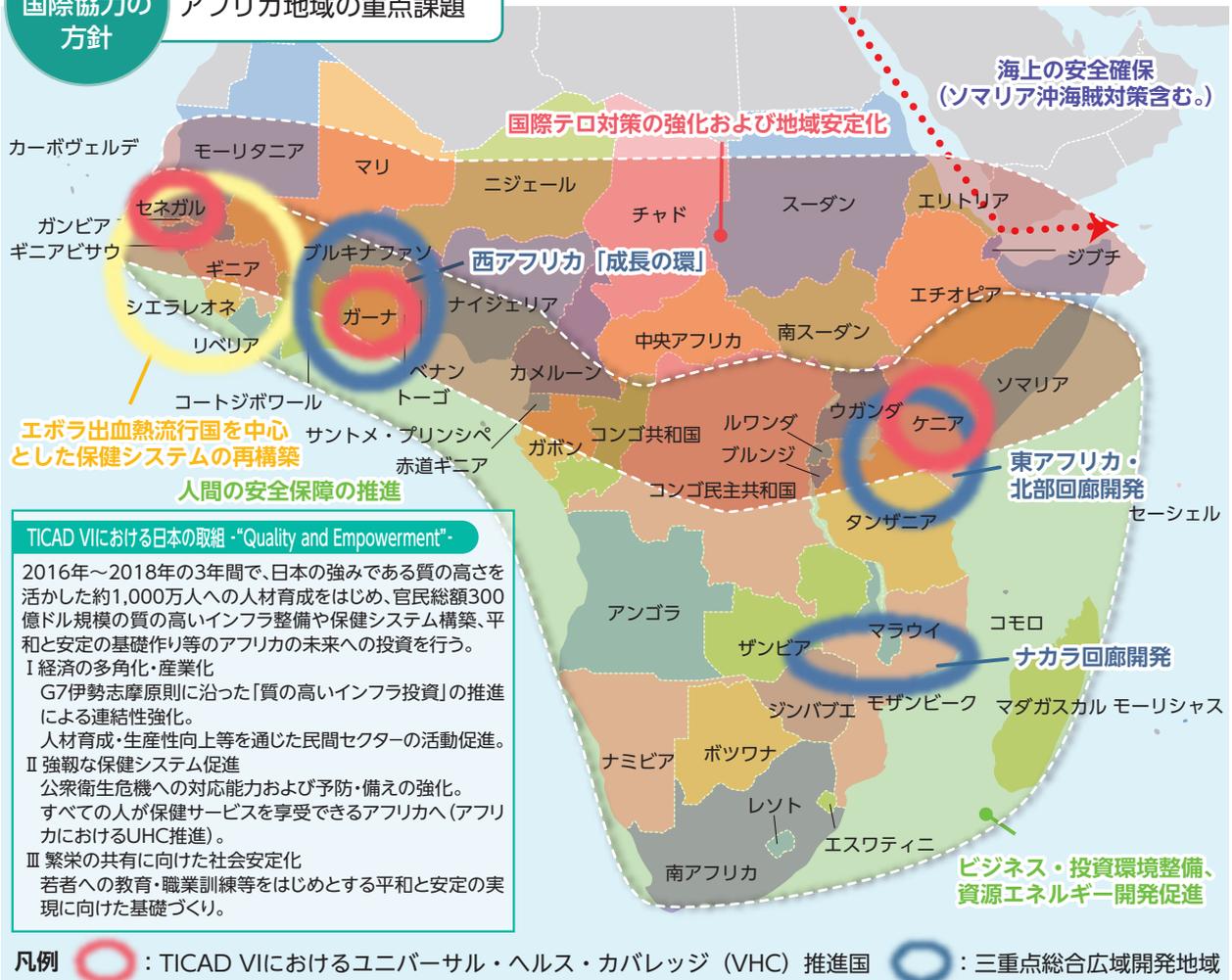
としての価値が高まることが期待されています。また、この立体交差点は、タンザニア経済に大きく貢献するとともに、日本とタンザニアの長年の友好関係を象徴するものとして、ダルエスサラーム市内のみならず、タンザニア全国で高く評価されています。



完成したタザラ交差点（写真提供：オリエンタルコンサルタンツグローバル）

日本の国際協力の方針

アフリカ地域の重点課題



図表Ⅲ-9

サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2017年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名 | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----|------------------|--------|------------------|--------|----------|--------------|------------|-----------|--------------|--------------|
| | | 無償資金協力 | | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | (A) - (B) | | |
| | | | うち国際機関 を通じた贈与 | | | | | | | |
| 1 | ケニア | 17.39 | 6.28 | 36.75 | 54.14 | 108.55 | 81.95 | 26.60 | 80.73 | 162.69 |
| 2 | モザンビーク | 22.52 | - | 25.23 | 47.75 | 101.77 | 0.91 | 100.86 | 148.61 | 149.52 |
| 3 | セネガル | 7.43 | 0.09 | 22.47 | 29.90 | 75.16 | 0.27 | 74.89 | 104.79 | 105.06 |
| 4 | タンザニア | 20.68 | - | 21.83 | 42.51 | 34.58 | 2.88 | 31.70 | 74.21 | 77.09 |
| 5 | ウガンダ | 21.70 | 15.41 | 18.44 | 40.15 | 24.44 | 0.36 | 24.07 | 64.22 | 64.58 |
| 6 | ガーナ | 34.57 | - | 16.63 | 51.20 | - | - | - | 51.20 | 51.20 |
| 7 | ルワンダ | 20.34 | 1.47 | 15.18 | 35.53 | 7.80 | - | 7.80 | 43.32 | 43.32 |
| 8 | 南スーダン | 35.74 | 20.34 | 6.48 | 42.22 | - | - | - | 42.22 | 42.22 |
| 9 | マラウイ | 29.44 | 2.79 | 11.67 | 41.10 | - | - | - | 41.10 | 41.10 |
| 10 | コンゴ民主共和国 | 28.74 | 9.20 | 11.90 | 40.63 | - | - | - | 40.63 | 40.63 |
| 11 | エチオピア | 11.25 | 5.39 | 27.66 | 38.90 | - | - | - | 38.90 | 38.90 |
| 12 | コートジボワール | 22.44 | 1.05 | 15.98 | 38.43 | - | - | - | 38.43 | 38.43 |
| 13 | ギニア | 26.65 | 7.78 | 3.42 | 30.08 | - | - | - | 30.08 | 30.08 |
| 14 | カメルーン | 7.80 | 7.69 | 8.64 | 16.43 | 12.76 | - | 12.76 | 29.19 | 29.19 |
| 15 | リベリア | 22.95 | 3.66 | 2.52 | 25.47 | - | - | - | 25.47 | 25.47 |
| 16 | ザンビア | 5.77 | 1.29 | 18.36 | 24.13 | 1.22 | - | 1.22 | 25.35 | 25.35 |
| 17 | スーダン | 11.34 | 4.59 | 12.34 | 23.68 | - | - | - | 23.68 | 23.68 |
| 18 | ナイジェリア | 13.38 | 4.84 | 9.67 | 23.06 | - | 0.11 | -0.11 | 22.94 | 23.06 |
| 19 | ソマリア | 21.17 | 21.08 | 0.32 | 21.49 | - | - | - | 21.49 | 21.49 |
| 20 | ベナン | 15.86 | - | 4.49 | 20.35 | - | - | - | 20.35 | 20.35 |
| 21 | マリ | 16.17 | 4.58 | 3.83 | 19.99 | - | - | - | 19.99 | 19.99 |
| 22 | ブルキナファソ | 8.87 | 4.20 | 10.50 | 19.37 | - | - | - | 19.37 | 19.37 |
| 23 | ジブチ | 13.24 | 1.10 | 3.68 | 16.92 | - | - | - | 16.92 | 16.92 |
| 24 | トーゴ | 16.27 | - | 0.39 | 16.66 | - | - | - | 16.66 | 16.66 |
| 25 | ジンバブエ | 9.83 | 2.46 | 5.00 | 14.84 | - | - | - | 14.84 | 14.84 |
| 26 | ニジェール | 12.63 | 9.61 | 1.92 | 14.55 | - | - | - | 14.55 | 14.55 |
| 27 | マダガスカル | 5.43 | 4.46 | 8.45 | 13.88 | - | - | - | 13.88 | 13.88 |
| 28 | モーリタニア | 10.95 | 6.04 | 1.78 | 12.73 | - | - | - | 12.73 | 12.73 |
| 29 | 南アフリカ | 0.92 | - | 11.02 | 11.94 | - | 0.84 | -0.84 | 11.10 | 11.94 |
| 30 | ボツワナ | 0.31 | - | 4.20 | 4.51 | 7.24 | 4.02 | 3.22 | 7.74 | 11.76 |
| 31 | チャド | 10.99 | 5.19 | 0.23 | 11.21 | - | - | - | 11.21 | 11.21 |
| 32 | 中央アフリカ | 10.86 | 10.86 | 0.03 | 10.90 | - | - | - | 10.90 | 10.90 |
| 33 | シエラレオネ | 5.07 | 4.90 | 5.58 | 10.65 | - | - | - | 10.65 | 10.65 |
| 34 | カーボヴェルデ | 1.94 | - | 0.54 | 2.48 | 5.64 | - | 5.64 | 8.12 | 8.12 |
| 35 | セーシェル | 5.35 | - | 0.13 | 5.49 | - | - | - | 5.49 | 5.49 |
| 36 | ナミビア | 0.68 | - | 3.09 | 3.77 | - | 8.37 | -8.37 | -4.60 | 3.77 |
| 37 | エスワティニ | 2.94 | 2.94 | 0.80 | 3.74 | - | 1.80 | -1.80 | 1.94 | 3.74 |
| 38 | アンゴラ | 0.79 | - | 2.92 | 3.71 | - | - | - | 3.71 | 3.71 |
| 39 | ガボン | 0.42 | - | 3.16 | 3.58 | - | 0.88 | -0.88 | 2.69 | 3.58 |
| 40 | エリトリア | 2.67 | - | 0.83 | 3.50 | - | - | - | 3.50 | 3.50 |
| 41 | コンゴ共和国 | 2.72 | 0.93 | 0.46 | 3.17 | - | - | - | 3.17 | 3.17 |
| 42 | ギニアビサウ | 2.41 | 2.41 | 0.41 | 2.82 | - | - | - | 2.82 | 2.82 |
| 43 | ブルンジ | 1.73 | 1.47 | 0.86 | 2.58 | - | - | - | 2.58 | 2.58 |
| 44 | モーリシャス | 1.92 | - | 0.59 | 2.50 | 0.06 | 2.82 | -2.75 | -0.25 | 2.57 |
| 45 | サントメ・プリンシペ | 2.31 | - | 0.23 | 2.54 | - | - | - | 2.54 | 2.54 |
| 46 | コモロ | 1.78 | - | 0.33 | 2.12 | - | - | - | 2.12 | 2.12 |
| 47 | レソト | 1.32 | 1.17 | 0.32 | 1.64 | - | - | - | 1.64 | 1.64 |
| 48 | ガンビア | - | - | 0.41 | 0.41 | - | - | - | 0.41 | 0.41 |
| 49 | 赤道ギニア | - | - | 0.15 | 0.15 | - | - | - | 0.15 | 0.15 |
| | サブサハラ・アフリカの複数国向け | 89.82 | 89.82 | 18.10 | 107.92 | 306.64 | 3.36 | 303.28 | 411.20 | 414.56 |
| | サブサハラ・アフリカ地域合計 | 637.51 | 265.11 | 379.92 | 1,017.43 | 685.86 | 108.58 | 577.28 | 1,594.70 | 1,703.29 |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組



ザンビアの技術訓練校の生徒にパソコンの使い方を指導するシニア海外ボランティア（PCインストラクター）の田中精一隊員
（写真：新聞郁子/JICA）

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 連携強化のための取組 | 104 |
| 2 開発協力の発信に向けた取組 | 117 |
| 3 開発協力の適正性確保のための取組 | 124 |

第Ⅳ部 多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組

日本の開発途上国への開発協力は、今までのODAを中心とした支援のみならず、人間の安全保障の理念の下、今後より一層、地球規模課題の解決に寄与する開発協力を行わなければなりません。その実施に当たっては、政府やJICAのみならず、大企業や中小企業、地方自治体のほか、大学、NGOを含む市民社会などの多様なアクター（主体）が、互いの長所を活かしながら連携して取り組む必要があります。こうした連携を行うに当たっては、日本政府は、大企業のみならず中小企業も積極的に海外で活躍できるよう、ODAを活用した海外展開支援を行っていきます。そして、NGOや市民社会の力を最大限に引き出すと同時に、様々なアクターが世界の開発協力の現場で活躍できるよう支援していかねばなりません。

また、国民の税金を使ってODAを行う以上、結果にコミットすることが必要です。そのためにも、ODAを行う主要な実施主体であるJICAのガバナンスをきちんと確立すると同時に、ODAの実施においても健全な競争関係を確保するなど、開発協力の適正性確保のための取組を進めていく必要があります。また、日本の開発協力に対するさらなる理解を国内外で深めていくべく、一層積極的な広報・発信に関する取組を行っていきます。

1 連携強化のための取組

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップの下で推進されています。政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化することが重要です。

(1) 官民連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの総額を上回る民間資金が開発途上国に流入する現在、途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。

日本の民間企業が途上国で様々な事業を行うこと

は、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を途上国にもたらすことができます。日本政府は、こうした民間企業との連携を通じ、効率的かつ効果的な開発効果の発現を目指し、様々な支援を行っています。

たとえば、日本政府は、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指すODAを活用した官民連携（PPP：Public-Private Partnership）や、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融資や円借款などを活用して、プロジェクトの計画段階から実施までの支援を行っているほか、日本企業が途上国において、様々な開発課題の解決に向けたビジネスモデルを策定するための情報収集や現地での実証活動を支援しています。

加えて、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関は、途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による**包摂的** ほうせつ **ビジネス**^{*}を推進しています。



匠の技術、
世界へ

3

モロッコの高速度路に日本式の維持・管理技術を！ ～日本ならではの「ニンジャテック」の導入～

モロッコにおける主要都市間の高速度路は開通から25年を迎えています。質の高い高速度路を建設したため、今でも重要な交通網として国民に信頼されています。モロッコ政府としても、こうした高品質の高速度路を有しているからこそ、新規の高速度路の建設のみならず、既存の高速度路の維持・管理の重要性についても十分に認識していました。こうしたことから、モロッコでは、経費があまりかからず、信頼性の高い技術による高速度路の点検などの維持・管理の技術を導入することが大きな課題となっていました。

モロッコ高速度路会社(ADM: Autoroutes du Maroc)は、2014年に阪神高速度路株式会社と協力関係を築き、その協力の過程で、阪神高速をはじめ全国の道路で次々と導入されていた株式会社特殊高所技術のインフラの維持・管理技術である「ニンジャテック」に関心を示し、2015年7月、阪神高速と技術交流の覚書を締結し、ニンジャテックの技術をモロッコに移転するプロジェクトが始まりました。

ニンジャテックとは、特殊高所技術が高い橋梁やダム、発電施設といった足場が組めないなど従来の方法では近づくことが難しいインフラの維持・管理・点検・補修のために考えた技術です。作業員がロープを駆使してぶら下がりながら点検や保守を行うことができ、しかも大掛かりな足場などが不要で短時間で済むため、コストが低いのが特長です。

本プロジェクトの中心的役割を果たした阪神高速の西林素彦技術部国際室長は、プロジェクトが始まった当時の様子をこう振り返ります。

「ニンジャテックの技術をモロッコの方に伝えるこのプロジェクトは、順調に進みました。何より、モロッコのADMの関係者の方々が、今後は自国の高速度路の維持・管理が重要になることを非常に理解されていたのが大きかったからだと思います。ニンジャテックの技術をモロッコに紹介するお披露目式では、モロッコの設備省の副大臣をはじめ多くの政府関係者が出席したのみならず、その様子が現地のマスメディアを通じて広く紹介されました。」



モロッコの高速度路の橋梁でニンジャテックを使って点検をする現地の技術者(写真:株式会社特殊高所技術)



日本での研修に参加した日本とモロッコの技術者たち(写真:株式会社特殊高所技術)

阪神高速と特殊高所技術が技術移転のために最初に行ったのは、ADMのモロッコ人技術者を日本に招いて訓練を行い、技術を伝えることでした。2016年、その最初の試みとしてADMが選抜した技術者3名が来日しました。特殊高所技術において今回のプロジェクトを担当し、3人の技術者の研修を良く知る山口宇玄技術部長は、当時の様子を思い出します。

「3人は日本に来てからの60日間、日本人技術者と同じ過酷な訓練を受けました。ニンジャテックの技術とは、ロープを使って上下の移動はもちろん、ロープの上を歩き移動していくものです。この技術をゼロから学ぶことは、彼らにとって、それまで泳いだことのない人が初めて泳ぐことを覚えるような大変なことであったと思います。しかし、3人はよく耐え、技術を確実に身に付けて帰国されました。素晴らしい素養を持った方たちでした。」現在、3人は帰国してニンジャテックの技術者として活躍しています。

今回のプロジェクトでは、モロッコ人の技術者の育成とともに、今後も持続的にこの技術をモロッコにおいて定着させていくことが重視されました。成功裏に終了した日本での研修結果を受けて、今後もADM側が予算を出して技術者を日本に派遣する研修事業を続けていくことになりました。

実際、これから高速度路などのインフラを充実させていこうとする多くの途上国では、とにかく「建設する」ということにだけに眼がいきがちで、その後必ず来る「維持・管理」の大切さにはあまり関心が向けられない場合が少なくありません。西林室長はこう語ります。「モロッコには、今後、同じフランス語圏の西アフリカ、北アフリカ諸国へこの技術を普及して欲しい。この事業を展開することで、アフリカ地域でのインフラの維持管理に貢献するとともに、その大切さも広めてもらうことを期待しています。」

IV
1

第IV部
多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

1
連携強化のための取組

ア. ODAを活用した官民連携（PPP）

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う官民協力の方法で、民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指すものです。PPPの事例として、上下水道、空港、高速道路、鉄道などの分野が挙げられます。

イ. 協力準備調査（PPPインフラ事業）

近年、新興・開発途上国においては、建設段階のみならず、完工後の運営・維持管理を含めたインフラ事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民協働による（PPP）インフラ整備の動きが世界的に拡大しています。こうしたPPPインフラ事業においては、官民の適切な役割分担を策定するために、案件形成の初期の段階から官民が連携して取り組むことが重要であることから、JICAは、海外投融資や円借款の活用を目指したインフラ事業への参画を計画している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査（F/S）*を支援しています。

ウ. 中小企業・SDGsビジネス支援事業

開発途上国では、貧困削減、感染症、紛争、自然災害、気候変動など地球規模の様々な課題（開発課題）を抱えており、近年ますます高度化、複雑化する傾向にあります。そうした中、民間企業の自由な発想に基づいたアイデアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携が必要となっています。

本事業は、民間企業からの提案に基づき、途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、途上国での課題解決に貢献するビジネス（SDGsビジネス）の形成を後押しするもので、委託調査の形で必要な情報収集（基礎調査、案件化調査）や、提案製品・技術等の実証活動を通じた事業計画の策定（普及・実証・ビジネス化事業）に活用することができます。また、本事業は、「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つのカテゴリーに区分されていますが、中小企業支援型について

は、上記目的を通じた日本の中小企業の海外展開を支援し、国内経済・地域活性化を促進することも期待されています。

さらに、外務省は途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業等の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業等の海外展開を支援する無償資金協力（中小企業等の製品を活用した機材供与）も実施しています。

そのほか、日本政府は中小企業等が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、企業等の海外展開を積極的に支援しています。なお、本制度は、JICAボランティア事業の制度見直しに伴い、2018年秋以降、「JICA海外協力隊（民間連携）」に変更されました。



ドミニカ共和国のサンティアゴ市北部郊外において、NGOが運営する貧困家庭向けの支援施設（コメドール）にて、様々な児童支援活動を行う長江茉莉子青年海外協力隊員（写真：ノバス・マキシモ）

エ. 事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、日本政府は、民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2016年以降、ミャンマーにおける漏水対策、ケニアにおける医療廃棄物対策、カンボジアにおける上水道拡張、フィリピンにおける廃棄物対策、ミャンマーにおける上水道整備の5つの案件を実施しています。

オ. 円借款の制度改善

近年、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に

提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアのBOPビジネス*を含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。そのためには開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要があります。

これまで、日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国へ技術移転することを通じて日本の「顔の見える開発協力」を促進するために本邦技術活用条件^{注1}を導入し、適用範囲の拡大、金利引き下げ等の制度改善を行ったほか、災害復旧スタンド・バイ借款^{注2}の創設などの追加的な措置を行ってきています。また、日本政府は、官民連携（PPP）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進する、途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、エクイティバックファイナンス（EBF）円借款^{注3}や採算補填（VGF）円借款^{注4}などを導入しています。

そのほか、日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」^{注5}のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善をおこなっております。たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を重要案件については最短で約1年半まで短縮することや、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款、ハイスペック借款および事業・運営権対応型円借款を創設することなどです。また、日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」^{注6}において、迅速化のさらなる推進を発表し、フィージビリティ調査（F/S）開始から着工までの期間を最短1年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図ることとする等、引き続き迅速な円借款

の案件形成ができるよう、制度改善に努めています。

カ. 海外投融資

民間企業による開発途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICAの海外投融資を活用して、途上国において民間企業が実施する開発事業へ直接、出資・融資を行うことにより支援しています。

海外投融資とは、JICAが行う有償資金協力の一つで、途上国での事業実施を担う民間部門の法人等に対して、必要な資金を出資・融資するものです。民間企業等の途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながりますが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがあります。海外投融資は、そのような民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資し、支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs（Sustainable Development Goals）・貧困削減、③気候変動対策となっています。2017年度末までに計22件の出・融資契約を調印しています。

また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、日本政府は海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建て（2014年）、米ドル建て融資（2015年）の導入を相次いで発表しました。2015年に日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始すること、JBICに案件の照会があった場合の標準回答期間を2週間とすること、民間金融機関との協調融資を可能とするこ

注1 本邦技術活用条件 STEP：Special Terms for Economic Partnership

注2 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

注3 EBF（Equity Back Finance）円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注4 VGF（Viability Gap Funding）円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するもの。

注5 「質の高いインフラパートナーシップ」は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

注6 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」は2016年5月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣が紹介。アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

と、および「先導性」要件の見直し、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合に融資できることとしました。

2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、JICA海外投融資の柔

軟な運用・見直しとして海外投融資の出資比率を25%から50%（最大株主にならない範囲）まで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化やユーロ建て海外投融資の検討を行うこととし、その後の検討結果、それぞれ対応可能という結論に至りました。



用語解説

^{ほうせつ} * 包摂的ビジネス (Inclusive Business)

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

* フィージビリティ調査 (フィージビリティ・スタディ)

立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうかを検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどのような可能性を持つか、また適切であるかについて、およびその投資効果について調査すること。

* 民間連携ボランティア制度

民間企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。企業等の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国等へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される。

* BOPビジネス (BOP : Base of the Economic Pyramid)

開発途上国の低所得層^{注7}を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。

事例として貧困層向けの乳幼児用栄養強化食品等の販売を通じて栄養改善を図るモデル、貧困農家に対する高品質の緑豆栽培に係る技術支援を通じて、収穫量・品質改善による所得向上を図るモデルなどが挙げられる。

(2) ボランティア、NGOなどの市民参加型連携 ア. 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア (JICAボランティア) 事業

1965年に発足し、2015年に50周年を迎えた青年海外協力隊を含むJICAボランティア事業は、累計で91か国に5万人以上を派遣し、まさしく日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。青年海外協力隊は、技術、知識、経験等を有する20歳から39歳まで、シニア海外ボランティアは、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までの国民が、開発途上国に原則2年間滞在し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、派遣先国の経済・社会の発展に協力する国民参加型事業です。

JICAボランティア事業は、現地の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深め

ることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しています。また、ボランティア経験者が日本の民間企業の開発途上国への進出等に貢献するなど、ボランティア経験の社会還元という側面も注目されています。

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国ボランティアの進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、これらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。

なお、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアを含むJICAボランティア事業の制度について、総称を「JICA海外協力隊」とし、現行の年齢による区分（青年・シニア）を、一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行い、2018年秋募集から順次適用しています。

^{注7} 1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたものを。

開発協カトピックス 5

JICA ボランティアの活躍ぶり
河野外務大臣主催 JICA ボランティアとの懇談会

パラグアイでコミュニティ開発隊員として家計をテーマに生活水準向上を指導する青年海外協力隊（写真：JICA）

JICA ボランティア事業は、1965年の発足以来、開発途上国における農林水産、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政など多岐にわたる分野における支援を行うため、累計5万人以上の青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなどの隊員を途上国に送り出してきました。隊員の現地に溶け込んだ協力活動が、世界の途上国の発展、日本と各国との信頼関係の強化に大きな役割を果たしてきたことは、まさに日本外交への貢献です。この白書でも、59ページのコラム「国際協力の現場から」において、マラウイに派遣され教師として活躍するかたわら、日本式のUNDOKAIを現地の学校で開催する青年海外協力隊の栗田隊員の活動をはじめとする隊員の活躍ぶりを紹介しています。

こうしたJICAボランティアのこれまでの活躍を称えると共に、JICAボランティアについて一層国民に知ってもらうことを目的とし、2018年7月3日、河野外務大臣主催にて懇談会を開催しました。

懇談会には、JICAボランティア経験者と今後ボランティアとして各国に派遣される予定の方々約140名に加え、来賓として、「日本の国際協力 特に青年海外協力隊の活動を支援する国会議員の会」（JICA議連）に所属する国会議員、JICAボランティア事業に参画する民間企業・団体関係者など、総勢約200名が参加しました。

懇談会において、河野外務大臣は、懇談会に出席したボランティア経験者の活躍に触れつつ、JICAボランティアの方々がそれぞれの任地において開発途上国の発展、日本と各国との信頼関係の強化に大きな役割を果たしてきたことは、まさに日本外交への貢献であるとして、JICAボランティア経験者、派遣中の



ブータンで農産物加工を指導するシニア海外ボランティア（写真：JICA）

隊員、今後派遣されるの方々など、全てのJICAボランティア参加者に対し謝意を表明しました。また、JICAボランティア経験者に対しては、引き続き日本と世界に貢献していただきたいと述べました。

JICAボランティア代表としてグアテマラで村落開発普及員として派遣されていた若尾元隊員が挨拶を行い、青年海外協力隊に参加したことにより貴重な経験を得ることができた、こうした経験は現在の仕事に大いに活かされており、今後も青年海外協力隊が多様な人材を輩出し、世界と日本で活躍することを期待する旨述べました。

今後とも、JICAボランティアの方々が、「日本の顔が見える開発協力」の主要なアクターとして活躍していけるよう、日本政府としてもその活動をサポートしていきます。



JICAボランティアと河野外務大臣が懇談している様子



アフリカのマダガスカルの中でも、北東部のマジュンガ郡はとりわけ作物に乏しく、総人口約7万人の多くが貧しい生活を余儀なくされており、食料や栄養に関する十分な知識が得られないため、栄養不良や体重増加不良の子どもが少なくありません。栄養不良は、人の健康状態だけではなく、肉体・認知能力の低下による学習到達度や労働生産性の低下を引き起こし、ひいては経済・社会開発の低下にもつながるため、マダガスカルでは深刻な問題となっています。

青年海外協力隊として同地で活動していた菅沼弘美^{すげぬまひろみ}隊員は、マジュンガ郡の基礎保健診療所を拠点に、2015年10月から2017年10月の間、助産師として、妊婦検診、小児予防接種のサポート、健康教育の実施などの活動を行ってきました。

マジュンガ郡保健局では、栄養不良児の特定が十分になされていなかったため、菅沼隊員は、母子が妊婦検診や小児予防接種のために診療所を訪れた際に、子どもの体重測定を通じて栄養不良児の特定を行い、診療所に来られない地域の母子のために農村部の巡回活動を積極的に行いました。また、母子手帳に掲載されている成長発達曲線の見方を説明するなど、母親への知識の啓発や栄養指導を行いました。

菅沼隊員と生後間もない乳児
(写真：JICA)



栄養指導にあたっては、青年海外協力隊員が協力して作成した教材「栄養改善キット」を用いたバランスのとれた食事の説明や、地元産で安価、かつ栄養価の高い食材を用いた調理のデモンストレーションを行うなど、母親にとってわかりやすく実践可能な方法を伝えました。

さらに、栄養改善を持続的に進めていくための体制作りに向けて、基礎保健診療所で働く保健ボランティアの人々が無理なく活動を続けていけるようなシステム作りにも取り組みました。

イ. 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で質の高い開発協力活動を実施しており、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。日本のNGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。外務省はこうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーとして、**NGOに対する資金協力を含む支援 (110ページ)**、**NGOに対する活動環境整備支援 (111ページ)**、**NGOとの対話 (112ページ)** の点で連携を進めています。

さらに、外務省は開発協力大綱の下、NGOとの今後5年間における連携の方向性にかかわる計画をNGOと共同で作成し、2015年に発表し、その後NGOと共に同計画の進捗^{しんちよく}報告を毎年行うなど、この計画のフォローアップを行っています。

●NGOに対する資金協力を含む支援

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域にお

いて開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるように様々な協力を行っています。

■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も医療・保健、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾処理のための人材育成支援等、幅広いものとなっています。この枠組みを通じて2017年度は日本の62のNGOが、35か国・1地域において、総額約50.7億円の事業を113件実施しました。

■ジャパン・プラットフォーム (JPF)

2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である「ジャパン・プラットフォーム (JPF)」には、2019年1月時点で42のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。2017年度には、アフガニスタン人道支援、イエメン人道危機対応支援、イラ

ク・シリア難民・避難民支援、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、ミャンマー避難民人道支援、シエラレオネおよび南アジアでの水害支援、スリランカ洪水支援など、10プログラムで83件の事業を実施しました。

■ NGO 事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、200万円を上限に総事業費の2分の1までの補助金を交付しています。2018年には8団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■ JICAの草の根技術協力事業

JICAの技術協力プロジェクトにおいてはNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGO、大学や地方自治体といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、国際協力の意志を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体の提案による国際協力活動について、「草の根技術協力事業」を実施しており、2017年度は222件の事業を世界51か国で実施しました。同事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つの支援方法があります。①草の根パートナー型（事業規模：総額1億円以内、期間：5年以内）、②草の根協力支援型（事業規模：総額1,000万円以内、期間：3年以内）、③地域提案型（事業規模：総額3,000万円以内、期間：3年以内。地域活性化特別枠は総額6,000万円以内）

● NGO に対する活動環境整備支援

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的には以下の4つの取組を行っています。

■ NGO 相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO



草の根技術協力プロジェクトの地域活性化特別枠に採択された宮城県「丸森町の在来技術を活用した小規模農家の食糧の安定利用強化プロジェクト」で、ザンビアの研修員に野菜栽培を教えている様子。詳細は68ページの「国際協力の現場から」を参照。（写真：耕野振興会）

団体（2017年度は15団体に委嘱）が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応する制度です。そのほか、国際協力イベントや教育現場等において国際協力に関する講演やセミナー等を無料で提供し、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。

■ NGO インターン・プログラム

NGO インターン・プログラムは、日本の国際協力NGOへの就職を希望する若手人材のために門戸を広げると同時に、将来的には日本のODAにも資する若手人材の育成を目指しています。これを通じて日本のNGOによる国際協力を拡充し、ODAとNGOとの連携関係をさらに強化していくことを目的として、外務省はインターンの受入れと育成を日本の国際協力NGOに委託し、育成にかかる一定の経費を支給しています。

インターン受入れNGOは、「新規」に10か月採用されたインターンをさらに12か月間の「継続」インターンとして採用するための申請を行うことができ、最長22か月かけてインターンの育成を行うことが可能となっています。2017年度は、このプログラムにより、計10人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

■ NGO 海外スタディ・プログラム

NGO 海外スタディ・プログラムは、日本の国際協力NGOの人材育成を通じた組織強化を目的として、日本の国際協力NGOの中堅職員を対象に、最長6か月間、海外での研修を受けるための経費を支給するものです。このプログラムは、国際開発分野の事業や同

分野の政策提言等において優良な実績を有する海外NGO、または国際機関にて実務能力の向上を図る「実務研修型」と、海外の研修機関が提供する有料プログラムの受講を通じて専門知識の向上を図る「研修受講型」の二つの形態で実施しています。研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、ほかのNGOとも情報を広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に尽力することとしています。2017年度は、このプログラムにより、7人が研修を受けました。

■ NGO 研究会

外務省は、NGOの能力、専門性向上のための研究会の実施を支援しています。具体的には、業務実施を委嘱されたNGOがほかのNGO等の協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ（参加型の講習会）、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策の報告・提言を通じて、NGO自身の組織および能力の強化を図ります。2017年度、NGO研究会は、「日本のNGOによる、アジア・アフリカ諸国における政府と現地NGOの対話プロセス構築支援の方法に関する研究」「日本のNGOの安全管理における課題の把握と政策の提言」「グローバル・ヘルスとNGO」の3つのテーマに関する研究会を実施しました。活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

■ JICAのNGO等活動支援事業

外務省が行う支援のほかに、JICAでは国際協力活動を実施しているNGO・NPO、公益法人、教育機関、自治体等の団体（NGO等）が、より効果的で発展的な事業を実施・推進するため、様々な形で研修等のNGO等活動支援事業を実施しています。JICAの企画やNGOからの提案により、草の根技術協力事業等の実施に際して必要となる開発途上国における事業実施に係る研修や、NGO等の機能強化に資する各地域や分野の状況に応じた研修を実施しています。

■ NGO-JICA ジャパンデスク

JICAはNGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICA ジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。NGO-JICA ジャパンデスクでは、

主に①日本のNGO等との連携によるJICA事業の円滑な実施に必要な業務、②日本のNGO等の現地活動を支援する業務、③日本のNGO等とJICAとの連携強化に必要な業務の3つのサポートを行っています。

● NGO との対話

■ NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されています。どちらの小委員会も原則としてそれぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。

■ NGO・在外ODA協議会

2002年以降、日本政府は日本のNGOが多く活動している開発途上国において、大使館、JICA、NGO関係者が意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会」を設置して、ODAの効率的・効果的な実施等について意見交換を行っています。

■ NGO-JICA 協議会

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を2017年度は年に4回開催しました。

(3) 地方自治体との連携

日本の地方自治体の持つ様々なノウハウは、世界中の開発途上国の経済や社会の発展において必要とされています。たとえば、多くの開発途上国では近年成長や都市化が著しい反面、環境問題やインフラの問題などへの対応が追いつかない中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で豊富な知見を蓄積している日本の地方自治体の協力がますます必要とされていることから、日本政府はODAへの自治体の参画を推進してきました。また、地方自治体の側のニーズの観点からも、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、



匠の技術、
世界へ

4

富山の「置き薬」の仕組みを世界へ

～伝統医薬品の改善を通じたミャンマーの保健衛生向上への取組～

富山県には「置き薬」の伝統があります。様々な医薬品が入った薬箱を各家庭に置かせてもらい、売薬さんという販売員が定期的に各家庭を訪問して、使用した分の代金を回収し減った分の医薬品を補充していく仕組みです。富山県が医薬品の産地として全国に名を馳せるようになったのは、かつて江戸城で福島藩の三春藩主が激しい腹痛になった際、富山藩主が持ち合わせていた薬を差し出したところ腹痛が回復し、それを見た全国の藩主が、是非自分の領地内でも富山の薬を売り広めて欲しいと依頼したという話からといわれています。現在、富山県内には約80の製薬企業が存在しています。

一方で、開発途上国では、医薬品が農村部にまで十分に行き届かない地域が少なくありません。途上国において質の良い医薬品を製造するための支援はもちろん、定期的に売薬さんが農村部を回る置き薬のシステムこそ流通手段が十分に発達していない途上国にとってふさわしい支援なのではないか、こうした思いから、富山県庁や富山大学、地元企業が協力して、医薬品の製造、販売、流通に問題を抱えている途上国の支援を検討してきました。こうした中、富山県は2006年から2011年にかけて公益財団法人日本財団の実施するモンゴルにおける置き薬システムの普及活動に支援を行ってきました。一方、ミャンマーでは、モンゴルでの置き薬システムを参考に伝統医薬品の置き薬システムを普及するとともに、伝統医薬品の品質確保を図るため、富山大学和漢医薬学総合研究所に伝統医薬品の品質分析に関する技術支援を要請し、2011年から指導を受けています。

2014年からは、JICAの「草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）」の支援を受け、富山大学和漢医薬学総合研究所の紺野勝弘研究員を中心に、ミャンマーの伝統医薬品の品質向上を目的に、伝統医薬品を所管している保健・スポーツ省の伝統医療局や製薬工場の職員に医薬品の製造管理や品質管理の技術を伝授するプロジェクトを始めました。

「マラリアなどと並んで下痢がミャンマーの6大疾病の一つとされており、衛生環境の悪さから罹患する人が多く悪化すれば危険な病気です。当時は下痢薬の製法も確立されていなかったため、製薬技術の支援から行いました」と、紺野研究員は当時を振り返ります。このような地道な活動を2016年まで3年間に渡って続けることで、ミャンマーの医薬品の品質は徐々に向上し、医療関係者をはじめ現地の人々から高く評価されるようになりました。

2017年からは、ミャンマーにおけるプロジェクトの第二期として、伝統医薬品を生産する新しい製薬工場の建設を行っており、施設や製品の管理等に関する技術的なサポートを実施しています。現在使われている工場は大変古く設備も整っておらず、そのような中で医薬品の品質を上げることはとても大変なこと



置き薬を現地住民に説明するミャンマー伝統医療局の担当職員（売薬さんに相当）（写真：富山大学）

でした。新工場の建設にあたっては、富山県の製薬企業が関わり、世界標準となっている医薬品の製造管理・品質管理の基準に基づく製薬のアドバイスも行っています。工場が完成すれば、世界水準の品質を持った医薬品を生産が期待されるプロジェクトです。

また、置き薬のミャンマーにおける展開についても、富山県の関係者は十分な潜在性があると感じています。医療事情が貧弱な農村部に居住する人々が多く、病院のある町から遠いところに住んでいる人が少なくないため、置き薬のシステムは良い役割を果たせるはずですが、課題も見えてきました。

ミャンマーでの置き薬の活動の当初は、村ごとに一つの薬箱を置く形でスタートし、これまでに全国の村の半分に当たる約3万村に薬箱を設置することができました。しかし、その後の実態調査によって、医薬品を補充する役目を果たすべき売薬さんの手が回らず、使いきったらそのまま放置されている例がほとんどでした。こうした反省点を受け、日本と同じように各家庭に一つの薬箱を置き、3か月ごとに売薬さんが回るプロジェクトを試験的に約500戸で実施したところ、きちんと売薬さんが各家庭に薬を補充していることが確認されました。ミャンマーでは、日本と同様のシステムでの置き薬を展開することが検討されています。

こうした製薬や置き薬の支援を通じて、ミャンマーのみならず富山県にとっても良い効果が現れ始めています。2018年5月には県内の製薬企業などの団体である富山県製薬連合会とミャンマー医薬品・医療機器事業者協会（MPMEEA）が薬の貿易発展のために協力することなどが盛り込まれた覚書を締結しました。現地では日本の薬は高価ですが、高品質で信頼性も高いので富裕層にターゲットを絞って販売すればきっと売れるのではないかと考えられます。

富山県でプロジェクトに関わる富山県厚生部くすり政策課小林主任は、このように語ります。「富山県の医薬品産業は、今後も県の成長を支える柱のひとつです。途上国の医薬品の品質向上のお手伝いをしながら、翻って富山県の医薬品産業にも良い影響をもたらす。そんなWin-Winの関係を作りながら、これからも長く支援を続けていきたいと考えています。」

※1 ミャンマーでは、伝統医薬品といわれる西洋薬の製造・販売に関する政府の管轄部署が異なっており、伝統医薬品は同国の保健・スポーツ省伝統医療局の管轄下、国営の工場で製造を行っている。



新工場の製造設備について助言する富山県の医薬品製造・品質管理の専門家（写真：富山大学）

IV
1

第IV部

多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

1

連携強化のための取組

地方の産業を含めた地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。

また、JICAは、2013年度より、草の根技術協力事業の中で、「地方活性化特別枠」を設けました。地方自治体が主体となって地域の知見・経験・技術などを活用した海外展開と途上国の開発課題解決との両立を目指し、途上国のみならず、日本の地域経済の活性化に貢献するWIN-WINの関係を築くことが期待されます。

(4) 大学との連携

政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割など、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な側面において協力し、連携を図っています。実際に、様々な大学と共同で技術協力や円借款事業、草の根技術協力事業をはじめとする事業を推進しています。

一例として、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的に、政府は人材育成奨学計画(JDS)を活用し、途上国の若手行政官等を留学生として累計36大学で受け入れており、2018年度は新規に321名を受け入れています。

また、産学官連携によるアフリカ産業人材の育成(ABEイニシアティブ)では、日本全国の72大学129学科が研修員を受け入れています。さらに、

ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、**アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクト***を実施しており、日ASEAN大学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究等を行っています。

さらに、近年、地球温暖化や感染症対策をはじめとしたグローバルな課題の脅威が急激に増してきており、その解決のために科学技術のさらなる発展が求められています。特にこれらの脅威の影響を受けやすい途上国では、地域のニーズに基づく研究開発が必要であることから、日本の優れた科学技術への期待が高まってきています。同時に、途上国の大学・研究機関等の自立的な研究開発能力の向上や持続的な活動推進体制の構築も急務となっています。このような問題意識の下、2008年から、JICAが文部科学省、科学技



地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)を通じて、ガボンのモワイヤン・オグエ州ランパレネ市の医学研究センター(CERMEL)で研究技術指導をしている長崎大学熱帯医学研究所の牛島由理研究員。詳細は47ページの案件紹介を参照(写真:青木純 JICA業務調整専門家)



タンザニア

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)「修士課程およびインターンシップ」プログラムおよびザンジバル都市水道配水施設改善事業

技術協力(研修)・有償資金協力(2015年8月~2017年9月「ABEイニシアティブ」、2016年2月~2017年12月「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」準備調査)

タンザニアのザンジバル諸島最大の島ウングジャ島では、財政難によって老朽化した送配水管設備が改修されず、給水量が不足し、時間給水や断水が日常化していました。そこで日本は2008年から2010年の技術協力プロジェクト「ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクト」において、ザンジバル水公社(Zanzibar Water Authority: ZAWA)に対して、顧客管理システムの整備や料金徴収に関する技術移転を支援し、水道料金徴収体制を確立しました。現在、ZAWAの総裁であるムッサ・ハッジ氏(Mr. Mussa Ramadhan Haji)は、同プロジェクトのフェーズ2(2011年~2015年)の際にはZAWAの顧客部長として尽力しました。同プロジェクトの実施によりZAWAの経営能力が改善され、安定した水道サービスの提供に寄与しています。

ハッジ氏は、同フェーズ2完了後の2015年にABEイニシ

アティブに参加し、東洋大学において、ZAWAにおける水道メーターの設置と水使用量の関係に関する研究を行い、2017年に修士号を取得しました。帰国後は一時、タンザニアの公共サービス規制局に在籍していましたが、2018年3月、ザンジバル大統領よりZAWA総裁に任命されました。

ハッジZAWA総裁は、強いリーダーシップの下、ZAWAの水道サービス向上に引き続き尽力しており、有償資金協力案件「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」の案件形成の促進にも貢献しています。



ザンジバル水公社による井戸の修理作業(写真: JICA)

術振興機構（JST）、日本研究医療開発機構（AMED）と連携し「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）^{注8}」を実施しています。SATREPSを通じ、日本と途上国の大学・研究機関の間で国際共同研究が行われています（具体例については、24

ページ「国際協力の現場から」も参照。)

こうした大学との連携は、途上国の課題解決における学術面での向上に寄与していることに加え、海外から研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。



用語解説

*アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network）

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施してきている。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力の下、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

(5) 諸外国および国際機関との連携

ア. 諸外国との連携

日本は、各地域や分野において他のドナー（援助国）との協調を推進しています。それに加え、幅広い開発課題に関する対話も行っており、2018年にはEUとの対話を実施しました。ODAを効果的に活用し、国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、他のドナーとの協力や連携の重要性は高まっています。

開発協力はこれまで、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の加盟国、いわゆる伝統的なドナーが中心的な提供者となってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジル、トルコなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を持ち始めています。自らが援助を受ける側から提供する側へと主要ドナーへの道を歩んできた経験を持つ日本は、新興国を含む諸国とも連携し、新興ドナーから途上国に対する援助（南南協力）が効果的に促進されるよう、新興国への支援（三角協力）も行っています。

イ. G7開発問題における連携

2018年5月31日から6月2日、カナダ・ウィスラーでG7開発大臣会合が8年ぶりに開催され、日本からは、中根外務副大臣（当時）が出席しました。同会合では、ジェンダーに焦点を当てつつ開発分野の諸課題について議論し、議長総括のほか、①持続可能な開発のための思春期少女の力の解放に関するウィスラー宣言、②人道支援におけるジェンダー平等及び女性・女

児のエンパワーメントに関するウィスラー宣言、③国際支援における性的搾取・虐待からの保護に関するウィスラー宣言、④開発に影響を与えるイノベーションを加速するためのウィスラー原則を発出しました。



カナダ・ウィスラーで開催されたG7開発大臣会合に出席した中根外務副大臣（当時）がマリー＝クロード・ビボー・カナダ国際開発大臣（議長）と握手している様子

ウ. 国際機関との連携

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組むことが強く求められている中、日本は国際機関との連携も行っています。

OECDのDACでは、2030アジェンダを含む今の時代に則した開発協力のため、新興国や民間部門等の多様な主体との連携強化を含め、取り組んでいます。具体的には、各国のODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、ODAを活用した民間の開発資金の動員の方策、民間や新興ドナー国などのODA

注8 SATREPSについては、23ページの用語解説を参照

以外の開発資金を幅広く統計として捕捉^{ほそく}する方策等について議論が行われています。

2016年、日本はOECD開発センターに復帰しました。同センターは、開発途上国の開発問題に関する調査・研究を行うOECD内のシンクタンクです。OECD加盟国のみならず、OECDに非加盟の新興国・途上国も参加し、様々な地域における開発について政策対話を行う場として、重要な役割を持っています。日本は、2018年4月にも「質の高いインフラの推進に関するセミナー」を同センターと共催する等、緊密に協力しており、引き続き同センターとアジアとの関係を強化する役割を果たしていく考えです。本セミナーでは、「質の高いインフラ」の概念の普及を目的として日本が同センターに対して任意拠出を行ったことを踏まえつつ、関係国・機関により質の高いインフラに関する取組みの紹介がなされ、量のみならず質を確保しつつインフラを整備していくことの重要性が参加者の間で共有されました。

日本は、2011年釜山援助効果向上ハイレベルフォーラムにて立ち上げられた「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC)」においても、多様な開発主体間のパートナーシップを通じた開発援助の効果向上に関する国際的な議論に貢献しています。2016年に開催された第2回GPEDCハイレベル会合では、日本は、SDGs達成のための効果的で包摂^{ほうせつ}的な連携のツールとして、自らの開発協力の実績に基づきながら三角協力の有効性を広く発信し、議論に貢献しました。

2 開発協力の発信に向けた取組

(1) 情報公開、国民の理解と指示の促進に向けた取組

開発協力大綱に基づき、持続的に開発協力を実施していくに当たり、外務省およびJICAは、国民の理解・支持を深めるため、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開や発信を積極的に行っています。また、地方や幅広い層への発信などの方法で、幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、ODAの現場を体験できる機会も提供しています。同時に、外務省およびJICAは、開発課題の多様化・複雑化に適切に対応していくためには、人材育成と知的基盤の強化も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力への理解を広めるべく、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報に力を入れています。

ア. 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関するウェブサイト^{注9}を相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。また、外務省はODAメールマガジンを発行し、在外公館の職員やJICA関係者、NGO職員、国際機関職員などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

また、外務省は、国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう、様々な媒体を利用した広報に取り組んでいます。2018年には、人気アニメ「秘密結社 鷹の爪」を起用し、アニメーション動画「鷹の爪団の 行け！ ODAマン」を制作しました。同動画では、ASEAN海上保安事業やケニアでの教育支援事業等、世界各地で行われている開発協力案件をわかりやすく紹介し、東京メトロのトレインチャンネルやBSテレビなどの放映を通じて、幅広い層の人々に届くことを目指す広報を実施しました。

その他、2018年5月中根副大臣（当時）は、お笑い芸人「ペナルティ」を「草の根大使」に任命し、草

の根・人間の安全保障無償資金協力の広報活動関連業務を委嘱しました。

毎年「国際協力の日」（10月6日）の前後には、外務省、JICAとJANIC（国際協力NGOセンター）が共催する日本国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN」が開催されています。2018年は、9月29日（土）に東京・お台場のシンボルプラザで、NGOや国際機関、在京大使館、企業、関係する省庁など268者が参加し、43,888人が来場しました。

また、海外においても、在外公館はODAを通じた日本の積極的な国際貢献について理解を深めてもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力に係る署名式や引渡し式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなど現地の報道機関も活用しつつ情報発信をしています。ほかにも、在外公館では、現地の報道機関関係者による日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道において日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。さらに、在外公館は、開発協力白書の英語版を駐在国の要人など関係者に渡し、日本の開発協力について紹介しているほか、様々な講演活動、英語・現地言葉によるホームページや広報パンフレット等の作成も行っています。

イ. ODAの実施・評価に関する情報公開

2010年に、JICAはODA事業の概要や成果等を分かりやすく説明し、ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、写真や事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。

また、外務省のホームページにおいては、草の根・人間の安全保障無償資金協力および文化無償資金協力で実施された案件について効果が現れている案件や十

注9 外務省ODAホームページ： <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>
JICA： <http://www.jica.go.jp> ODA見える化サイト： <http://www.jica.go.jp/oda>

分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓をとりまとめたりリストを公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。

ウ. 開発教育の推進

外務省は、職員を中学校、高校、大学、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、JICAでも開発教育を支援するため、学校教育の現場などの求めに応じて、JICAボランティア経験者などを講師として紹介し、開発途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解の促進を図る「国際協力出前講座」や、東京、名古屋、札幌にある展示施設「地球ひろば」や国内拠点で学校などの訪問を受け入れる「JICA訪問」への対応を行っています。また、中学生・高校生を対象に「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、JICAは教員に対して、「開発教育指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことを目的とした「教師海外研修」などを実施しています。

エ. ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。JICAは教師や地方自治体関係者などの現地視察への派遣支援にも力を入れています。

オ. 議論や対話の促進

日本政府は、ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、日本政府は国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心を有している国民の方々と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、国際協力を地域から発信するとともに地域の活性化を目指しています。



国際協力出前講座の様子 (写真：JICA)

開発協カトピックス 6

世界で役立つ日本のODAをもっと知ってほしい！
「鷹の爪団の 行け！ ODAマン」



- 大いなる！
- D ダイナミックな！
- A アシスト！！
- オー Dディー Aエー！！

オダではなくてODAオーディーエー！！

Official Development Assistance、政府開発援助です。

アニメ動画で知るODA

このコラムを読んでいるあなたはきっと、開発途上国への支援に関心があったり、開発協力のことを勉強していたりするのではないのでしょうか。あるいは、既にODAの仕事をしていたり、国際協力活動に参加していたりするかもしれません。そしてきっと、こう思ったことがあるのではないのでしょうか。「世界のこと、開発途上国のこと、開発協力のことを、もっと多くの人に知ってもらいたい！」

私たちも、同じ思いを持っています。世界全体がもっと平和になり、繁栄していくためには、開発途上国の発展が欠かせません。日本の平和と繁栄は、世界の平和と繁栄があって初めて可能になります。ですから、国際社会の安定は、日本にとっても重要です。

ODAはその実現のために重要な役割を果たしているのですが、主に海外で行われているので、日本で知る機会はあまり多くありません。オダとは読まないまでも、「ODAって耳にはするけどイマイチよく分からない…」と思っている方も多いようです。

そこで、国民の皆様にはODAについてもっと知ってい

ただために、河野外務大臣は2018年9月、アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を外務省の「ODAマン」に任命し、世界で役立つ日本のODAをギャグ満載でご紹介する動画「鷹の爪団の 行け！ ODAマン」シリーズが誕生しました。



かつては援助を受ける側だった日本がODAで開発途上国を支援する側になるまでの歴史から始まり、アジア沿岸諸国やケニア、トルコ、ペルー等、世界中で行われている日本のODAを、「ODAマン」が元気いっぱいに紹介するショートアニメは、2018年9月から10月にかけて東京メトロのトレインチャンネルやBS放送で放映されたほか、LINEではマンガ版も配信され、YouTubeの外務省チャンネルでも好評放映中です。



動画【トルコ編】行け！ODAマン 潜ってイスタンブールの巻
(本案件の紹介は、98ページを参照。)



マンガ版「鷹の爪団の行け！ODAマン」

グローバルフェスタに「リアルODAマン」が登場

9月29日には、東京・お台場で開催された国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」に、一日限定の「リアルODAマン」が着ぐるみで登場しました！ここでしか会えない「ODAマン」と、「秘密結社 鷹の爪」の原作者で声優のFROGMAN氏の生アテレコという夢の共演に、降りしきる雨をものともせず、会場は大いに盛り上がりました。



「グローバルフェスタJAPAN2018」に登場したODAマンとFROGMAN氏（9月29日、東京）



外務省、JICA、(特活)国際協力NGOセンター（JANIC）が毎年共催する国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」。NGO、企業、国際機関、在京大使館等268者がブースを出展、一日で43,888人が来場した。（9月29日、東京）



ちゃんと読めるかな？人文字でO・D・A！
(9月29日、東京)



リアルODAマンとハイタッチ！
(9月29日、東京)

貴重な税金で行われているODA、その意味や目的、重要性をしっかりと説明してご理解いただくために、「ODAマン」はこれからも、ODAに対する国民の皆様のご関心とご理解が深まるよう頑張っておりますので、応援をどうぞよろしくお願いいたします！

「鷹の爪団の行け！ODAマン」の動画・マンガは外務省ホームページで公開中！
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/page22_001008.html



ODA 鷹の爪

検索

開発協力トピックス 7

草の根・人間の安全保障無償資金協力

～草の根大使「ペナルティ」による広報活動～

学校へ行きたい、病院で治療を受けたい、きれいな水を飲みたい、地雷のない安全な地域に住みたい……。そんな人間らしい暮らしが当たり前ではない国や地域が数多くあります。そうした地域に直接アプローチし、本当に必要なものを届けるため誕生したのが「草の根・人間の安全保障無償資金協力」（草の根無償）です。1989年に開始され、2018年に実施開始から30周年となり、これまでに累計約3万件を実施してきました。

支援対象は、小中学校の教室や病院の基礎的な医療機材、井戸の掘削などの小規模な施設建設、機材供与が中心です。また、日本で使用済みとなった消防車・救急車などを無償で供与する輸送費支援や、人道的見地から対人地雷の除去活動・犠牲者支援活動、日本企業がNGO等と協力して行う官民連携案件の支援も行っています。

草の根無償誕生30周年を機に、国内外の方々により一層「草の根無償」の活動とその魅力を知っていただくため、2018年5月30日、中根外務副大臣（当時）が



左：「草の根無償」イメージキャラクター「くさのネコ」。手に草を持ち、世界中の人々に笑顔を届ける。
右：「草の根無償」ロゴマーク。中央の木は「人」をイメージ。人と人やぬくもりが繋がることをイメージしている。

ら吉本興業所属「ペナルティ」のヒデ（中川秀樹氏）およびワッキー（脇田寧人氏）に、「草の根大使」委嘱状を交付しました。

草の根大使「ペナルティ」の具体的な活動として、2018年8月にタイにて、実際に草の根プロジェクトが行われている地方の学校、移民労働者支援施設、障がい者支援施設を訪問し、得意のサッカーやタイ語を駆使して現地の人々と交流するとともに、タイ外務省への表敬も行いました。その模様は現在、外務省YouTube公式チャンネル（Mofa Channel）を通じてインターネット上で公開中です。

また、同年の『国際開発ジャーナル』11月号及びJICA広報誌『MUNDI』12月号のインタビューに登場したほか、2019年2月には、西日本最大級の国際協力の催しであるワン・ワールド・フェスティバルにも出演し、芸人らしいわかりやすい語り口で草の根無償の取組とその魅力を発信しました。



草の根大使・ペナルティ



タイでの交流（地方の学校訪問）



ワン・ワールド・フェスティバルでの様子

(2) 開発協力人材・知的基盤の強化

日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げており、その達成に向けて、外務省は、大学や国際機関駐日事務所、関係府省庁等と連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に実施しています。その一環として、人材の発掘の観点から、国内外において、国際機関の採用制度を説明するガイダンスを開催したり、国際機関の幹部や人事担当者が訪日して行う就職説明会を実施したりするなど、広報に努めています。

外務省は、国際機関の正規職員を志望する若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、必要な知識・経験を積んでもらい、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度を実施してきており、開発協力分野を含む国際機関で活躍する人材の育成に努めています。同制度は1974年から実施し、これまでに累計約1,700名を派遣してきており、2017年度は59名を派遣しました。

ほかにも外務省は、2015年度から、平和構築・開発人材の発掘・育成・キャリア構築を包括的に実施するため、従来の事業を刷新し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を開始しました。この事業では、平和構築・開発分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象に国内外での研修を行う「プライマリー・コース」、および平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」、新たに国際機関でのキャリア構築を目指す実務家向けの「グローバル・キャリアコース」（2018年度より開始）を実施しています。さらに、日本政府は平和構築・開発分野

の国際機関やNGO等での就職を希望する方を対象に、ポスト獲得、その他のキャリアアップに必要なスキル・知識を提供する「キャリア構築支援」を実施しています。

またJICAは、開発協力にかかわりの深い研究を行い、将来同分野において活躍する意思を持っている大学院生などに対しインターンシップを1997年から実施しており、2017年度は119人を開発コンサルタントの協力現場を含む様々な職場で受け入れています。また、2002年の第2次ODA改革懇談会の提言に基づいて、省庁、JICAやNGO、国際機関といった様々な専門的な知識や多様な経験を持つ人材に活躍してもらうため、JICA内の「国際協力人材センター」では国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」（<http://partner.jica.go.jp/>）を通じて国際協力に関する求人情報、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談（進路相談）なども行っています。またJICAは、国際協力人材の養成確保のため、ジュニア専門員、能力強化研修などを実施しています。

さらに、日本政府は国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しています。JICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

日本政府は、日本が持つ強みを活かして、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図るなど、大学・研究機関と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための知的基盤強化に努めていきます。

国際協力の
現場から
8

国際機関で活躍する日本人職員の声

～モルディブから国際協力に関心を持つみなさんへのメッセージ～

JPO*の面接で将来のキャリアについての質問に、「一
国の国連常駐調整官になりたいです」と答えてから早
22年。現在、モルディブで国連常駐調整官兼国連開発
計画（UNDP）代表として任期5年目を迎えています。
国連常駐調整官とは、その国で活動する国内外の国連機
関の総まとめ役です。仕事の範囲は国連全体の開発5か
年計画の指揮、人権に関するアドボカシー（権利擁護）
活動、並びに政情分析に基づく予防外交と多岐に及びま
す。現在まで9か国に勤務しましたが、ここモルディブ
における国連常駐調整官の仕事の醍醐味は格別です。

私が開発の仕事に関心を持ち始めたのは、大学4年生
の時に行ったフィリピンへのダイビング旅行でした。楽
しいはずの休暇とは裏腹に、その時に目にしたストリー
トチルドレンの窮状が痛ましく、そのような不平等な国
際社会の改善のために自分は何ができるだろうと問題意
識を持ったのがきっかけでした。JPOの面接では大き
な夢を言ってみたものの、まさか本当に国連の代表にな
るとは実は思ってもみませんでした。努力と気力、体力
に加え、自分の人生の目標は何なのかをはっきりと思い
描くことで、道が開けてきたと思います。

その後、大学院を卒業し、東京にてシンクタンクでの
2年弱の勤務を経て、1998年に紛争後のタジキスタン
にJPOとして派遣されました。その後、コソボ、旧ユー
ゴスラビア、ニューヨーク本部の総裁室を経て、混乱が
続くコンゴ、地震後のパキスタン、鉱山開発に注目が集
まるモンゴル、内戦後のネパールに赴任しました。それ
ぞれの国を発展させていく上での重要な転換期の現場に
居合わせることができ、貴重な経験をしてきました。

これらどこの国にも独自の開発課題があり、とるべき
戦略や解決策もそれぞれ変わってきます。政府やコミュ



2013年ネパールの制憲議会選挙にて長蛇の列に並び投票を待つ女性たち（写真：野田章子代表）

ニティと問題意識を共有し、相手側にオーナーシップをもって課題に取り組んでもらい、持続性をもたせ、柔軟に対応していくことが重要です。

今まで数々のプロジェクトに関わってきましたが、最も思い出に残っている仕事は、UNDPの事務所長としてネパールで関わった選挙支援です。2006年11月の和平



モルディブにて、コミュニティの女性たちと談笑する野田章子代表（写真：Munshid Mohamed/UNDP Maldives）

協定締結以来、UNDPはネパール選挙管理委員会の事務局の能力開発を行ってきましたが、特に2013年の制憲議会選挙に向けて重点的な支援を行いました。毎日のように選挙管理委員長と連絡を取り合い、政治的にセンシティブな支援の要請にも応え、時間的に綱渡りのような際どい状況の中、何とか選挙の当日を迎えました。

選挙の当日は、カトマンズ市内や近郊の投票所を数か所訪れ、投票状況を自らの目で確認しました。きれいに着飾った女性を含む多くの投票者が山道を数時間かけて歩き、投票所で更に2～3時間待ちを経て投票していました。そのような環境なら日本では投票率が一桁になりそうですが、2013年の制憲議会選挙の投票率は約80%と、ネパールの歴史上最も高い結果となりました。まだまだ日の浅い民主主義の権利を遂行しているネパールの人々を見て、大忙しだった選挙前の苦労が実った充実感に浸った一日でした。

開発協力の仕事は大変やりがいがあります。実際には国連をはじめとする国際機関、外務省、NGO、大学などの活躍の場が考えられますし、私のような管理職から専門家、ボランティアなど職種も様々です。やりたいことを明確にし、自分の強みを知ること、どの機関、どの分野の仕事が自分に合っているのかを見極めると、より楽しく仕事に取り組めると思います。

モルディブ国連常駐調整官兼 UNDP 常駐代表
野田 章子

* 将来的に国際機関で正規職員として勤務することを志望する若手日本人を対象に、日本政府が派遣にかかる経費を負担して一定期間（原則2年間）各国際機関に職員として勤務する制度（JPO派遣制度）により派遣される職員。（詳細はJPOに関する外務省ウェブサイトを参照： <https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html>）

3 開発協力の適正性確保のための取組

日本の長年にわたるODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきたわけではありません。ODAは、日本と開発途上国との間の友情と信頼の確かな絆^{きずな}を築くとともに、日本の国際社会における地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとするに大いに役立ってきましたが、課題や困難に直面したこともありました。ODA事業に際して、不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。また、環境や地元コミュニティに予期せぬ影響が出たり、累積債務問題が生じたりしたこともあります。さらに、日本政府の開発協力は、日本の顔が見えにくい、援助目的が達成されていないといったご意見をいただくこともあります。

日本政府としては、こうした経験を一つひとつ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話を行うといった努力を続けてきました。こうしたことを通じて、日本は、開発途上国の人々に真の豊かさをもたらすよう、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」という、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進する方針の下、環境・気候変動への影響、特に貧困層や女性、少数民族、障害者などの社会的に弱い人々に配慮しながらのODAを行っています。また、不正を防ぐ仕組み、受入国側との丁寧な対話と調整、さらには、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスも整えてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた努力を不断に続けていきます。

(1) 不正腐敗の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODAに関連した不正行為等が行われることは、開発協力の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODAに対する国民の信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

しかしながら、ODAを巡る不正行為は今日においても後を絶たず、厳しい対応が求められているところです。このような不正行為を防止するには、たとえば、不正行為を行ったとしても、いずれ見破られ、厳

しいペナルティが課されることを認識させる必要があります。そこで、外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為も踏まえつつ、これまで、監視体制の強化として「不正腐敗情報に係る窓口の強化」、「第三者検査の拡大」等を行い、ペナルティの強化として「排除措置期間の上限引上げ」、「違約金の引上げ」、「重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入」等を行いました。さらに、2018年には、外務省およびJICAは、措置に係る基準を改正し、「排除措置対象の拡大」（措置対象者の企業グループ等への措置、措置期間中の者から事業譲渡等を受けた者への措置を可能とした。）等を行いました。

日本政府は、ODAに関連した不正行為は断じて許さないという強い決意の下、JICAと連携し、引き続き、不正行為の防止に向けた対応について、しっかりと取り組んでいきます。

(2) 国際協力事業関係者の安全対策

JICA関係者のみならず、コンサルタント、施工業者、NGO等、様々な国際協力事業関係者が活動している開発途上国の治安状況は複雑で、国ごとに状況が異なる上、常に変化しています。

2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を受け、外務省およびJICAは、関係省庁、有識者と共に国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、同年8月、「最終報告」を発表しました。これは、「安全はもはやタダではない」ことや、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要性を認識し、より広範囲な国際協力事業関係者・NGOの安全の確保に向け、以下に関して講ずべき措置をとりまとめたものです。

- ①脅威情報の収集・分析・共有の強化
- ②事業関係者およびNGOの行動規範
- ③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化
- ④危機発生後の対応
- ⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

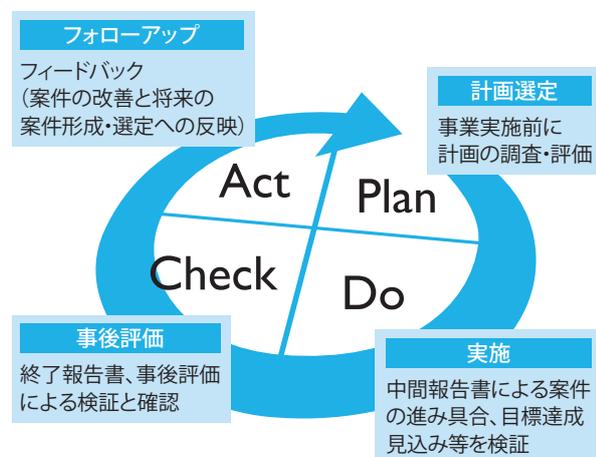
以降、外務省およびJICAは、これらの新たな安全対策を着実に実施してきています。

(3) 評価の実施

これまで日本は、ODA事業の透明性向上を徹底し、その説明責任の向上を図るため、①PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。

PDCAサイクルの強化について、日本は、①すべての被援助国における国別開発協力方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。

PDCAサイクル



より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。外務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」^{注10}）に基づいて、経済協力に係る施策等について政策評価を実施するとともに、中立的な立場から評価を行うべく第三者によるODA評価を実施しています。

第三者評価では、第三者が主に政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）を行い、開

発の視点から政策やプログラムが日本のODA上位政策や被援助国のニーズに合致しているか（政策の妥当性）、当初予定されていた目標が達成されているか（結果の有効性）、政策の実施までに適切なプロセスが取られているか（プロセスの適切性）の3つの評価項目に基づいて評価を行います。また、開発の視点に加えて当該政策やプログラムの実施が外交上、どのような効果があったかの確認が重要との考えから、外交の視点からの評価も行っています。2015年度からは原則すべての評価案件で外交の視点からの評価を行い、ODAの外交的な重要性および外交的な波及効果（ODAが日本の国益の実現にどのように貢献したか）を明らかにするため、外交の視点からの評価の拡充を試みています。海外から日本のODAがどのように見られているかの一例として、ASEAN（10か国）における対日世論調査^{注11}では、日本のODAについて、9割近くが「日本のODAが自国の開発に役立っている」と回答しています。

また、評価結果を外務省ホームページなどで公表しており、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて国民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たす役割も持っています。^{注12}

JICAも無償資金協力、有償資金協力、技術協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。JICAは各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。また、事業の効果を定量的に把握することは重要であり、インパクト評価^{注13}の強化にも取り組んでいます。

^{注10} 交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。）」の事後評価を行っている。

^{注11} 外務省が世論調査機関に委託して、2017年3月にASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）における対日世論調査（各国において18歳から59歳までの300名を対象に、インターネットおよび一部訪問面接を併用した調査）を行った結果。
URL：http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005211.html

^{注12} ODA評価 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

^{注13} インパクト評価という場合は、開発事業の効果を、統計学や計量経済学的手法を用いて検証する方法を意味する。

JICAの予算執行管理等の問題

JICAの事業のうち、技術協力の事業費およびそのための管理的経費の財源として、毎年度外務省予算から、独立行政法人国際協力機構運営費が交付されています。2017年度途中において、このJICA運営費交付金のうち技術協力事業の年度内の支払必要見込額が予算額を大幅に上回る見通しが確認されました。これを受けてJICAは、2017年度内の支出を予算の範囲内に収めるため、実施予定事業の翌年度以降への後倒しによる支払時期の繰延べや新規案件の実施準備凍結等により、年度内の支出を急遽抑制しました。この過程で、事業を予定していた相手国政府関係者やコンサルタント、技術協力専門家等のJICA事業関係者に混乱を招きました。

この予算執行管理に係る問題が生じたことを受け、2018年6月に外務省およびJICAは、JICA運営費交付金事業の予算執行統制を強化するための取組を直ちに行いました。JICA予算を横断的に管理・統制する明確な権限と責任を持つ部署として「予算執行管理室」をJICA内に創設した（2018年7月）ほか、理事会を通じたガバナンスの強化や、予算執行管理を強化するためのシステム改善等を行うとともに事態を生じさせた原因を究明し、再発防止のためのさらなる施策の提言を得るため、組織・経営、会計管理・独法監査、ITシステム等の外部の専門家から構成される「予算執行管理強化に関する諮問委員会」をJICA理事長のもとに開催し、計8回にわたる審議を経て、12月に最終報告書を取りまとめました。

同報告書では、問題の背景として、2016年度末までの中期目標期間内に全予算を執行しようとする発想から、途上国の旺盛な開発ニーズへの資金需要の高まりも受けて、新規案件を意欲的・迅速に形成したこと、案件の開始に伴う後年度支出見込み額が適切に管理されていなかったこと、執行の下振れや追加の予算配分を見越した予算執行が行われていたこと等が原因として挙げられています。これらを踏まえ、同報告書では、法人予算の事前統制の緩みの是正や、個別案件単位での適時・適切な予算執行管理の徹底、後年度計画額の適切な把握と管理、予算執行状況の可視化と理事および理事会の役割の明確化等、具体的な再発防止策が提言されています。

外務省およびJICAとしては、今回の予算執行管理問題により、国民と被援助国政府を始めとする関係者の信頼と期待を大きく損なったことを真摯に受け止め、二度とこのような問題を生じさせないよう、同報告書提言の適切な実施等を通じた内部管理の適正化を進め、信頼回復に努めていきます。

(4) 「ODAに関する有識者懇談会」の実施

外務省は、限られた予算の中で、ODAをこれまで以上に効率的かつ効果的に活用していく観点から、河野外務大臣の下で、2018年7月から計4回にわたり、ODAに関する有識者懇談会を開催しました。この懇談会では、ODAに関わる実施主体（国際協力NGO、民間団体等）をどのように強化し、各々の特性を活かした役割を担ってもらうかについて有識者に議論を行っていただき、11月、第4回会合の際に提言を提出いただきました。提言の具体的な内容は以下の5点です。

1. 開発協力の全体像の中での役割分担の検討、競争と連携の強化
 2. ODAに関する国民・市民の理解・認知度向上
 3. NGOの財政基盤強化としての一般管理費の拡充
 4. 国際協力の財源強化としての官民マッチングファンドの創設
 5. 開発協力を担う人材の育成
- 外務省は、これらの提言の内容をしっかりと受け止め、様々な関係者と良く議論をし、ODAをより効率的かつ効果的に実施していきます。

参考統計

| | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 2018年度政府開発援助予算（当初予算） | 128 |
| | (1) 政府開発援助予算の内訳 | 128 |
| | (2) 政府開発援助一般会計予算（政府全体） | 128 |
| | (3) 政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体） | 129 |
| | (4) 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 | 130 |
| | (5) 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） | 131 |
| | (6) 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） | 131 |
| 2 | 2017年の日本の政府開発援助実績 | 132 |
| | (1) 政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2017年） | 132 |
| | (2) 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2017年） | 133 |
| | (3) 二国間政府開発援助分野別配分（2017年） | 138 |

2017年版開発協力白書まで掲載していた上記以外の統計については、外務省の開発協力白書のホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>) に掲載します。

1 2018年度政府開発援助予算（当初予算）

(1) 政府開発援助予算の内訳

(単位：億円、%)

| 区 分 | 2017年度 | | | 2018年度 | | |
|--------------|--------|-------|------|--------|-----|-----|
| | 予算額 | 増減額 | 伸び率 | 予算額 | 増減額 | 伸び率 |
| 一般会計予算 | 5,527 | 8 | 0.1 | 5,538 | 11 | 0.2 |
| 事業予算（純額） | 13,704 | 2,031 | 17.4 | 14,440 | 735 | 5.4 |
| 事業規模（総額） | 21,000 | 2,448 | 13.2 | 21,650 | 650 | 3.1 |
| （参考）円／ドル・レート | 110円 | | | 112円 | | |

(注)

・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

(2) 政府開発援助一般会計予算（政府全体）

(単位：億円、%)

| 区 分 | 2017年度 | | | 2018年度 | | |
|----------------|--------|-----|------|--------|-----|------|
| | 予算額 | 増減額 | 伸び率 | 予算額 | 増減額 | 伸び率 |
| I 贈 与 | 5,076 | 0 | 0.0 | 5,078 | 3 | 0.1 |
| 1. 二国間贈与 | 4,155 | 2 | 0.1 | 4,161 | 6 | 0.1 |
| (1) 経済開発等援助 | 1,631 | 2 | 0.1 | 1,605 | -26 | -1.6 |
| (2) 技術協力 | 2,508 | 1 | 0.0 | 2,540 | 32 | 1.3 |
| (3) その他(*1) | 16 | 0 | 0.0 | 16 | 0 | 0.0 |
| 2. 国際機関への出資・拠出 | 921 | -2 | -0.3 | 917 | -3 | -0.4 |
| (1) 国連等諸機関 | 607 | 8 | 1.4 | 610 | 2 | 0.4 |
| (2) 国際開発金融機関 | 313 | -11 | -3.3 | 307 | -6 | -1.9 |
| II 借 款 | 452 | 8 | 1.8 | 460 | 8 | 1.8 |
| JICA（有償資金協力部門） | 452 | 8 | 1.8 | 460 | 8 | 1.8 |
| III 計 | 5,527 | 8 | 0.1 | 5,538 | 11 | 0.2 |

(注)

・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）

（単位：億円、％）

| 区 分 | 2017年度 | | | 2018年度 | | |
|--------------------|--------|-------|-------|--------|------|-------|
| | 予算額 | 増減額 | 伸び率 | 予算額 | 増減額 | 伸び率 |
| I 贈 与 | 8,090 | 149 | 1.9 | 7,945 | -146 | -1.8 |
| 1. 二国間贈与 | 4,851 | 8 | 0.2 | 4,858 | 6 | 0.1 |
| (1) 経済開発等援助 | 1,631 | 2 | 0.1 | 1,605 | -26 | -1.6 |
| (2) 技術協力 | 3,205 | 7 | 0.2 | 3,237 | 32 | 1.0 |
| (3) その他 | 16 | 0 | 0.0 | 16 | 0 | 0.0 |
| 2. 国際機関への出資・拠出 | 3,239 | 140 | 4.5 | 3,087 | -152 | -4.7 |
| (1) 国連等諸機関 | 999 | -22 | -2.1 | 1,033 | 34 | 3.4 |
| (2) 国際開発金融機関 | 2,240 | 162 | 7.8 | 2,054 | -186 | -8.3 |
| II 借 款 | 12,910 | 2,299 | 21.7 | 13,705 | 795 | 6.2 |
| (1) JICA（有償資金協力部門） | 12,720 | 2,195 | 20.9 | 13,630 | 910 | 7.2 |
| (2) その他 | 190 | 104 | 121.3 | 75 | -115 | -60.4 |
| III 計（事業規模） | 21,000 | 2,448 | 13.2 | 21,650 | 650 | 3.1 |
| （参考） 回収金 | -7,296 | — | — | -7,210 | — | — |
| 純 額 | 13,704 | 2,031 | 17.4 | 14,440 | 735 | 5.4 |

（注）

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(4) 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

| 2017年度事業予算 総額2兆1,000億円(+13.2%) | | 2018年度事業予算 総額2兆1,650億円(+3.1%) | | | |
|--|---------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|-----------------------------|---|
| 形態別歳出項目 | 財源 | 財源 | 形態別歳出項目 | | |
| 無償資金協力 1,631億円 (+0.1%) | 一般会計 5,527億円 (+0.1%) | 一般会計 5,538億円 (+0.2%) | 無償資金協力 1,605億円 (-1.6%) | | |
| 技術協力 3,205億円 (+0.2%) | | | 外務省 4,343億円 (+0.0%) | 技術協力 3,237億円 (+1.0%) | |
| その他 16億円(前年同) | | | 11省庁計 1,184億円 (+0.6%) | その他 16億円(前年同) | |
| 国連等諸機関 (分担金・拠出金) 999億円(-2.1%) | | | | 11省庁計 1,194億円 (+0.8%) | 国連等諸機関 (分担金・拠出金) 1,033億円(+3.4%) |
| 国際開発金融機関 (拠出金・拠出国債) 2,240億円 (+7.8%) | | | | 特別会計 14億円 (-36.8%) | 国際開発金融機 (拠出金・拠出国債) 2,054億円 (-8.3%) |
| 円借款等 1兆2,910億円 (+21.7%) | 出資・拠出国債 2,312億円 (+6.6%) | 出資・拠出国債 2,164億円 (-6.4%) | 円借款等 1兆3,705億円 (+6.2%) | | |
| | 財政投融资等 1兆3,147億円 (+21.3%) | 財政投融资等 1兆3,938億円 (+6.0%) | | | |
| 〔純額 1兆3,704億円(+17.4%) 回収金 7,296億円〕 | | 〔純額 1兆4,440億円(+5.4%) 回収金 7,210億円〕 | | | |

(5) 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、％）

| 区 分 | 2017年度 | 2018年度 | | |
|-------|---------|---------|-------|------|
| | 予算額 | 予算額 | 増減額 | 伸び率 |
| 警察庁 | 14 | 14 | -0.2 | -1.1 |
| 金融庁 | 131 | 137 | 6 | 4.3 |
| 総務省 | 795 | 814 | 19 | 2.4 |
| 法務省 | 362 | 384 | 22 | 6.2 |
| 外務省 | 434,329 | 434,450 | 120 | 0.0 |
| 財務省 | 77,842 | 77,630 | -213 | -0.3 |
| 文部科学省 | 15,019 | 15,750 | 731 | 4.9 |
| 厚生労働省 | 6,402 | 6,452 | 50 | 0.8 |
| 農林水産省 | 2,642 | 2,745 | 103 | 3.9 |
| 経済産業省 | 14,077 | 14,344 | 266 | 1.9 |
| 国土交通省 | 513 | 475 | -38 | -7.4 |
| 環境省 | 607 | 643 | 36 | 6.0 |
| 計 | 552,734 | 553,837 | 1,103 | 0.2 |

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(6) 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、％）

| 区 分 | 2017年度 | 2018年度 | | |
|---------|-----------|-----------|---------|-------|
| | 予算額 | 予算額 | 増減額 | 伸び率 |
| 警察庁 | 14 | 14 | -0.2 | -1.1 |
| 金融庁 | 131 | 137 | 6 | 4.3 |
| 総務省 | 795 | 814 | 19 | 2.4 |
| 法務省 | 362 | 384 | 22 | 6.2 |
| 外務省 | 472,836 | 476,146 | 3,309 | 0.7 |
| 財務省 | 1,566,294 | 1,638,562 | 72,268 | 4.6 |
| 文部科学省 | 15,019 | 15,750 | 731 | 4.9 |
| 厚生労働省 | 6,979 | 6,813 | -166 | -2.4 |
| 農林水産省 | 21,651 | 10,264 | -11,387 | -52.6 |
| 経済産業省 | 14,713 | 14,985 | 272 | 1.8 |
| 国土交通省 | 513 | 475 | -38 | -7.4 |
| 環境省 | 725 | 643 | -82 | -11.2 |
| 計（事業規模） | 2,100,033 | 2,164,987 | 64,955 | 3.1 |
| （参考）回収金 | -729,605 | -721,013 | — | — |
| 純 額 | 1,370,428 | 1,443,974 | 73,546 | 5.4 |

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 2017年の日本の政府開発援助実績

(1) 政府開発援助の援助形態別・通貨別実績 (2017年)

●卒業国向け援助を含む

| 2017年(暦年) | ドル・ベース(百万ドル) | | | 円ベース(億円) | | |
|-------------------------|--------------|-----------|---------|------------|------------|---------|
| 援助形態 | 実績 | 前年実績 | 対前年比(%) | 実績 | 前年実績 | 対前年比(%) |
| 無償資金協力 | 2,620.59 | 2,812.31 | -6.8 | 2,939.86 | 3,059.87 | -3.9 |
| 債務救済 | 19.10 | 15.32 | 24.7 | 21.43 | 16.67 | 28.6 |
| 国際機関を通じた贈与 | 1,345.93 | 1,600.30 | -15.9 | 1,509.90 | 1,741.17 | -13.3 |
| 上記項目を除く無償資金協力 | 1,255.56 | 1,196.70 | 4.9 | 1,408.53 | 1,302.04 | 8.2 |
| 技術協力 | 2,884.77 | 2,777.57 | 3.9 | 3,236.22 | 3,022.07 | 7.1 |
| 贈与計 | 5,505.36 | 5,589.88 | -1.5 | 6,176.08 | 6,081.94 | 1.5 |
| 政府貸付等 | 2,530.76 | 1,422.13 | 78.0 | 2,839.08 | 1,547.31 | 83.5 |
| (債務救済を除く政府貸付等) | 2,530.76 | 1,422.13 | 78.0 | 2,839.08 | 1,547.31 | 83.5 |
| (貸付実行額) | 9,578.89 | 7,860.87 | 21.9 | 10,745.90 | 8,552.83 | 25.6 |
| (回収額) | 7,048.14 | 6,438.74 | 9.5 | 7,906.82 | 7,005.52 | 12.9 |
| (債務救済を除く回収額) | 7,048.14 | 6,438.74 | 9.5 | 7,906.82 | 7,005.52 | 12.9 |
| 二国間政府開発援助計(総額ベース) | 15,084.25 | 13,450.75 | 12.1 | 16,921.98 | 14,634.78 | 15.6 |
| 二国間政府開発援助計(純額ベース) | 8,036.11 | 7,012.01 | 14.6 | 9,015.16 | 7,629.26 | 18.2 |
| 国際機関向け拠出・出資等 | 3,382.38 | 3,368.34 | 0.4 | 3,794.46 | 3,664.84 | 3.5 |
| 政府開発援助計(支出総額) | 18,466.63 | 16,819.09 | 9.8 | 20,716.44 | 18,299.62 | 13.2 |
| 政府開発援助計(支出純額) | 11,418.49 | 10,380.35 | 10.0 | 12,809.62 | 11,294.10 | 13.4 |
| 名目GNI速報値(単位:10億ドル、10億円) | 5,038.44 | 5,114.54 | -1.5 | 565,227.80 | 556,475.60 | 1.6 |
| 対GNI比(%) | 0.23 | 0.20 | | 0.23 | 0.20 | |

●卒業国向け援助を除く

| 2017年(暦年) | ドル・ベース(百万ドル) | | | 円ベース(億円) | | |
|-------------------------|--------------|-----------|---------|------------|------------|---------|
| 援助形態 | 実績 | 前年実績 | 対前年比(%) | 実績 | 前年実績 | 対前年比(%) |
| 無償資金協力 | 2,616.53 | 2,806.95 | -6.8 | 2,935.31 | 3,054.04 | -3.9 |
| 債務救済 | 19.10 | 15.32 | 24.7 | 21.43 | 16.67 | 28.6 |
| 国際機関を通じた贈与 | 1,344.94 | 1,598.82 | -15.9 | 1,508.79 | 1,739.56 | -13.3 |
| 上記項目を除く無償資金協力 | 1,252.49 | 1,192.81 | 5.0 | 1,405.08 | 1,297.81 | 8.3 |
| 技術協力 | 2,883.40 | 2,775.70 | 3.9 | 3,234.68 | 3,020.04 | 7.1 |
| 贈与計 | 5,499.93 | 5,582.66 | -1.5 | 6,169.99 | 6,074.08 | 1.6 |
| 政府貸付等 | 2,580.35 | 1,465.81 | 76.0 | 2,894.71 | 1,594.84 | 81.5 |
| (債務救済を除く政府貸付等) | 2,580.35 | 1,465.81 | 76.0 | 2,894.71 | 1,594.84 | 81.5 |
| (貸付実行額) | 9,578.89 | 7,856.80 | 21.9 | 10,745.90 | 8,548.41 | 25.7 |
| (回収額) | 6,998.55 | 6,390.99 | 9.5 | 7,851.19 | 6,953.56 | 12.9 |
| (債務救済を除く回収額) | 6,998.55 | 6,390.99 | 9.5 | 7,851.19 | 6,953.56 | 12.9 |
| 二国間政府開発援助計(総額ベース) | 15,078.82 | 13,439.45 | 12.2 | 16,915.89 | 14,622.49 | 15.7 |
| 二国間政府開発援助計(純額ベース) | 8,080.27 | 7,048.47 | 14.6 | 9,064.70 | 7,668.92 | 18.2 |
| 国際機関向け拠出・出資等 | 3,382.38 | 3,368.34 | 0.4 | 3,794.46 | 3,664.84 | 3.5 |
| 政府開発援助計(支出総額) | 18,461.20 | 16,807.79 | 9.8 | 20,710.35 | 18,287.33 | 13.2 |
| 政府開発援助計(支出純額) | 11,462.65 | 10,416.80 | 10.0 | 12,859.16 | 11,333.76 | 13.5 |
| 名目GNI速報値(単位:10億ドル、10億円) | 5,038.44 | 5,114.54 | -1.5 | 565,227.80 | 556,475.60 | 1.6 |
| 対GNI比(%) | 0.23 | 0.20 | | 0.23 | 0.20 | |

(注)

- ・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与(国別に分類できるもの)を含む。
- ・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。
- ・換算率:2017年=112.1831円/ドル、2016年=108.8027円/ドル(OECD-DAC指定レート)。
- ・卒業国とは、9ページの「図表I-7/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
- ・DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の12カ国・地域(アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バハマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、[香港])。

(2) 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳 (2017年)

(単位：百万ドル)

| 形態 国・地域名 | 政府開発援助 (2017年) | | | | | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|-------------------|----------------|------------------|--------|----------|--------------|------------|----------------|--------------|--------------|
| | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | | |
| | 無償資金協力 | うち国際機関 を通じた贈与 | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | 計 (A) - (B) | | |
| | | | | | | | | | |
| アジア | 686.22 | 131.93 | 781.59 | 1,467.81 | 7,541.62 | 5,408.95 | 2,132.67 | 3,600.48 | 9,009.43 |
| 東アジア | 402.65 | 50.52 | 438.78 | 841.43 | 3,047.27 | 3,930.69 | -883.42 | -41.99 | 3,888.70 |
| 北東アジア | 31.51 | | 32.57 | 64.08 | 462.73 | 974.74 | -512.02 | -447.94 | 526.81 |
| 中国 | 0.26 | | 5.44 | 5.70 | 4.35 | 959.09 | -954.74 | -949.04 | 10.05 |
| ※[香港] | | | 0.00 | 0.00 | | | | 0.00 | 0.00 |
| モンゴル | 31.25 | | 27.10 | 58.35 | 458.38 | 15.65 | 442.73 | 501.08 | 516.73 |
| 東南アジア | 369.88 | 49.26 | 401.64 | 771.51 | 2,584.54 | 2,955.95 | -371.40 | 400.11 | 3,356.06 |
| インドネシア | 11.50 | 3.87 | 69.30 | 80.80 | 439.79 | 1,568.72 | -1,128.94 | -1,048.13 | 520.59 |
| カンボジア | 83.15 | 4.34 | 41.58 | 124.73 | 64.19 | 5.64 | 58.55 | 183.28 | 188.92 |
| ※シンガポール | 0.99 | 0.99 | 0.05 | 1.04 | | | | 1.04 | 1.04 |
| タイ | 9.89 | 7.75 | 28.38 | 38.27 | 350.34 | 296.94 | 53.40 | 91.67 | 388.61 |
| フィリピン | 63.17 | 10.20 | 52.01 | 115.18 | 237.12 | 494.00 | -256.89 | -141.71 | 352.30 |
| ※ブルネイ | | | 0.01 | 0.01 | | | | 0.01 | 0.01 |
| ベトナム | 19.60 | | 76.17 | 95.76 | 1,293.84 | 461.64 | 832.20 | 927.96 | 1,389.60 |
| マレーシア | 6.36 | | 13.32 | 19.68 | 14.71 | 124.03 | -109.31 | -89.63 | 34.39 |
| ミャンマー | 135.96 | 18.99 | 91.15 | 227.11 | 151.96 | | 151.96 | 379.07 | 379.07 |
| ラオス | 25.52 | 3.12 | 21.70 | 47.23 | 30.17 | 4.97 | 25.19 | 72.42 | 77.39 |
| (ASEAN)*1 | 356.14 | 49.26 | 393.68 | 749.82 | 2,582.11 | 2,955.95 | -373.83 | 375.98 | 3,331.93 |
| 東ティモール | 13.74 | | 7.96 | 21.70 | 2.43 | | 2.43 | 24.13 | 24.13 |
| 東アジアの複数国向け*2 | 1.26 | 1.26 | 4.58 | 5.84 | | | | 5.84 | 5.84 |
| 南アジア | 188.59 | 27.27 | 299.35 | 487.94 | 3,844.07 | 1,375.07 | 2,469.00 | 2,956.94 | 4,332.00 |
| インド | 1.35 | | 162.76 | 164.11 | 2,212.00 | 821.48 | 1,390.52 | 1,554.63 | 2,376.10 |
| スリランカ | 26.28 | 1.20 | 25.93 | 52.21 | 171.80 | 192.44 | -20.64 | 31.58 | 224.02 |
| ネパール | 28.25 | | 29.96 | 58.21 | 47.70 | 8.51 | 39.20 | 97.41 | 105.91 |
| パキスタン | 71.47 | 17.82 | 21.01 | 92.49 | 75.79 | 241.63 | -165.84 | -73.36 | 168.28 |
| バングラデシュ | 40.32 | 6.45 | 44.67 | 84.99 | 1,336.66 | 108.99 | 1,227.67 | 1,312.66 | 1,421.65 |
| ブータン | 16.43 | | 11.95 | 28.37 | 0.11 | 0.95 | -0.83 | 27.54 | 28.49 |
| モルディブ | 3.14 | 0.46 | 2.41 | 5.55 | | 1.07 | -1.07 | 4.47 | 5.55 |
| 南アジアの複数国向け*3 | 1.34 | 1.34 | 0.67 | 2.01 | | | | 2.01 | 2.01 |
| 中央アジア・コーカサス | 46.95 | 15.75 | 34.94 | 81.89 | 326.41 | 103.19 | 223.22 | 305.11 | 408.30 |
| アゼルバイジャン | 1.15 | | 0.43 | 1.58 | 48.39 | 19.83 | 28.56 | 30.14 | 49.97 |
| アルメニア | 0.33 | | 3.87 | 4.21 | | 10.01 | -10.01 | -5.80 | 4.21 |
| ウズベキスタン | 3.65 | | 5.86 | 9.51 | 263.24 | 27.73 | 235.51 | 245.01 | 272.74 |
| カザフスタン | 0.28 | | 1.35 | 1.63 | | 40.62 | -40.62 | -38.98 | 1.63 |
| キルギス | 17.31 | 7.13 | 11.64 | 28.95 | | 0.51 | -0.51 | 28.44 | 28.95 |
| ジョージア | 0.88 | 0.37 | 0.96 | 1.85 | 14.78 | 2.55 | 12.23 | 14.08 | 16.63 |
| タジキスタン | 16.86 | 1.78 | 7.23 | 24.09 | | | | 24.09 | 24.09 |
| トルクメニスタン | | | 1.93 | 1.93 | | 1.95 | -1.95 | -0.02 | 1.93 |
| 中央アジア・コーカサスの複数国向け | 6.48 | 6.48 | 1.66 | 8.13 | | | | 8.13 | 8.13 |
| アジアの複数国向け*4 | 48.03 | 38.37 | 8.53 | 56.56 | 323.87 | | 323.87 | 380.43 | 380.43 |

統計考
2参考統計
2

2017年の日本の政府開発援助実績

(単位：百万ドル)

| 形態 国・地域名 | 政府開発援助(2017年) | | | | | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|-------------------------------|---------------|------------------|--------|----------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | | |
| | 無償資金協力 | うち国際機関 を通じた贈与 | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | 計 (A)-(B) | | |
| | | | | | | | | | |
| 中東・北アフリカ | 631.49 | 508.03 | 131.27 | 762.76 | 972.39 | 655.83 | 316.56 | 1,079.33 | 1,735.16 |
| アフガニスタン | 208.58 | 179.80 | 25.11 | 233.69 | | | | 233.69 | 233.69 |
| ※アラブ首長国連邦 | | | 0.03 | 0.03 | | | | 0.03 | 0.03 |
| アルジェリア | 0.24 | 0.19 | 0.61 | 0.85 | | 0.72 | -0.72 | 0.14 | 0.85 |
| イエメン | 50.58 | 50.58 | 0.06 | 50.64 | | 0.07 | -0.07 | 50.57 | 50.64 |
| イラク | 53.25 | 50.41 | 13.14 | 66.40 | 303.61 | 16.88 | 286.73 | 353.13 | 370.00 |
| イラン | 16.66 | 5.42 | 12.84 | 29.51 | | 23.08 | -23.08 | 6.43 | 29.51 |
| エジプト | 7.62 | 1.98 | 32.24 | 39.86 | 100.11 | 183.21 | -83.10 | -43.24 | 139.97 |
| ※オマーン | | | 0.03 | 0.03 | | | | 0.03 | 0.03 |
| ※サウジアラビア | | | 0.70 | 0.70 | | | | 0.70 | 0.70 |
| シリア | 52.43 | 52.43 | 2.51 | 54.95 | | | | 54.95 | 54.95 |
| チュニジア | 2.71 | 0.19 | 4.67 | 7.39 | 102.79 | 67.40 | 35.39 | 42.78 | 110.18 |
| トルコ | 14.31 | 13.89 | 3.20 | 17.51 | 146.25 | 191.68 | -45.42 | -27.91 | 163.76 |
| [パレスチナ] | 34.72 | 31.59 | 12.22 | 46.94 | | | | 46.94 | 46.94 |
| モロッコ | 7.47 | | 10.32 | 17.80 | 140.64 | 81.26 | 59.38 | 77.18 | 158.44 |
| ヨルダン | 84.20 | 54.14 | 10.25 | 94.45 | 178.01 | 83.17 | 94.84 | 189.29 | 272.46 |
| リビア | 2.64 | 2.64 | | 2.64 | | | | 2.64 | 2.64 |
| レバノン | 18.18 | 17.38 | 1.40 | 19.59 | | 6.21 | -6.21 | 13.38 | 19.59 |
| 中東・北アフリカの複数国向け ^{4*5} | 77.88 | 47.39 | 1.91 | 79.78 | 0.98 | 2.16 | -1.18 | 78.61 | 80.77 |
| サブサハラ・アフリカ | 637.51 | 265.11 | 379.92 | 1,017.43 | 685.86 | 108.58 | 577.28 | 1,594.70 | 1,703.29 |
| アンゴラ | 0.79 | | 2.92 | 3.71 | | | | 3.71 | 3.71 |
| ウガンダ | 21.70 | 15.41 | 18.44 | 40.15 | 24.44 | 0.36 | 24.07 | 64.22 | 64.58 |
| エスワティニ | 2.94 | 2.94 | 0.80 | 3.74 | | 1.80 | -1.80 | 1.94 | 3.74 |
| エチオピア | 11.25 | 5.39 | 27.66 | 38.90 | | | | 38.90 | 38.90 |
| エリトリア | 2.67 | | 0.83 | 3.50 | | | | 3.50 | 3.50 |
| ガーナ | 34.57 | | 16.63 | 51.20 | | | | 51.20 | 51.20 |
| カーボヴェルデ | 1.94 | | 0.54 | 2.48 | 5.64 | | 5.64 | 8.12 | 8.12 |
| ガボン | 0.42 | | 3.16 | 3.58 | | 0.88 | -0.88 | 2.69 | 3.58 |
| カメルーン | 7.80 | 7.69 | 8.64 | 16.43 | 12.76 | | 12.76 | 29.19 | 29.19 |
| ガンビア | | | 0.41 | 0.41 | | | | 0.41 | 0.41 |
| ギニア | 26.65 | 7.78 | 3.42 | 30.08 | | | | 30.08 | 30.08 |
| ギニアビサウ | 2.41 | 2.41 | 0.41 | 2.82 | | | | 2.82 | 2.82 |
| ケニア | 17.39 | 6.28 | 36.75 | 54.14 | 108.55 | 81.95 | 26.60 | 80.73 | 162.69 |
| コートジボワール | 22.44 | 1.05 | 15.98 | 38.43 | | | | 38.43 | 38.43 |
| コモロ | 1.78 | | 0.33 | 2.12 | | | | 2.12 | 2.12 |
| コンゴ共和国 | 2.72 | 0.93 | 0.46 | 3.17 | | | | 3.17 | 3.17 |
| コンゴ民主共和国 | 28.74 | 9.20 | 11.90 | 40.63 | | | | 40.63 | 40.63 |
| サントメ・プリンシペ | 2.31 | | 0.23 | 2.54 | | | | 2.54 | 2.54 |
| ザンビア | 5.77 | 1.29 | 18.36 | 24.13 | 1.22 | | 1.22 | 25.35 | 25.35 |
| シエラレオネ | 5.07 | 4.90 | 5.58 | 10.65 | | | | 10.65 | 10.65 |
| ジブチ | 13.24 | 1.10 | 3.68 | 16.92 | | | | 16.92 | 16.92 |
| ジンバブエ | 9.83 | 2.46 | 5.00 | 14.84 | | | | 14.84 | 14.84 |
| スーダン | 11.34 | 4.59 | 12.34 | 23.68 | | | | 23.68 | 23.68 |
| セーシェル | 5.35 | | 0.13 | 5.49 | | | | 5.49 | 5.49 |
| 赤道ギニア | | | 0.15 | 0.15 | | | | 0.15 | 0.15 |

(単位：百万ドル)

| 形態 国・地域名 | 政府開発援助(2017年) | | | | | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|--------------------------------|---------------|------------------|----------|----------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| | 贈与 | | | 計 | 政府貸付等 | | | | |
| | 無償資金協力 | うち国際機関 を通じた贈与 | 技術協力 | | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | 計 (A)-(B) | | |
| | | | | | | | | | |
| セネガル | 7.43 | 0.09 | 22.47 | 29.90 | 75.16 | 0.27 | 74.89 | 104.79 | 105.06 |
| ソマリア | 21.17 | 21.08 | 0.32 | 21.49 | | | | 21.49 | 21.49 |
| タンザニア | 20.68 | | 21.83 | 42.51 | 34.58 | 2.88 | 31.70 | 74.21 | 77.09 |
| チャド | 10.99 | 5.19 | 0.23 | 11.21 | | | | 11.21 | 11.21 |
| 中央アフリカ | 10.86 | 10.86 | 0.03 | 10.90 | | | | 10.90 | 10.90 |
| トーゴ | 16.27 | | 0.39 | 16.66 | | | | 16.66 | 16.66 |
| ナイジェリア | 13.38 | 4.84 | 9.67 | 23.06 | | 0.11 | -0.11 | 22.94 | 23.06 |
| ナミビア | 0.68 | | 3.09 | 3.77 | | 8.37 | -8.37 | -4.60 | 3.77 |
| ニジェール | 12.63 | 9.61 | 1.92 | 14.55 | | | | 14.55 | 14.55 |
| ブルキナファソ | 8.87 | 4.20 | 10.50 | 19.37 | | | | 19.37 | 19.37 |
| ブルンジ | 1.73 | 1.47 | 0.86 | 2.58 | | | | 2.58 | 2.58 |
| ベナン | 15.86 | | 4.49 | 20.35 | | | | 20.35 | 20.35 |
| ボツワナ | 0.31 | | 4.20 | 4.51 | 7.24 | 4.02 | 3.22 | 7.74 | 11.76 |
| マダガスカル | 5.43 | 4.46 | 8.45 | 13.88 | | | | 13.88 | 13.88 |
| マラウイ | 29.44 | 2.79 | 11.67 | 41.10 | | | | 41.10 | 41.10 |
| マリ | 16.17 | 4.58 | 3.83 | 19.99 | | | | 19.99 | 19.99 |
| 南アフリカ | 0.92 | | 11.02 | 11.94 | | 0.84 | -0.84 | 11.10 | 11.94 |
| 南スーダン | 35.74 | 20.34 | 6.48 | 42.22 | | | | 42.22 | 42.22 |
| モーリシャス | 1.92 | | 0.59 | 2.50 | 0.06 | 2.82 | -2.75 | -0.25 | 2.57 |
| モーリタニア | 10.95 | 6.04 | 1.78 | 12.73 | | | | 12.73 | 12.73 |
| モザンビーク | 22.52 | | 25.23 | 47.75 | 101.77 | 0.91 | 100.86 | 148.61 | 149.52 |
| リベリア | 22.95 | 3.66 | 2.52 | 25.47 | | | | 25.47 | 25.47 |
| ルワンダ | 20.34 | 1.47 | 15.18 | 35.53 | 7.80 | | 7.80 | 43.32 | 43.32 |
| レソト | 1.32 | 1.17 | 0.32 | 1.64 | | | | 1.64 | 1.64 |
| サブサハラ・アフリカの複数国向け ^{*6} | 89.82 | 89.82 | 18.10 | 107.92 | 306.64 | 3.36 | 303.28 | 411.20 | 414.56 |
| 中南米 | 88.03 | 3.02 | 156.17 | 244.20 | 128.26 | 716.37 | -588.11 | -343.91 | 372.45 |
| | (68.93) | (3.02) | (156.17) | (225.10) | (128.26) | (716.37) | (-588.11) | (-363.01) | (353.35) |
| アルゼンチン | 0.82 | | 6.24 | 7.05 | | 10.26 | -10.26 | -3.21 | 7.05 |
| アンティグア・バーブーダ | 1.78 | | 0.43 | 2.22 | | | | 2.22 | 2.22 |
| ウルグアイ | 0.58 | | 1.29 | 1.87 | | | | 1.87 | 1.87 |
| エクアドル | 6.81 | | 4.96 | 11.78 | | 8.86 | -8.86 | 2.91 | 11.78 |
| エルサルバドル | 0.45 | | 6.40 | 6.86 | 2.33 | 16.16 | -13.83 | -6.97 | 9.18 |
| ガイアナ | | | 1.13 | 1.13 | | | | 1.13 | 1.13 |
| キューバ | 32.34 | 0.13 | 3.37 | 35.72 | | | | 35.72 | 35.72 |
| キューバ | (13.24) | (0.13) | (3.37) | (16.62) | | | | (16.62) | (16.62) |
| グアテマラ | 0.52 | 0.09 | 6.45 | 6.97 | 0.95 | 10.19 | -9.23 | -2.27 | 7.92 |
| グレナダ | 0.09 | | 0.12 | 0.21 | | | | 0.21 | 0.21 |
| コスタリカ | 0.35 | | 4.37 | 4.72 | 51.02 | 16.77 | 34.25 | 38.97 | 55.74 |
| コロンビア | 11.20 | | 6.88 | 18.07 | | | | 18.07 | 18.07 |
| ジャマイカ | 1.28 | | 4.50 | 5.78 | | 9.94 | -9.94 | -4.16 | 5.78 |
| スリナム | | | 0.11 | 0.11 | | | | 0.11 | 0.11 |
| ※セントクリストファー・ネイビス | 2.18 | | 0.09 | 2.27 | | | | 2.27 | 2.27 |
| セントビンセント | 1.78 | | 0.45 | 2.23 | | | | 2.23 | 2.23 |
| セントルシア | 1.96 | | 2.24 | 4.19 | | | | 4.19 | 4.19 |
| チリ | 0.43 | | 3.26 | 3.69 | | 0.90 | -0.90 | 2.79 | 3.69 |

参考
統計
2参考統計
2
2017年の日本の政府開発援助実績

(単位：百万ドル)

| 形態 国・地域名 | 政府開発援助(2017年) | | | | | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|---------------|---------------|------------------|-------|--------|--------------|------------|----------------|--------------|--------------|
| | 贈与 | | | 政府貸付等 | | | | | |
| | 無償資金協力 | うち国際機関 を通じた贈与 | 技術協力 | 計 | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | 計 (A) - (B) | | |
| | | | | | | | | | |
| ドミニカ共和国 | 0.60 | | 6.22 | 6.82 | | 5.98 | -5.98 | 0.84 | 6.82 |
| ドミニカ国 | | | 0.16 | 0.16 | | | | 0.16 | 0.16 |
| ※トリニダード・トバゴ | | | 0.04 | 0.04 | | | | 0.04 | 0.04 |
| ニカラグア | 0.96 | | 11.00 | 11.96 | 3.36 | | 3.36 | 15.31 | 15.31 |
| ハイチ | 11.70 | 2.63 | 3.68 | 15.38 | | | | 15.38 | 15.38 |
| パナマ | 0.52 | | 5.93 | 6.45 | | 12.45 | -12.45 | -6.00 | 6.45 |
| ※バハマ | | | 0.02 | 0.02 | | | | 0.02 | 0.02 |
| パラグアイ | 4.06 | | 9.29 | 13.35 | 9.93 | 34.65 | -24.71 | -11.36 | 23.29 |
| ※バルバドス | 0.89 | | 0.04 | 0.93 | | | | 0.93 | 0.93 |
| ブラジル | 1.15 | | 19.35 | 20.50 | 27.62 | 86.30 | -58.68 | -38.19 | 48.12 |
| ベネズエラ | 0.10 | | 0.82 | 0.92 | | | | 0.92 | 0.92 |
| ベリーズ | 0.28 | | 1.25 | 1.53 | | | | 1.53 | 1.53 |
| ペルー | 1.60 | | 8.55 | 10.14 | 27.09 | 500.66 | -473.57 | -463.43 | 37.23 |
| ボリビア | 1.61 | 0.17 | 8.92 | 10.53 | 0.22 | | 0.22 | 10.75 | 10.75 |
| ホンジュラス | 1.81 | | 6.90 | 8.71 | 0.77 | | 0.77 | 9.48 | 9.48 |
| メキシコ | 0.17 | | 11.90 | 12.07 | | 3.25 | -3.25 | 8.82 | 12.07 |
| 中南米の複数国向け | | | 9.82 | 9.82 | 4.97 | | 4.97 | 14.79 | 14.79 |
| 大洋州 | 79.58 | 0.58 | 52.42 | 132.00 | 189.24 | 90.63 | 98.61 | 230.61 | 321.24 |
| キリバス | 5.73 | | 1.14 | 6.87 | | | | 6.87 | 6.87 |
| クック | 0.42 | | 0.09 | 0.51 | | | | 0.51 | 0.51 |
| サモア | 17.01 | | 5.31 | 22.32 | 7.16 | 0.89 | 6.27 | 28.59 | 29.48 |
| ソロモン | 7.88 | | 4.81 | 12.69 | | | | 12.69 | 12.69 |
| ツバル | 0.34 | | 1.16 | 1.50 | | | | 1.50 | 1.50 |
| [トケラウ] | | | 0.00 | 0.00 | | | | 0.00 | 0.00 |
| トンガ | 19.44 | | 3.48 | 22.92 | | | | 22.92 | 22.92 |
| ナウル | 0.31 | | 0.13 | 0.44 | | | | 0.44 | 0.44 |
| ニウエ | | | 0.10 | 0.10 | | | | 0.10 | 0.10 |
| ※[ニューカレドニア] | | | 0.00 | 0.00 | | | | 0.00 | 0.00 |
| バヌアツ | 0.77 | | 3.99 | 4.76 | 25.20 | | 25.20 | 29.97 | 29.97 |
| パプアニューギニア | 2.16 | | 12.04 | 14.20 | 23.17 | 16.18 | 6.99 | 21.19 | 37.37 |
| パラオ | 8.32 | | 4.66 | 12.97 | | | | 12.97 | 12.97 |
| フィジー | 12.86 | 0.01 | 6.70 | 19.56 | | 1.08 | -1.08 | 18.48 | 19.56 |
| ※[フランス領ポリネシア] | | | 0.00 | 0.00 | | | | 0.00 | 0.00 |
| マーシャル | 0.78 | | 3.92 | 4.69 | | | | 4.69 | 4.69 |
| ミクロネシア連邦 | 2.77 | | 2.38 | 5.15 | | | | 5.15 | 5.15 |
| 大洋州の複数国向け | 0.80 | 0.57 | 2.51 | 3.31 | 133.71 | 72.48 | 61.23 | 64.54 | 137.02 |
| 欧州 | 10.43 | 1.96 | 20.79 | 31.22 | 61.53 | 67.78 | -6.26 | 24.96 | 92.75 |
| アルバニア | | | 3.75 | 3.75 | 15.32 | 3.03 | 12.30 | 16.04 | 19.07 |
| ウクライナ | 2.43 | 1.52 | 8.31 | 10.75 | | 8.30 | -8.30 | 2.44 | 10.75 |
| コソボ | 0.39 | | 2.69 | 3.08 | | | | 3.08 | 3.08 |
| セルビア | 0.62 | | 3.45 | 4.07 | 30.86 | 1.00 | 29.87 | 33.94 | 34.93 |
| ※ブルガリア | | | | | | 14.20 | -14.20 | -14.20 | |
| ベラルーシ | 0.17 | | 0.07 | 0.23 | | | | 0.23 | 0.23 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 1.31 | 0.44 | 0.95 | 2.26 | 15.34 | 1.20 | 14.14 | 16.40 | 17.60 |

(単位：百万ドル)

| 形態 国・地域名 | 政府開発援助(2017年) | | | | | | | 合計 (支出純額) | 合計 (支出総額) |
|----------------------------------|---------------|------------------|------------|------------|--------------|------------|----------------|--------------|--------------|
| | 贈与 | | | | 政府貸付等 | | | | |
| | 無償資金協力 | うち国際機関 を通じた贈与 | 技術協力 | 計 | 貸付実行額 (A) | 回収額 (B) | 計 (A) - (B) | | |
| | | | | | | | | | |
| マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | 0.45 | | 0.36 | 0.81 | | 4.67 | -4.67 | -3.85 | 0.81 |
| モルドバ | 4.93 | | 0.59 | 5.53 | | | | 5.53 | 5.53 |
| モンテネグロ | 0.13 | | 0.02 | 0.16 | | | | 0.16 | 0.16 |
| ※ルーマニア 欧州の複数国向け ^{*7} | | | 0.26 | 0.26 | | 30.12 | -30.12 | -30.12 | 0.26 |
| 複数地域にまたがる援助等 | 487.33 | 435.30 | 1,362.61 | 1,849.94 | | | | 1,849.94 | 1,849.94 |
| 二国間政府開発援助計 | 2,620.59 | 1,345.93 | 2,884.77 | 5,505.36 | 9,578.89 | 7,048.14 | 2,530.76 | 8,036.11 | 15,084.25 |
| | (2,601.49) | (1,345.93) | (2,884.77) | (5,486.26) | (9,578.89) | (7,048.14) | (2,530.76) | (8,017.01) | (15,065.15) |

(注)

- ・※は卒業国・地域、[]は地域名を示す。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・()内の値は債務救済を含まない金額。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
- ・OECD-DAC加盟国に対する供与額等は個別に掲載していないが、合計額には含まれる。

- *1 (ASEAN) は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
- *2 「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
- *3 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
- *4 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
- *5 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
- *6 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
- *7 「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。

(3) 二国間政府開発援助分野別配分 (2017年)

2017年 (暦年)

(約束額ベース、単位：百万ドル)

| 分野 | 形態 | 無償資金協力 | 技術協力 | 贈与計 | 政府貸付等 | 二国間ODA | |
|---------------------------|----|----------|----------|----------|-----------|-----------|--------|
| | | | | | | | 構成比(%) |
| I. 社会インフラおよびサービス | | 1,112.25 | 782.79 | 1,895.03 | 1,363.36 | 3,258.40 | 16.15 |
| 1. 教育 | | 307.35 | 373.67 | 681.01 | 164.92 | 845.93 | 4.19 |
| 2. 保健 | | 214.42 | 80.03 | 294.44 | — | 294.44 | 1.46 |
| 3. 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス | | 22.59 | 18.17 | 40.76 | — | 40.76 | 0.20 |
| 4. 水と衛生 (上下水道等) | | 175.17 | 108.32 | 283.50 | 1,198.45 | 1,481.94 | 7.34 |
| 5. 政府と市民社会 | | 308.10 | 82.75 | 390.85 | — | 390.85 | 1.94 |
| 6. その他社会インフラおよびサービス | | 84.62 | 119.85 | 204.48 | — | 204.48 | 1.01 |
| II. 経済インフラおよびサービス | | 442.20 | 397.86 | 840.06 | 9,038.07 | 9,878.13 | 48.95 |
| 1. 輸送および貯蔵 | | 292.29 | 279.63 | 571.92 | 7,179.10 | 7,751.03 | 38.41 |
| 2. 通信 | | 24.04 | 18.79 | 42.84 | — | 42.84 | 0.21 |
| 3. エネルギー | | 122.84 | 64.65 | 187.49 | 1,858.96 | 2,046.45 | 10.14 |
| 4. 銀行および金融サービス | | 2.28 | 20.42 | 22.70 | — | 22.70 | 0.11 |
| 5. ビジネス支援 | | 0.74 | 14.37 | 15.12 | — | 15.12 | 0.07 |
| III. 生産セクター | | 168.81 | 349.85 | 518.66 | 2,116.78 | 2,635.43 | 13.06 |
| 1. 農林水産業 | | 150.47 | 204.84 | 355.30 | 1,751.02 | 2,106.33 | 10.44 |
| 1) 農業 | | 103.92 | 154.01 | 257.92 | 1,384.59 | 1,642.52 | 8.14 |
| 2) 林業 | | 1.24 | 28.39 | 29.62 | 184.84 | 214.46 | 1.06 |
| 3) 漁業 | | 45.31 | 22.44 | 67.76 | 181.59 | 249.34 | 1.24 |
| 2. 工業・鉱業・建設業 | | 10.50 | 98.96 | 109.46 | 365.76 | 475.22 | 2.36 |
| 1) 工業 | | 10.50 | 89.21 | 99.71 | 365.76 | 465.47 | 2.31 |
| 2) 鉱物資源および鉱業 | | — | 6.96 | 6.96 | — | 6.96 | 0.03 |
| 3) 建設業 | | — | 2.79 | 2.79 | — | 2.79 | 0.01 |
| 3. 貿易および観光 | | 7.84 | 46.05 | 53.89 | — | 53.89 | 0.27 |
| 1) 貿易 | | 7.84 | 33.91 | 41.75 | — | 41.75 | 0.21 |
| 2) 観光 | | — | 12.14 | 12.14 | — | 12.14 | 0.06 |
| IV. マルチセクター援助 | | 341.07 | 616.54 | 957.61 | 675.05 | 1,632.66 | 8.09 |
| 1. 環境保護 (生物多様性、洪水防止等) | | 38.39 | 35.32 | 73.71 | 231.12 | 304.83 | 1.51 |
| 2. その他マルチセクター (都市・地方開発等) | | 302.68 | 581.22 | 883.90 | 443.93 | 1,327.82 | 6.58 |
| V. 商品援助/一般プログラム援助 | | 156.05 | — | 156.05 | 998.10 | 1,154.15 | 5.72 |
| 1. 一般財政支援 | | — | — | — | 998.10 | 998.10 | 4.95 |
| 2. 食糧援助 | | 73.15 | — | 73.15 | — | 73.15 | 0.36 |
| 3. 輸入支援 | | 82.90 | — | 82.90 | — | 82.90 | 0.41 |
| VI. 債務救済*1 | | 19.10 | — | 19.10 | — | 19.10 | 0.09 |
| VII. 人道支援 (緊急食糧援助、復興、防災等) | | 709.06 | 49.14 | 758.20 | 87.85 | 846.04 | 4.19 |
| VIII. 行政経費等 | | 61.74 | 692.54 | 754.28 | — | 754.28 | 3.74 |
| 総合計 | | 3,010.28 | 2,888.71 | 5,898.99 | 14,279.20 | 20,178.19 | 100.00 |

| | | | | | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 人間の基礎生活分野 (BHN) | 2,044.92 | 1,036.76 | 3,081.68 | 3,202.23 | 6,283.91 | 31.14 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を含む。
- ・人間の基礎生活分野 (BHN) は上記の項目のうち I. 社会インフラ、III. 1 農林水産業、V. 2 食糧援助、VII. 人道支援を加えたもの
BHN: Basic Human Needs / 人間の基礎生活分野 (衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの)。
- ・本データは DAC_CRS 統計の分類に基づく。

*1 「VI. 債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
なお、2017年の実績は商業上の債務の免除のみであり、債務繰延の実績はなし。

巻末資料

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 日本の開発協力をめぐる動き（2018年1月～2018年12月） | 140 |
| 開発協力大綱（2015年2月閣議決定） | 144 |
| 略語一覧 | 154 |
| 用語集 | 159 |
| 索引 | 163 |

日本の開発協力をめぐる動き（2018年1月～2018年12月）

| 年月 | 日本の開発協力をめぐる主要な動き | 年月 | 日本の開発協力をめぐる国際的な会合等 |
|--------|---|--------|---|
| 2018.1 | <ul style="list-style-type: none"> ●ミャンマーに帰還する避難民支援のための緊急無償資金協力 ●安倍総理大臣のブルガリア、セルビア、ルーマニア訪問の際、西バルカン諸国の経済社会発展を支援する「西バルカン協力イニシアティブ」を発表 | 2018.1 | <ul style="list-style-type: none"> ●第2回日・国連食糧農業機関（FAO）年次戦略協議（於：東京） ●「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級特別会合」（於：ブリュッセル） |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ●台湾東部で発生した地震被害に対する国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣 ●菌浦総理大臣補佐官の立会いの下、ラオスに対する無償資金協力1件（19億4000万円）の交換公文の署名（於：ビエンチャン） ●モザンビークにおける豪雨被害に対する緊急援助 ●トンガにおけるサイクロン被害に対する緊急援助 ●アフガニスタンに対する無償資金協力「アフガニスタン選挙支援計画」（供与限度額14億7,300万円）の交換公文の署名（於：カブール） ●国際開発協会（IDA）に対する円借款（供与限度額2,923億8,773万円）に関する交換公文の署名（於：ワシントンDC） ●紛争と干ばつの影響を受けたソマリア及び中央アフリカに対する緊急無償資金協力 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ●第4回日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（於：セブ） ●イラク復興支援閣僚級会合（於：クウェート） ●第2回日・チュニジア・テロ・治安対話（於：東京） |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ●パプアニューギニアにおける地震被害に対する緊急援助 ●安倍総理大臣立会いの下、スリランカに対する円借款（供与限度額106億3,900万円）に関する交換公文の署名（於：東京） ●ミャンマーに対する円借款4件（供与限度総額1,170億4,000万円）の交換公文の署名（於：ネーピードー） ●河野外務大臣及びスワラージ・インド外務大臣立会いの下、インドに対する4件の円借款（供与限度額合計1,492億1,800万円）に関する交換公文の署名（於：東京） | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ●レバノンの治安強化に関する支援国会合（ローマ2）（於：ローマ） ●第8回世界水フォーラム（於：ブラジリア） ●国連工業開発機関（UNIDO）と連携した緊急人道・復興支援に係るキックオフセレモニーの実施（於：ウィーン） |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ●安倍総理大臣及びアバーディー首相立会いの下、イラクに対する円借款「バスラ上水道整備計画（第二期）」及び「灌漑セクターローン（フェーズ2）」（供与限度額合計348億円8,000万円）に関する交換公文の署名（於：東京） ●カンボジアに対する円借款（供与限度額92億1,600万円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン） ●外務省、「質の高いインフラの推進に関するセミナー」をOECD開発センターと共催（於：東京） ●シリア危機の影響を受けた中東3か国に対する緊急無償資金協力 ●ウガンダに対する円借款「カンパラ首都圏送変電網整備計画」ほか1件（供与限度額合計185億7,700万円）及び無償資金協力「北部ウガンダ地域中核病院改善計画」（供与限度額28億6,000万円）に関する交換公文の署名（於：カンパラ） | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ●「イラクの治安改善のための経済開発に係る東京会議」（於：東京） ●G7外相会合（於：トロント） ●第2回日米第三国インフラ協力官民ラウンドテーブル（於：ワシントンDC） ●シリア及び地域の将来の支援に関する第2回ブリュッセル会合（於：ブリュッセル） ●第4回モロッコ合同委員会（於：東京） |

| 年月 | 日本の開発協力をめぐる主要な動き | 年月 | 日本の開発協力をめぐる国際的な会合等 |
|----|---|----|---|
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 安倍総理大臣立会いの下、ヨルダンに対する無償資金協力「北部シリア難民受入地域廃棄物処理機材整備計画」（供与限度額16億3,100万円）に関する交換公文の署名（於：アンマン） ソロモンに対する無償資金協力（供与限度額43億6,400万円）に関する交換公文の署名（於：東京） トンガに対する無償資金協力（供与限度額28億3,700万円）に関する交換公文の署名（於：東京） パラオに対する無償資金協力（供与限度額13億1,100万円）に関する交換公文の署名（於：東京） ジブチにおける洪水被害に対する緊急援助 草の根・人間の安全保障無償資金協力実施開始30周年を機に、お笑い芸人の「ペナルティ」（吉本興業所属）に対し草の根大使を任命（於：東京） 持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議（第5回会合）（於：東京） 安倍総理大臣及びクアン国家主席立会いの下、ベトナムに対する無償資金協力2件（供与限度額合計26億2,700万円）に関する交換公文の署名（於：東京） | 5 | <ul style="list-style-type: none"> 国連「科学技術・イノベーション・ロードマップに関する専門家グループ会合」（於：東京） 第8回太平洋・島サミット（PALM8）（於：福島県いわき市） G20外相会合（於：ブエノスアイレス） 第71回世界保健総会（WHA）（於：ジュネーブ） OECD閣僚理事会（於：パリ） G7開発大臣会合（於：カナダ・ウィスラー） |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> グアテマラにおける火山噴火被害に対する緊急援助 コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助隊（感染症対策チーム）の派遣 ミャンマーに対する無償資金協力（供与限度額55億4,900万円）に関する交換公文の署名（於：ネーピードー） コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行に対する緊急無償資金協力 第5回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合において、「拡大版SDGsアクションプラン2018」を決定（於：東京） 河野外務大臣立会いの下、インドネシアに対する無償資金協力（供与額25億円）に関する交換公文の署名（於：ジャカルタ） | 6 | <ul style="list-style-type: none"> G7シャルルボワ・サミット（於：カナダ・シャルルボワ） 第33回日ASEANフォーラム（於：東京） 第5回日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（於：東京） 「ウクライナの改革に関する国際会議」（於：コペンハーゲン） 「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」第三回閣僚級会合（於：バンコク） |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 第6回日EU開発政策対話（於：ブリュッセル） ラオスにおける水害被害に対する緊急援助 ODAに関する有識者懇談会第1回会合（於：東京） | 7 | <ul style="list-style-type: none"> 国連ハイレベル政治フォーラム2018（於：ニューヨーク） |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 日ASEAN技術協力協定の実質合意（於：シンガポール） ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助 コンゴ民主共和国東部におけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助物資の供与 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> 日ASEAN外相会議（於：シンガポール） 国際捜索・救助諮問グループ・アジア太平洋地域会合（於：東京） |

| 年月 | 日本の開発協力をめぐる主要な動き | 年月 | 日本の開発協力をめぐる国際的な会合等 |
|----|---|----|--|
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 河野外務大臣による、アルメニア、ジョージア、アゼルバイジャン訪問の際、日本としてこの地域の自立的発展を支援する「コーカサス・イニシアティブ」を発表 安倍総理大臣立会いの下、エクアドルに対する有償資金協力（供与限度額 総額7,000万米ドル（約77.3億円^(注1)）に関する交換公文の署名（於：東京） イラクに対する円借款「クルド地域上水道整備計画（第二期）」（供与限度額24億6,300万円）に関する交換公文の署名（於：バグダッド） ODAに関する有識者懇談会第2回会合（於：東京） ODA広報動画「鷹の爪団の行け！ODAマン」の配信開始 「シリア危機に関するEU主催ハイレベル会合」において、河野外務大臣が、シリアに対する約1,000万ドル（約11億円^(注1)）の新規支援を発表（於：ニューヨーク） 河野外務大臣は、「質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント」をEU・国連と共催（於：ニューヨーク） グローバルフェスタ JAPAN2018（於：東京） | 9 | <ul style="list-style-type: none"> ASEANに関する世界経済フォーラム（於：ベトナム・ハノイ） G20貿易・投資大臣会合（於：アルゼンチン・マルデルプラタ） 第62回国際原子力機関（IAEA）総会（於：ウィーン） G7エネルギー大臣会合（於：カナダ・ハリファックス） 河野外務大臣のカナダ・EU共催女性外相会合出席（於：モントリオール） 第73回国連総会一般討論（於：ニューヨーク） 第6回日・カリコム外相会合（於：ニューヨーク） 持続可能な海洋経済に関するハイレベル・パネル第1回会合開催（於：ニューヨーク） 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会、欧州委員会、OECD開発センター共催SDGs関連会合（於：ニューヨーク） アフリカの若者の雇用への投資に関するハイレベル会合（於：ニューヨーク） シリア危機に関するEU主催ハイレベル会合（於：ニューヨーク） 国連結核ハイレベル会合（於：ニューヨーク） 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）支援閣僚級会合（於：ニューヨーク） パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合（於：ニューヨーク） |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> インドネシアにおける地震及び津波被害に対する緊急援助 インドネシアにおける地震及び津波被害に対する国際緊急援助隊（自衛隊部隊）の派遣 ミャンマーに対する無償資金協力（供与限度額 41億7,600万円）に関する交換公文の署名（於：ネーピードー） 安倍総理大臣及びフック首相立会いの下、ベトナムに対する無償資金協力（供与限度額12億400万円）に関する交換公文の署名（於：東京） 安倍総理大臣及びトンルン首相立会いの下、ラオスに対する無償資金協力（供与限度額 9億円）に関する交換公文の署名（於：東京） フィリピンに対する円借款の供与（供与限度額 43億7,600万円）に関する交換公文の署名（於：マニラ） 阿部外務副大臣が、第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議において、生息国におけるゾウの密猟対策支援の推進を表明（於：ロンドン） 河野外務大臣立会いの下、東ティモールに対する「人材育成奨学計画」に関する交換公文の署名（於：東ティモール） 安倍総理大臣訪中の際、本年が中国の改革開放40周年にあたることを踏まえ、今年度を以て全ての対中ODAの新規供与終了の決定を表明（於：北京） インドネシアに対する円借款の供与（供与限度額 700億2,100万円）に関する交換公文の署名（於：ジャカルタ） 安倍総理大臣及びモディ・インド首相立会いの下、インドに対する7件の円借款（供与限度額合計3,164億5,800万円）に関する交換公文の署名（於：東京） | 10 | <ul style="list-style-type: none"> アフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合（於：東京） 第10回日メコン首脳会議（於：東京） 第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議（於：ロンドン） 第12回アジア欧州会合（ASEM）首脳会合（於：ブリュッセル） P4Gコペンハーゲン・サミット2018（於：コペンハーゲン） 第17回 日EU環境高級事務レベル会合開催（於：東京） 第14回マナーマ対話において、河野外務大臣が中東の改革支援を表明（於：バーレーン・マナーマ） |

| 年月 | 日本の開発協力をめぐる主要な動き | 年月 | 日本の開発協力をめぐる国際的な会合等 |
|----|---|----|---|
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンに対する円借款の供与（供与限度額 381億100万円）に関する交換公文の署名（於：マニラ） ● ODAに関する有識者懇談会第3回会合（於：東京） ● アフガニスタンにおける干ばつ被害に対する緊急無償資金協力 ● 日・ギニア技術協力協定「技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の協定」の署名（於：ギニア） ● 日ASEAN首脳会議において、安倍総理から、人材育成の分野において、次の5年を見据えた「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」として、新たに8万人規模の人材を育成することが表明された（於：シンガポール） ● ASEAN+3首脳会議において、安倍総理大臣から「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援の拡大が表明された（於：シンガポール） ● 河野外務大臣がパプアニューギニアに対する無償資金協力（供与額12億円）に関する交換公文を署名（於：ポートモレスビー） ● 安倍総理大臣立会いの下、日・ブルキナファソ技術協力協定「技術協力に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の協定」及び無償資金協力「食糧援助」（供与限度額5億円）に関する交換公文の署名（於：東京） ● フィリピンに対する2件の円借款の供与（供与限度額合計 1,671億9,900万円）に関する交換公文の署名（於：マニラ） ● 安倍総理大臣立会いの下、ヨルダンに対するドル建て借款「ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性に関する改革のための開発政策借款」に関する交換公文の署名（供与限度額3億ドル）（約331億円^{注1}）（於：東京） ● ODAに関する有識者懇談会第4回会合（於：東京） ● ジブチに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（主要幹線道路の改修）（供与限度額39億円）に関する交換公文の署名（於：ジブチ） | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日ASEAN首脳会議（於：シンガポール） ● 2018年パプアニューギニアAPEC首脳会議（於：ポートモレスビー） ● 生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）、カルタヘナ議定書第9回締約国会合（MOP9）、名古屋議定書第3回締約国会合（MOP3）（於：エジプト・シャルムエルシェイク） ● 水銀に関する水俣条約の第2回締約国会議（COP2）（於：ジュネーブ） ● 第6回日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（於：マニラ） ● アフガニスタンに関するジュネーブ閣僚級会合（於：ジュネーブ） ● 国際原子力機関（IAEA）原子力科学技術閣僚会議（於：ウィーン） ● G20ブエノスアイレス・サミット（於：ブエノスアイレス） |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安倍総理大臣立会いの下、パラグアイに対する無償資金協力（経済社会開発計画）（供与限度額5億円）に関する交換公文の署名（於：アスンシオン） ● アフガニスタンに対する無償資金協力「小児感染症予防計画」（供与限度額10億900万円）に関する交換公文の署名（於：カブール） ● 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）に関する改定討議議事録の署名（於：東京） ● 安倍総理大臣立会いの下、ガーナに対する無償資金協力「第二次国道八号線改修計画」（供与限度額64億8,600万円）に関する交換公文の署名（於：東京） ● 安倍総理大臣立会いの下、ザンビアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」に関する交換公文の署名（供与限度額5億円）（於：東京） ● 第6回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合において、「SDGsアクションプラン2019」を決定（於：東京） | 12 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）等開催（於：ポーランド・カトヴィツェ） ● 第18回ドーハ・フォーラム（於：ドーハ） ● 第3回日本・キューバ官民合同会議の開催（於：ハバナ） |

注1：米ドル／日本円の換算は、OECD/DACが公表した2018年実績用レートを適用。

開発協力大綱について

平成27年2月10日
閣議決定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下において、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

開発協力大綱

— 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために —

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を踏まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際

社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罠」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

1. 理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

(1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コロンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際

秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

(2) 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義にのっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

II. 重点政策

(1) 重点課題

我が国は、上記の理念にのっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もともと基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー

ギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形での資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

(2) 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになってきていることを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対処能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重

要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力をを行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力をを行う。また、日系社会の存在が我が国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

III. 実施

(1) 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力をを行う。

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア) 戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

(イ) 日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩を進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘に

も努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

(ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく。

イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協りに相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

(エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

(オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

(カ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

(キ) 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

(ク) 開発協力関係者の安全配慮

開発協りに携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

(2) 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点が果たす役割にも留意する。

イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

ア) 官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促

進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

(エ) 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

(オ) 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

(ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

(イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

(ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO／CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

(3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日

閣 議 決 定

略語一覧

A

- ABE Initiative** African Business Education Initiative for Youth
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)
- ADB** Asian Development Bank
アジア開発銀行
- ADF** Asian Development Fund
アジア開発基金
- AfDB** African Development Bank
アフリカ開発銀行
- AfDF** African Development Fund
アフリカ開発基金
- AfT** Aid for Trade
貿易のための援助
- AHA Centre** ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on disaster management
ASEAN防災人道支援調整センター
- AIM2020** ASEAN ICT Masterplan 2020
ASEAN ICT マスタープラン2020
- AMIS** Agricultural Market Information System
農業市場情報システム
- AMR** antimicrobial resistance
薬剤耐性
- APEC** Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力
- APT** Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体
- APTERR** ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve
東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定
- ASEAN** Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合
- AU** African Union
アフリカ連合
- AUC** African Union Commission
アフリカ連合委員会
- AUN/SEED-Net** ASEAN University Network/
Southeast Asia Engineering Education
Development Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

- BEPS** Base Erosion and Profit Shifting
税源浸食と利益移転
- BHN** Basic Human Needs
基礎生活分野
- BIG-B構想** Bay of Bengal Industrial Growth Belt
ベンガル湾産業成長地帯構想
- BOP** Base of the Economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

- CAADP** Comprehensive Africa Agriculture
Development Programme
包括的アフリカ農業開発プログラム
- CARD** Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体
- CARICOM** Caribbean Community
カリブ共同体
- CEAPAD** Conference on the Cooperation among
East Asian Countries for Palestinian Development
パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合
- CFE** Contingency Fund for Emergency
緊急対応基金
- CFS** Committee on World Food Security
世界食料安全保障委員会
- CGIAR** Consultative Group on International
Agricultural Research
国際農業研究協議グループ
- CONNEX** Strengthening Assistance for Complex
Contract Negotiations
コネックス (複雑な契約交渉の支援強化)
- COP** Conference of Parties
条約の締約国会議
- CSO** Civil Society Organization
市民社会組織
- CSR** Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

- DAC** Development Assistance Committee
経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会
- DDR** Disarmament, Demobilization and
Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

E

- E/N** Exchange of Notes
交換公文
- EAS** East Asia Summit
東アジア首脳会議
- EBRD** European Bank for Reconstruction and
Development
欧州復興開発銀行
- EEZ** Exclusive Economic Zone
排他的経済水域
- EFA** Education for All
万人のための教育
- EITI** Extractive Industries Transparency Initiative
採取産業透明性イニシアティブ
- EPA** Economic Partnership Agreement
経済連携協定
- ERIA** Economic Research Institute for ASEAN and
East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター
- ESD** Education for Sustainable Development
持続可能な開発のための教育
- EU** European Union
欧州連合

F

- FAO** Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関
- FATF** Financial Action Task Force
金融活動作業部会
- F/S** Feasibility Study
フィージビリティ調査
- FTA** Free Trade Agreement
自由貿易協定

G

- GCF** Green Climate Fund
緑の気候基金
- GDP** Gross Domestic Product
国内総生産
- GEBCO** General Bathymetric Chart of Oceans
大洋水深総図

GF-TADs Global Framework for Progressive
Control of Transboundary Animal Diseases
越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GHIT Fund Global Health Innovative Technology
Fund
グローバルヘルス技術振興基金

GNI Gross National Income
国民総所得

GPE Global Partnership for Education
教育のためのグローバル・パートナーシップ (旧称:
FTI (ファスト・トラック・イニシアティブ))

GPEDC Global Partnership for Effective
Development Co-operation
効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries
高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

HLPF High Level Political Forum
ハイレベル政治フォーラム

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and
Development
国際復興開発銀行 (世界銀行)

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural
Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

IFNA Initiative for Food and Nutrition Security in Africa
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ

IGAD Inter-Governmental Authority on Development
政府間開発機構

IHO International Hydrographic Organization
国際水路機関

IHP International Health Partnership
国際保健パートナーシップ

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IMO International Maritime Organization
国際海事機関

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

IPPF International Planned Parenthood Federation
国際家族計画連盟

ISC Information Sharing Centre
情報共有センター

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送日本方式

ITU International Telecommunication Union
国際電気通信連合

IUCN International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

IUU Illegal, Unreported and Unregulated
違法・無報告・無規制

J

JAIP Jericho Agro-Industrial Park
ジェリコ農産加工団地

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

JCM Joint Crediting Mechanism
二国間オフセット・クレジット制度

JDS Project for Human Resource Development Scholarship
人材育成奨学計画

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JICT Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services
海外通信・放送・郵便事業支援機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JOIN Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development
海外交通・都市開発事業支援機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

JPO Junior Professional Officer
ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

M

MDBs Multilateral Development Banks
国際開発金融機関

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MDRI Multilateral Debt Relief Initiative
マルチ債務救済イニシアティブ

N

NDC Nationally Determined Contribution
自国が決定する貢献

NERICA New Rice for Africa
ネリカ（稲／米）

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

NJPPP Nutrition Japan Public-Private Platform
栄養改善事業推進プラットフォーム

NTDs Neglected Tropical Diseases
顧みられない熱帯病

O

- OCHA** United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整事務所
- ODA** Official Development Assistance
政府開発援助
- OECD** Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構
- OIE** World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局
- OOF** Other Official Flows
その他の公的資金
- OVOP** One Village One Product
一村一品

P

- PALM** Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット
- PEF** Pandemic Emergency Financing Facility
パンデミック緊急ファシリティ
- PIF** Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム
- PKO** United Nations Peacekeeping Operations
国連平和維持活動
- PPAP** Public Private Action for Partnership
官民パートナーシップ
- PPP** Public-Private Partnership
官民連携

R

- ReCAAP** Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia
アジア海賊対策地域協力協定

S

- SATREPS** Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力
- SDGs** Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標
- SEZ** Special Economic Zone
経済特別区
- SHEP** Smallholder Horticulture Empowerment Project
小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト

- SIDS** Small Island Developing States
小島嶼開発途上国
- SPC** Special Purpose Company
特別目的会社
- SPREP** Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme
太平洋地域環境計画事務局
- SRSG-SVC** Special Representative of the Secretary General on Sexual Violence Conflict
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表
- STEP** Special Terms for Economic Partnership
本邦技術活用条件
- STI** Science, Technology and Innovation
科学技術・イノベーション

T

- TICAD** Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議
- TFA** Trade Facilitation Agreement
貿易の円滑化に関する協定
- TMAF** Tokyo Mutual Accountability Framework
相互責任に関する東京フレームワーク

U

- UHC** Universal Health Coverage
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
- UMICs** Upper Middle Income Countries
高中所得国
- UN** United Nations
国際連合
- UN Women** United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関
- UNAFEI** United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
国連アジア極東犯罪防止研修所
- UNAIDS** Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
国連合同エイズ計画
- UNCRD** United Nations Centre for Regional Development
国連地域開発センター
- UNDESD** United Nations Decade of Education for Sustainable Development
国連ESDの10年

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNEP-IETC UNEP/International Environmental
Technology Centre
国連環境計画国際環境技術センター

UNESCO United Nations Educational, Scientific
and Cultural Organization
国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UN-Habitat United Nations Human Settlements
Programme
国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for
Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development
Organization
国連工業開発機関

UNMAS United Nations Mine Action Service
国連PKO局地雷対策サービス部

UNMISS United Nations Mission in the Republic of
South Sudan
国連南スーダン共和国ミッション

UNODC United Nations Office on Drugs and
Crime
国連薬物・犯罪事務所

UNTOC United Nations Convention on
Transnational Organized Crime
国際組織犯罪防止条約

UNRWA United Nations Relief and Works Agency
for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WAW! World Assembly for Women
国際女性会議

WCO World Customs Organization
世界税関機構 (条約上の名称は関税協力理事会)

We-Fi Women Entrepreneurs Finance Initiative
女性起業家資金イニシアティブ

WEPA Water Environment Partnership in Asia
アジア水環境パートナーシップ

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WI Wetlands International
国際湿地保全連合

WIPO World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集 (2018年版)

| | |
|--------------------|--|
| アンタイド／タイド援助 | <p>アンタイド援助とは、経済協力開発機構（OECD）の定義によれば、「OECD全加盟国及び実質的にあらゆる援助受取国からの自由かつ十分な調達が可能であるような贈与または借款」とされている。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力和無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPC）にも拡大された。</p> |
| インフラシステム輸出 | <p>新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を推進するため、2013年3月、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が内閣官房に設立された。同年5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」（2014年6月、2015年6月、2016年5月、2017年5月、2018年6月に改訂）では、2020年に約30兆円（2010年約10兆円）のインフラシステムの受注達成を目標としており、このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣をはじめとするトップセールスの推進、国際協力機構（JICA）海外投融資の本格再開、円借入をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラ海外展開推進の体制整備・強化が進められている。また、外務省は重点国の在外公館に、現地のインフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する「インフラプロジェクト専門官」を指名している（2019年3月現在、73か国94公館191名）。</p> |
| 援助協調 | <p>途上国の開発目標を明確にし、その下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけでなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクター等、開発にかかわる主体が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」、「開発協力主体間の連携」等の言葉も使われる。</p> |
| 開発協力大綱 | <p>開発協力の最上位の政策文書として、開発協力の理念、重点政策、実施の在り方などを定めたもの。1992年6月に策定され、2003年8月に改定された政府開発援助大綱（ODA大綱）を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定（詳細は144ページを参照）。</p> |
| 技術協力 | <p>日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う経済協力。</p> |
| 技術協力専門家派遣 | <p>日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えとともに、これらの人々と協働して現地に適合した技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。</p> |
| 研修員受入事業 | <p>開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。</p> |
| 機材供与 | <p>技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力等のために機材を供与すること。</p> |
| 技術協力プロジェクト | <p>「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。</p> |
| コストシェア技術協力 | <p>ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることとともに、日本のエネルギー安定確保、本邦企業に有利なビジネス環境の構築・インフラ輸出促進にも貢献することを目的としている技術協力。</p> |

| | |
|--|---|
| 第三国研修 | 開発途上国が日本の支援の下、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れて実施する研修。 |
| 第三国専門家派遣 | 技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から専門家を派遣する事業。 |
| 開発計画調査型技術協力 | 開発途上国の政策立案や公共事業計画策定支援を目的に、調査の実施過程を通じ、相手国担当機関に対し調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を図るもの。都市開発や運輸交通、主要インフラ分野における開発計画の策定などが主要な例。 |
| 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) | 23ページの用語解説を参照。 |
| 有償勘定技術支援 | 円借款または海外投融資による有償資金協力の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的として研修、専門家派遣、調査等を JICA 有償資金協力勘定から実施するもの。 |
| 国際緊急援助隊 | 海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な自然災害や人為的災害(紛争起因の災害を除く)に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の5種類がある。 |
| JICA ボランティア (JICA 海外協力隊) 事業 | 108ページの「ア. 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア (JICA ボランティア) 事業」を参照。 |
| 民間連携ボランティア制度 | 108ページの用語解説を参照。 |
| 基礎生活分野／人間の基本的ニーズ (BHN : Basic Human Needs) | 食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの、保健、教育など。 |
| 国別開発協力方針 (旧国別援助方針) | ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する我が国のODAの方針。 |
| グラント・エレメント | 援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映し、パーセントで表示される。贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和の程度が大きいとされる。 |
| 経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC : Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee) | OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟36か国のうち29か国および欧州連合 (EU) から成る。 |
| 現地 ODA タスクフォース | 2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館および JICA を中心に、JETRO (日本貿易振興機構)、JBIC (国際協力銀行) などの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを行っている。 |
| 後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries) | 16ページの用語解説を参照。 |
| 国際協力機構 (JICA : Japan International Cooperation Agency) | 国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本の ODA の主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行 (当時) が担当してきた有償資金協力 (円借款等)、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。 |

| | |
|---|--|
| 国際協力銀行 (JBIC : Japan Bank for International Cooperation) | 2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務（円借款等）を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年4月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。 |
| 債務救済 | 開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり（債務繰延：リスケジュール）、これを免除（債務免除または債務削減）したりすること。 |
| 事業展開計画 | 国別開発協力方針（旧国別援助方針）の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、国ごとに設定したODAの重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようにまとめたもの。被援助国および我が国関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年1回更新している。 |
| 持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）・持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals） | 2015年9月に国連総会で採択された、2016年から2030年までの国際開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs : Millennium Development Goals）の後継として、保健や教育などMDGsの残された課題や、環境問題や格差拡大など新たに顕在化した課題に対応すべく策定された。17のゴールと169のターゲットから成る持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）を掲げている。先進国を含むユニバーサル（普遍的）な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。より詳しい内容は42ページの開発協カトピックスを参照。 |
| 政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance) | Vページ「●ODAとは？」を参照。 |
| 政府開発援助大綱 (ODA大綱) | 現行の開発協カ大綱（2015年2月閣議決定）の前身として、政府開発援助の理念（目的、方針、重点）や原則などを定めたもの。1992年6月に策定され、2003年8月に改定された。 |
| その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows) | 公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。 |
| DACリスト卒業国 | OECD-DACが定める援助受取国・地域のリストの記載から外れた国。日本は1人当たり所得が一定の水準にあっても特別な脆弱性を抱える小島嶼国等の国々に対する支援を行っていくことが重要との考えから、DACリスト卒業国に対しても必要な協カを実施。 |
| 南南協カ | 89ページの用語解説を参照。 |
| 教育2030行動枠組 (Education 2030 Framework for Action) | 持続可能な開発目標（SDGs）の策定後、万人のための教育（EFA : Education for All）を継承する、新たな教育支援の枠組みとして、2015年11月、「教育2030行動枠組」が採択され、すべての人に包摂的で公正な質の高い教育を確保するため国際社会として取り組むこととなった。 |
| 貧困削減戦略文書 (PRSP : Poverty Reduction Strategy Papers) | 開発途上国における貧困削減のための改革等の政策努力の説明責任や、開発途上国と開発パートナーとの連携強化を目的として、当該国のマクロ経済政策や構造改革、成長促進・貧困削減のためのプログラム、資金需要等に関して包括的に記述した文書。世界銀行・国際通貨基金（IMF）により1999年に導入された取組であり、開発途上国政府のオーナーシップの下、援助国、国際機関、NGO、民間セクター等のステークホルダーと連携し、3年～5年おきに作成されている。重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が債務削減を受けるための条件として、世銀やIMFによる支援・債務削減の決定に際して参照されている。 |
| フィージビリティ調査 | 108ページの用語解説を参照。 |
| 平和の定着 | 地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援を3つの柱としている。 |

| | |
|--|--|
| ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) | 2001年に策定された、国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。2015年7月、国連はMDGsの最終報告書を公表した。 |
| 無償資金協力 | 開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による経済協力。国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段であり、国際社会の安定確保や我が国のリーダーシップ向上に資する大きな政策的効果がある。 |
| 草の根・人間の安全保障無償資金協力 | 人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。 |
| 日本NGO連携無償資金協力 | 日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクトや、災害等復旧・復興支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。 |
| 一般文化無償資金協力 | 開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関を対象としている。 |
| 草の根文化無償資金協力 | 開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的とした草の根レベルの小規模な事業の機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。 |
| 緊急無償資金協力 | 海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援等のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。 |
| 食糧援助 | 自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。 |
| 有償資金協力 | 開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による経済協力。開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金、または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と我が国、または開発途上地域の法人等に対して開発事業に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築可能。 |
| 海外投融資 | JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業が開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①SDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。詳細は107ページを参照。 |
| ODAを活用した官民連携 (PPP : Public-Private Partnership) | 106ページ「ア. ODAを活用した官民連携 (PPP)」を参照。 |

索引 (2018年版)

あ

愛知目標 61
アジア開発銀行 (ADB) 15, 53, 107
アジア太平洋経済協力 (APEC) 13, 142
アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 21, 23
アジェンダ 2063 100
アセアン ASEAN >> 東南アジア諸国連合
アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net)
..... 114, 115
アフガニスタン支援 97
アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) ... 66, 67, 69
アフリカ開発会議 (TICAD) 3, 13, 18, 43, 44, 46,
53, 67, 100, 101, 141, 147
アフリカ開発基金 (AfDF) 23
アフリカ連合 (AU) 69, 100
安全対策 124, 150
アンタイド/タイド 158

い

一村一品キャンペーン/プロジェクト 14, 16
イノベティブ・アジア 18, 74
一般特恵関税制度 (GSP) 14
インフラシステム輸出 76, 90, 158

え

栄養改善事業推進プラットフォーム (NJPPP) 66, 67
円借款 10, 23, 29, 44, 48, 50, 51, 52, 77, 79, 80,
104, 106, 107, 114, 130, 139, 141, 142
援助協調 44, 158

お

温室効果ガス 60, 61

か

海外投融資 104, 106, 107, 108, 161
開発協力大綱 3, 27, 29, 41, 44, 52, 63, 110, 117,
143, 152, 158
顧みられない熱帯病 (NTDs) 48, 49
顔の見える開発協力 25, 107, 108, 110
カリブ共同体 (CARICOM) 89

官民連携 (PPP) / 官民パートナーシップ 49, 59, 67,
104, 106, 107, 121, 150, 151

き

気候変動 2, 39, 41, 42, 60, 61, 65, 66, 73, 76, 77,
82, 85, 86, 87, 90, 106, 107, 115, 124, 143, 146,
147, 148, 149
気候変動枠組条約 60, 142
基礎教育 52, 53, 57, 89
基礎生活分野 (BHN) 77, 100, 138, 147, 159
教育 2030 行動枠組 52, 53, 160
教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE)
..... 52, 53
協力準備調査 (PPP インフラ事業) 106, 107
緊急無償資金協力 36, 80, 139, 140, 142, 161

く

草の根技術協力事業 111, 112, 113, 114
草の根・人間の安全保障無償資金協力 ... 45, 50, 51, 56,
57, 60, 76, 84, 94, 117, 121, 140, 161
グッドガバナンス (良い統治) 25, 27, 146
国別開発協力方針 125, 159
グラント・エレメント 159
グリーン・メコン 74, 76
グローバルフェスタ JAPAN 117, 120, 141

け

経済協力開発機構 (OECD) 3, 13, 14, 15, 16, 115,
116, 140, 149
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) / (DAC)
..... 3, 6, 7, 9, 115, 125, 149, 159
経済協力開発機構 (OECD) 開発センター 13, 116,
139, 141
経済社会開発計画 (旧ノン・プロジェクト無償資金協力)
..... 64, 142
経済連携協定 (EPA) 14, 16, 66
ゲイツ財団 (ビル&メリンダ・ゲイツ財団) 48
現職参加 108
現地 ODA タスクフォース 159

こ

| | |
|--|--|
| 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC) | 116 |
| 公衆衛生危機対応 | 44, 46, 101 |
| 後発開発途上国 (LDCs) | 9, 14, 16, 73, 159 |
| 国際移住機関 (IOM) | 29, 38, 80 |
| 国際海事機関 (IMO) | 39 |
| 国際開発協会 (IDA) | 23, 139 |
| 国際家族計画連盟 (IPPF) | 46 |
| 国際協力機構 (JICA) | 3, 12, 17, 20, 23, 26, 29, 38, 48, 49, 55, 56, 58, 60, 62, 64, 66, 67, 83, 100, 104, 106, 107, 108, 109, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 120, 121, 122, 124, 125, 126, 128, 129, 150, 151, 152, 159 |
| 国際協力銀行 (JBIC) | 104, 107, 150, 160 |
| 国際協力人材センター | 122 |
| 国際協力の日 | 117 |
| 国際緊急援助隊 | 36, 47, 77, 80, 139, 140, 141, 159 |
| 国際原子力機関 (IAEA) | 141, 142 |
| 国際獣疫事務局 (OIE) | 66 |
| 国際通貨基金 (IMF) | 14, 15, 23, 45 |
| 国際電気通信連合 (ITU) | 20, 21, 23 |
| 国際農業開発基金 (IFAD) | 65, 66, 69 |
| 国際農業研究協議グループ (CGIAR) | 66, 69 |
| 国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン | 44 |
| 国際労働機関 (ILO) | 19 |
| 国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) | 25, 27 |
| 国連開発計画 (UNDP) | 31, 33, 49, 100, 104, 123 |
| 国連教育科学文化機関 (UNESCO) | 53, 58 |
| 国連工業開発機関 (UNIDO) | 139 |
| 国連児童基金 (UNICEF) | 29, 33, 48, 50, 53, 56, 65, 66, 104 |
| 国連食糧農業機関 (FAO) | 65, 66, 69, 139 |
| 国連人口基金 (UNFPA) | 46 |
| 国連世界食糧計画 (WFP) | 29, 30, 31, 32, 65, 66, 69 |
| 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) | 29 |
| 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) | 29, 98, 141 |
| 国連平和維持活動 (PKO) | 29, 100, 143, 151 |
| 国連防災世界会議 | 63, 80 |
| 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) | 27, 38, 39 |
| 国連PKO局地雷対策サービス部 (UNMAS) | 33, 35 |

さ

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 採取産業透明性イニシアティブ (EITI) | 70 |
| 災害復旧スタンド・バイ借款 | 107 |
| 再生可能エネルギー | 60, 70, 87, 90 |

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 三角協力 | 37, 89, 90, 98, 115, 116, 151 |
| 産業人材育成 | 18, 74, 114, 142, 146 |
| 三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) | 48 |

し

| | |
|----------------------------------|--|
| ジェンダー | 41, 52, 54, 55, 69, 115 |
| ジェンダー主流化 | 54 |
| 事業・運営権対応型無償資金協力 | 106 |
| 事業展開計画 | 160 |
| 資金洗浄 (マネーロンダリング) | 37, 38, 40 |
| 自国が決定する貢献 (NDC) | 60, 61 |
| 持続可能な開発のための2030アジェンダ | 14, 52, 100, 160 |
| 持続可能な開発のための教育 (ESD) | 53 |
| 持続可能な開発目標 (SDGs) | 2, 18, 20, 22, 24, 41, 42, 43, 44, 48, 50, 52, 53, 54, 56, 60, 63, 65, 66, 70, 74, 77, 79, 107, 116, 140, 141, 142 |
| 質の高いインフラ | 3, 10, 13, 14, 20, 73, 74, 75, 76, 79, 100, 101, 107, 108, 116, 139, 141 |
| シニア海外ボランティア | 60, 103, 106, 108, 109 |
| ジャパン・プラットフォーム (JPF) | 29, 33, 36, 110 |
| 収穫後の損失 (ポストハーベスト・ロス) | 67, 69 |
| 自由で開かれたインド太平洋 | 2, 10, 74, 79, 80, 85 |
| 重債務貧困国 (HIPC) | 23 |
| 情報通信技術 (ICT) | 20, 21, 22, 36, 146, 152 |
| 小規模園芸農民組織強化計画 (SHEP) アプローチ | 67, 69 |
| 食料安全保障 | 31, 32, 46, 65, 66, 67, 69, 147 |
| 食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス | 69 |
| 女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) | 54, 55 |
| 新興・再興感染症 | 46, 47, 49 |
| 新興ドナー | 115 |
| 人身取引 | 37, 38, 40, 146 |

す

| | |
|---|---------|
| 水銀に関する水俣条約 | 61, 142 |
| スポーツ・フォー・トゥモロー (SPORT FOR TOMORROW) | 58, 59 |

せ

| | |
|----------------------|--|
| 青年海外協力隊 (JOCV) | 11, 47, 48, 49, 56, 59, 69, 100, 106, 108, 109, 110, 142 |
| 生物多様性 | 24, 61, 87, 138, 147 |
| 生物多様性条約 | 61, 142 |

| | |
|------------------------------|-----------------------|
| 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド) | 48 |
| 世界貿易機関(WTO) | 14, 16, 66 |
| 世界保健機関(WHO) | 2, 45, 46, 47, 48, 65 |
| 世界水フォーラム | 139 |
| 責任ある農業投資 | 66, 69 |
| 赤十字国際委員会(ICRC) | 29, 32, 33 |
| 積極的平和主義 | 28, 143 |
| 仙台防災枠組 2015-2030 | 63 |

そ

| | |
|---------------|----------------------------|
| その他の公的資金(OOF) | 14, 16, 104, 143, 150, 160 |
|---------------|----------------------------|

た

| | |
|------------------|-------------------|
| 太平洋・島サミット(PALM) | 2, 3, 84, 86, 140 |
| 太平洋諸島フォーラム(PIF) | 84 |
| 太平洋地域環境計画(SPREP) | 85 |

ち

| | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS) | 22, 23, 24, 47, 114, 115, 159 |
| 地上デジタル放送日本方式(ISDB-T) | 20, 21, 22, 88 |
| 中小企業・SDGsビジネス支援事業 | 62, 106 |
| 中米統合機構(SICA) | 89 |

て

| | |
|------------|----------------------------------|
| ディーセント・ワーク | 18, 19 |
| テロ対策 | 37, 76, 80, 82, 97, 99, 101, 146 |

と

| | |
|------------------|--|
| 東南アジア諸国連合(ASEAN) | 18, 21, 22, 36, 37, 39, 40, 53, 60, 66, 69, 73, 74, 75, 76, 78, 114, 115, 117, 125, 133, 137, 140, 141, 142, 147 |
|------------------|--|

な

| | |
|--------|----------------------|
| ナイロビ宣言 | 100 |
| 南南協力 | 33, 89, 98, 115, 160 |

に

| | |
|-----------------|------------------|
| 二国間クレジット制度(JCM) | 60, 61 |
| 日本NGO連携無償資金協力 | 33, 51, 110, 161 |

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 日本貿易保険(NEXI) | 104, 150 |
| 人間の安全保障 | 2, 29, 41, 42, 44, 101, 104, 145, 147 |
| 人間の安全保障基金 | 41 |

ね

| | |
|-------------|--------|
| ネリカ(NERICA) | 67, 69 |
|-------------|--------|

の

| | |
|------------------|--------|
| 農業市場情報システム(AMIS) | 66, 69 |
|------------------|--------|

は

| | |
|---------------------|------------|
| パリ協定 | 60, 61, 70 |
| パンデミック緊急ファシリティ(PEF) | 47, 49 |
| 万人のための教育(EFA) | 53 |

ひ

| | |
|----------------|-----|
| 非政府組織 > NGO | |
| 貧困削減戦略文書(PRSP) | 160 |

ふ

| | |
|---------------------------|---------------|
| フードバリューチェーン | 65, 67 |
| ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI) | 53 |
| フィージビリティ調査(フィージビリティ・スタディ) | 106, 108, 160 |
| 不正腐敗の防止 | 124 |
| プログラム・アプローチ | 125 |
| 文化無償資金協力 | 58, 117 |

へ

| | |
|------------------------|--|
| 米州開発銀行(IDB) | 66 |
| 平和と健康のための基本方針 | 44, 45 |
| 平和と成長のための学びの戦略 | 52 |
| 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 | 31, 36, 122 |
| 平和と繁栄の回廊(パレスチナ) | 98, 99 |
| 平和構築 | 28, 29, 35, 36, 55, 73, 80, 82, 89, 99, 100, 122, 143, 146, 147, 148, 150, 151 |

ほ

| | |
|-------------------|--------|
| 貿易の円滑化に関する協定(TFA) | 14, 16 |
| 貿易のための援助(AfT) | 14, 16 |

包摂的ビジネス 104, 108
 仙台防災協カイニシアティブ 63
 法制度整備支援 25, 26, 146
 保健システム 44, 46, 48, 100, 101
 母子保健 45, 46, 48, 79, 88
 ポリオ 48, 49, 77, 80

み

水と衛生 50, 138
 未着手・未了案件 125
 緑の気候基金 (GCF) 60, 61
 ミレニアム開発目標 (MDGs) 41, 42, 54, 147, 161
 民間連携ボランティア制度 106, 108, 159

む

無税無枠措置 14, 16

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR)
 28, 34

や

薬剤耐性 (AMR) への対応 44, 47, 48

ゆ

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ... 2, 44, 45,
 67, 101, 147

よ

良い統治 >> グッドガバナンス

り

リプロダクティブ・ヘルス 54, 138

A

ABE イニシアティブ 114
 ADB >> アジア開発銀行
 AfDF >> アフリカ開発基金
 AfT >> 貿易のための援助
 AMIS >> 農業市場情報システム
 APEC >> アジア太平洋経済協力

APT >> アジア・太平洋電気通信共同体
 ASEAN >> 東南アジア諸国連合
 ASEAN防災人道支援調整センター (AHA センター) ... 36
 ASEAN連結性マスタープラン 73, 75
 ASEAN連結性マスタープラン2025 73, 75
 AU >> アフリカ連合
 AUN/SEED-Net >> アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

BEPS 15, 16
 BHN >> 基礎生活分野
 BIG-B構想 (ベンガル湾産業成長地帯構想) 79
 BOPビジネス 62, 107, 108

C

CAADP (包括的アフリカ農業開発プログラム) 67
 CARD >> アフリカ稲作振興のための共同体
 CARICOM >> カリブ共同体
 CEAPAD (パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合)
 98, 99, 140
 CGIAR >> 国際農業研究協議グループ

D

DAC >> 経済協力開発機構開発援助委員会
 DDR >> 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

E

EFA >> 万人のための教育
 EITI >> 採取産業透明性イニシアティブ
 EPA >> 経済連携協定
 ESD >> 持続可能な開発のための教育

F

FAO >> 国連食糧農業機関
 FTI >> ファスト・トラック・イニシアティブ

G

G7伊勢志摩サミット 13, 37, 44, 46, 47, 74, 79,
 97, 107
 G7エルマウ・サミット 66
 G7シャルルボワ・サミット 54, 60, 140
 G8キャンプ・デービッド・サミット 69
 G8九州・沖縄サミット 48

G8グレンイーグルズ・サミット …………… 23
 G8ラクイラ・サミット …………… 66, 69
 Gaviワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance) …………… 45, 49
 GCF ≫ 緑の気候基金
 GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ
 GPEDC ≫ 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ
 GSP ≫ 一般特惠関税制度

H

HIPCs ≫ 重債務貧困国

I

IAEA ≫ 国際原子力機関
 ICRC ≫ 赤十字国際委員会
 ICT ≫ 情報通信技術
 IDA ≫ 国際開発協会
 IDB ≫ 米州開発銀行
 IFAD ≫ 国際農業開発基金
 ILO ≫ 国際労働機関
 IMF ≫ 国際通貨基金
 IMO ≫ 国際海事機関
 IOM ≫ 国際移住機関
 IPPF ≫ 国際家族計画連盟
 ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式
 ITU ≫ 国際電気通信連合

J

JBIC ≫ 国際協力銀行
 JCM ≫ 二国間オフセット・クレジット制度
 JICA ≫ 国際協力機構
 JICA ボランティア (JICA 海外協力隊) …… 58, 106, 108, 109, 118, 151, 159
 JOCV ≫ 青年海外協力隊
 JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム
 JPO (ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー) … 3, 31, 122, 123

L

LDCs ≫ 後発開発途上国

M

MDGs ≫ ミレニアム開発目標

N

NDC ≫ 自国が決定する貢献
 NEXI ≫ 日本貿易保険
 NERICA ≫ ネリカ
 NGO (非政府組織) …… 3, 22, 29, 31, 33, 36, 38, 42, 43, 45, 49, 51, 52, 55, 56, 57, 58, 69, 70, 98, 104, 106, 108, 110, 111, 112, 117, 118, 120, 121, 122, 123, 124, 126, 143, 145, 150, 151, 152
 NGO インターン・プログラム …………… 111
 NGO 海外スタディ・プログラム …………… 111
 NGO 事業補助金 …………… 111
 NGO 相談員制度 …………… 111
 NGO・外務省定期協議会 …………… 112
 NGO 研究会 …………… 112
 NGO・在外ODA協議会 …………… 112
 NGO-JICA協議会 …………… 112
 NGO-JICA ジャパンデスク …………… 112
 NJPPP ≫ 栄養改善事業推進プラットフォーム

O

ODA 出前講座 …………… 118
 ODAに関する有識者懇談会 …… 3, 126, 140, 141, 142
 ODA 評価 …………… 125
 ODA 見える化サイト …………… 117
 ODA を活用した官民連携 (PPP : Public-Private Partnership) …………… 104, 106, 161
 OECD 開発センター …………… 13, 116, 139, 141
 OECD-DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
 OECD/G20 BEPS プロジェクト …………… 15, 16
 OIE ≫ 国際獣疫事務局
 OOF ≫ その他の公的資金

P

PALM ≫ 太平洋・島サミット
 PDCA サイクル …………… 125
 PEF ≫ パンデミック緊急ファシリティ
 PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
 PKO ≫ 国連平和維持活動
 PPP ≫ 官民連携
 PPP インフラ事業 ≫ 協力準備調査
 PRSP ≫ 貧困削減戦略文書

S

SATREPS ≫ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

SDGs ≫ 持続可能な開発目標
SDGsビジネス 106
SHEP ≫ 小規模園芸農民組織強化計画
SICA ≫ 中米統合機構
SPREP ≫ 太平洋地域環境計画

T

TFA ≫ 貿易の円滑化に関する協定
TICAD ≫ アフリカ開発会議

U

UHC ≫ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UN Women 54
UNAFEI ≫ 国連アジア極東犯罪防止研修所
UNDP ≫ 国連開発計画
UNESCO ≫ 国連教育科学文化機関
UNFPA ≫ 国連人口基金
UNHCR ≫ 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF ≫ 国連児童基金
UNIDO ≫ 国連工業開発機関
UNODC ≫ 国連薬物犯罪事務所
UNRWA ≫ 国連パレスチナ難民救済事業機関

W

We-Fi ≫ 女性起業家資金イニシアティブ
WFP ≫ 国連世界食糧計画
WHO ≫ 世界保健機関
WTO ≫ 世界貿易機関

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

開発協力参考資料集はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html>

ODAの受取国別の情報については、
「政府開発援助(ODA)国別データブック」をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html>

ODA評価の情報については、次の外務省ホームページからご覧になれます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

2018年版開発協力白書 日本国際協力

平成31年4月12日 発行

定価は表紙に表示してあります。

編 集 外 務 省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電 話 (03) 3580-3311 (代表)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

発 行 日経印刷株式会社
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋2-15-5
電 話 (03) 6758-1011

発 売 全国官報販売協同組合
〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-4-1
電 話 (03) 5512-7400

©2019 Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えます。

ISBN978-4-86579-158-7

ISBN978-4-86579-158-7

C0031 ¥2200E



9784865791587

定価(本体 2,200円+税)



1920031022002

2018年版 開発協力白書

日本の国際協力

